IFRS Sustainability

2026年3月

公開草案

SASB® スタンダード

「『SASBスタンダード』及び『IFRS S2号産業別ガイダンス』に対する修正案」

コメント期限：2026 年 7 月 24 日

国際サステナビリティ基準審議会

SASB/ED/2026/1

SSBJ FASF

公開草案

「『SASBスタンダード』及び『IFRS S2号産業別ガイダンス』に対する修正案」

Exposure Draft SASB/ED/2026/1 is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB).

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2026 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or by visiting our shop at https://shop.ifrs.org.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.

IFRS®

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world including 'FSA®', the 'Hexagon Device' logo®, 'IAS®', 'IASB®', 'IFRIC®', 'IFRS®', the 'IFRS®' logo, 'IFRS for SMEs®', 'ISSB®', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'International Financial Reporting Standards Foundation®', 'IFRS Foundation®', 'NIIF®', 'SASB®', 'SIC®', 'SICS®', and 'Sustainable Industry Classification System®'. Further details of the IFRS Foundation's trade marks are available from the IFRS Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

「『SASBスタンダード』及び『IFRS S2号産業別ガイダンス』に対する修正案」

公開草案 SASB/ED/2026/1 は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表したものである。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、ISSB 及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む。）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© IFRS 財団 2026

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

ISSB の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ https://shop.ifrs.org への訪問により、当財団から注文することができる。

本書に含まれる公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会の承認は受けていない。日本語訳は IFRS 財団の著作物である。

IFRS®

IFRS財団は世界中で登録された商標を有しており、これには、'FSA®'、Hexagon Device®ロゴ、'IAS®'、'IASB®'、'IFRIC®'、'IFRS®'、IFRS®ロゴ、'IFRS for SMEs®'、'ISSB®'、'International Accounting Standards®'、'International Financial Reporting Standards®'、'International Financial Reporting Standards Foundation®'、'IFRS Foundation®'、'NIIF®'、'SASB®'、'SIC®'、'SICS®'及び'Sustainable Industry Classification System®'が含まれている。IFRS 財団の商標の詳細については、請求に応じてIFRS 財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目　次

	開始ページ
はじめに	**5**
コメント募集	**7**
「農産物」の「SASB スタンダード」に対する修正案	**22**
「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」に対する修正案	**81**
「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」に対する修正案	**146**
「SASB スタンダード」の修正案により生じる「IFRS S2 号産業別ガイダンス」に対する結果的修正案	**222**
ISSB による公開草案「『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する修正案」（2026 年 3 月公表）の承認	**223**
付録 A－ISSB が結果的修正の対象とすることを提案する「IFRS S2 号産業別ガイダンス」における指標	**224**

はじめに

ISSB はなぜ本公開草案を公表しているのか

IN1　2024 年から 2026 年の作業計画の一部として、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（IFRS S1 号）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（IFRS S2 号）を適用する企業に対して、適時の支援を行うために、「SASB スタンダード」を向上させる。

IN2　「SASB スタンダード」は、IFRS S1 号を適用する企業のための重要な（important）ガイダンスの情報源である。「SASB スタンダード」は、具体的な「IFRS サステナビリティ開示基準」が存在しない場合に、企業が意思決定に有用で比較可能な開示を作成することを支援するものである。

IN3　「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」（「IFRS S2 号産業別ガイダンス」）は、「SASB スタンダード」から派生している。ISSB は、IFRS S2 号を公表した際、2 つの資料間の整合性を維持するために、「SASB スタンダード」の気候関連の内容を修正した。したがって、「IFRS S2 号産業別ガイダンス」は、「SASB スタンダード」における気候関連の内容と大部分が同一である[1]。

IN4　本公開草案は、「SASB スタンダード」における気候関連の内容（これは「IFRS S2 号産業別ガイダンス」にも含まれる。）に対する修正案を含んでいる。ISSB は、「IFRS S2 号産業別ガイダンス」と「SASB スタンダード」との間の整合性を維持するために、「IFRS S2 号産業別ガイダンス」に結果的修正を行うことを提案している。

本公開草案における提案の要約

IN5　本公開草案は、ISSB が優先して包括的な見直しを行うこととした 3 つの「SASB スタンダード」の修正案を示している。

(a) 「農産物」の「SASBスタンダード」

(b) 「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」

(c) 「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」

IN6　本公開草案は、2024 年 7 月に ISSB が決定した 12 の優先される「SASB スタンダード」の修正を提案するプロジェクトの作業範囲の一部である。2025 年 7 月、ISSB は、他の 9 つの「SASB スタンダード」の修正案を定めた公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」（2025 年 7 月公開草案）を公表した[2]。本公開草案の提案は、「2025 年 7 月公開草案」の提案と整合的である。「結論の根拠」の付録 B は、本公開草案のどの指標が「2025 年 7 月公開草案」で提案された類似した指標又は同一の指標を基礎としているかを示している。

IN7　本プロジェクトの目的は、「SASB スタンダード」の適時の向上を通じて、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の高品質な導入を支援することである。これは、次のことに焦点を当てている。

(a) 国際的な適用可能性の一層の向上

(i) 産業のグルーピング（企業を適切に表現し、新興市場及び発展途上国におけるバリュー・チェーンを反映することの向上を含む。）

(ii) それらの産業のグルーピングにおける開示トピック

[1] 「SASB スタンダード」の気候関連の内容は、「IFRS S2 の適用に関する産業別ガイダンス」と同一であるが、「SASB スタンダード」にはファイナンスド・エミッションのトピックも含まれている（これは IFRS S2 号の付録 B の適用ガイダンスに含まれている。）。

[2] 2025 年 7 月公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」は、https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/enhancing-the-sasb-standards/sasb-ed-2025-1-proposed-amendments.pdf で利用可能である。

(iii) 指標及びこれを支える技術的プロトコル[3]

(b) 資本市場のニーズに応えるためのサステナビリティ関連開示のグローバル・ベースラインとなるように、投資者のニーズに焦点を当てることを維持しながら、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を改善させる機会を探求する。

(c) 「SASB スタンダード」の向上を自然及び人的資本といったトピックに関する ISSB のプロジェクトと整合させ、本公開草案に対するフィードバックがこれらのリサーチ・プロジェクトへインプットを提供することが可能となるように、自然及び人的資本に関連する「SASB スタンダード」における開示トピック及び指標を修正する機会を探求する。

(d) 「SASB スタンダード」における概念及び言葉遣い（language）と「IFRS サステナビリティ開示基準」のそれらを整合させる一層の機会を探求する。

IN8 修正案はまた、作成者にとっての「SASB スタンダード」の明瞭性、簡潔性及び費用対効果を向上させることを意図している。

IN9 「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対する結果的修正は、3つの優先される「SASBスタンダード」に対応する「IFRS S2号産業別ガイダンス」の3つの巻（volume）における気候関連の内容と整合させている。付録Aは、影響を受ける「IFRS S2号産業別ガイダンス」の指標を示している。

本公開草案に適用されるデュー・プロセスの規定

IN10 ISSBは、「SASBスタンダード」の改訂を提案する本公開草案を2026年2月に承認（ratify）した。「IFRSサステナビリティ開示基準」に適用されるデュー・プロセスと整合的に、コメント・レター及び修正案に関する回答は、IFRS財団のウェブサイトに掲載される予定である。

IN11 本公開草案における「SASBスタンダード」の修正に適用されるデュー・プロセスは、「2025年7月公開草案」に対するものと同一である。したがって、本公開草案の開発に用いられたデュー・プロセスに関する詳細な情報は、「2025年7月公開草案」における「結論の根拠」のBC22項からBC26項に記載されている[4]。

IN12 「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対する結果的修正案は、ISSBによって2026年2月に承認された。

修正案はいつ発効するのか

IN13 ISSBは、「SASBスタンダード」及び「IFRS S2号産業別ガイダンス」の修正の発効日を修正の公表後12か月から18か月の間に設定したうえで、早期適用を容認することを提案している。

IN14 ISSB は、修正案に関するフィードバックを検討後、修正の発効日を決定する予定である。

今後の予定

IN15 ISSBは、本公開草案に関するフィードバックを議論し、3つの優先される「SASBスタンダード」及び関連する「IFRS S2号産業別ガイダンス」を修正するかどうか、また修正する場合にはどのように修正するかを決定する予定である。

[3] 「SASB スタンダード」における「指標」という用語は、開示事項の記述に用いられ、定性的情報及び定量的情報を包含する。

[4] 「2025 年 7 月公開草案」に関する「結論の根拠」は、https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/enhancing-the-sasb-standards/sasb-ed-2025-1-bc-proposed-amendments.pdf で利用可能である。

コメント募集

ISSBは、本公開草案における提案、特に本セクションで示された質問に関するコメントを募集する。

「2025年7月公開草案」には、「SASBスタンダード」の向上に関するプロジェクトについて、より広範な質問が含まれており、これには次の質問が含まれていた。

(a) 「SASB スタンダード」の向上に関するプロジェクトの目的（「2025 年 7 月公開草案」の質問 1）

(b) 他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を向上させるために ISSB が提案したアプローチ（「2025 年 7 月公開草案」の質問 2）

(c) ISSB が「SASB スタンダード」における気候関連の内容を修正すべきかどうか（「2025 年 7 月公開草案」の質問 3）。

(d) 修正案を含む「SASB スタンダード」は、企業が、自然関連及び人的資本関連のリスク及び機会について、意思決定に有用な情報を一般目的財務報告書の主要な利用者に提供することを可能にしているか（「2025 年 7 月公開草案」の質問 4）。

「2025年7月公開草案」に回答しなかった利害関係者のために、ISSBは、本公開草案に同様の質問を含めている。しかし、「2025年7月公開草案」に対応し、これらの質問にすでに回答を提供した利害関係者は、これらに対する回答を繰り返す必要はない。

ISSBは、利害関係者がオンライン調査を利用してコメントを提出することを推奨している。コメントは、次のようなものである場合に最も有用である。

(a) 記載された質問に回答している。

(b) 「SASB スタンダード」のどの部分（例えば、開示トピック名又は指標コード）に関連するかを具体的に示している。

(c) 明確な根拠を含んでいる。

(d) 特定の開示の作成に関する関連性、意思決定有用性又はコストに影響を与え得る法域固有の考慮事項を識別している。

(e) 提案における文言のうち、不明確であるか、翻訳が困難となるであろうものを識別している。

(f) 該当がある場合には、ISSB が検討すべき代替的アプローチを含んでいる。

コメント提出者は、本コメント募集のすべての質問に回答する必要はない。

コメント提出者への質問

質問1－「農産物」の「SASBスタンダード」

本公開草案は、「農産物」の「SASBスタンダード」を向上させる提案を含んでおり、当該提案は、「SASBスタンダード」によって「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用する企業が意思決定に有用な情報を一般目的財務報告書の利用者[5]に提供できるようになっていることを確実にすることに焦点を当てている。提供される情報によって、当該産業における企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を利用者が理解できるようになるはずである。

ISSBは、本公開草案の修正案及び「農産物」の「SASBスタンダード」全体に関するフィードバックに関心がある。ISSBは特に、修正案が作成者にとって費用対効果がある方法で一般目的財務報告書の利用者のニーズを満たす「SASBスタンダード」になっているかどうかに関するフィードバックに関心がある。

ISSBは次のことを提案している。

- 「農産物」の産業の説明を見直す。
- 「Sustainable Industry Classification System®」（SICS）において「農産物」に分類される範囲を拡大し、直接農場事業を含める。
- 1つの活動指標FB-AG-000.Aを見直し、活動指標FB-AG-000.C及びFB-AG-000.Dを削除し、労働力（workforce）の構成に関連する2つの活動指標を追加する。
- 「温室効果ガス排出」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
- 「エネルギー管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
- 「水管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標FB-AG-140a.3を削除し、新指標FB-AG-140a.4「(1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量」を追加する。
- 「食品ロス及び食品廃棄物」の開示トピック及びそれに関連する次の2つの指標を追加する。
  - FB-AG-150a.1「(1)発生した食品ロスの総量及び(2)転用した量」
  - FB-AG-150a.2「バリュー・チェーンを通じた、食品ロス及び食品廃棄物に関連する機会に対処するための戦略の記述」
- 「土地利用及び生態系へのインパクト」の開示トピック及びそれに関連する次の6つの指標を追加する。
  - FB-AG-160a.1「(1)事業の空間フットプリント合計、(2) 撹乱された地域及び(3)復元された地域」
  - FB-AG-160a.2「環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合」
  - FB-AG-160a.3「持続可能な方法で管理されている土地の製品別の総面積」
  - FB-AG-160a.4「森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
  - FB-AG-160a.5「自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品」
  - FB-AG-160a.6「直接農場事業において環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入す

[5] 本書では、「利用者」を、「一般目的財務報告書の利用者」及び「投資者」を意味する一般的な用語として用いる。「一般目的財務報告書の主要な利用者」の定義については、IFRS S1 号の付録 A を参照のこと。

るための戦略の記述」

- 「食品の安全性」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標FB-AG-250a.1及び指標FB-AG-250a.2を削除し、次の2つの指標を追加する。
  - FB-AG-250a.4「(1)自社の事業及び(2)仲介者について国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量の割合」
  - FB-AG-250a.5「バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続」
- 「労働条件」の開示トピック及びそれに関連する指標FB-AG-310a.1「直接事業における労働条件（強制労働及び児童労働を含む。）を管理するためのプロセス、統制及び手続」を追加する。
- 「労働力（workforce）の健康及び安全」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
- 「GMO管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を削除する。
- 「原材料のサプライ・チェーンが環境及び社会に与えるインパクト」及び「原材料調達」の開示トピック及びそれに関連するすべての指標を削除し、これらを「環境サプライ・チェーン管理」及び「社会サプライ・チェーン管理」の新たな開示トピックに置き換える。
- 提案されている「環境サプライ・チェーン管理」の開示トピックについて次の3つの指標を追加する。
  - FB-AG-430c.1「森林破壊又は転換がないと決定された、調達した農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
  - FB-AG-430c.2「サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される農産物」
  - FB-AG-430c.3「サプライ・チェーンにおいて環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述」
- 提案されている「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピックについて次の3つの指標を追加する。
  - FB-AG-430d.1「サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）」
  - FB-AG-430d.2「サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達した農産物の割合」
  - FB-AG-430d.3「過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述」

「結論の根拠」におけるBC51項からBC102項は、これらの提案に関するISSBの根拠を示している。

(a) 提案されている「農産物」の産業の説明に同意するか。この産業の企業の事業活動を正確に記述しているか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) この産業分類に含まれる活動の範囲に直接農場事業を含めるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(c) 提案されている産業の説明により、当該産業分類における企業の対象範囲が、直接農場事業を行う企業、農場から製品を調達する企業（例えば、委託農家、契約農家及び協同組合を含む。）、及びその両方を行う企業を含むことが明確になっていることに同意するか、またその理由は何か。

(d) 提案されている「農産物」の「SASB スタンダード」における開示トピックは、この産業の企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を正確に識別していることに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理

由は何か。

(e) 「農産物」の「SASBスタンダード」における提案されている指標及び技術的プロトコルは、企業が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を主要な利用者に提供することを支援することに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。

(f) 「環境サプライ・チェーン管理」及び「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピックにおいて提案されている指標は、サプライ・チェーンにおけるサステナビリティ関連のリスク及び機会（例えば、土壌の健全性や水不足など）について、主要な利用者にニーズのある情報を費用対効果の高い形で開示することを支援することに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。

(g) 本提案が、「農産物」の「SASBスタンダード」の国際的な適用可能性を改善させ、法域にかかわらず、この産業の企業からの有用な情報の開示につながることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(h) 修正案が、「農産物」の「SASBスタンダード」と他のサステナビリティ関連の基準又はフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を向上させることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。（ISSBが、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の見通しに与える影響について投資者に重要性がある（material）情報を提供することに焦点を当てていることに留意すること。）

(i) 「農産物」の「SASBスタンダード」において提案されている指標で、「結論の根拠」のBC47項からBC48項に記載されている特定のプロポーショナリティのメカニズムの導入により便益を得ることになる指標はあるか。もしある場合は、どのような指標がそのようなメカニズムの導入により便益を得ることができると考えるか、またその理由は何か。

質問2－「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」

本公開草案は、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」を向上させる提案を含んでおり、当該提案は、「SASBスタンダード」によって「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用する企業が意思決定に有用な情報を一般目的財務報告書の利用者に提供できるようになっていることを確実にすることに焦点を当てている。提供される情報によって、当該産業における企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を利用者が理解できるようになるはずである。

ISSBは、本公開草案の修正案及び「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」全体に関するフィードバックに関心がある。ISSBは特に、修正案が作成者にとって費用対効果がある方法で一般目的財務報告書の利用者のニーズを満たす「SASBスタンダード」となっているかどうかに関するフィードバックに関心がある。

ISSBは次のことを提案している。

- 「食肉、家禽及び乳製品」の産業の説明を見直す。
- 活動指標FB-MP-000.Bを見直し、労働力（workforce）の構成に関連する2つの活動指標を追加する。
- 「温室効果ガス排出」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
- 「エネルギー管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
- 「水管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標FB-MP-140a.3を削除し、新指標FB-MP-140a.4「(1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量」を追加する。
- 「土地利用及び生態系へのインパクト」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標FB-MP-160a.1及び指標FB-MP-160a.2を削除し、次の5つの指標を追加する。
    - FB-MP-160a.5「(1)事業の空間フットプリント合計、(2)撹乱された地域及び(3)復元された地域」
    - FB-MP-160a.6「環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合」
    - FB-MP-160a.7「森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された家畜の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
    - FB-MP-160a.8「自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品」
    - FB-MP-160a.9「文書化された養分管理計画を導入し維持する直接農場事業からの家畜生産の割合」
- 「食品の安全性」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標FB-MP-250a.1及び指標FB-MP-250a.2を削除し、次の2つの新指標を追加する。
    - FB-MP.250a.5「(1)自社の事業及び(2)コパッキング事業について国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量の割合」
    - FB-MP-250a.6「バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続」
- 「動物生産における抗生物質の使用」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
- 「労働力（workforce）の健康及び安全」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
- 「動物の飼育及び福祉」の開示トピック及びそれに関連する指標を、開示トピックの名称を「動物の健康及び福祉」に変更することを含めて見直し、指標FB-MP-410a.1及び指標FB-MP-410a.2を削除し、次の2つの指標を追加する。

- FB-MP-410a.4「目標、手続及びバリュー・チェーンの統合を含む、動物福祉戦略の記述」
- FB-MP-410a.5「疾病管理の戦略を含む、バイオセキュリティに関連するリスク及び機会の記述」

- 「製品イノベーション」の開示トピック及びそれに関連する指標FB-MP-410b.1「サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための食品製品におけるイノベーションの使用」を追加する。
- 「アニマル・サプライチェーンの環境及び社会へのインパクト」及び「動物及び飼料の調達」の開示トピック及びそれに関連するすべての指標を削除し、これらを「環境サプライ・チェーン管理」及び「社会サプライ・チェーン管理」の新たな開示トピックに置き換える。
- 提案されている「環境サプライ・チェーン管理」の開示トピックについて次の4つの指標を追加する。
  - FB-MP-430b.1「森林破壊又は転換がないと決定された、調達した(1)家畜及び(2)家畜飼料の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
  - FB-MP-430b.2「サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される家畜及び家畜飼料」
  - FB-MP-430b.3「文書化された養分管理計画を導入し維持する農場から調達した家畜の割合」
  - FB-MP-430b.4「集中家畜飼養事業から調達した動物性タンパク質の割合」
- 提案されている「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピックについて次の3つの指標を追加する。
  - FB-MP-430c.1「サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）」
  - FB-MP-430c.2「サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達した家畜飼料の割合」
  - FB-MP-430c.3「過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述」

「結論の根拠」におけるBC103項からBC137項は、これらの提案に関するISSBの根拠を示している。

(a) 提案されている「食肉、家禽及び乳製品」の産業の説明に同意するか。この産業の企業の事業活動を正確に記述しているか。産業分類に含まれる活動の範囲に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 提案されている「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」における開示トピックは、この産業の企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を正確に識別していることに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。

(c) 「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」における提案されている指標及び技術的プロトコルは、企業が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を主要な利用者に提供することを支援することに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。

(d) 「環境サプライ・チェーン管理」及び「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピックにおいて提案されている指標は、サプライ・チェーンにおけるサステナビリティ関連のリスク及び機会（例えば、土壌の健全性や水不足など）について、主要な利用者にニーズのある情報を費用対効果の高い形で開示することを支援することに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。

(e) 修正案が、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」の国際的な適用可能性を改善させ、法域にかかわらず、この産業の企業からの有用な情報の開示につながることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(f) 修正案が、「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」と他のサステナビリティ関連の基準又はフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を向上させることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。（ISSBが、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の見通しに与える影響について投資者に重要性がある（material）情報を提供することに焦点を当てていることに留意すること。）。

(g) 「食肉、家禽及び乳製品」の「SASBスタンダード」において提案されている指標で、「結論の根拠」のBC47項からBC48項に記載されている特定のプロポーショナリティのメカニズムの導入により便益を得ることになる指標はあるか。もしある場合は、どのような指標がそのようなメカニズムの導入により便益を得ることができると考えるか、またその理由は何か。

質問3－「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」

本公開草案は、「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」を向上させる提案を含んでおり、当該提案は、「SASBスタンダード」によって「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用する企業が意思決定に有用な情報を一般目的財務報告書の利用者に提供できるようになっていることを確実にすることに焦点を当てている。提供される情報によって、当該産業における企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を利用者が理解できるようになるはずである。

ISSBは、本公開草案の修正案及び「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」全体に関するフィードバックに関心がある。ISSBは特に、修正案が作成者にとって費用対効果がある方法で一般目的財務報告書の利用者のニーズを満たす「SASBスタンダード」になっているかどうかに関連するフィードバックに関心がある。

ISSBは次のことを提案している。

- 「電気事業者及び発電事業者」の産業の説明を見直す。
- 活動指標IF-EU-000.Dを見直し、労働力（workforce）の構成に関連する2つの活動指標を追加する。
- 「温室効果ガス排出及びエネルギー資源の計画」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標IF-EU-110a.3を削除し、次の3つの新指標を追加する。
    - IF-EU-110a.5「(1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された設備容量」
    - IF-EU-110a.6「(1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された計画容量」
    - IF-EU-110a.7「気候関連の移行リスク及び機会が資本戦略及び投資にどのように影響を与える（influence）かの記述」
- 「大気質」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直す。
- 「水管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標IF-EU-140a.2を削除し、新指標IF-EU-140a.4「(1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量」を追加する。
- 「石炭灰管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を、開示トピックの名称を「有害廃棄物管理」に変更することを含めて見直し、指標IF-EU-150a.1及び指標IF-EU-150a.3を削除し、次の3つの指標を追加する。
    - IF-EU-150a.4「(1)発生した有害廃棄物、(2)貯蔵された有害廃棄物及び(3)リサイクルした有害廃棄物」
    - IF-EU-150a.5「有害廃棄物管理に関連する重大な（significant）事案の数」
    - IF-EU-150a.6「アクティブな及びアクティブでない事業についての有害廃棄物の管理方針及び手続」
- 「生態系へのインパクト」の開示トピック及びそれに関連する次の3つの指標を追加する。
    - IF-EU-160a.1「(1)事業の空間フットプリント合計、(2)撹乱された地域及び(3)復元された地域」
    - IF-EU-160a.2「環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合」
    - IF-EU-160a.3「事業施設に関する環境管理方針及び実務の記述」
- 「コミュニティとの関係及び先住民族の権利」の開示トピック及びそれに関連する次の4つの指標を追加する。

- IF-EU-210a.1「コミュニティの権利及び利益に関連するリスク及び機会を管理するために用いるプロセス」
- IF-EU-210a.2「(1)非技術的な遅延の数及び(2)総停止日数」
- IF-EU-210a.3「先住民族の土地又はその周辺の事業の割合」
- IF-EU-210a.4「先住民族の権利の支持に関連する、対話プロセス及びデュー・デリジェンスの実務についての記述」

- 「エネルギーの入手可能性（affordability）」の開示トピックを見直し、指標IF-EU-240a.1、IF-EU-240a.3及びIF-EU-240a.4を削除し、次の2つの新指標を追加する。
  - IF-EU-240a.5「エネルギーの入手可能性（affordability）に関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述」
  - IF-EU-240a.6「(a)家庭用、(b)商業用及び(c)工業用の参加者に分解された、エネルギーの入手可能性（affordability）に関連する活動又はプログラムへの(1)アクティブな参加者の数及び(2)適格参加者の数」
- 「労働力（workforce）の健康及び安全」の開示トピック及びそれに関連する指標を見直し、指標IF-EU-320a.2「安全な労働環境を醸成するために用いる管理システムの記述」を追加する。
- 「従業員の採用、育成及び維持」の開示トピック及びそれに関連する次の2つの指標を追加する。
  - IF-EU-330a.1「従業員の採用、育成及び維持に関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述」
  - IF-EU-330a.2「(a)すべての従業員及び(b)スキル不足の職業カテゴリーについての(1)自主的な及び(2)自主的ではない（involuntary）従業員離職率」
- 「最終用途効率及び需要」の開示トピック及びそれに関連する指標を、開示トピックの名称を「デマンドサイド・マネジメント」に変更することを含めて見直し、指標IF-EU-420a.2及びIF-EU-420a.3を削除し、次の3つの指標を追加する。
  - IF-EU-420a.4「デマンドサイド・マネジメントに関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」
  - IF-EU-420a.5「(a)家庭用、(b)商業用及び(c)工業用の参加者に分解された、デマンドサイド・マネジメントに関連する活動又はプログラムへの(1)アクティブな参加者の数及び(2)適格参加者の数」
  - IF-EU-420a.6「デマンドサイド・マネジメント戦略によるピーク需要の節約量」
- 「サプライ・チェーン管理」の開示トピック及びそれに関連する次の2つの指標を追加する。
  - IF-EU-430a.1「サステナビリティ関連の問題から生じるサプライ・チェーン・リスクの管理プロセスの記述」
  - IF-EU-430a.2「過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述」
- 「原子力安全及び危機管理」の開示トピック及びそれに関連する指標を、開示トピックの名称を「重大な（critical）事案のリスク管理」に変更することを含めて見直し、指標IF-EU-540a.2を削除し、指標IF-EU-540a.3「深刻な（serious）事故を識別し軽減するために用いる管理システムの記述」を追加する。
- 「グリッドのレジリエンス」の開示トピック及びそれに関連する指標を、開示トピックの名称を「事業上のレジリエンス及びシステムの信頼性」に変更することを含めて見直し、次の3つの指標を追加する。

- IF-EU-550a.3「発電用の資産の平均利用可能係数」
- IF-EU-550a.4「産業用の資産の種類別及び気候関連の物理的リスク別に分解された、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な（vulnerable）資産の数値及び割合」
- IF-EU-550a.5「事業上のレジリエンス及びシステムの信頼性に関連するリスク及び機会を管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）」

「結論の根拠」におけるBC138項からBC195項は、これらの提案に関するISSBの根拠を示している。

(a) 提案されている「電気事業者及び発電事業者」の産業の説明に同意するか。この産業の企業の事業活動を正確に記述しているか。産業分類に含まれる活動の範囲に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 提案されている「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」における開示トピックは、この産業の企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を正確に識別していることに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。

(c) 「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」における提案されている指標及び技術的プロトコルは、企業が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を主要な利用者に提供することを支援することに同意するか。同意しない場合、代わりに何を提案するか、またその理由は何か。

(d) 修正案が、「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」の国際的な適用可能性を改善させ、法域にかかわらず、この産業の企業からの有用な情報の開示につながることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(e) 修正案が、「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」と他のサステナビリティ関連の基準又はフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を向上させることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。（ISSBが、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の見通しに与える影響について投資者に重要性がある（material）情報を提供することに焦点を当てていることに留意すること。）。

(f) 「電気事業者及び発電事業者」の「SASBスタンダード」において提案されている指標で、「結論の根拠」のBC47項からBC48項に記載されている特定のプロポーショナリティのメカニズムの導入により便益を得ることになる指標はあるか。もしある場合は、どのような指標がそのようなメカニズムの導入により便益を得ることができると考えるか、またその理由は何か。

質問4－「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対する結果的修正

ISSBは、「SASBスタンダード」を修正する際、「IFRS S2号産業別ガイダンス」と「SASBスタンダード」の気候関連の内容との間の整合性を維持するために、「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対して結果的修正を行うことを提案している。

この提案の根拠は、「結論の根拠」のBC196項からBC197項に示している。

本公開草案で示されているように、ISSBが「SASBスタンダード」を修正する際に、「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対して結果的修正を行うべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問5－「IFRSサステナビリティ開示基準」との関係

「SASBスタンダード」の修正案は、企業が「SASBスタンダード」と「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用するとの前提に基づき起草されている。

「結論の根拠」のBC40項からBC46項では、ISSBがこのアプローチを採用した理由が説明されている。

(a) 「IFRSサステナビリティ開示基準」の内容に関連して「SASBスタンダード」を修正するというISSBのアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 「SASBスタンダード」及び「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用する作成者にとって、両者の内容の関係は十分に明確であることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問6－発効日

ISSBは、本修正の発効日を修正の公表後12か月から18か月の間に設定したうえで、早期適用を容認することを提案している。

この提案の根拠は、「結論の根拠」のBC198項からBC199項に示している。

修正の発効日を設定したうえで、早期適用を容認するというアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

2025 年 7 月公開草案に回答しなかったコメント提出者への質問

質問 7－目的

ISSB は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用する企業に対して適時の支援を行う目的で、「SASB スタンダード」の修正を提案している。修正案は、企業が「IFRS サステナビリティ開示基準」と並行して「SASB スタンダード」を適用するとの仮定のもとに起草された。この仮定は、「SASB スタンダード」が引き続き的を絞ったものであり、比例的（proportionate）なものであることを可能にし、IFRS S1 号及び IFRS S2 号にすでに含まれている要求事項の不要な重複を回避することを可能にする。修正案の目的は次のとおりである。

- 国際的な適用可能性の一層の向上
    - 産業のグルーピング（新興市場及び発展途上国におけるバリュー・チェーンを反映することを含む。）
    - それらの産業のグルーピングにおける開示トピック
    - 指標及びこれを支える技術的プロトコル
- 資本市場のニーズに応えるためのサステナビリティ関連開示のグローバル・ベースラインとなるように、投資者のニーズに引き続き焦点を当てることを確実にしながら、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を向上させる。
- 「SASB スタンダード」の向上を、自然及び人的資本といったトピックに関する ISSB のプロジェクトと整合させ、本公開草案に対するフィードバックがこれらのプロジェクトへのインプットを提供することが可能となるように、自然及び人的資本に関連する「SASB スタンダード」における開示トピック及び指標を修正する。
- 「SASB スタンダード」と「IFRS サステナビリティ開示基準」における言葉遣い（language）と概念を整合させる。

(a) 「SASB スタンダード」の修正案の目的、及び焦点を当てる関連する領域に同意するか。

(b) 修正案はこの目的を満たしているか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 8－他の基準及びフレームワークとの相互運用可能性の向上

「SASB スタンダード」に対する必要な修正を検討するにあたり、ISSB は、「グローバル・レポーティング・イニシアティブ」（GRI）及び「欧州サステナビリティ報告基準」の基準及びフレームワーク、「自然関連財務開示タスクフォース」（TNFD）が公表したガイダンスなど、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークと「SASB スタンダード」との相互運用可能性及び整合性を向上させるような考えられる修正を識別した。

「結論の根拠」の BC26 項から BC34 項は、相互運用可能性を改善し、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの整合をとるために採用されたアプローチについて説明している。「結論の根拠」の「付録 A」は、一般目的財務報告書の主要な利用者のニーズに焦点を当てることを維持しつつ、「GRI スタンダード」との相互運用可能性及び TNFD 開示提言との整合性を向上させるような一部の修正案のリストを提供している。

(a) 他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を向上させるためのアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 3 つの優先産業に対する修正案及び他の「SASB スタンダード」に対する的を絞った修正案は、相互運用可能性の改善をもたらし、その結果、開示された情報の主要な利用者にとっての意思決定有用性及び作成者にとっての費用対効果を改善させる目的を達成することになることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(c) 情報に関する意思決定有用性と費用対効果を改善させるという目的を達成しつつ、開示トピック又は指標の相互運用可能性及び整合性を一層向上させることは可能か。どのような修正を提案するか、またその理由は何か。

質問9－「SASBスタンダード」における気候関連の内容の修正

ISSBは、3つの優先産業を包括的に向上させることを提案しており、それには優先産業における気候関連の内容も含まれる。修正案は、作成者が気候関連のリスク及び機会を識別することを支援し、これらのリスク及び機会に関する産業固有の情報について意思決定有用性を向上させることを意図している。

(a) 本公開草案で提案したとおり、ISSBが、優先産業の「SASBスタンダード」における気候関連の内容の修正を行うべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) 修正案が、気候関連のリスク及び機会に関する産業固有の情報について意思決定有用性を向上させることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(c) 修正案が、「SASBスタンダード」と「IFRS S2号産業別ガイダンス」における気候関連の内容がIFRS S2号の要求事項とどのように関連するのかについて、一層明確化していることに同意するか。

質問10－自然及び人的資本に関連する情報

ISSBは、自然及び人的資本に関連する「SASBスタンダード」の開示トピック及び指標を修正することを提案している。ISSBは、自然及び人的資本に関するプロジェクトを進めている。

ISSBは、自然及び人的資本に関連するリスク及び機会の情報に対する利用者のニーズに「SASBスタンダード」及び修正案がどの程度満たしているかを理解したいと考えている。

(a) 修正案を含む「SASBスタンダード」は、企業が自然関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を一般目的財務報告書の利用者に提供することを可能にしているか。賛成又は反対の理由は何か。

(b) ISSBが本公開草案において向上のために優先順位付けした3つの産業について、一般目的財務報告書の利用者の意思決定に有用となる他の自然関連の開示で、修正案において対処していないものがあるか。ある場合には、当該開示及び理由を説明されたい。

(c) 修正案を含む「SASBスタンダード」は、企業が人的資本関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を一般目的財務報告書の利用者に提供することを可能にしているか。賛成又は反対の理由は何か。

(d) ISSBが本公開草案において向上のために優先順位付けした3つの産業について、一般目的財務報告書の利用者の意思決定に有用となる他の人的資本関連の開示で、修正案において対処していないものがあるか。ある場合には、当該開示及び理由を説明されたい。

「農産物」の「SASB スタンダード」に対する修正案

「SASBスタンダード」について

2022 年 8 月時点で、~~IFRS 財団~~の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は「SASB スタンダード」についての責任を引き受けた。ISSB は、「SASB スタンダード」を維持し、~~、~~向上させ~~、進展させ~~ることを約束~~し、作成者及び投資者が「SASB スタンダード」を使用し続けることを奨励~~している。

IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」~~（IFRS S1 号）~~は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、企業が「SASB スタンダード」における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することを要求している。同様に、IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関してどの情報を開示するかを決定する際に、企業が「SASB スタンダード」における指標を参照し、その適用可能性を考慮することを要求している。

2023 年 6 月に、ISSB は、IFRS S2 号「気候関連開示」に付属する産業別ガイダンスと整合させるために、「SASB スタンダード」における気候関連のトピック及び指標を修正した。2023 年 12 月に、ISSB は、「SASB スタンダードの国際的な適用可能性」プロジェクトの一環として~~に関連して~~、気候関連以外のトピック及び指標を修正した。

発効日

[20XX 年 XX 月]版の「SASB スタンダード」は、すべての企業について、[日付]に開始する報告期間より発効する。早期適用は認められる。

~~2023 年 12 月版の本スタンダードは、すべての企業について、2025 年 1 月 1 日以後に開始する年次期間より発効する。~~

~~早期適用は、すべての企業について認められる。~~

目　　次

はじめに…… 25
「SASB スタンダード」の全体像…… 25
「SASB スタンダード」~~基準~~の使用…… 26
産業の説明…… 27
サステナビリティ開示トピック及び指標…… 28
温室効果ガス排出…… 33
エネルギー管理…… 38
水管理…… 42
食品ロス及び食品廃棄物…… 49
土地利用及び生態系へのインパクト…… 51
食品の安全性…… 57
労働条件…… 61
労働力（workforce）の健康及び安全…… 63
~~原材料のサプライ・チェーンが環境及び社会に与えるインパクト~~…… 66
~~GMO~~管理…… 70
環境サプライ・チェーン管理…… 71
社会サプライ・チェーン管理…… 74
~~原材料調達~~…… 78

はじめに

「SASBスタンダード」の全体像

「SASB スタンダード」は、77 の産業固有の~~サステナビリティ会計~~基準（「SASB スタンダード」又は「産業別基準」）のセットであり、「Sustainable Industry Classification System®」（SICS®）に従ってカテゴリー分けされる。

「SASB スタンダード」には、次のものが含まれる。

1 **産業の説明**：当該説明は、ビジネス・モデル、活動及び当該産業への参加を特徴付ける（characterise）他の共通の特徴（features）を説明することにより、企業が適用される産業ガイダンスを識別することを支援することを意図している。

2 **開示トピック**：特定の産業内の企業によって行われる活動に関連する、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を記述している。

3 **指標**：開示トピックに付随し、個別に又はセットの一部として、特定の開示トピックについて企業のパフォーマンスに関する有用な情報を提供するように設計されている。

4 **技術的プロトコル**：定義、範囲、適用及び関連する指標の表示に関するガイダンスを提供する。

5 **活動指標**：企業による特定の活動又は事業の規模を定量化するものであり、データを正規化して比較を容易にするために、3 で参照される指標と組み合せて使用することを意図している。

~~「ISSB 基準」の導入の一部として「SASB スタンダード」を用いる企業は、関連する ISSB の適用ガイダンスを考慮すべきである。~~

~~「ISSB 基準」から独立して「SASB スタンダード」を用いる企業については、「SASB スタンダード適用ガイダンス」がすべての「産業別基準」の使用に適用されるガイダンスを設定しており、本スタンダードの一部とみなされる。「産業別基準」に含まれる技術的プロトコルにおいて異なるように示されていない限り、「SASB スタンダード適用ガイダンス」におけるガイダンスは、「産業別基準」における指標の定義、範囲、適用、調製及び表示に適用される。~~

~~歴史的に、「SASB 概念フレームワーク」は、サステナビリティ会計についての基準設定に対するアプローチにおいて SASB スタンダード審議会を導く基本的な概念、原則、定義及び目的を示した。~~

「SASBスタンダード」基準の使用

「SASB スタンダード」は、短期、中期又は長期にわたり、企業の見通しキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を企業が開示するためのガイダンスの情報源となることを支援することを意図している。

適用される「産業別基準」、開示トピック及び指標の識別

企業は、どの「産業別基準」及びどの開示トピックが自身のビジネスに適用されると関連するか、並びに、どの関連する指標を報告するかを決定する。一般的に、企業は、SICS®において識別されるように、主要な産業に固有の「SASB スタンダード」を用いるべきである。しかしながら、複数の SICS®産業において実質的なビジネス活動を有する企業は、複数の追加的な「SASB スタンダード」における開示トピック及び関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮すべきである。

「SASB スタンダード」のに含まれる開示トピック及び関連する指標は、一般目的財務報告書の利用者投資者に有用である可能性があるものとして識別された。したがって、「SASB スタンダード」は、利用者にとって重要性がある（material）情報を提供するサステナビリティ関連財務開示を、企業が作成することを支援する。しかしながら、重要性（materiality）は企業固有の評価であり、どのような事項について情報を提供すべきかを決定し、どのような開示が重要性がある（material）情報を構成するのかを評価する重要性（materiality）の判断及び決定を行う責任は報告企業にある。

ISSB は、「SASB スタンダード」の適用に関連する、次の教育的資料を公表している。

(a) 「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」（2024 年）

(b) 「IFRS S1 号における要求事項を満たすための『SASB スタンダード』の使用」（2024 年）

(c) 「『ISSB 基準』を適用する場合の ISSB 産業別ガイダンスの使用」（2025 年）

「ISSB 基準」から独立した「SASB スタンダード」の使用

「SASB スタンダード」は、IFRS S1 号を適用する際のガイダンスの情報源となるが、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用していない企業であっても、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を開示するために「SASB スタンダード」を使用することができる。

「SASB スタンダード」の一部の指標は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号への参照を含んでいる。これらの基準を適用していない作成者は、これらの参照を他の基準やフレームワークへの参照と同様に扱うべきである。

産業の説明

「農産物」産業に属する企業は、野菜、~~及び~~果物、種、茶葉~~の加工、売買及び流通~~、並びに、コーヒー豆、~~穀物、~~砂糖、食用油、トウモロコシ、米、及び大豆~~、及び動物用飼料~~などの農産物の生産、売買、加工及び流通を行う~~生産及び製粉に従事している~~。この産業の企業は、消費財~~消費者用~~及び工業用途~~用製品~~に使用する製品を消費者及びビジネスの双方に供給~~直接販売~~する。~~この産業に属する~~企業は、直接作物の生産に従事したり、農家、加工業者、小売業者及びレストランの間の仲介者として活動したり、食品バリューチェーンの複数の段階にわたり事業を営む場合がある。典型的には、これらの企業は、~~その後に価値を付加する活動（例えば、加工、売買、流通及び製粉）を行うために、これらの製品を育てる~~世界中の第三者である生産者~~企業~~から農産物を~~（~~直接的又は間接的に~~）~~購入し、~~する。~~例えば、加工、製粉、売買、流通及び卸売のような付加価値のある活動を行う。~~農産物企業はまた、卸売り及び流通に関わっている。この産業に属する企業は、農産物の相当程度について、さまざまな国の第三者である生産者から調達する場合がある。したがって、サプライ・チェーン内のサステナビリティ・リスクを管理することは、信頼できる原材料供給を確保し、長期にわたり価格の上昇リスクやボラティリティを軽減するうえで重要（critical）である。~~

サステナビリティ開示トピック及び指標

表1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
温室効果ガス排出	(1)~~グローバルでの~~「スコープ1」の総排出及び(2)排出制限規制の対象となる割合	~~定量~~	CO_2相当メートル・トン(t)、パーセンテージ(%)	FB-AG-110a.1
	「スコープ1」の温室効果ガス排出目標及び~~「スコープ1」の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びに~~それらの目標に対するパフォーマンスの分析についての記述~~説明~~	~~説明及び分析~~	該当なし	FB-AG-110a.2
	(1)フリートの燃料総消費量及び(2)再生可能燃料の消費量~~割合~~	~~定量~~	ギガジュール(GJ)~~、パーセンテージ(%)~~	FB-AG-110a.3
エネルギー管理	(1)~~事業による~~エネルギー総消費量、(2)購入した電気の消費量並びに~~電力系統からの電気の割合及び~~(3)(a)自己生成及び(b)直接契約からの再生可能電力の消費量~~エネルギーの割合~~	~~定量~~	ギガジュール(GJ)~~、パーセンテージ(%)~~	FB-AG-130a.1
水管理	(1)水源別の総取水量、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合~~及びそれらの「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域の割合~~	~~定量~~	メガリットル(ML)、~~千立方メートル(m^3)~~、パーセンテージ(%)	FB-AG-140a.1
	水関連の~~管理~~リスク及び機会~~の記述~~並びにそれらを管理するための当該リスクを緩和するための~~の~~戦略~~及び実務~~の記述~~説明~~（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	~~説明及び分析~~	該当なし	FB-AG-140a.2

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
	~~水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）の件数~~	~~定量~~	~~数~~	~~FB-AG-140a.3~~
	(1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量		メガリットル(ML)	FB-AG-140a.4
食品ロス及び食品廃棄物	(1)発生した食品ロスの総量及び(2)転用した量		メートル・トン(t)	FB-AG-150a.1
	バリュー・チェーンを通じた食品ロス及び食品廃棄物に関連する機会に対処するための戦略の記述		該当なし	FB-AG-150a.2
土地利用及び生態系へのインパクト	(1)事業の空間フットプリント合計、(2)撹乱された地域及び(3)復元された地域		平方キロメートル(km²)	FB-AG-160a.1
	環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合		パーセンテージ(%)	FB-AG-160a.2
	持続可能な方法で管理されている土地の製品別の総面積		平方キロメートル(km²)	FB-AG-160a.3
	森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）		重量のパーセンテージ(%)	FB-AG-160a.4
	自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品		該当なし	FB-AG-160a.5
	直接農場事業において環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述		該当なし	FB-AG-160a.6
食品の安全性	~~「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）による監査(1)不適合率並びに(2)(a)主要な不適合及び(b)軽微な不適合の関連する是正措置率~~	~~定量~~	~~比率~~	~~FB-AG-250a.1~~

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
	~~「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）認定の食品安全認証プログラムに認証されたサプライヤーから調達した農産物の割合~~	定量	~~コストのパーセンテージ(%)~~	~~FB-AG-250a.2~~
	(1)公表された食品安全上の理由によるリコールの記述~~数~~及び(2)リコールされた製品~~食品製品~~の総重量[1]	~~定量~~	~~数、~~メートル・トン(t)	FB-AG-250a.3
	(1)自社の事業及び(2)仲介者について国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量の割合		重量のパーセンテージ(%)	FB-AG-250a.4
	バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続		該当なし	FB-AG-250a.5
労働条件	直接事業における労働条件（強制労働及び児童労働を含む。）を管理するためのプロセス、統制及び手続		該当なし	FB-AG-310a.1
労働力（workforce）の健康及び安全	(a)~~直接~~従業員及び(b)非従業員労働者~~契約社員~~についての(1)死亡の数並びに(2)総記録災害度数率（TRIR）、~~(2)死亡率、(3)ニアミス頻度率（NMFR）~~	~~定量~~	数、比率	FB-AG-320a.1
~~原材料のサプライ・チェーンが環境及び社会に与えるインパクト~~	~~(1)第三者の環境又は社会基準の認証を受けた農産物を調達した割合及び(2)基準ごとの割合~~	~~定量~~	~~コストのパーセンテージ(%)~~	~~FB-AG-430a.1~~
	~~サプライヤーの社会及び環境責任監査(1)不適合率並びに(2)(a)主要な不適合及び(b)軽微な不適合の関連する是正措置率~~	~~定量~~	~~比率~~	~~FB-AG-430a.2~~

[1] ~~FB-AG-250a.3~~に関する注記―この開示には、相当数（~~a significant amount~~）の製品に影響を与えた（~~affected~~）もの又は深刻な（~~serious~~）疾病若しくは死亡に関連したものなど、重大な（~~notable~~）リコールの記述を含めなければならない。

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
	~~契約栽培及び商品調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略についての説明~~	~~説明及び分析~~	~~該当なし~~	~~FB-AG-430a.3~~
~~GMO 管理~~	~~遺伝子組換生物（GMO）の使用を管理するための戦略についての説明~~	~~説明及び分析~~	~~該当なし~~	~~FB-AG-430b.1~~
環境サプライ・チェーン管理	森林破壊又は転換がないと決定された、調達した農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）		重量のパーセンテージ(%)	FB-AG-430c.1
	サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される農産物		該当なし	FB-AG-430c.2
	サプライ・チェーンにおいて環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述		該当なし	FB-AG-430c.3
社会サプライ・チェーン管理	サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）		該当なし	FB-AG-430d.1
	サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達した農産物の割合		重量のパーセンテージ(%)	FB-AG-430d.2
	過去 3 年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述		パーセンテージ(%)	FB-AG-430d.3
~~原材料調達~~	~~主要作物の識別及び気候変動によってもたらされるリスク及び機会の記述~~	~~説明及び分析~~	~~該当なし~~	~~FB-AG-440a.1~~
	~~「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域から調達した農産物の割合~~	~~定量~~	~~コストのパーセンテージ(%)~~	~~FB-AG-440a.2~~

表2. 活動指標

活動指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
優先製品別の(a)直接農場事業から生産された農産物及び(b)第三者から調達した農産物~~主要作物別生産量~~[2]	~~定量~~	メートル・トン(t)	FB-AG-000.A
加工施設数[3]	~~定量~~	数	FB-AG-000.B
~~現在生産中の土地総面積~~	~~定量~~	~~ヘクタール~~	~~FB-AG-000.C~~
~~外部から調達した農産物のコスト~~[4]	~~定量~~	~~表示通貨~~	~~FB-AG-000.D~~
(1)従業員及び(2)非従業員労働者の総数		数	FB-AG-000.E
(1)従業員及び(2)非従業員労働者別に分解した総労働時間		時間	FB-AG-000.F

[2] FB-AG-000.Aに関する注記 – 優先製品と~~主要作物~~は、企業の最大の収益源を構成する製品又は自身のビジネス・モデルに不可欠であると企業が識別した製品をいう。~~過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたものである。~~

[3] FB-AG-000.Bに関する注記 – 加工施設には、農産物の製造、加工、梱包、又は保管に関係する施設を含み、間接部門のオフィスは除外する。

[4] ~~FB-AG-000.Dに関する注記 – 農産物は、企業の事業で使用するために調達された食品、飼料及びバイオ燃料の原材料と定義する。外部から調達した農産物の範囲からは、企業が所有又は運営する土地で栽培された農産物は除外する。~~

温室効果ガス排出

トピックサマリー

「農産物」産業に属する企業は、土壌管理の実務（例えば、肥料の施用）、土地利用の変化（森林破壊及び土地の転換を含む。）、加工並びに商品の陸上及び海上貨物による輸送から直接温室効果ガス（GHG）を排出する。排出規制は、資本コスト及び事業コストを増加させ、温室効果ガス GHG 排出を管理するための戦略を策定していない企業の事業効率に影響を与える（affect）場合がある。これらのリスクを緩和させるため、企業は、燃料効率を改善し、代替エネルギー源代替燃料及びエネルギー・インプット（内部プロセスから発生するバイオマス廃棄物を含む。）を利用する使用する革新的な技術を採用（adopt employ）し、低炭素肥料、輪作、被覆作物などのその他の革新的な農業技術を適用することができる。これらのアプローチは、燃料効率を向上させることは、企業が不安定な燃料価格、供給断絶、将来の規制コスト、及び温室効果ガス GHG 排出のその他の潜在的な結果へのエクスポージャーを低減させるのに役立つ可能性があるできる方法である。

指標

FB-FG-110a.1. (1)グローバルでの「スコープ1」の総排出及び(2)排出制限規制の対象となる割合

1　企業は、「京都議定書」において対象とされる 7 種類の(1)温室効果ガス（GHG）－二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF6）及び三フッ化窒素（NF3）－のグローバルでの(1)自身の「スコープ 1」の温室効果ガス（GHG）の大気への総排出を、二酸化炭素相当（CO_2 相当）メートル・トンで開示しなければならない。

1.1　企業は、この開示を作成するにあたり、「スコープ 1」の温室効果ガス排出に適用される IFRS S2 号第 29 項(a)の測定及び開示についての要求事項を適用しなければならない。

すべての GHG 排出は、二酸化炭素相当（CO_2 相当）メートル・トン単位で合算し、開示しなければならず、公開されている 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数（GWP）の数値に従い計算しなければならない。現時点での GWP 数値の推奨される情報源は、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書（2014 年）」である。

1.2　総排出は、オフセット、クレジット又はその他の類似した排出削減若しくは排出相殺のメカニズムを考慮する前の、大気中に排出された GHG である。

2　「スコープ 1」の排出は、「世界資源研究所」（WRI）及び「持続可能な開発のための世界経済人会議」（WBCSD）によって公表された「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（GHG プロトコル）（2004 年 3 月改訂版）」において定義されており、ここに記載されている方法に従って計算しなければならない。

~~2.1 認められる計算方法には、基礎的な参考文献として「GHG プロトコル」に従いつつ、産業固有又は地域固有のガイダンスなど追加的なガイダンスを提供するものを含める。例には次のものを含める。~~

~~2.1.1 「GHG Reporting Guidance for the Aerospace Industry」（「国際航空宇宙環境グループ」（IAEG）発行）~~

~~2.1.2 「Greenhouse Gas Inventory Guidance：定置式燃焼源からの直接排出」（「米国環境保護庁」（EPA）発行）~~

~~2.1.3 「India GHG Inventory Program」~~

~~2.1.4 ISO 14064-1~~

~~2.1.5 「Petroleum Industry Guidelines for reporting GHG emissions」（Ipieca 発行 第2版（2011年））~~

~~2.1.6 「Protocol for the quantification of greenhouse gas emissions from waste management activities」（「Entreprises pour l'Environnement」（EpE）発行）~~

~~2.2 GHG 排出データは、企業が財務報告データを連結する方法に従って合算しなければならない。その方法は、一般的に、「GHG プロトコル」で定義する「財務支配」アプローチ及び「気候開示基準委員会」（CDSB）によって提供された「環境及び社会情報の報告のためのCDSB フレームワーク」の REQ-07「組織の境界」に記述されているアプローチと整合している。~~

2 企業は、キャップアンドトレード・スキーム、炭素税又はカーボン・フィー・システム並びにその他の排出統制（例えば、コマンドアンドコントロール・アプローチ）及び許認可ベースのメカニズムなど、(2) 温室効果ガス排出を直接制限又は削減することを目的とした、法域で適用される温室効果ガスに関する法令又はプログラムの対象となる、自身の「スコープ 1」の温室効果ガス総排出の割合を開示しなければならない。

2.1 この割合は、温室効果ガス排出制限に関する法令又はプログラムの対象となる「スコープ 1」の温室効果ガス総排出の総量を、「スコープ 1」の温室効果ガス排出の総量で除して計算しなければならない。

2.1.1 複数の排出制限の枠組みの対象となる排出について、企業は、これらの排出を一度だけしか計算に含めてはならない。

2.2 適用される法域における温室効果ガス排出制限に関する法令又はプログラムの範囲からは、自主的な排出制限の枠組み（例えば、自主的な取引システム）及び報告ベースの規制のみの対象となる排出は除外する。

~~3 企業は、過去の報告期間からの排出の変化について説明する場合がある。これには、変化が排出削減、ダイベストメント、買収、合併、アウトプットの変化又は計算方法の変更によるものかどうかを含める。~~

~~4　現在の CDP 又は他の企業への GHG 排出の報告（例えば、国の規制上の開示プログラム）が、範囲及び使用した合算アプローチの点で異なる場合、企業はそれらの排出を開示することがある。ただし、主要な開示は前述のガイドラインに従わなければならない。~~

~~5　企業は、データが連続排出監視システム（CEMS）、エンジニアリング計算又は物質収支計算からのものであるかどうかなど、排出開示の計算方法について説明する場合がある。~~

FB-AG-110a.2. 「スコープ1」の温室効果ガス排出目標及び~~「スコープ1」の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びに~~それらの目標に対するパフォーマンスの分析についての記述説明

1　企業は、次の事項~~「スコープ 1」の温室効果ガス（GHG）排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画~~について開示~~説明~~しなければならない。

1.1　企業自身が設定した定性的及び定量的な「スコープ 1」の温室効果ガス排出目標、並びに法令により満たすことが要求される目標

~~「スコープ 1」の排出は、「世界資源研究所」（WRI）及び「持続可能な開発のための世界経済人会議」（WBCSD）によって公表された「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（GHG プロトコル）（2004 年 3 月改訂版）」において定義されており、ここに記載されている方法に従って計算しなければならない。~~

1.2　各目標を設定しレビューするための自身のアプローチ、及び各目標に対する進捗をモニタリングする方法に関する情報

~~GHG 排出の範囲には、「京都議定書」において対象とされる 7 種類の温室効果ガス（GHG）－二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF_6）及び三フッ化窒素（NF_3）－を含める。~~

1.3　各目標に対する自身のパフォーマンス及び企業のパフォーマンスの傾向又は変化の分析に関する情報

2　企業は、この開示を作成するにあたり、「スコープ 1」の温室効果ガス排出に関連する IFRS S2 号第 33 項から第 36 項の要求事項を適用しなければならない。

~~企業は、排出削減目標について説明し、目標に対するパフォーマンスを分析しなければならない。関連する場合は、次のものを含める。~~

~~2.1　排出削減目標の範囲（例えば、目標が適用される総排出の割合）~~

~~2.2　目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースの目標である場合は指標の分母~~

~~2.3　基準年に対する削減率。この基準年とは、目標の達成に向けて排出について評価する最初の年を表す。~~

~~2.4　削減活動の時間軸。これには開始年、目標年及び基準年を含める。~~

~~2.5　目標を達成するためのメカニズム~~

~~2.6　目標年の排出若しくは基準年の排出が遡及的に再計算された（若しくは再計算される場合がある）、又は目標年若しくは基準年が再設定された、すべての状況~~

3　企業は、企業の~~計画又は~~目標を達成するために必要な活動及び投資、並びにそれらの~~計画又は~~目標の達成に影響を与える（affect）場合があるリスク又は制限要因について開示~~説明~~しなければならない。

~~4　企業は、さまざまな事業単位、地域又は排出源に対して異なるように関係しているかどうかなど、その戦略、計画又は削減目標の範囲について説明しなければならない。~~

~~5　企業は、その戦略、計画又は削減目標が、地域、国、国際又はセクター別プログラムを含む、排出制限又は排出報告ベースのプログラム又は規制（例えば、「EU 域内排出量取引制度」、「ケベック州キャップアンドトレード制度」、「カリフォルニア州キャップアンドトレード・プログラム」）に関連している（related to）か又は関係している（associated with）かどうかについて説明しなければならない。~~

~~6　戦略、計画又は削減目標の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）であったか又は完了した活動に限定しなければならない。~~

FB-AG-110a.3. (1)フリートの燃料総消費量及び(2)再生可能燃料の消費量割合

1　企業は、(1) 自身のフリート車両によって消費された燃料の総量（quantity ~~amount~~）をギガジュール（GJ）単位で~~集計して~~開示しなければならない。

1.1　消費された燃料の計算方法（method ~~methodology~~）は、設計上のパラメータではなく、実際に消費された燃料に基づく~~かなければならない~~。

1.2　企業は、次のいずれかの方法により、消費された燃料を計算することができる~~の許容可能な計算方法には、次に基づく方法を含める場合がある~~。

1.2.1　報告期間中に購入した燃料を報告期間の期首の在庫に加算し、報告期間の末日の燃料の在庫を差し引く。（deducting ~~less~~）~~いたもの~~

1.2.2　車両によって消費された燃料を追跡する。~~こと~~

1.2.3　燃料費を追跡する。~~こと~~

2　企業は、燃料総消費量として開示された量のうち、フリート車両によって消費された、(2)再生可能燃料の消費量~~総量の割合~~をギガジュール（GJ）単位で開示しなければならない。

2.1　再生可能燃料は、~~一般的に次の要件のすべてを満たす~~バイオマスに由来する燃料と定義される。

~~2.1.1　再生可能なバイオマスから生産されたもの~~

~~2.1.2　輸送用燃料、暖房用燃料油、又はジェット燃料に含まれる化石燃料の代替又は削減のために使用されるもの~~

~~2.1.3　ライフサイクル・ベースでの温室効果ガス（GHG）排出の純減を達成したもの~~

2.2　企業は、この開示の目的において、燃料が再生可能かどうかを判断するために使用した第三者の基準又は法域の要求事項~~規制~~を開示しなければならない。

3　企業は、~~開示の範囲には、~~企業が所有又は運用する車両が消費する燃料を含めなければならない~~る~~。

4　企業は、開示~~の範囲からは、~~第三者が企業の製品を輸送する際に消費した燃料を除外しなければならない~~する~~。

エネルギー管理

トピックサマリー

農産物の加工及び製粉には、相当のエネルギー投入が必要である。一部の農産物企業は、化石燃料又はバイオマスの直接燃焼を通じてオンサイトでエネルギーを生成するが、ほとんどのエネルギーは電力系統から調達される。エネルギー消費は、気候変動及び汚染を含む環境へのインパクトを与えている。エネルギー管理は、現在及び将来の事業コストに影響を与える（affects）。気候規制及びその他のサステナビリティ要因により、電気及び燃料の価格がより高くなり又はより変動しやすくなり、農産物企業の事業コストが増加する可能性がある。したがって、プロセスの改善を通じて達成されるエネルギー効率により、事業コストを削減できる。オンサイトで生成する電気と電力系統からの電気の間のトレードオフは、代替エネルギーの使用と同様に、企業のエネルギー供給の長期的なコスト及び信頼性（reliability）、並びに、直接排出及び間接排出による規制へのインパクトの範囲の両方に影響を与える（influencing）重要な（important）役割を果たす可能性がある。

指標

FB-AG-130a.1. (1)~~事業によるエネルギー~~総消費量、(2)購入した電気の消費量並びに~~電力系統からの電気の割合及び~~(3)(a)自己生成及び(b)直接契約からの再生可能電力の消費量~~エネルギーの割合~~

1　企業は、(1)消費したエネルギーの総量をギガジュール（GJ）単位で~~集計して~~開示しなければならない。

1.1　エネルギー総消費量~~の範囲~~には、燃料、電気、温熱、冷熱及び蒸気~~外部の供給源から購入したエネルギー及び企業が自ら生産したエネルギー（自己生成）~~を含む、企業が使用したあらゆる形の~~すべての供給源からの~~エネルギーを含める。~~例えば、直接的な燃料の使用、購入した電気、並びに温熱、冷熱及び蒸気エネルギーはすべてエネルギー消費の範囲内に含まれる。~~

1.2　エネルギー総消費量には、企業が使用した、購入又は取得したエネルギー及び自己生成のエネルギーを含める。

~~エネルギー消費の範囲には、報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める。~~

1.2.1　購入又は取得したエネルギーは、購入したか、又はその他の方法で企業の境界内に持ち込まれたエネルギーである。

1.2.2　購入したエネルギーには、証書などのエネルギー属性が売却又は移転された、所有又は運営する発電施設からのエネルギーを含める。

1.2.3　自己生成エネルギーは、エネルギーを消費する企業が所有又は運営する発電である。

1.2.4　企業は、この開示を作成するにあたり、温室効果ガス排出を決定するために用いるものと同じ測定アプローチを用いて、所有又は支配を決定しなければならない。

1.2.5 エネルギー総消費量からは、企業が既に消費した燃料を用いて生成したエネルギーを除外する。すなわち、燃料を消費して自己生成した電気は、燃料消費量として一度だけカウントされる。例えば、企業が燃料を使用して発電するコージェネレーション設備を有しており、発電した電気を企業が消費する場合、当該エネルギーは燃料消費量として一度だけカウントされる。

1.2.6 企業がエネルギーを貯蔵する場合、当該エネルギーは、企業がエネルギーを消費して、もはや貯蔵されなくなったときにのみ、一度だけカウントされる。

1.3 ~~燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算するにあたり、~~企業は、燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算するために、正味~~直接測定したか、又は「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）から取得した、総~~発熱量~~（GCV）~~とも呼ばれる低位~~高位~~発熱量（LHV）~~（HHV）~~を使用しなければならない。企業は、これらの数値を直接測定するか、又は 2006 年「IPCC 国家温室効果ガスインベントリに関するガイドライン」（「Table 1.2 Default Net Calorific Values (NCVs) and Lower and Upper Limit of the 95% Confidence Intervals, Volume 2: Energy, Chapter 1」）におけるデフォルトの正味発熱量を使用しなければならない。

1.3.1 当該発熱量を使用するという要求事項は、企業が、法域の当局又は企業が上場する取引所により、燃料を GJ に変換するために異なる発熱量を使用することが全部又は一部に対して要求されていない限り、適用される。例外に該当する場合、企業は、そのような法域の当局又は取引所により企業の当該部分に対して適用することが要求されている発熱量を、その要求事項が企業の当該部分に適用される限りにおいて、代わりに使用することが認められる。

1.3.2 企業が燃料を GJ に変換するにあたり LHV 以外の発熱量を使用する場合、企業は、使用した発熱量に関する情報を開示しなければならない。

2 企業は、(2)エネルギー総消費量として開示した量に含めた、自身が購入又は取得した電気の消費量（GJ 単位）~~した、電力系統から供給されたエネルギーの割合~~を開示しなければならない。

2.1 購入した電力には、電力、温熱、冷熱又は蒸気を含める。

~~この割合は、購入した電力系統からの電気の消費量を、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。~~

3 企業は、~~(3)~~ 自身が消費した再生可能エネルギー源からの電気の量（GJ 単位）を、(3a)自己生成及び(3b)直接契約に分解して~~再生可能エネルギーの割合を~~開示しなければならない。

3.1 再生可能エネルギー源は、地熱、風力、太陽光、水力及びバイオマスなど、生態系サイクル又は農業プロセスを通じて短期的に補充可能なエネルギー源~~それらの枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギー~~と定義される。

3.2 再生可能電力には、電力、温熱、冷熱又は蒸気を含める。

~~この割合は、再生可能エネルギー消費量を、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。~~

3.3 自己生成による再生可能電力は、同一の企業によって生産及び消費され、所有又は運営する設備から消費される電力に限定される。

~~再生可能エネルギーの範囲には、企業が消費した再生可能燃料、企業が直接生産した再生可能エネルギー、及び企業が購入した再生可能エネルギー（再生可能エネルギー証書（REC）若しくは「原産地保証」（GO）を明示的に含む再生可能電力購入契約（PPA）を通じて購入した場合、「Green-e エナジー認証」済みの電気事業者若しくはサプライヤー・プログラムを通じて購入した場合、又は、REC や GO を明示的に含むその他のグリーン電力製品、若しくは「Green-e エナジー認証」REC が電力系統からの電気と組み合わせられた他のグリーン電力製品を通じて購入した場合）を含める。~~

~~3.3.1 オンサイトで生成した再生可能な電気について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、当該企業の名において REC 及び GO を保持（retained）し（売却せず）、取り消し（retired）又は無効化（cancelled）しなければならない。~~

~~3.3.2 再生可能 PPA 及びグリーン電力製品について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、当該企業の名において REC 及び GO を保持（retained）又は交換（replaced）し、取り消し（retired）又は無効化（cancelled）する旨を、その契約に明示的に含めて伝えなければならない。~~

~~3.3.3 企業の支配又は影響（influence）の範囲外にある系統電力ミックスの再生可能部分は、再生可能エネルギーの範囲から除外する。~~

3.4 この開示の目的において、契約証書が企業により売却済みである場合、企業が締結した契約証書に関連する電気は、自己生成による再生可能電力から除外する。

~~この開示の目的において、バイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、第三者の基準（例えば、「森林管理協議会」（Forest Stewardship Council）、「持続可能な森林イニシアティブ」（Sustainable Forest Initiative）、「森林認証プログラム」（Programme for the Endorsement of Forest Certification）、又は「American Tree Farm System」）で認証された材料、「再生可能エネルギー認証のための Green-e フレームワークのバージョン 1.0（2017 年）」若しくは「Green-e」地域基準に従い対象となり得る（eligible）供給源とみなされる材料、又は適用される法域の再生可能エネルギー利用割合基準（renewable portfolio standard）において対象となり得る（eligible）材料に限定する。~~

3.5 直接契約には、発電電力が単一の企業に直接かつ限定して供給される場合など、直接送電線から供給される再生可能電力の消費を含める。また、直接契約には、企業が特定の発電事業者と交渉した、系統からの送電なしに企業に再生可能電力を供給するための契約に関連して消費される再生可能電力も含める。

3.6 企業がその他の契約証書を通じて再生可能電力を購入又は取得する場合、企業は、「スコープ 2」の排出に関連するものを含め、エネルギー消費関連のリスク及び機会を管理するためにさまざまなエネルギー源に関して企業が行った調達の意思決定について、一般目的財務諸

表の利用者の理解に情報をもたらすために必要な、これらの契約証書に関する情報を提供しなければならない。

3.6.1 企業が契約証書を通じて再生可能電力を購入する場合、当該企業は、「温室効果ガスプロトコル」の「GHG Protocol Scope 2 Guidance: An amendment to the GHG Protocol Corporate Standard 」（2015 年）において定義される、「スコープ 2 品質基準（Quality Criteria）」を適用しなければならない。

3.7 企業がバイオマス源からの再生可能電力を消費する場合、その量（GJ 単位）を別個に開示しなければならない。

3.7.1 バイオマス源からの再生可能電力には、第三者の基準で認証された材料のみを含める。

3.7.2 企業は、当該材料が認証された第三者の基準を開示しなければならない。

~~4 企業は、燃料使用量（バイオ燃料を含む。）についての HHV の使用及びキロワット時（kWh）の GJ への変換（太陽光又は風力エネルギーからの電気を含むエネルギー・データの場合）など、この開示で報告するすべてのデータに対して、変換係数を一貫して適用しなければならない。~~

水管理

トピックサマリー

「農産物」産業は、農業及び加工工程を水に依存している。~~おり、~~この産業の企業は通常、廃水又は排水を発生させる。農場を営む又は加工施設を効率的に運営する産業の能力は水の入手可能性に依存しており、物理的な入手可能性又は規制上のアクセスにより制限される可能性がある。~~による水の入手可能性は、処理施設を効率的に運用する産業の能力に直接影響を与える（impacts）。~~この産業の企業は、これまで以上に水関連の物理的リスク及び規制リスク~~及び規制~~にさらされており、資本支出~~コスト~~、事業コスト、修復コスト又は潜在的な罰金が増える場合がある。企業は、水関連のリスク及び機会を管理し、設備投資及び水不足リスクに関連する施設又は農場の場所の評価、業務効率の改善、並びに水へのアクセス及び排水の排出に関連する問題についての規制当局及びコミュニティとの協力を通じて長期コストを軽減できる。別の開示~~サプライ・チェーン由来の~~トピックである「環境サプライ・チェーン管理~~原材料調達~~」では、水の利用可能性及びアクセスによってもたらされるサプライ・チェーンにおける作物生産に関連するリスクについて取り扱う。

指標

FB-AG-140a.1. (1)水源別の総取水量、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合~~及びそれらの「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域の割合~~

1 企業は、(1)すべての水源から引き出された水の量を、メガリットル~~千立方メートル~~単位で、水源ごとに分解して開示しなければならない。

1.1 取水量は~~水資源には~~、報告期間中にあらゆる用途のために、地表水~~（湿地、河川、湖及び海からの水を含む。）~~、地下水、海水、随伴水又は第三者から取水されたすべての水の合計と定義される~~企業が直接収集し貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水を含める~~。

1.2 水源には次のものを含める。

1.2.1 地表水。地球の表面に自然に生じる、氷床、氷帽、氷河、沼、池、湖、川及び小川における水と定義される。

1.2.2 地下水。地下構造に保持され、地下構造から回収可能な水と定義される。

1.2.3 海水。海又は海洋における水と定義される。

1.2.4 随伴水。採掘（例えば、原油）、処理（例えば、サトウキビの粉砕）又はあらゆる原材料の使用によって企業の境界に流入し、企業によって管理されなければならない水と定義される。

1.2.5 第三者の水。供給、輸送、処理、廃棄又は水の使用及び排水に伴う、地方自治体の水道供給者、地方自治体の排水処理工場、公的な又は民間の施設及びその他の組織によって排出される水と定義される。

~~2 企業は、例えば、取水量の大部分（significant portions）が非淡水源からのものである場合、その供給を水源別に開示することがある。~~

~~2.1 淡水は、企業が事業を営む地域の法令に従い定義する場合がある。法令による定義が存在しない場合、淡水は、1,000ppm 未満の溶解固形物を含む水とみなさなければならない。~~

~~2.2 法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなすことができる。~~

2 ~~3~~ 企業は、(2) 自身の直接事業で消費した水の量を、メガリットル~~千立方メートル~~単位で開示しなければならない。

2.1 ~~3.1~~ 水消費は、引き出され製品に組み込まれた水、農産物の生産に使用された水又は廃棄物として発生した水であり、蒸発、蒸散、人間若しくは家畜による消費、又は他の利用者が使用できないほど汚染され、地表水、地下水、海水若しくは第三者に排出されない、すべての水の合計と~~次のように~~定義される。

2.1.1 水消費には、その後の報告期間において使用又は排出するために報告期間中に貯水された水を含める。

~~3.1.1 取水、使用及び排水中に蒸発する~~

~~3.1.2 企業の製品又はサービスに、直接的又は間接的に組み込まれる水~~

~~3.1.3 その他、取水源と同じ集水域に戻らない水（別の集水域又は海に戻る水など）~~

~~4 企業は、すべての事業における水リスクを分析し、「世界資源研究所」（WRI）の「水リスク・アトラス」（Water Risk Atlas）ツールである「Aqueduct」によって、「ベースライン水ストレス」が「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水し水消費する活動を識別しなければならない。~~

3 ~~5~~ 企業は、(3a)~~自社の「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」~~水ストレスのある場所から取水した水の量について、メガリットル単位で、総取水量に対する割合を開示しなければならない。

3.1 水ストレスは、人間又は生態系の水需要を満たす能力又はその欠如と定義され、水の入手可能性、水質又はアクセス可能性を指すことがある。

3.2 企業は、どのように水ストレスのある場所を識別しているかを開示しなければならない。例えば、次のいずれかのとおりである。

3.2.1 「世界資源研究所」の「Aqueduct Water Risk Atlas」を用いて、年間総取水量と年間に利用可能な再生可能水供給量の比率（ベースライン水ストレス）が高い（40～80%）又は極めて高い（>80%）のいずれであるかを評価する。

3.2.2 「世界自然保護基金」の「Water Risk Filter」を用いて、水の消費量と水の利用可能量（水の枯渇）の比率が中程度（乾季枯渇、少なくとも 10%の期間、月間枯渇率が 75%を超える。）、高い（季節枯渇、少なくとも年間平均1か月、枯渇率が 75%を超える。）、又は非常に高い（継続的な枯渇、平均枯渇率が 75%を超える。）のいずれであるかを評価する。

3.3 企業は、水ストレスのある場所を識別するために用いる内部評価についての情報を開示しなければならない。例えば、企業がより詳細な地域レベルのデータを考慮しているかどうかである。

4 ~~6~~ 企業は、(3b)水ストレスがある~~「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」~~場所で消費した水の量について、総消費水量に対する割合を開示しなければならない。

5 この開示のための情報が直接測定から入手されるのではなく、見積り又はモデル化されている場合、企業は、自身の見積方法を説明しなければならない。

FB-AG-140a.2. 水関連の管理リスク及び機会~~の記述~~並びに~~それらを管理するため当該リスクを緩和するための~~戦略及び実務の記述説明（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）

1 企業は、取水、水消費並びに水又は廃水の排出に関連する自身の~~水管理~~リスクを記述しなければならない。

1.1 取水及び水消費に関連するリスクには、~~十分で清潔な~~水資源の入手可能性及び質に対するリスクを含める。これは次のものを含める。

1.1.1 環境上の制約 ― 水ストレス地域での事業、干ばつ、洪水、水生生物の閉込み又は巻込みの懸念、経年変動又は季節変動、インプットの時点で追加的な処理を必要とする水質、及び気候変動の影響（impact）によるリスクなど

1.1.2 規制及び財務上の制約 ― 水価格~~コスト~~の変動、取水に関連する利害関係者の認識及び懸念（例えば、地域社会、非政府組織及び規制当局が関与する~~からの~~もの）、他の水利用者との直接的な競合~~及びその行為からのインパクト~~（例えば、企業及び地方自治体の水利用者）、規制による取水制限、並びに水の利権又は許認可を取得し保持する企業の能力に対する制約など

1.2 排出された水又は廃水~~の排出~~に関連するリスクには、排出に関連する権利又は許認可を取得又は保持する能力、排出に関連する規制への準拠、排出に関する~~対する~~制約、排水の温度管理~~を維持する能力、義務、レピュテーション・リスク、~~並びに地域の生態系及び地域社会に対するインパクトから生じるリスクが含まれる~~、排水に関連する規制、利害関係者の認識及び懸念（例えば、地域社会、非政府組織及び規制当局からのもの）による事業コストの増加を含める~~。

2 企業は、次の事項によって、自身の水関連の管理リスクがどのように異なるかについて~~を~~記述しなければならない~~する場合がある~~。

2.1 ~~地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む。）、地下水、企業が直接収集し貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水を含む~~取水源~~によって、リスクがどのように異なる場合があるか~~

2.2 地表水、地下水、海水又は廃水処理施設を含む、排出先~~によって、リスクがどのように異なる場合があるか~~

2.3 新たな規制を含む、地域の規制

2.4 事業施設の所在地

3 企業は、水関連のリスクが集中している事業施設の所在地を開示しなければならない。

~~企業は、水管理リスクが自社の事業に対して有する場合がある潜在的な影響（effects）及びそのようなリスクが顕在化すると見込まれる時間軸について説明する場合がある。~~

~~3.1 影響（effects）には、コスト、売上、負債、事業の継続性及びレピュテーションに関連するものを含める。~~

4 企業は、水関連のリスク及び機会が、報告期間並びに短期、中期及び長期にわたり、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのように影響を与えた（affected）か、及びどのように影響を与える（affect）と予想される（anticipated）かについて、定量的及び定性的情報を開示しなければならない。

~~企業は、水管理リスクを緩和するための短期的及び長期的な戦略又は計画について説明しなければならない。これには次のものを含める。~~

~~4.1 戦略、計画、ゴール又は目標の範囲（さまざまな事業単位、地域又は水を消費する事業プロセスとどのように関連しているかなど）~~

~~4.2 優先する水管理のゴール又は目標、及び、それらのゴール又は目標に対するパフォーマンスの分析~~

~~4.2.1~~ ゴール及び目標には、取水量の削減、水消費量の削減、排水量の削減、水生生物の閉込みの軽減、排水の質の改善及び規制遵守に関連するものを含める。

~~4.3 計画、ゴール又は目標を達成するために必要な活動及び投資、並びに計画又は目標の達成に影響を与える（affect）場合があるリスク又は制限要因~~

~~4.4 戦略、計画、ゴール又は目標の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）であったか、又は完了した活動に限定しなければならない。~~

5 企業は、水関連の緩和若しくは適応又は水関連の機会の利用のために、企業が設定した目標及び法令により満たすことが要求されている目標を開示しなければならない。

5.1 この開示を作成するにあたり、企業は、企業の水関連の目標に適用される IFRS S1 号第 51 項から第 53 項の要求事項を適用しなければならない。

6　企業は、次の事項を含め、水関連のリスク及び機会を管理するための自身の戦略、及び水関連の目標を達成するための自身の戦略を開示しなければならない。

~~5　水管理の目標について、企業は追加で次のものを開示しなければならない。~~

~~5.1　目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースである場合は指標の分母~~

~~5.2　水管理活動の時間軸（開始年、目標年及び基準年を含める。）~~

~~5.3　次のものを含む、目標を達成するためのメカニズム~~

6.1 ~~5.3.1~~　~~水のリサイクル又は循環システムの使用などの、~~効率化に関する取組み（efforts）（例えば、水のリサイクル又は循環システムの使用）

6.2 ~~5.3.2~~　~~必要な水の量を減らすための製品又はサービスの再設計などの、~~製品のイノベーション（例えば、必要な水の量を減らすための製品又はサービスの再設計）

6.3 ~~5.3.3~~　~~水生生物の閉込み又は巻込みの軽減を可能にするような、~~プロセス及び機器のイノベーション（例えば、水生生物への閉込み又は巻込みの軽減）

6.4 ~~5.3.4~~　水の使用、リスク及び機会を分析するためのツール及び技術の使用（例えば、「世界自然保護基金」の「Water Risk Filter」~~、「Global Water Tool」及び「Water Footprint Network Footprint Assessment Tool」~~）

6.5 ~~5.3.5~~　地域又は他の組織との~~実施されている~~コラボレーション又はプログラム

~~5.4　基準年からの削減率又は改善率。基準年は、目標の達成に向けて、水管理の目標が評価される最初の年である。~~

7 ~~6~~　企業は、自身の水管理の実務が、自身の組織内で~~追加的な~~ライフ・サイクルへの~~インパクト~~影響~~（effects）~~又はトレードオフをもたらすかどうかについて開示~~説明~~しなければならない。これは、土地利用、エネルギー生産及び温室効果ガス（GHG）排出のトレードオフを含む。また、そのような~~ライフ・サイクルの~~トレードオフにもかかわらず、企業がこれらの実務を選択した理由についても開示~~説明~~しなければならない。

~~FB-AG-140a.3. 水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）の件数~~

~~1　企業は、技術ベースの基準への違反（violations）並びに水量ベース又は水質ベースの基準の超過を含め、違反事案（incidents of non-compliance）の総数を開示しなければならない。~~

~~2　開示の範囲には、適用される法域の法的許認可及び規制が適用される事案（incidents）を含める。これには、危険物質の排出（discharge）、前処理要件への違反（violation）又は 1 日当たりの総最大負荷量（TMDL）の超過を含める。~~

~~3　開示の範囲には、正式な執行措置をもたらした違反事案（incidents of non-compliance）のみを含めなければならない。~~

~~3.1 正式な執行措置は、水量又は水質に関する法令、政策又は命令への違反（violation）又は違反のおそれ（threatened violation）に対処する政府の措置と定義し、とりわけ、行政罰命令、行政命令及び司法措置をもたらす可能性がある。~~

~~4 違反（violations）は、測定方法又は頻度にかかわらず、開示しなければならない。これには、次の違反（violations）を含める。~~

~~4.1 継続的な排出（discharges）、制限、基準及び禁止事項で、一般的に 1 日平均、週平均及び月平均の最大値で表されるもの~~

~~4.2 非継続的な排出（discharges）又は制限で、一般的に頻度、総質量、最大排出率及び特定の汚染物質の質量又は濃度の観点で表されるもの~~

FB-AG-140a.4. (1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量

1 企業は、(1)排出された水の総量をメガリットル単位で、排出先ごとに分解して開示しなければならない。

1.1 水の排出は、排水、使用された水、及び組織においてそれ以上の用途が存在せずに地表水、地下水、海水又は第三者に放出される未使用の水の合計と定義される。

1.1.1 地表水は、地球の表面に自然に生じる、氷床、氷帽、氷河、沼、池、湖、川及び小川における水と定義される。

1.1.2 地下水は、地下構造に保持され、地下構造から回収可能な水と定義される。

1.1.3 海水は、海又は海洋における水と定義される。

1.1.4 第三者の水は、供給、輸送、処理、廃棄又は水の使用及び排水に伴う、地方自治体の水道供給者、地方自治体の排水処理工場、公的な又は民間の施設及びその他の組織によって排出される水と定義される。

1.2 開示の範囲には、定義された排出地点において（点源排出）又は定義されていない方法で陸地に拡散し（非点源排出）、受水域に放出された水を含める。

2 企業は、(2)排出された水の総量を、メガリットル単位で処理レベルごとに分解して開示しなければならない。

2.1 水処理は、水及び排水から固形物、汚染物質及び有機物を除去することによって、水質を改善する、物理的、化学的又は生物学的プロセスと定義される。

2.2 処理レベルには、次の事項を含める。

2.2.1 沈殿する又は水面に浮遊する固形物質を除去することを目的とする第一処理

2.2.2 水中に残留している又は溶解若しくは懸濁している物質及び材料を除去することを目的とする第二処理

2.2.3 排出前に水をより高いレベル又は質に向上させる（upgrade）ことを目的とする第三処理（例えば、重金属、窒素及びリンの除去）

2.3　企業は、処理の必要はないと決定する水を排出する場合、関連する量をメガリットル単位で開示しなければならない。

2.4　排出地点における水又は排水の処理レベルは、企業によってオンサイトで処理されるか、処理のために第三者に送られるかにかかわらず、報告しなければならない。

2.5　企業は、排水の処理の適切なレベルをどのように決定するかを開示しなければならない。

食品ロス及び食品廃棄物

トピックサマリー

食品ロス及び食品廃棄物は、「農産物」産業に属する企業のグローバルな食糧安全保障及び事業の効率性、並びに気候関連のリスク及び機会に直接影響を与える（affect）。食品は、収穫、貯蔵、輸送又は加工の間に喪失する可能性がある。食品廃棄物は、通常、小売又は消費者レベルでの、腐敗、美観又は表示の誤りにより発生する可能性がある。食品ロス及び食品廃棄物に対処する企業は、事業効率を改善し、コストを削減し、ブランド価値を向上させ、革新する機会にアクセスし、競争上の優位性を獲得することができる。企業は、アップサイクル、材料の家畜飼料若しくは肥料生産への再利用（repurposing）、又は製品のバリュー・チェーンへの再流通を行うことにより、食品ロスを管理している。食品ロス及び食品廃棄物を測定し管理し削減するための明確な戦略を開発することは、企業が、規制当局、投資者、バリュー・チェーンにおける下流の顧客及び最終消費者からの期待に照準を合わせることに役立つ。食品ロス及び食品廃棄物の積極的な管理は、バリュー・チェーンにわたるレジリエンスを支援し、温室効果ガス排出及び関連するリスクの低減を含む、企業のより広範な戦略上の目的に寄与する場合がある。

指標

FB-AG-150a.1 (1)発生した食品ロスの総量及び(2)転用した量

1　企業は、(1)報告期間中に発生した食品ロスの総質量を、メートル・トン単位で開示しなければならない。

1.1　食品ロスは、国際連合食糧農業機関（FAO）の「Food Waste Index Report 2024」よると、人間が食用可能な農産物のうち、「廃棄、焼却又は他の方法で処分されることにより、小売レベルに至るまで（ただし、小売レベルを除く。）、収穫後又はサプライ・チェーンから直接的又は間接的に完全に除外されるもの。したがって、貯蔵、輸送及び加工の間に発生するロスは、輸入された量も含め、すべて対象に含まれる。ロスは、自身の非食用部分を含む当該コモディティ全体を含む。」と定義される。

1.2　開示は、企業が所有又は支配する活動に限定される。例えば、企業が所有又は支配しない農場での収穫中に発生したロスは食品ロスから除外する。

2　企業は、(2)報告期間中に埋立地から転用した食品ロスの総質量を、メートル・トン単位で開示しなければならない。

2.1　転用は、再利用、リサイクル、他の再生事業などの取組み（efforts）を通じて、廃棄される、収穫されない、又は埋立地又は下水道に送られることになる食品ロスを削減するプロセスである。

FB-AG-150a.2 バリュー・チェーンを通じた、食品ロス及び食品廃棄物に関連する機会に対処するための戦略の記述

1　企業は、バリュー・チェーンを通じた、食品ロス及び食品廃棄物の削減に関連する機会に対応するための自身の戦略に関する情報を開示しなければならない。

1.1 企業は、アップサイクル、材料の家畜飼料又は肥料生産への再利用（repurposing）、製品のバリュー・チェーンへの再流通など、自身の戦略に伴う主要な活動及び投資について記述しなければならない。

2 企業は、バリュー・チェーンを通じた食品ロス及び食品廃棄物をモニタリングし管理し監督するために用いるガバナンス・プロセス、統制及び手続に関する情報を開示しなければならない。

3 企業は、食品ロス及び食品廃棄物の削減に関連する自身の戦略的目標（goals）の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標（target）、並びに企業が法令により満たすことが要求されている目標（targets）に関する情報を開示しなければならない。

3.1 この開示を作成するにあたり、企業は、IFRS S1 号第 51 から第 53 項の要求事項を適用しなければならない。

土地利用及び生態系へのインパクト

トピックサマリー

農場を所有し運営する「農産物」産業に属する企業は、自身のビジネスのために土地及び生態系に依存している。企業は、増加する需要に対応するため、土地の生産性を向上させるという課題に直面している。このため、直接農場事業を営む企業は、増加する需要に対応するため、土地の生産性を管理し、高い収穫高を維持する必要がある。同時に、生態系への圧力や気候変動は、短期、中期及び長期にわたり、土壌の健全性、土地の生産性及び作物の収穫高に影響を与える（affect）可能性がある物理的リスクを生み出している。農業活動（例えば、肥料及び殺虫剤の広範な使用、単一栽培（monoculture cultivation）、森林の分断並びに土地の造成）による環境へのインパクトは、インパクトを悪化させ、農産物企業が依存する土地、自然資源及び生態系サービスの劣化につながる可能性がある。これらのインパクトは、作物の収穫高の減少、土地の評価減及び事業コストの増加を招くとともに、直接的な規制リスク及びレピュテーション・リスクをもたらす可能性がある。持続可能な農業の実務並びに革新的なアプローチ及び技術は、企業はこれらのリスクを管理するのに役立つ可能性がある。企業は、消費者の期待に応えることで、効率的に事業を営み、収穫高を維持又は改善し、収益を生む機会を実現することができる。

注記：本トピックに関連する指標は、直接農場事業に関する情報を捉えることを意図している。「環境サプライ・チェーン管理」及び「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピックに関連する指標は、この産業の企業が、サプライ・チェーンにおける同様のリスク及び機会にどのように対処しているかについての情報を捉えることを意図している。

指標

FB-AG-160a.1. (1)事業の空間フットプリント合計、(2)撹乱された地域及び(3)復元された地域

1 企業は、(1)報告日における自身の事業の空間フットプリント（面積）合計を、平方キロメートル単位（km^2）で開示しなければならない。

1.1 企業の事業の空間フットプリント合計には、現在及び過去の期間に自身の事業によって撹乱され、復元されていない累積面積を含める。

1.2 撹乱された地域は、当初の参照状態と比較して、地域の状態を変化させた人間活動の対象となった陸域の面積の集計と定義される。

1.2.1 人間活動とは、そのような活動以前からの陸上の生態系、淡水水生生物の生態系又は海洋の生態系の特性を物理的に分断させ、改変させ、変換させ、圧縮させ、移動させ、又はその他の方法で変化させてきた企業の活動及び事業と定義される。

1.2.2 企業の事業の空間フットプリント合計には、当期中に撹乱された面積が含まれ、撹乱された面積が復元されない限り、その後のすべての報告期間においても撹乱された面積として継続する。

1.2.3 水域について、撹乱された面積には、水面下の底又は海底を含める。

1.3 開示には、企業がリース、管理又は所有するあらゆる賃借権、コンセッション又は不動産、及びそれらに関連するライト・オブ・ウェイ（rights of way）又は地役権における、陸上の生態系、淡水水生生物の生態系又は海洋の生態系（陸地、湿地、河川、航行可能な水路、沿岸域又は海洋）における企業の空間フットプリントの測定面積の集計についての情報を含める。

1.4 この開示には、すべての稼働中のサイト、最近廃止され復元を待っているサイト、及び復元中のサイトを含める。

1.5 復元された地域は、適用される法域の法令に従って復元された、過去に撹乱された面積と定義される。

1.6 企業が事業を営む法域に、過去に撹乱されたが復元された地域を定義する適用される法令がない場合、復元された地域は、劣化、損傷若しくは破壊された面積、又は生態系を当初の参照状態に近い状態に戻すために人為的介入の対象となった累積的な地理的な面積と定義される。

1.6.1 生態学的復元は、生態系の構成、構造及び機能を再構築することと定義され、通常はその当初（撹乱前）の状態又は当初に近い健全な状態に戻すことを指す。生態学的復元は、生物多様性の保全及び生態学的完全性（integrity）に焦点を当てる。

1.6.2 生態系の復元は、通常の範囲の環境ストレス及び撹乱に対するレジリエンスを示し、生物的及び非生物的フロー並びに文化的相互作用の観点から隣接する生態系と相互作用する、復元された面積と定義される。生態系は、それ自身を構造的及び機能的に維持するのに十分な生物的及び非生物的資源を含み、さらなる支援又は補助金なしにその開発を継続できる場合に復元している。

2 企業は、(2)当報告期間中に企業の事業により撹乱された面積を、km^2 単位で開示しなければならない。

3 企業は、(3)事業により過去に撹乱されたが報告期間中に復元された面積を km^2 単位で開示しなければならない。

3.1 適用される法域の法令で定義された、閉鎖後の復元及び修復の取組み（efforts）が完了した時点で（事後のモニタリングが必要な場合でも）、その面積はもはや企業の事業の空間フットプリントの一部ではない。

4 開示には、報告期間中に完了した買収、合併、ダイベストメント又は処分によりもたらされた、企業の事業の空間フットプリント、撹乱された面積又は復元された面積に対する調整についての情報を含める。

FB-AG-160a.2. 環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合

1 企業は、報告日における、環境に敏感な場所又はその周辺に所在する自身の事業施設の空間フットプリント（面積）合計の割合を開示しなければならない。

1.1 この割合は、環境に敏感な場所又はその周辺に所在する企業の事業の空間フットプリントの面積を、企業の事業の空間フットプリントの合計で除して、計算する。

1.1.1 企業の事業の空間フットプリントは、陸上、淡水及び海洋生態系における自身の事業上の物理的フットプリントの測定された面積と定義される。

1.2 開示には、企業がリース、管理又は所有するあらゆる賃借権、コンセッション又は不動産、及びそれらに関連するライト・オブ・ウェイ（rights of way）又は地役権における、湿地、小川、河川、湖、航行可能な水路及び沿岸又は海洋の環境などの土地及び水域を含める。

2 環境に敏感な場所は、企業の資産又は活動が生態学的に敏感とみなされる地域において自然と接する地域と定義される。このような場所は、次のいずれかと定義される。

2.1 生物多様性にとって重要である（important）。

2.2 高い生態系の完全性（integrity）を有する。

2.3 生態系の完全性（integrity）の急速な減少を示している。

2.4 生態系サービスの提供にとって重要である（important）。

3 環境に敏感な場所には、次を含める。

3.1 「自然の保全に関する国際同盟」（IUCN）の保護地域（カテゴリーI から VI）

3.2 「国際的に重要なラムサール湿地」

3.3 「国際連合教育科学文化機関」（UNESCO）の「世界遺産」

3.4 UNESCO の「人間と生物圏プログラム」の生物圏保存「コア・エリア」

3.5 「Natura 2000」のサイト

3.6 「Ocean+ Habitats」の「保護区」（海洋及び海岸）

3.7 自然及び関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、適用される法域の当局によって法令又はその他有効な方法により認められ、特定の目的のために用いられ、管理される、明確に境界が定められた地理的な地域（「世界保護地域データベース」においてリスト化され、「Protected Planet」ウェブサイトにマッピングされている保護地域など）

3.8 「絶滅危惧 IA 類（Critically Endangered）」又は「絶滅危惧 I 類（Endangered）」に分類されている「IUCN 絶滅危惧種レッド・リスト」上の種（species）が住んでいることが知られている絶滅危惧種の生息地

3.8.1 種（species）が住んでいる場合、繁殖期若しくは非繁殖期中に存在する場合、又は通り道のためにその地域を利用する場合、その種（species）はその地域に住んでいる。

3.8.2 開示の目的において、「通り道」は、通常の移動ルートにおけるいずれかの時に、移動種が生息する、一時的に滞在する、行き交う、又は上空飛行する、すべての陸地又は水域の地域と定義される。

4 企業の事業の空間フットプリントの一部が環境に敏感な場所の境界内又は境界から 5 キロメートル以内にある場合、企業の事業は、環境に敏感な「場所又はその周辺」にあると定義される。

4.1 開示には、将来の事業が公式に発表され、施設の境界の計画変更が承認された拡張計画に含まれている事業施設についての情報を含める。

FB-AG-160a.3 持続可能な方法で管理されている土地の製品別の総面積

1 企業は、企業が直接的に所有又は支配しており、持続可能な方法で管理されている土地の総面積を、平方キロメートル(km²) 単位で開示しなければならない。

1.1 「持続可能な方法で管理されている」とは、植物の生産性を維持し、植物及び動物の健康を促進し、並びに水質及び大気質を維持又は向上させる地域をいう。このような実務には、次のものを含める。

1.1.1 農業実務管理システム、土壌管理計画及び統合型病害虫管理システムといった管理の枠組み

1.1.2 精密農業、並びに資源管理を改善させるイノベーション及び技術の採用

1.1.3 再生農業及び農業生態学といった包括的アプローチ

1.1.4 温室効果ガス排出、土壌の健全性、肥料、殺虫剤及び他の化学物質の使用の管理、地表水及び地下水の水質の維持、水の保全、土地利用の効率化、並びに生物多様性、生態系及び生態系サービスの保全などの領域に焦点を当てたその他の取組み（efforts）

2 企業は、持続可能な管理の実務を含む、当該指標の自身の計算方法に関する情報を開示しなければならない。

3 企業は、農産物ごとに情報を分解しなければならない。

FB-AG-160a.4. 森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）

1 企業は、森林破壊又は転換がないと決定された自身の直接農場事業から生産された自身の農産物の重量の割合を開示しなければならない。

1.1 森林破壊は、一時的又は永続的な森林地帯の非森林地帯への人為的な転換と定義される。

1.2 転換は、自然の生態系を別の用途に変更すること、又は自然の生態系の種組成、構造若しくは機能の深刻な（profound）変化と定義される。

1.3 企業は、当該情報を製品ごとに分解しなければならない。

1.4 開示は、森林破壊又は転換の一因となることが分かっており、企業のビジネスにとって重要な（important）製品に限定される。

2 企業は、自身の生産が森林破壊又は転換がないと決定するために用いた評価方法を記述しなければならない。評価方法には、モニタリング、認証、近年において転換がないかごくわずかである低リスク法域からの調達、及び検証済みのサプライヤーからの調達を含める。

2.1 企業は、当該評価方法を選択した理由を開示し、自身の方法論における限界を識別しなければならない。

3 企業は、森林破壊又は転換に関連する自身の戦略的目標（goals）の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標、及び法令により達成することが要求されている目標に関する情報を開示しなければならない。

3.1 この開示を作成するにあたり、企業は、企業の森林破壊又は転換の目標に適用される IFRS S1 号第 51 項から第 53 項の要求事項を適用しなければならない。

3.2 企業は、自身の目標を達成するために必要な自身の実務の変更に関する情報を開示しなければならない。

FB-AG-160a.5. 自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品

1 企業は、自然及び気候に関連する物理的リスクに対して敏感な直接農場事業からの自身の優先製品を開示し、これらの製品の自身の生産がそのようなリスクによって、どのように影響を受ける（affected）と合理的に見込み得るかについて記述しなければならない。

1.1 優先製品は、企業の最大の収益源を構成する製品又は自身のビジネス・モデルに不可欠であると企業が識別した製品と定義される。

1.2 自然及び気候に関連する物理的リスクが、企業が短期、中期又は長期にわたり望ましい価格で又は希望数量で製品を生産し販売する能力に影響を与える（effect）と合理的に見込み得る場合、製品は当該リスクに対して敏感である。

1.3 関連性がある自然及び気候に関する物理的リスクには、気候変動、異常気象、干ばつ、洪水、水ストレス、暴風雨、土壌の健全性の劣化、生態系の変化又は生物多様性の喪失を含める場合がある。

2 企業は、それぞれの自然及び気候に関連する物理的リスクについて、自然及び気候に関連する物理的リスクの影響（effects）が生じると合理的に見込み得る時間軸（短期、中期又は長期）を特定しなければならない。

2.1 企業は、「短期」、「中期」及び「長期」をどのように定義し、これらの定義が戦略的意思決定に用いる計画期間とどのようにつながるかについて説明しなければならない。

3 企業は、識別した自然及び気候に関連する物理的リスクを考慮して、環境関連の変化、進展及び不確実性に対する自身の戦略、ビジネス・モデル及びサプライ・チェーンのレジリエンスについて記述しなければならない。

4 企業は、自然及び気候に関連する物理的リスクを緩和するために用いる戦略について記述しなければならない。これは、自身のサプライヤーの多様化、代替作物及び代用作物のための研究開発への投資、並びに代替製品又は製品配合の開発を含む場合がある。

FB-AG-160a.6. 直接農場事業において環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述

1 企業は、自身の直接農場事業において環境資源を管理し、持続可能な農業の実務を導入するための自身の戦略に関する情報を開示しなければならない。

1.1 環境資源には、土地、土壌、水、生物多様性、生態系及び生態系サービスを含める。

1.2 持続可能な農業の実務は、植物の生産性を維持し、植物及び動物の健康を促進し、水質及び大気質を維持又は向上させる実務である。このような実務には、次のものを含める。

1.2.1 農業実務管理システム、土壌管理計画及び統合型病害虫管理システムといった管理の枠組み

1.2.2 精密農業、並びに資源管理を改善させるイノベーション及び技術の採用

1.2.3 再生農業及び農業生態学といった包括的アプローチ

1.2.4 温室効果ガス排出、土壌の健全性、肥料、殺虫剤及びその他の化学物質の使用管理、地表水及び地下水の水質維持、水の保全、土地利用の効率化、並びに生物多様性、生態系及び生態系サービスの保全などの領域に焦点を当てたその他の取組み（efforts）

2 企業は、持続可能な農業の実務に関連する自身の活動及び投資に関する情報を開示しなければならない。

2.1 企業は、持続可能な農業の実務に関連する自身の重要な（important）行動及び取組みに投資した金額を開示しなければならない。

2.2 企業は、持続可能な農業の実務の導入に関連するプログラム又はパートナーシップについて記述しなければならない。

3 企業は、自身の持続可能な農業の実務の促進を通じて、企業が管理することを目的とするリスクに対して敏感な資産又は事業活動の数値（amount）及び割合を開示しなければならない。

4 企業は、自身の持続可能な農業の実務の促進に関連する機会と整合する資産又は事業活動の数値（amount）及び割合を開示しなければならない。

5 企業は、企業が考慮した環境資源の管理及び持続可能な農業の実務の導入に関連するリスク及び機会のトレードオフに関する情報を開示しなければならない。

6 関連性があるリスク及び機会は、価格変動、消費者需要、獲得市場、法的リスク及びレピュテーション・リスクの管理、事業を営むための企業の社会的ライセンスにとっての脅威、並びに地域社会の善意（goodwill）が関連する場合がある。

食品の安全性

トピックサマリー

農産物は生の形で消費者に直接販売されるか、又は事前に加工される。病原体、化学物質、~~又は~~腐敗又はアレルゲン表示の誤りによる汚染は人間及び動物にもたらす深刻な（serious）健康リスクを通じて、当該産業の企業の見通しに重大な（significantly）影響を与える（affect）可能性がある~~人間及び動物に深刻な（serious）健康リスクをもたらす~~ため、製品の品質及び安全性を維持することは不可欠である。汚染は、不適切な農業、輸送、保管又は取扱いの実務から生じる場合がある。食品の品質及び安全性の問題は、需要の変化及び規制上の措置をもたらす可能性がある。食品安全上のリコールは、包装の欠陥、食品の汚染、腐敗及び表示の誤りを含む、さまざまな理由によって起こる可能性がある。製品リコールはブランドのレピュテーションを落とし、売上高を減少させ、高額な罰金を伴う可能性がある。食品安全認証を取得し、サプライヤー及び流通業者が食品安全ガイドラインを満たしている~~に従う~~ことを確保することは、企業を製品安全リスクから守り、製品の品質に対する消費者の認識を高めるのに役立つ可能性がある~~場合がある~~。

指標

~~FB-AG-250a.1.「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）による監査(1)不適合率並びに(2)(a)主要な不適合及び(b)軽微な不適合の関連する是正措置率~~

~~1 企業は、(1)自社施設の「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）認定の食品安全認証プログラムの不適合率を、(a)主要な不適合、及び別個に(b)軽微な不適合について、開示しなければならない。~~

~~1.1 主要な不適合は、関連する GFSI 認定の認証プログラムによって定義され、監査人によるエスカレーションが要求される最も深刻さ（severity）が高い不適合を含む。主要な不適合は、食品の安全性に対する重大な（significant）リスク、関連する規制上の要求事項の不遵守又は軽微な不適合を是正しないことから生じる場合がある。主要な不適合は、監査を受けている関連する GFSI 認定の認証プログラムに従い是正しなければならない。~~

~~1.2 軽微な不適合は、関連する GFSI 認定の認証プログラムによって定義され、それ自体では全体的な問題を示すものではない。~~

~~1.3 企業は、自社の施設において識別された不適合の数（それぞれのカテゴリーについて）を、監査を受けた施設の数で除して、不適合率を計算しなければならない。~~

~~1.4 開示の範囲には、企業が所有又は運営する施設からの監査結果を含める。~~

~~2 企業は、(2)自社施設の(a)主要な不適合、及び別個に(b)軽微な不適合に関連する是正措置率を開示しなければならない。~~

~~2.1 是正措置は、GFSI 認定の認証プログラムによって定義された期限内に、検出された不適合の原因を除去するように設計されている措置（通常、「是正措置計画」で特定される。）を完了することと定義する。これには、あらゆる不適合を排除し、不適合の再発防止を確実にするための実務又はシステムの導入及びその措置が行われたことの検証を含める。~~

~~2.2 企業は、（それぞれのカテゴリーについて）不適合に対処する是正措置の数を、識別された（それぞれのカテゴリーについて）不適合の総数で除して、是正措置率を計算しなければならない。~~

~~3 企業は、自社の施設を監査するために用いられる GFSI 認定の認証プログラムを開示する場合がある。~~

~~FB-AG-250a.2. 「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）認定の食品安全認証プログラムに認証されたサプライヤーから調達した農産物の割合~~

~~1 企業は、「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）認定の認証プログラムに認証された Tier 1 サプライヤー農場又は施設から調達した農産物の割合を開示しなければならない。~~

~~1.1 Tier 1 サプライヤーは、企業と直接取引するサプライヤーと定義する。~~

~~1.2 この割合は、適用される GFSI 認定の認証プログラムに認証された Tier 1 サプライヤーから調達した農産物のコストを、すべての Tier 1 サプライヤーから調達した農産物の総コストで除して計算しなければならない。~~

~~2 開示の範囲から、包装資材又は食品若しくは原材料ではないその他の財及びインプットを除外する。~~

~~3 企業は、サプライヤーを監査するために使用する、関連する GFSI 認定の認証プログラムを開示する場合がある。~~

FB-AG-250a.3. (1)公表された食品安全上の理由によるリコールの記述数及び(2)リコールされた製品~~食品製品~~の総重量

1 企業は、(1)報告期間中に公表した食品安全関連のリコールのそれぞれについて記述~~総数を開示~~しなければならない。これは、自主的及び自主的ではない（involuntary）リコールを含む。

1.1 食品安全関連のリコールは、食品が消費者に害を及ぼす~~消費者の疾病の原因となる~~ことが合理的に信じられる場合、発生する市場販売製品の撤去と定義される。

1.2 それぞれのリコールの記述には、リコール問題の原因及びリコールが自主的なものであったか又は強制的なものであったかを含めなければならない。

1.2.1 ~~1.2~~ 強制的な~~自主的ではない（involuntary）~~リコールは、適用される法域の法令上の当局によって要請~~又は強制~~されるものであり、製品が規制上の食品安全基準に準拠していない場合、製品の食品安全関連の欠陥が識別された場合又は輸入拒否の事案において公表される。

1.2.2 ~~1.3~~ 自主的なリコールは、食品安全関連の懸念により、製品を市場から撤去するために企業によって開始されるものである。

1.3 企業は、それぞれのリコールの結果として開始された是正措置に関する情報を開示しなければならない。

1.4 企業は、リコールからのその他の重大な（significant）結果（例えば、法的手続や死亡）に関する情報を開示しなければならない。

1.5　企業は、リコール通知へのデジタル・リンクを提供しなければならない。

2　企業は、(2)リコールされた~~の対象である~~食品製品の総重量を、メートル・トン単位で開示しなければならない。

~~3　開示の範囲には、企業が開始した自主的なリコール、及び適用される法域の法令上の当局により要請又は強制される自主的ではない（involuntary）リコール並びに輸入拒否の事案を含める。~~

~~4　開示の範囲からは、市場からの撤退を除外する。これは、適用される法域の法令上の当局による法的措置の対象ではない軽微な違反を伴う流通製品の企業による撤去若しくは是正、又は違反を伴わない実務（例えば、正常な在庫循環の実務）と定義する。~~

~~5　企業は、(a)自主的な及び(b)自主的ではない（involuntary）リコールの割合を別個に開示する場合がある。~~

~~FB-AG-250a.3 に関する注記~~

~~1　企業は、相当数（a significant number）の製品に影響を与えた（affected）もの、又は潜在的な若しくは実際の深刻な（serious）疾病若しくは死亡に関連したものなど、重大な（notable）リコールについての説明を提供しなければならない。~~

~~1.1　リコールは、定期的な法域のリコール報告書において言及されている場合、重大である（notable）とみなされる場合がある。~~

~~2　そのようなリコールについて、企業は次のことを提供する場合がある。~~

~~2.1　リコール問題の記述及び原因~~

~~2.2　リコールされた食品製品の総重量~~

~~2.3　問題を修復するためのコスト~~

~~2.4　リコールが自主的な又は自主的ではない（involuntary）ものであったかどうか~~

~~2.5　是正措置~~

~~2.6　その他の重大な（significant）結果（例えば、法的手続又は死亡）~~

FB-AG-250a.4. (1)自社の事業及び(2)仲介者について国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量の割合

1　企業は、(1) 自社の事業及び(2)仲介者について、国際的に認知された食品安全認証基準によって認証された施設からの自身の生産量の割合を、重量別に開示しなければならない。

1.1　関連性がある基準には、「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）、並びに「FSSC 22000」及び「BRCGS Global Standard Food Safety」などの GFSI によってベンチマークされた基準を含める。

1.2　企業は、用いた基準を開示しなければならない。

1.3 仲介者とは、生産者（農家）とエンド・ユーザー（消費者）との間のつながりを促進する企業であり、流通業者、協同組合、トレーダー及び卸売業者が含まれる。

2 開示の範囲には、包装資材又は食品若しくは原材料ではないその他の財及びインプットを除外する。

3 GFSIによってベンチマークされていない食品安全基準を用いて企業がサイトを認証する場合、企業は当該基準の自身の使用に関する情報を開示しなければならない。

FB-AG-250a.5. バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続

1 企業は、自身のバリュー・チェーンを通じて食品の安全性をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるプロセス、統制及び手続について記述しなければならない。

2 企業は、自身の Tier 1 サプライヤーの事業における食品の安全性を評価する自社のアプローチを記述しなければならない。これは次の開示を含む。

2.1 自身の Tier 1 サプライヤーに対して監査又は検証を実施しているかどうか。

2.2 自身の Tier 1 サプライヤーが国際的に認知された食品安全基準（GFSI 又は同等）によって認証されているかどうか、また、企業がそのような認証を有することが契約上要求されているかどうか。

2.3 自身の Tier 1 サプライヤーとの対話プログラム又は研修プログラムを実施しているかどうか。

2.4 Tier 1 サプライヤーは、企業と直接取引するサプライヤーと定義される。

3 企業は、Tier 1 サプライヤー以外の自身のサプライヤーの事業又は自身の流通業者の事業における食品の安全性を評価するアプローチを有しているかどうか、また、有している場合は、これらのアプローチについて開示しなければならない。

労働条件

トピックサマリー

農産物の生産に関連する労働条件は、肉体的な負担が大きく、危険で、地理的に隔離されている可能性がある。農業労働者は、労働がインフォーマルであり季節があり不安定であることにより特徴付けられている（characterised）ため、労働権の侵害、特に強制労働の高いリスクに直面している。農業はまた、世界的に見て児童労働者の大きな割合を占めている。強制労働及び児童労働のリスクは、地域及び作物の種類によって異なる。直接事業において労働条件を効果的に管理する企業は、人権デュー・デリジェンスなどの頑健なプロセス、統制及び手続を導入するでその管理を行う場合が多い。強制労働又は児童労働の事案が財の生産において識別された場合、企業は、輸入禁止などのコンプライアンス・リスク又はレピュテーション・リスクに直面する場合がある。反対に、頑健なデュー・デリジェンスを行う企業は、事業の効率性及び重要な（important）資源のレジリエンスを向上させる場合があり、国際的に認知された労働基準の支持に関連する顧客需要の増加から便益を得る可能性がある。

注記：本トピックに関連する指標は、直接事業に関する情報を捉えることを意図している。「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピックに関連する指標は、この産業の企業が、サプライ・チェーンにおける同様のリスク及び機会にどのように対処しているかに関する情報を捉えることを意図している。

指標

FB-AG-310a.1 直接事業における労働条件（強制労働及び児童労働を含む。）を管理するためのプロセス、統制及び手続

1　企業は、人権デュー・デリジェンスなど、自身の直接事業における労働条件（強制労働及び児童労働を含む。）を管理するために企業が用いるプロセス、統制及び手続に関する情報を開示しなければならない。

1.1　強制労働は、国際労働期間（ILO）の「強制労働に関する条約（1930 年）（第 29 号）」により、「何らかの罰則の脅威の下で何者かから強制され、かつ本人が自発的に申し出ていないすべての労働又は役務」と定義される。

1.2　児童労働は、ILO のウェブサイトにおいて、「子どもからその子ども時代、潜在能力及び尊厳を奪い、かつ身体的及び精神的発達に有害であり、彼らの教育を妨げることを含む労働」と定義される。「ILO 最低年齢条約（1973 年）（第 138 号）」は、就業又は労働に従事するための最低年齢は、「義務教育の修了年齢を下回ってはならず、かつ、いかなる場合も 15 歳未満であってはならない」と定めている。ILO 条約は、「経済及び教育施設が十分に開発されていない」法域は、「最初は…最低年齢を 14 歳と定める場合がある」と付け加えている。

1.2.1　危険な労働に関する最低年齢は、すべての法域において 18 歳である。危険な児童労働は、「ILO 最悪の形態の児童労働条約（1999 年）（第 182 号）」により、「その性質又はそれが行われる状況により、児童の健康、安全又は道徳を害するおそれのある労働」と定義される。

2 企業の直接事業における労働条件及をモニタリングし管理し監督するためのプロセス、統制及び手続には、次のものを含める。

2.1 責任ある企業行動並びに国際的に認知された権利及び規範の尊重を方針及び管理システムに組み込む。

2.2 労働者への潜在的な又は実際の負のインパクト（adverse impacts）を識別し評価する。

2.3 労働者への潜在的な又は実際の負の影響（adverse effects）を停止、防止又は緩和する。

2.4 適用及び結果を追跡する。

2.5 労働者への負の影響（adverse effects）への対処方法を伝達する。

2.6 適切な場合は、修復を提供するか又は協力する。

3 企業は、強制労働若しくは児童労働、国際的に認知された労働の権利及び規範のその他の違反、又は地域の法律若しくは企業の方針の重大な（serious）違反のリスクが高いと識別した場合、自身の直接農場事業における農産物に関して次の情報を開示しなければならない。

3.1 企業は、自身の直接事業において、どの農産物がこのようなリスクが高いレベルにあると識別されたかを開示しなければならない。

3.1.1 企業は、どのように高リスクの農産物を識別するかについての情報を開示しなければならない。

4 企業は、自身の直接事業における労働条件を管理するための自身のプロセス、統制及び手続が、次の事項により異なるかどうか、また異なる場合はどのように異なるかを記述しなければならない。

4.1 地域

4.2 農産物

5 企業は、自身の直接事業について、次の事項を識別しなければならない。

5.1 労働条件を監督する責任を負うガバナンス機関又は個人

5.2 ガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割（当該役割が特定の経営者レベルの地位又は経営者レベルの委員会に委任されているかどうか、またどのように監督が実施されているかについての情報を含む。）

5.3 この開示を作成するにあたり、企業は、自身の直接事業における労働条件のガバナンスに関連する IFRS S1 号第 26 項から第 27 項の要求事項を適用しなければならない。

労働力（workforce）の健康及び安全

トピックサマリー

「農産物」産業に属する一部の企業~~で使用される工業プロセス~~は、重大な（significant）職業上の危険をもたらす工業プロセスを使用する。従業員は、とりわけ、転倒、輸送事故、設備関連の事故、化学関連及び熱関連の疾病又は傷病などの一般的な危険を伴う労働集約的な活動に従事する場合がある。健康及び安全基準の違反は、規制上の罰則及び是正措置のコストをもたらす可能性がある。高い傷害率及び死亡率は、企業が脆弱なガバナンス構造及び脆弱な職場の安全文化を有していることを示唆する場合があり、重大な（significant）風評被害をもたらす可能性がある。労働力（workforce）の健康及び安全を管理することについての強力なパフォーマンスは、ブランド・イメージの構築及び従業員の士気の促進に役立つ可能性があり、生産性の向上、従業員の離職率の低減及びコミュニティ関係の強化をもたらす場合がある。

指標

FB-AG-320a.1. (a)~~直接~~従業員及び(b)非従業員労働者~~契約社員~~についての(1)死亡の数並びに(2)総記録災害度数率~~（TRIR）、(2)死亡率、(3)ニアミス頻度率（NMFR）~~

1 企業は、(1)業務関連の傷病及び業務関連の疾病から生じる死亡の数を、(a)従業員及び(b)非従業員労働者について別個に開示しなければならない。

1.1 従業員は、企業に対して個人的なサービスを提供する個人と定義され、法律上又は税務上の目的で従業員とみなされる。従業員は、適用される法域の法令に従って、経済的依存などの指標を用いて企業と雇用関係にある。

1.1.1 従業員には、フルタイム従業員、正社員、臨時従業員、労働時間が保証されていない従業員及びパートタイム従業員を含める。

1.2 非従業員労働者は、企業に対して個人的なサービスを提供し、法律上及び税務上の目的で従業員とみなされる個人と同じ方法で、企業の指示のもとに働く個人と定義される。非従業員労働者は、企業が支配する業務を実施するが、適用される法域の法令に従った企業との雇用関係はない。

1.2.1 企業が、業務を指示し、業務を行う手段若しくは方法を支配し、又は業務が実施される職場を支配している場合、非従業員労働者により実施される業務を「支配」していると定義される。企業と労働者との間の契約関係の種類（例えば、職業紹介所又は請負業者）は、必ずしも企業が業務を支配しているかどうかを決定するものではない。

1.2.2 組織によって業務が支配されている非従業員労働者には、請負労働者、見習い労働者、請負業者、インターン、自営業者、下請業者及びボランティアを含める。

1.3 従業員及び非従業員労働者はあわせて、企業の「労働力（workforce）」又は「労働者」と定義される。

2 ~~1~~ 企業は、(a)従業員及び(b)非従業員労働者についての~~(1)~~(2)業務関連の傷病及び疾病について、自身の総記録災害度数率（TRIR）を別個に開示しなければならない。

2.1 企業は、記録災害及び非記録災害を定義するために、適用される法域の規準を用いなければならない。

2.1.1 企業が記録災害及び非記録災害を定義する複数の法域の法令の対象となる場合、企業は、これらの枠組みの間の差異が報告データに影響を与える（affect）かどうか、またどのように影響を与えるか（affect）を開示しなければならない。

2.1.2 ~~1.1~~ 傷病又は疾病は、典型的には、それが死亡、就業不能日数、就業制限若しくは別の職務への異動、応急処置を超えた治療又は意識喪失をもたらす場合、記録災害と定義される~~みなされる~~。さらに、医師又はその他の資格を有する医療専門家によって診断された重大な（significant）傷病又は疾病は、死亡、就業不能日数、就業制限若しくは職務異動、応急処置を超えた治療又は意識喪失をもたらさない場合でも、記録災害とみなされる。

2.1.3 ~~1.1.1~~ 応急処置は、典型的には、通常の治療~~医療処置~~を提供することができる前の、疾病者又は傷病者に対する緊急の手当又は処置と定義されるが、法域の定義により異なる場合がある。

~~1.1.2 企業は、応急処置など、記録災害及び非記録災害の定義についての、適用される法域の規準を用いる場合がある。企業は、これらの規準及び定義の情報源として使用される法令又は産業の枠組みを開示しなければならない。~~

2.2 TRIR は、（記録災害の数×1,000,000）/ 総労働時間数と定義される。

2.2.1 企業が労働時間数を直接計算できない場合、通常又は標準労働時間を用いて、有給休暇の期間（年次有給休暇、有給傷病休暇、祝日）の権利を考慮したうえでこの情報を見積り、開示において当該方法を説明しなければならない。

2.2.2 企業が労働時間数を直接計算できない又は見積ることができない場合、その理由を開示しなければならない。

3 開示には、場所又は雇用の種類にかかわらず、すべての労働者を含める。

~~2 企業は、(2)業務関連の死亡についての死亡率を開示しなければならない。~~

~~3 企業は、(3)業務関連のニアミスについてのニアミス頻度率（NMFR）を開示しなければならない。~~

~~3.1 ニアミスは、記録対象の傷病、疾病、物理的損害又は環境上の損害をもたらさなかったものの、他の状況ではそうなる可能性があった、計画外又は制御不能な事象又は一連の事象と定義する。~~

~~3.2 企業は、ニアミスを分類し識別し報告するためのプロセスを開示する場合がある。~~

~~4 すべての開示される比率は、（統計数×200,000）/ 報告された年度におけるすべての従業員の労働時間の総数で計算しなければならない。~~

~~4.1　比率の計算における「200,000」は、100 人のフルタイムの労働者が週当たり 40 時間、年当たり 50 週働いた場合に、年間で提供することができる時間の総数を表す。~~

4 ~~5~~ 開示~~の範囲に~~は、死亡、業務関連の災害（incidents）及び業務関連の疾病に限定する。~~業務関連の災害のみを含める。~~

4.1 ~~5.1~~ 業務関連の災害は、労働環境における事象又はエクスポージャーから生じる労働力（workforce）の傷病及び疾病と定義される~~である~~。

4.1.1 ~~5.2~~ 労働環境とは、1 人以上の労働者~~従業員~~が働いているか又は雇用の条件として存在している拠点及びその他の場所をいう。

4.1.2 ~~5.3~~ 労働環境には、物理的な場所だけでなく、~~従業員が~~業務中に使用する機器又は資材を含める。

4.2 ~~5.4~~ 労働者~~従業員~~が移動している間に発生する災害は、傷病又は疾病の時点で労働者~~従業員~~が雇用主の利益のための労働活動に従事していた場合、業務関連である。

4.3 ~~5.5~~ 業務関連の災害は、過去に記録された傷病又は疾病が更新されるものではなく、新たな事象でなければならない。

5 労働力（workforce）の総数が報告期間中に著しく（significantly）異なる場合、企業は、それらの差異について説明しなければならない。

~~6　企業は、次のそれぞれの従業員のカテゴリーについての比率及び平均研修時間数を開示しなければならない。~~

~~6.1　フルタイム、短時間勤務、パートタイム、役員、労働、給与労働、季節労働、出稼労働又は時間給労働の従業員のいずれであるかにかかわらず、企業の給与台帳に載っている個人と定義する、直接従業員~~

~~6.2　企業の給与台帳に載っていないものの、企業が監督又は管理する個人と定義する契約社員。これには、独立請負業者及び第三者（例えば、派遣会社及び労働仲介業者）によって雇用される者を含める。~~

~~7　開示の範囲には、従業員の所在地又は雇用の種類にかかわらず、すべての従業員を含める。~~

原材料のサプライ・チェーンが環境及び社会に与えるインパクト

トピックサマリー

農産物企業は、多くのサプライヤーから農業インプットを調達している。この産業の企業が環境及び社会問題についてどのようにサプライヤーと関わるかは、消費者の需要、レピュテーション・リスク及び作物供給を効果的に管理し価格変動に対応する企業の能力に影響を与える（affect）場合がある。労働、環境実務及び倫理又は汚職に関連するサプライ・チェーン管理の問題は、企業に対する規制上の罰金又は長期的な事業コストの増加をもたらす場合がある。同様に、農産物企業は、サプライヤーが環境又は社会問題について適切に取り組まない場合、風評被害に直面する可能性がある。企業は、持続可能な農業の実務を実施するか又は認証を受けたサプライヤーから調達を行うために、不可欠なサプライヤーと連携することにより、これらのリスクを軽減し、潜在的に消費者の需要を増大させ、又は新たな市場機会にアクセスすることができる。

指標

FB-AG-430a.1. (1)第三者の環境又は社会基準の認証を受けた農産物を調達した割合及び(2)基準ごとの割合

1　企業は、(1)第三者の環境又は社会基準の認証を受けた、調達した農産物のコストの割合を開示しなければならない。

1.1　農産物は、企業の事業において使用するために調達する食品、飼料及びバイオ燃料などの原材料と定義する。

1.2　環境基準は、原生林の保護、地表水及び地下水の水質の維持、並びに総合的病害虫管理（IPM）による解決又は「Organic System Plan」の適用など、農産物の生産に関連する環境インパクトに対処する基準と定義する。

1.3　社会基準は、労働力（workforce）への報酬、農薬の使用に伴う健康及び安全のリスクに対する研修及び継続的なモニタリング、並びに児童労働慣行など、農産物の生産に関連する社会インパクトに対処する基準と定義する。

1.4　この割合は、第三者の環境又は社会基準の認証を受けたTier 1サプライヤーから購入した農産物のコストを、Tier 1サプライヤーから購入した農産物の総コストで除して計算しなければならない。

1.5　第三者の環境及び社会基準の認証の例には、次のものを含める場合がある。

1.5.1　「Bonsucro」

1.5.2　「Fairtrade International」

1.5.3　「Fair Trade USA」

~~1.5.4 「持続可能なパーム油のための円卓会議」（Roundtable on Sustainable Palm Oil; RSPO）~~

~~1.5.5 「責任ある大豆に関する円卓会議」（RTRS）~~

~~1.5.6 「Rainforest Alliance」~~

~~1.5.7 SA8000~~

~~1.5.8 「U.S. Department of Agriculture (USDA) Organic」~~

~~1.5.9 UTZ~~

~~2 企業は、(2)第三者の環境又は社会基準の認証を受けた、調達した農産物のコストの割合を基準ごとに開示しなければならない。~~

~~2.1 企業は、それぞれの第三者の環境又は社会基準の認証を受けた Tier 1 サプライヤーから購入した農産物のコストを、Tier 1 サプライヤーから購入した農産物の総コストで除して、その割合を計算しなければならない。~~

~~2.1.1 「Bonsucro」認証について、企業は、農産物原材料が「Bonsucro Production Standard」又は「Bonsucro Chain of Custody Standard」の認証を受けているかどうかを開示しなければならない。~~

~~2.1.2 「Fairtrade」認証について、企業は、農作物が小規模生産者、雇用労働組織、契約生産、貿易業者又は独立小規模生産者についての基準の認証を受けているかどうかを開示しなければならない。~~

~~2.1.3 RSPO 認証について、企業は、農産物原材料が次のどの RSPO サプライ・チェーン・モデルの認証を受けているかを開示しなければならない：「アイデンティティ・プリザーブド」（IP）、「セグリゲーション」（SG）、「マス・バランス」（MB）又は「ブック・アンド・クレーム」（B&C）~~

~~2.1.4 RTRS 認証について、企業は、農産物が「RTRS Production」基準又は「RTRS Chain of Custody」基準の認証を受けているかどうか、及び「チェーン管理（Chain of Custody）」基準におけるトレーサビリティが、カントリー・マテリアル・バランス、セグリゲーション又はマス・バランスを通じて維持されているかどうかを開示しなければならない。~~

~~2.1.5 他の第三者認証について、企業は認証の種類を特定する場合がある。~~

~~2.2 認証が同じ農産物に対するものであり、同様の環境又は社会要件を有する場合、企業は、1つ以上の第三者認証のコストでの割合を1つの合計割合に集計する場合がある。~~

~~3 開示の範囲には、契約に基づいて栽培されたもの又は商品として調達したものを含む、Tier 1 サプライヤーから購入した農産物を含める。~~

~~3.1 Tier 1 サプライヤーは、企業と直接取引するサプライヤーと定義する。~~

3.2 契約に基づいて栽培された農作物には、「国連食糧農業機関」（FAO）の「Contract Farming Resource Centre」と整合的に、企業が作物の生産条件及び作物の品質を農業者と直接合意したものを含める。

3.3 商品として調達した農作物には、スポット・マーケット、先物入札（to-arrive bids）、穀物エレベーター（grain elevators）、又は企業が生産プロセスを制御できないその他の手段により購入したものを含める。

FB-AG-430a.2. サプライヤーの社会及び環境責任監査(1)不適合率並びに(2)(a)主要な不適合及び(b)軽微な不適合の関連する是正措置率

1 企業は、(1)サプライヤー施設の外部の社会及び環境監査基準又は内部で開発されたサプライヤーの行動規範の不適合率を、(a)主要な不適合、及び別個に(b)軽微な不適合について、開示しなければならない。

1.1 主要な不適合は、最も深刻さ（severity）が高い不適合と定義し、監査人によるエスカレーションが要求される。主要な不適合には、未成年の児童労働者（労働又は見習いの法定年齢を下回る。）、強制労働、生命の危険又は重傷を直ちに引き起こす可能性がある健康上及び安全上の問題、並びにコミュニティに深刻（serious）かつ即時の危害を引き起こす可能性がある環境慣行の存在を含める。主要な不適合には、コードの要求事項若しくは法令の重要性がある（material）違反及びシステム上の違反も含める。主要な不適合は、重大（critical）又は優先不適合として知られる場合もある。

1.2 軽微な不適合は、それ自体では管理システム上の全体的な問題を確認するものではないが、通常、労働者又は環境へのリスクは低いことを表している、独立した又はランダムな不適合であると定義する。

1.3 企業は、サプライヤー施設間で識別された不適合の総数（それぞれのカテゴリー内）を、監査を受けたサプライヤー施設の数で除して不適合率を計算しなければならない。

2 企業は、(2)サプライヤー施設の(a)主要な不適合及び別個に(b)軽微な不適合に関連する是正措置率を開示しなければならない。

2.1 是正措置は、90 日以内に措置（通常、是正措置計画で特定される。）を完了することと定義する。これは、検出された不適合の原因を除去するように設計されている。これには、あらゆる不適合を排除し、不適合の再発防止を確実にするための実務又はシステムの導入及びその措置が講じられたことの検証を含める。

2.2 企業は、（それぞれのカテゴリーの）不適合に対処する是正措置の数を、識別された（それぞれのカテゴリーの）不適合の総数で除して、是正措置率を計算しなければならない。

3 企業は、社会及び環境責任の監査コンプライアンスを測定するために用いた基準又は行動規範を開示しなければならない。

FB-AG-430a.3. 契約栽培及び商品調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略

についての説明

1　企業は、契約栽培及び商品調達の実務から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略について説明しなければならない。

1.1　環境及び社会リスクには、異常気象、水ストレス、環境悪化、労働者の権利、コミュニティの権利及び有害な児童労働慣行を含める。

2　環境リスクについて、説明すべき関連する戦略には、サプライヤーの多様化、環境管理のベスト・プラクティスに関するサプライヤー研修プログラム（肥料使用のための農業管理実践システム（MPS）の導入、統合的害虫管理（IPM）及び森林破壊に対処するための取組み（efforts）を含む。）、代替作物及び置換作物の研究開発への支出又はサプライヤーの環境実務の監査若しくは認証を含める場合がある。

3　社会リスクについて、説明すべき関連する戦略には、農薬適用に関するサプライヤー研修プログラム、労働、人権及び農薬曝露などの労働力（workforce）の健康や安全の問題に関するサプライヤーとの関わり、サプライ・チェーン行動規範の維持、並びにサプライヤーの社会慣行の監査又は認証を含める。

4　開示の範囲には、企業が調達するすべての農産物原材料を含める。これには、契約栽培者から直接又は生産者供給契約を通じて調達されたものを含める。

5　企業は、どの商品又は農産物原材料が事業上のリスクをもたらすか、どのような種類のリスクを表すか、及び企業がそのリスクを軽減するために用いる戦略を識別する場合がある。

GMO管理

トピックサマリー

遺伝子組換生物（GMO）技術を使用して開発された農産物は、消費者の高い関心を経験してきた。多くの場合、GMO 技術は病気又は干ばつに耐性のある品種の開発を通じて作物の収量の改善を可能にしてきたものの、消費者の懸念は、GMO の栽培及び消費に関連して認識される健康、環境又は社会的インパクトに関して、依然として存在する。一部の法域は、GMO の使用又は栽培を禁止した。「農産物」産業の企業を含む食品サプライ・チェーンにおける食品及び飲料企業は、GMO 関連のリスク及び機会を評価し、当該トピックについて消費者と効果的にコミュニケーションする効果的な手段を模索している。自社の製品又は効果的なコミュニケーションを通じて変化する消費者の傾向又は規制の変更に対応できる「農産物」産業の企業は、潜在的なレピュテーション・リスク及び売上高の喪失を軽減し、新たな市場機会にアクセスする場合がある。

指標

FB-AG-430b.1. 遺伝子組換生物（GMO）の使用を管理するための戦略についての説明

1　企業は、遺伝子組換生物（GMO）の使用を管理するための戦略について説明しなければならない。これには、GMO の輸入を制限する法域、GMO を含む製品の表示要求に関連するリスク、消費者の選好の変化、及び GMO の使用に関連する機会についての説明を含める。

1.1　GMO は、交配又は自然での組換えによって自然には起こらない方法で遺伝物質が改変された、人間を除く生物と定義する。

2　企業は、GMO に関する規制を理由に、企業の 1 つ以上の製品の輸入を制限、禁止又は一時停止している法域のリストを開示しなければならない。

2.1　開示の範囲には、GMO の輸入を制限する規制、貿易制限及びその他の措置が含まれる。

2.2　企業は、それぞれの制限に関して、影響を受ける（affected）製品の範囲、制限が実施されている期間、制限について述べられた理由（例えば、健康上の懸念又は生物多様性へのインパクト）並びに企業の事業及び財務状況への影響（effect）について説明しなければならない。

3　企業は、GMO 表示を要求する適用される法域の法令の対象である製品（又は製品カテゴリー）のリストを開示しなければならない。

4　企業は、GMO 表示要求に関連するリスク及び機会について説明しなければならない。これには、企業の下流の顧客（例えば、加工食品企業及び食品小売業者）が開発したものを含める。

5　企業は、GMO を含む製品の使用又は表示に関する消費者の選好の変化に関連するリスク及び機会について説明しなければならない。

環境サプライ・チェーン管理

トピックサマリー

「農産物」産業に属する企業は、幅広い作物及び農業製品を生産し供給している。生産量を維持し、価格に対する期待に応える企業の能力は、資源の利用可能性に依存する。資源の利用可能性は、気候変動、水ストレス、土壌の健全性、生物多様性、生態系サービスの利用可能性などの環境要因により影響を受ける（affected）可能性がある。これらのリスクの一部は、本質的にグローバル又は地域的なものであるため、企業のサプライ・チェーンにおける事業から独立して存在している。その一方で、地域の農業の実務からのインパクトとより直接関連しているものもある。環境へのインパクト、特に森林破壊又は集中的な単一作物栽培（monocropping）による土壌の劣化といった注目度が高い（high-profile）課題に関連するものは、規制の強化をもたらすか又は企業の評判及び事業の社会的なライセンスに損失を与える可能性がある。また、より広範な自然関連の物理的リスクは、作物の収穫高及びコモディティ価格の変動を生み出し、収益性に影響を与える（affect）可能性がある。長期的には、資源の制約及び気候パターンの変化により、企業は不可欠な作物の生産において課題に直面する場合がある。サプライヤー及び地域社会（先住民族を含む。）と協働して、輪作、被覆作物、統合型害虫管理、精密農業及び農業生態学を含む持続可能な農業の実務を採用する企業は、レジリエンス及びこれらのリスクへの適応可能性を改善することができる。

指標

FB-AG-430c.1. 森林破壊又は転換がないと決定された、調達した農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）

1　企業は、森林破壊又は転換がないと決定された、調達した農産物の割合を開示しなければならない。

1.1　森林破壊は、一時的又は永続的な森林地帯の非森林地帯への人為的な転換と定義される。

1.2　転換は、自然の生態系を別の用途に変更すること、又は自然の生態系の種組成、構造若しくは機能の深刻な（profound）変化と定義される。

1.3　企業は、調達した農産物ごとに情報を分解しなければならない。

1.4　開示は、森林破壊又は転換の一因となることが分かっており、最大の食品原材料費用を構成する、又は企業の製品において不可欠である、調達した農産物に限定される。関連する製品には、木材製品、パーム油、大豆、コーヒー、カカオ及び牛製品が含まれる場合がある。

2　企業は、調達した農産物が、森林破壊又は転換がないと決定するために用いた評価方法を記述しなければならない。評価方法には、モニタリング、認証、近年において転換がないかごくわずかである低リスク法域からの調達、及び検証済みのサプライヤーからの調達を含める。

2.1　企業は、自身の評価方法を選択した理由を開示し、自身の方法論における限界を識別しなければならない。

3 企業は、自身の評価において設定しているトレーサビリティのレベル（国、地域、地方、又は具体的な原産地）を開示しなければならない。

4 企業は、森林破壊又は転換に関連する自身の戦略的目標（goals）の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標、及び法令により達成することが要求されている目標に関する情報を開示しなければならない。

4.1 この開示を作成するにあたり、企業は、企業の森林破壊又は転換の目標に適用される IFRS S1 号第 51 項から第 53 項の要求事項を適用しなければならない。

4.2 企業は、自身の目標を達成するために必要な自身の調達又は評価実務の変更に関する情報を開示しなければならない。

FB-AG-430c.2. サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される農産物

1 企業は、自然及び気候に関連する物理的リスクに対して敏感な自身の優先的に調達される農産物を開示し、自身のこれらの製品の調達がそのようなリスクによって、どのように合理的に影響を受ける（affected）可能性があるかについて記述しなければならない。

1.1 優先的に調達される農産物は、第三者から購入し企業の最大の費用を構成する農産物又は自身のビジネス・モデルに不可欠であると企業が識別した農産物と定義される。

1.2 自然及び気候に関連する物理的リスクが、企業が短期、中期又は長期にわたり望ましい価格で又は希望数量でコモディティを調達する能力に影響を与える（affect）と合理的に見込み得る場合、調達される農産物は当該リスクに対して敏感である。

1.3 関連性がある自然及び気候に関連する物理的リスクには、気候変動、異常気象、干ばつ、洪水、水ストレス、暴風雨、土壌の健全性の劣化、生態系の変化又は生物多様性の喪失を含める場合がある。

2 企業は、それぞれの環境リスクについて、自然及び気候に関連する物理的リスクの影響（effects）が生じると合理的に見込み得る時間軸（短期、中期又は長期）を特定しなければならない。

2.1 企業は、「短期」、「中期」及び「長期」をどのように定義し、これらの定義が戦略的意思決定に用いる計画期間とどのようにつながるかについて説明しなければならない。

3 企業は、識別した環境リスクを考慮して、環境関連の変化、進展及び不確実性に対する自身の戦略、ビジネス・モデル及びサプライ・チェーンのレジリエンスについて記述しなければならない。

4 企業は、自然及び気候に関連する物理的リスクを緩和するために用いる戦略について記述しなければならない。これは、自身のサプライヤーの多様化、代替作物又は代用作物の研究開発への投資、及び代替製品又は製品配合の開発を含む場合がある。

FB-AG-430c.3. サプライ・チェーンにおいて環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入

するための戦略の記述

1　企業は、自社のサプライ・チェーンにおいて環境資源を管理し、持続可能な農業の実務を導入するための自身の戦略に関する情報を開示しなければならない。

1.1　環境資源には、土地、土壌、水、生物多様性、生態系及び生態系サービスを含める。

1.2　持続可能な農業の実務には、再生農業、精密農業、農業生態学、また、温室効果ガス排出、土壌の健全性、肥料、殺虫剤及びその他の化学物質の使用管理、地表水及び地下水の水質維持、水の保全、土地利用の効率化、並びに生物多様性、生態系及び生態系サービスの保全などの領域に焦点を当てた同様の取組み（efforts）を含める。

2　企業は、補助金、農家とのプログラム及びパートナーシップ、他社との共同投資及びパートナーシップ、並びに先住民族などの地域社会との対話など、持続可能な農業の実務に関連する自身の活動及び投資に関する情報を開示しなければならない。

2.1　企業は、持続可能な農業の実務に関連する自身の重要な（important）行動及び取組みに投資した数値（amount）を開示しなければならない。

3　企業は、自身のサプライヤーにおける持続可能な農業の実務の促進を通じて、企業が管理することを目的とするリスクに対して敏感な資産又は事業活動の数値（amount）及び割合を開示しなければならない。

4　企業は、自身のサプライヤーにおける持続可能な農業の実務の促進に関連する機会と整合する資産又は事業活動の数値（amount）及び割合を開示しなければならない。

5　企業は、企業が考慮した環境資源の管理及びサプライ・チェーンにおける持続可能な農業の実務の導入に関連するリスク及び機会のトレードオフに関する情報を開示しなければならない。

6　関連性があるリスク及び機会は、サプライヤーとの関係、サプライ・チェーンのレジリエンス、レピュテーション管理、価格変動、消費者需要、獲得市場、法令リスクの管理、事業を営むための企業の社会的ライセンスにとっての脅威、及び地域社会の善意（goodwill）は関連する場合がある。

社会サプライ・チェーン管理

トピックサマリー

「農産物」産業に属する企業は、作物及びコモディティを調達するため、広大なサプライ・チェーンを管理する。企業が社会的問題（労働条件、労働者の安全、倫理及び先住民族を含む地域社会との対話を含む。）についてサプライヤーを選別しモニタリングし関与する方法は、価格及び生産の安定性に影響を与える（affects）。強制労働若しくは児童労働又は土地紛争に関連するサプライ・チェーン管理の問題は、事業を営むための企業の社会的ライセンスにダメージを与え、規制上の罰金又は事業コストの増加につながる可能性がある。社会リスクの一部は、特定の作物又は地域に特有である。その一方で、より一般的なものもある。地域の規制及び執行は法域によって大きく異なり、企業及びそのサプライヤーにとって追加のガバナンス上の課題を生む。農業のサプライ・チェーンの複雑性により、企業はこれらのリスクを識別し評価するために、トレーサビリティ・システムに投資することが多い。企業はまた、新たな市場機会を獲得するために、認証（certification）を取得することもできる。企業は、労働慣行を改善し、サプライ・チェーンのレジリエンスを強化し、レピュテーション・リスクを緩和するために、サプライヤー及び農場コミュニティと対話することができる。

指標

FB-AG-430d.1. サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）

1 企業は、人権及び環境デュー・デリジェンスなど、次に関連するサプライ・チェーンにおける問題をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるプロセス、統制及び手続に関する情報を開示しなければならない。

1.1 労働条件、職場の安全、労働者の権利、強制労働、現代奴隷制及び児童労働

1.2 先住民族を含む地域社会へのネガティブなインパクト（汚染、移住及び資源の剥奪又は枯渇など）

1.3 汚職及び適用される法域の法令遵守

1.4 国際的に認知された枠組みにおいて定められた権利及び規範

2 サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトをモニタリングし、管理し、監督するためのプロセス、統制及び手続には、次のものを含める。

2.1 責任ある企業行動、並びに国際的に認知された権利及び規範の尊重を方針及び管理システムに組み込むもの

2.2 サプライ・チェーンの事業及び取引関係から生じる労働者、利害関係者及び地域社会への負の（adverse）インパクトを識別し、評価するもの

2.3 サプライ・チェーンにおける労働者及び社会への潜在的な又は実際の負の（adverse）インパクトを停止、防止又は緩和するもの

2.4 適用及び結果を追跡するもの

2.5 インパクトへの対処方法を伝達するもの

2.6 適切な場合は、修復を提供するか又は協力するもの

2.7 先住民族との対話にあたり、自由意志に基づく、事前の、十分な情報に基づく同意（又は協議）プロセスの利用を促進するもの

3 企業は、サプライ・チェーンにおける労働者及び社会への潜在的な又は実際の負の（adverse）インパクトの防止、緩和及び修復に対して、サプライヤーがインセンティブ及び報酬を受けているかどうかを開示しなければならない。

4 企業は、サプライ・チェーンにおける労働者による採用手数料の支払いを禁止する方針を有しているかどうかを開示し、有している場合は、当該方針が執行されるメカニズムを記述しなければならない。

5 企業は、次の事項を識別しなければならない。

5.1 サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを監督する責任を負うガバナンス機関又は個人

5.2 ガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割。これは、当該役割が特定の経営者レベルの地位又は経営者レベルの委員会に委任されているかどうか、及びどのように監督が実施されているかについての情報を含む。

5.3 この開示を作成するにあたり、企業は、自身のバリュー・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトのガバナンスに関連する IFRS S1 号第 26 項から第 27 項の要求事項を適用しなければならない。

FB-AG-430d.2. サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達した農産物の割合

1 企業は、サプライ・チェーンにおけるコモディティの経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、自身の調達した農産物の割合を開示しなければならない。

1.1 企業は、それぞれのケースにおいて、用いた基準、及び当該基準に関連する種類が複数ある場合は、その認証の種類を識別しなければならない。

1.2 企業は、製品別に情報を分解しなければならない。

2 企業は、企業が用いる認証基準を選択した自身の根拠を説明しなければならない。

3 国際的に認知された基準の例には、次のものを含める。

3.1 「Bonsucro」

3.2 「Fairtrade International」

3.3 「持続可能なパーム油のための円卓会議」（RSPO）

3.4 「責任ある大豆に関する円卓会議」（RTRS）

3.5 「Rainforest Alliance」

3.6 「SA8000」

4 企業は、サプライ・チェーンにおいて製品の経路を追跡する国際的に認知された基準の認証をサプライヤーに取得させるための改善プロジェクトについて記述しなければならない。

FB-AG-430d.3. 過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述

1 企業は、報告日以前の 3 年間に少なくとも 1 回、独立した第三者による監査又は検証の対象となった自身の高リスク・サプライヤーの割合を開示しなければならない。

1.1 高リスク・サプライヤーは、強制労働又は現代奴隷制、児童労働、国際的に認知された権利及び規範に対するその他の違反、先住民族を含む地域社会へのネガティブなインパクト、又は現地法若しくは企業のサプライヤー行動規範に対する深刻な（serious）違反のリスクが高まったレベルにあると企業が判断した、バリュー・チェーンを通じたサプライヤーと定義される。

1.1.1 企業は、高リスク・サプライヤーを識別する方法に関する情報を開示しなければならない。

1.2 独立した第三者による監査又は検証は、サプライヤーの施設が、関連性がある原則、方針及び規制を遵守していることを決定するために、独立した外部組織がサプライヤーの施設を訪問し、記録をレビューすることと定義される。

2 企業は、自身の監査又は検証の方法論及び規準（criteria）（例えば、経営システムの調査、労働者へのインタビュー、経営者へのインタビュー、文書レビュー及び観察）を開示しなければならない。

3 企業は、監査又は検証の遵守を測定した基準又は行動規範を開示しなければならない。

4 企業は、不適合及び是正措置に関する情報を開示しなければならない。これは、不適合が生じたサプライ・チェーンのレベル（Tier 1、Tier 2 若しくはその他、又は地域別）、優先度の高い不適合を解決するための時間軸、是正措置が成功したかどうかの評価、及びサプライ・チェーンの透明性を高め、サプライヤーの能力を構築するための取組み（efforts）の記述を含む場合がある。

4.1 優先度の高い不適合は、最も深刻さ（severity）が高い不適合と定義し、監査人又は検証人によるエスカレーションが要求される。優先度の高い不適合には、未成年の児童労働者、強制労働若しくは現代奴隷制、生命の危険又は重傷を直ちに引き起こす可能性がある健康上及

び安全上の問題、又はコミュニティに深刻（serious）かつ即時の危害を引き起こす可能性がある環境実務の存在を確認する。優先度の高い不適合には、規則の要求事項又は法令の重要性がある（material）違反若しくはシステム上の違反を含める。

原材料調達

トピックサマリー

農産物企業は、農家又は仲介業者から多種多様な商品及び原材料を調達している。この産業が原材料を望ましい価格で確実に調達する能力は、作物の収穫量によって変動する。つまり、気候変動、水不足、土地管理、及びその他の資源不足の考慮事項によって影響を受ける（affected）場合がある。生産性が高く、比較的資源集約的でない作物を調達する企業、又はサプライヤーと緊密に協力して気候変動及びその他の資源不足リスクへの適応性を高める企業は、作物価格の変動及び作物の供給断絶を軽減できる場合がある。さらに、企業はブランドのレピュテーションを高め、新しい市場機会を開拓する場合がある。調達リスクを効果的に管理しないことにより、資本コストが高くなり、マージンが減少し、売上成長率が抑制されることにつながる可能性がある。

指標

FB-AG-440a.1. 主要作物の識別及び気候変動によってもたらされるリスク及び機会の記述

1　企業は、企業のビジネスにとって優先事項である主要作物を識別しなければならない。

1.1　FB-AG-000.A で開示するように、主要作物は、過去の 3 報告期間のいずれかにおいて連結売上高の 10%以上を占めたものである。

2　開示の範囲には、企業が直接栽培する作物、契約に基づいて栽培された作物、又は商品として調達した作物を含めなければならない。

2.1　企業が直接栽培する作物には、企業が所有又は運営する農場で栽培する作物を含める。

2.2　契約に基づいて栽培された作物には、「国連食糧農業機関」（FAO）の「Contract Farming Resource Center」と整合的に、企業が作物の生産条件及び作物の品質を農業者と直接契約したものを含める。

2.3　商品として調達した作物には、スポット・マーケット、先物入札（to-arrive bids）、穀物エレベーター（grain elevators）、又は企業が生産プロセスを制御できないその他の手段により購入したものを含める。

3　企業は、気候変動シナリオによって、主要作物にもたらされるリスク又は機会を記述しなければならない。また、関連性がある場合には次のものを含める。

3.1　気候変動によって生じるリスクの識別。これには水の利用可能性、作物地域の変化、害虫の移動及び異常気象を含める場合がある。

3.2　気候変動によって生じるリスク及び機会を決定するために用いるシナリオについての説明

3.3　そのようなシナリオがどのように顕在化するか（例えば、企業又は企業のサプライ・チェーンへの直接的な影響（effects））及びこれらがその優先作物に対して有する潜在的な影響（implications）についての説明

3.4　そのようなリスク及び機会が顕在化すると見込まれる時間軸

4　企業は、これらのシナリオを開発するために用いる方法又はモデルについて説明する場合がある。これには、グローバル・グリッド・クロップ・モデル（global gridded crop models）又は政府及び非政府組織によって提供される科学的研究（例えば、「気候変動に関する政府間パネル　気候シナリオ・プロセス」）の使用を含める。

5　企業は、気候変動のインパクトを評価しモニタリングするための取組み（efforts）、及びリスクを軽減するか若しくはリスクに適応するための関連する戦略、並びに機会を認識するための取組み（efforts）（例えば、FAO の「Climate-Smart Agriculture」アプローチ）について説明しなければならない。

5.1　軽減戦略には、作物保険の利用、ヘッジ手段への投資及びサプライ・チェーンの多様化を含める場合がある。

5.2　適応戦略には、生態系管理及び生物多様性の改善、耐性作物品種の開発、並びに植え付けて収穫するタイミングの最適化を含める場合がある。

FB-AG-440a.2.「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域から調達した農産物の割合

1　企業は、「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域から調達した農産物の割合を開示しなければならない。

1.1　農産物は、企業の事業が使用するために調達する食品、飼料及びバイオ燃料原料などの原材料と定義する。

2　この割合は、農産物を生産するために「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域で取水し水消費している Tier 1 サプライヤーから購入した農産物のコストを、Tier 1 サプライヤーから購入した農産物の総コストで除して計算しなければならない。

2.1　企業は、「世界資源研究所」（WRI）の水リスク・アトラス（water risk atlas）ツールである「Aqueduct」によって、「ベースライン水ストレス」が「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水し水消費する Tier 1 サプライヤーを識別しなければならない。

3　開示の範囲は、契約に基づいて栽培された農産物又は商品として調達した農産物を含む、Tier 1 サプライヤーから購入した農産物である。

3.1　Tier 1 サプライヤーは、農産物について企業と直接取引するサプライヤーと定義する。

3.2　契約に基づいて栽培された農産物には、「国連食糧農業機関」（FAO）の「Contract Farming Resource Center」と整合して、企業が作物の生産条件及び作物の品質を農業者と直接契約したものを含める。

3.3　商品として調達した農産物には、スポット・マーケット、先物入札（to-arrive bids）、穀物エレベーター（grain elevators）、又は企業が生産プロセスを支配できないその他の手段により購入したものを含める。

~~4　すべての Tier 1 サプライヤーに関するデータを識別又は収集できない場合、企業は、原産地及び水リスクが不明である農産物の割合を開示しなければならない。~~

「食肉、家禽及び乳製品」の「SASB スタンダード」に対する修正案

「SASBスタンダード」について

2022 年 8 月時点で、~~IFRS 財団の~~国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は「SASB スタンダード」についての責任を引き受けた。ISSB は、「SASB スタンダード」を維持し~~、~~向上させ~~、進展させ~~ることを約束~~し、作成者及び投資者が「SASB スタンダード」を使用し続けることを奨励~~している。

IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」~~（IFRS S1 号）~~は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、企業が「SASB スタンダード」における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することを要求している。同様に、IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関してどの情報を開示するかを決定する際に、企業が「SASB スタンダード」における指標を参照し、その適用可能性を考慮することを要求している。

2023 年 6 月に、ISSB は、IFRS S2 号「気候関連開示」に付属する産業別ガイダンスと整合させるために、「SASB スタンダード」における気候関連のトピック及び指標を修正した。2023 年 12 月に、ISSB は、「SASB スタンダードの国際的な適用可能性」プロジェクトの一環として~~に関連して~~、気候関連以外のトピック及び指標を修正した。

発効日

[20XX 年 XX 月]版の「SASB スタンダード」は、すべての企業について、[日付]以後に開始する報告期間より発効する。早期適用は認められる。

~~2023 年 12 月版の本スタンダードは、すべての企業について、2025 年 1 月 1 日以後に開始する年次期間より発効する。~~

~~早期適用は、すべての企業について認められる。~~

目　　次

はじめに…… 84
「SASB スタンダード」の全体像…… 84
「SASB スタンダード」~~基準~~の使用…… 85
産業の説明…… 86
サステナビリティ開示トピック及び指標…… 87
温室効果ガス排出…… 93
エネルギー管理…… 97
水管理…… 101
土地利用及び生態系へのインパクト…… 108
食品の安全性…… 116
動物生産における抗生物質の使用…… 121
労働力（workforce）の健康及び安全 …… 123
動物の健康~~飼育~~及び福祉…… 127
製品イノベーション…… 131
~~アニマル・サプライ・チェーンの環境及び社会へのインパクト~~…… 133
環境サプライ・チェーン管理…… 135
社会サプライ・チェーン管理…… 139
~~動物及び飼料の調達~~…… 143

はじめに

「SASBスタンダード」の全体像

「SASB スタンダード」は、77 の産業固有の~~サステナビリティ会計~~基準（「SASB スタンダード」又は「産業別基準」）のセットであり、「Sustainable Industry Classification System®」（SICS®）に従ってカテゴリー分けされる。

「SASB スタンダード」には、次のものが含まれる。

1 **産業の説明**：当該説明は、ビジネス・モデル、活動及び当該産業への参加を特徴付ける（characterise）他の共通の特徴（features）を説明することにより、企業が適用される産業ガイダンスを識別することを支援することを意図している。

2 **開示トピック**：特定の産業内の企業によって行われる活動に関連する、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を記述している。

3 **指標**：開示トピックに付随し、個別に又はセットの一部として、特定の開示トピックについて企業のパフォーマンスに関する有用な情報を提供するように設計されている。

4 **技術的プロトコル**：定義、範囲、適用及び関連する指標の表示に関するガイダンスを提供する。

5 **活動指標**：企業による特定の活動又は事業の規模を定量化するものであり、データを正規化して比較を容易にするために、3 で参照される指標と組み合せて使用することを意図している。

~~「ISSB 基準」の導入の一部として「SASB スタンダード」を用いる企業は、関連する ISSB の適用ガイダンスを考慮すべきである。~~

~~「ISSB 基準」から独立して「SASB スタンダード」を用いる企業については、「SASB スタンダード適用ガイダンス」がすべての「産業別基準」の使用に適用されるガイダンスを設定しており、本スタンダードの一部とみなされる。「産業別基準」に含まれる技術的プロトコルにおいて異なるように示されていない限り、「SASB スタンダード適用ガイダンス」におけるガイダンスは、「産業別基準」における指標の定義、範囲、適用、調製及び表示に適用される。~~

~~歴史的に、「SASB 概念フレームワーク」は、サステナビリティ会計についての基準設定に対するアプローチにおいて SASB スタンダード審議会を導く基本的な概念、原則、定義及び目的を示した。~~

「SASBスタンダード」~~基準~~の使用

「SASB スタンダード」は、~~短期、中期又は長期にわたり、~~企業の見通し~~キャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コスト~~に影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を企業が開示するためのガイダンスの情報源となる~~ことを支援することを意図している~~。

適用される「産業別基準」、開示トピック及び指標の識別

企業は、どの「産業別基準」及びどの開示トピックが自身のビジネスに適用される~~と関連する~~か、並びに、どの関連する指標を報告するかを決定する。~~一般的に、企業は、SICS®において識別されるように、主要な産業に固有の「SASB スタンダード」を用いるべきである。しかしながら、~~複数の~~SICS®~~産業において実質的なビジネス活動を有する企業は、複数の~~追加的な~~「SASB スタンダード」における開示トピック及び関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮すべきである。

「SASB スタンダード」の~~に含まれる~~開示トピック及び関連する指標は、一般目的財務報告書の利用者~~投資者~~に有用である可能性があるものとして識別された。したがって、「SASB スタンダード」は、利用者にとって重要性がある（material）情報を提供するサステナビリティ関連財務開示を、企業が作成することを支援する。しかしながら、重要性（materiality）は企業固有の評価であり、どのような事項について情報を提供すべきかを決定し、どのような開示が重要性がある（material）情報を構成するのかを評価する~~重要性（materiality）の判断及び決定を行う~~責任は報告企業にある。

ISSB は、「SASB スタンダード」の適用に関連する、次の教育的資料を公表している。

(a) サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」（2024 年）

(b) IFRS S1 号における要求事項を満たすための『SASB スタンダード』の使用」（2024 年）

(c) ISSB 基準』を適用する場合の ISSB 産業別ガイダンスの使用」（2025 年）

「ISSB 基準」から独立した「SASB スタンダード」の使用

「SASB スタンダード」は、IFRS S1 号を適用する際のガイダンスの情報源となるが、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用していない企業であっても、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を開示するために「SASB スタンダード」を使用することができる。

「SASB スタンダード」の一部の指標は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号への参照を含んでいる。これらの基準を適用していない作成者は、これらの参照を他の基準やフレームワークへの参照と同様に扱うべきである。

産業の説明

「食肉、家禽及び乳製品」産業は、生の又は加工された動物製品を生産する。これは、人及び動物が消費するための牛肉、豚肉、家禽~~肉~~、卵及び乳製品を含む。重要な（important）活動には、動物の飼育、生きた動物の輸送、屠殺、加工及び梱包が含まれる。この産業の最も大規模な企業は国際的に事業を営んでおり、企業は生産する動物製品~~の種類~~によって程度はさまざまであるが~~垂直~~統合されている。産業の大規模な事業者は、典型的には、動物の仕入れを契約農家又は独立の農家に依存しており、これらの農家の事業に対する統制の程度はさまざまである場合がある。一部の企業は、農家に流通させるための自社の家畜飼料を生産する。この産業は、通常、~~主として~~製品を、「加工食品」産業の企業のほかに、飲食店、ホテル、カフェテリア及び~~家畜及びペットの餌の消費者並びに~~食料品の小売業者を含む~~主要な~~最終市場に~~完成品を~~流通させる小売の流通業者に販売している。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
温室効果ガス排出	(1)~~グローバルでの~~「スコープ 1」の総排出、(2)メタンの割合及び(3)排出制限規制の対象となる割合	~~定量~~	CO_2 相当メートル・トン(t)、パーセンテージ(%)	FB-MP-110a.1
	「スコープ 1」の温室効果ガス排出目標及び~~「スコープ 1」の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びに~~それらの目標に対するパフォーマンスの分析についての記述~~説明~~	~~説明及び分析~~	該当なし	FB-MP-110a.2
エネルギー管理	(1)エネルギー総消費量、(2)購入した電気の消費量並びに~~電力系統からの電気の割合及び~~(3)(a)自己生成及び(b)直接契約からの再生可能電力の消費量~~エネルギーの割合~~	~~定量~~	ギガジュール(GJ)~~、パーセンテージ(%)~~	FB-MP-130a.1
水管理	(1)水源別の総取水量、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合~~及びそれらの「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域の割合~~	~~定量~~	メガリットル(ML)~~千立方メートル(m^3)~~、パーセンテージ(%)	FB-MP-140a.1
	水関連の~~管理~~リスク及び機会~~の記述~~並びに~~それらを管理するための当該リスクを緩和するための~~戦略~~及び実務~~の記述~~説明~~（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	~~説明及び分析~~	該当なし	FB-MP-140a.2
	~~水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）の件数~~	~~定量~~	~~数~~	~~FB-MP-140a.3~~
	(1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量		メガリットル(ML)	FB-MP-140a.4

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
	~~発生した動物の排泄物及び堆肥の量、養分管理計画により管理した割合~~	~~定量~~	~~メートル・トン(t)、パーセンテージ(%)~~	~~FB-MP-160a.1~~
	~~保全計画要件により管理している牧草地及び放牧地の割合~~	~~定量~~	~~ヘクタールのパーセンテージ(%)~~	~~FB-MP-160a.2~~
	集中家畜飼養事業からの動物性タンパク質生産の割合	~~定量~~	生体重のパーセンテージ(%) ~~メートル・トン(t)~~	FB-MP-160a.4 ~~FB-MP-160a.3~~
土地利用及び生態系へのインパクト	(1)事業の空間フットプリント合計、(2)撹乱された地域及び(3)復元された地域		平方キロメートル(km^2)	FB-MP-160a.5
	環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合		パーセンテージ(%)	FB-MP-160a.6
	森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された家畜の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）		生体重のパーセンテージ(%)	FB-MP-160a.7
	自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品		該当なし	FB-MP-160a.8
	文書化された養分管理計画を導入し維持する直接農場事業からの家畜生産の割合		生体重のパーセンテージ(%)	FB-MP-160a.9
食品の安全性	~~「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）による監査(1)不適合率並びに(2)(a)主要な不適合及び(b)軽微な不適合の関連する是正措置率~~	~~定量~~	~~比率~~	~~FB-MP-250a.1~~
	~~「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）認定の食品安全認証プ~~	~~定量~~	~~パーセンテージ(%)~~	~~FB-MP-250a.2~~

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
	~~ログラムに認証されたサプライヤー施設の割合~~			
	(1)公表された食品安全上の理由によるリコールの記述~~数~~及び(2)リコールされた製品~~食品製品~~の総重量[5]	~~定量~~	~~数、~~メートル・トン(t)	FB-MP-250a.3
	企業の製品の輸入を制限、禁止又は一時停止している市場に関する情報~~についての説明~~	~~説明及び分析~~	該当なし	FB-MP-250a.4
	(1)自社の事業及び(2)コパッキング事業について国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量の割合		パーセンテージ(%)	FB-MP-250a.5
	バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続		該当なし	FB-MP-250a.6
動物生産における抗生物質の使用	家畜~~動物~~の種類ごとの(1)医学的に重要な（important）抗生物質及び(2)医学的に重要（important）ではない抗生物質を受けた動物生産の割合	~~定量~~	生体重量~~量~~のパーセンテージ(%)	FB-MP-260a.1
労働力（workforce）の健康及び安全	(a)~~直接~~従業員及び(b)非従業員労働者~~契約社員~~についての(1)死亡の数、(2)総記録災害度数率~~（TRIR）~~並びに(3)~~死亡率~~健康、安全及び緊急対応研修の平均時間	~~定量~~	数、比率及び時間(h)	FB-MP-320a.1
	急性及び慢性の~~呼吸器の~~健康状態を評価し、モニタリングし、緩和するための取組み（efforts）の記述	~~説明及び分析~~	該当なし	FB-MP-320a.2
動物の健康~~飼育~~及び福祉	~~妊娠ストールを使用せずに生産した豚肉の割合~~	~~定量~~	~~重量のパーセンテージ(%)~~	~~FB-MP-410a.1~~

~~[5] FB-MP-250a.3 に関する注記 - 開示には、相当数（a significant amount）の製品に影響を与えた（affected）もの又は深刻な（serious）疾病若しくは死亡に関連したものなど、重大な（notable）リコールの記述を含めなければならない。~~

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
	~~ケージのない環境から生まれた殻付き卵の販売割合~~	~~定量~~	~~パーセンテージ(%)~~	~~FB-MP-410a.2~~
	家畜及び認証の種類別の第三者の動物福祉基準の認証を受けた製品の割合	~~定量~~	重量のパーセンテージ(%)	FB-MP-410a.3
	目標、手続及びバリュー・チェーンの統合を含む、動物福祉戦略の記述		該当なし	FB-MP-410a.4
	疾病管理の戦略を含む、バイオセキュリティに関連するリスク及び機会の記述		該当なし	FB-MP-410a.5
製品イノベーション	サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための食品製品におけるイノベーションの使用		該当なし	FB-MP-410b.1
~~アニマル・サプライ・チェーンの環境及び社会へのインパクト~~	~~保全計画要件を実施しているサプライヤーからの家畜の割合~~	~~定量~~	~~重量のパーセンテージ(%)~~	~~FB-MP-430a.1~~
	~~動物福祉基準を満たすことが検証されたサプライヤー及び契約生産施設の割合~~	~~定量~~	~~パーセンテージ(%)~~	~~FB-MP-430a.2~~
環境サプライ・チェーン管理	森林破壊又は転換がないと決定された、調達した(1)家畜及び(2)家畜飼料の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）		重量のパーセンテージ(%)	FB-MP-430b.1
	サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される家畜及び家畜飼料		該当なし	FB-MP-430b.2
	文書化された養分管理計画を導入し維持する農場から調達した家畜の割合		生体重のパーセンテージ(%)	FB-MP-430b.3
	集中家畜飼養事業から調達した動物性タンパク質の割合		生体重のパーセンテージ(%)	FB-MP-430b.4

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
	サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）		該当なし	FB-MP-430c.1
社会サプライ・チェーン管理	サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達した家畜飼料の割合		コストのパーセンテージ(%)	FB-MP-430c.2
	過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述		パーセンテージ(%)	FB-MP-430c.3
~~動物及び飼料の調達~~	~~「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域から調達した動物飼料の割合~~	~~定量~~	~~重量のパーセンテージ(%)~~	~~FB-MP-440a.1~~
	~~「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域にいる生産者との契約の割合~~	~~定量~~	~~契約のパーセンテージ(%)~~	~~FB-MP-440a.2~~
	~~気候変動によって飼料調達及び家畜供給にもたらされる機会及びリスクを管理する戦略についての説明~~	~~説明及び分析~~	~~該当なし~~	~~FB-MP-440a.3~~

表2. 活動指標

活動指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
加工及び製造設備の数	~~定量~~	数	FB-MP-000.A
カテゴリー別の動物性タンパク質生産、第三者から調達した~~外部委託の~~割合[6]	~~定量~~	種々、パーセンテージ(%)	FB-MP-000.B
(1)従業員及び(2)非従業員労働者の総数		数	FB-MP-000.C

[6] FB-MP-000.Bに関する注記 – 動物性タンパク質生産のカテゴリーは、動物（例えば、鶏肉、豚肉若しくは牛肉）又は製品タイプ（例えば、牛乳若しくは殻付き卵）に基づく場合がある。測定単位は、動物又は製品のカテゴリー（例えば、メートル・トン、数若しくは頭、又はリットル）に適合していなければならない。

活動指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
(1)従業員及び(2)非従業員労働者別に分解した総労働時間		時間	FB-MP-000.D

温室効果ガス排出

トピックサマリー

「食肉、家禽及び乳製品」産業は、家畜及びエネルギー集約型産業プロセスの両方から、重大な（significant）~~「スコープ 1」の~~温室効果ガス~~（GHG）~~排出を生成している。温室効果ガス ~~GHG~~ 排出は気候変動の一因であり、気候変動の緩和政策により、食肉、家禽及び乳製品企業に対して、追加の規制遵守コスト及びリスクをもたらす。この産業の排出の大部分は、~~動物自身の~~腸内発酵中のメタンの放出を通じた動物の飼育及び~~、並びに~~堆肥の管理~~貯蔵及び処理~~から~~、直接~~発生する。家畜の飼育及び生産からの直接排出は、~~すべての発生源から放出される~~温室効果ガス ~~GHG 総~~排出の重大な（significant）部分を占める。現在、これらの排出源は広く規制されているわけではないため、この産業の温室効果ガス ~~GHG~~ 規制の将来については不確実性がある。~~この産業の企業はまた、エネルギー需要を満たすために大量の化石燃料を使用し、直接的な GHG 排出を生成し、規制リスクからのエクスポージャーを高めている。~~将来の排出規制は、追加の事業コスト又は規制遵守コストをもたらす可能性がある。家畜~~動物~~の排出を回収する新しい技術及び持続可能な実務を導入し、エネルギー効率を改善する~~に焦点を当てる~~ことで、企業は温室効果ガス ~~GHG~~ 排出を制限しながら、規制リスク及び変動しやすいエネルギー・コストを緩和する可能性~~場合~~がある。

指標

FB-MP-110a.1. (1)~~グローバルでの~~「スコープ1」の総排出、(2)メタンの割合及び(3)排出制限規制の対象となる割合

1 企業は、~~「京都議定書」において対象とされる 7 種類の~~(1)温室効果ガス（GHG）－二酸化炭素（~~CO2~~）、メタン（~~CH4~~）、一酸化二窒素（~~N2O~~）、ハイドロフルオロカーボン類（~~HFCs~~）、パーフルオロカーボン類（~~PFCs~~）、六フッ化硫黄（~~SF6~~）及び三フッ化窒素（~~NF3~~）－~~のグローバルでの~~(1)自身の「スコープ 1」の温室効果ガス~~（GHG）の大気への~~総排出を、二酸化炭素相当（CO_2相当）メートル・トンで開示しなければならない。

1.1 企業は、この開示を作成するにあたり、「スコープ 1」の温室効果ガス排出に適用される IFRS S2 号第 29 項(a)の測定及び開示についての要求事項を適用しなければならない。

~~すべての GHG 排出は、二酸化炭素相当（CO_2相当）メートル・トン単位で合算し、開示しなければならず、公開されている 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数（GWP）の数値に従い計算しなければならない。現時点での GWP 数値の推奨される情報源は、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書（2014 年）」である。~~

1.2 「スコープ 1」の温室効果ガスは、定置式装置（例えば、ボイラー、ヒーター、焼却炉又はコンプレッサー）、移動式の排出源（例えば、トラック、バス又はその他の企業が所有する車両）若しくは家畜関連の排出（例えば、堆肥管理又は腸内発酵）から排出される可能性がある。

~~総排出は、オフセット、クレジット又はその他の類似した排出削減若しくは排出相殺のメカニズムを考慮する前の、大気中に排出された GHG である。~~

2　企業は、(2)メタン排出に由来する「スコープ 1」の総排出の割合を開示しなければならない。

~~「スコープ 1」の排出は、「世界資源研究所」（WRI）及び「持続可能な開発のための世界経済人会議」（WBCSD）によって公表された「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（GHG プロトコル）（2004 年 3 月改訂版）」において定義されており、ここに記載されている方法に従って計算しなければならない。~~

2.1 メタンの割合は、CO_2 相当のメートル・トン単位の「スコープ 1」メタン排出を、CO_2 相当のメートル・トン単位の「スコープ 1」」の GHG 温室効果ガス総排出で除して計算する。

~~認められる計算方法には、基礎的な参考文献として「GHG プロトコル」に従いつつ、産業固有又は地域固有のガイダンスなど追加的なガイダンスを提供するものを含める。例には次のものを含める。~~

~~2.1.1　「GHG Reporting Guidance for the Aerospace Industry」（「国際航空宇宙環境グループ」（IAEG）発行）~~

~~2.1.2　「Greenhouse Gas Inventory Guidance：定置式燃焼源からの直接排出」（「米国環境保護庁」（EPA）発行）~~

~~2.1.3　「India GHG Inventory Program」~~

~~2.1.4　ISO 14064-1~~

~~2.1.5　「Petroleum Industry Guidelines for reporting GHG emissions」（Ipieca 発行第 2 版（2011 年））~~

~~2.1.6　「Protocol for the quantification of greenhouse gas emissions from waste management activities」（「Entreprises pour l'Environnement」（EpE）発行）~~

~~2.2 GHG 排出データは、企業が財務報告データを連結する方法に従って合算し、開示しなければならない。その方法は、一般的に、「GHG プロトコル」で定義する「財務支配」アプローチ及び「気候開示基準委員会」（CDSB）によって公表された「環境及び社会情報の報告のための CDSB フレームワーク」の REQ-07「組織の境界」に記述されているアプローチと整合している。~~

3　企業は、キャップアンドトレード・スキーム、炭素税又はカーボン・フィー・システム並びにその他の排出規制（例えば、コマンドアンドコントロール・アプローチ）及び許認可ベースのメカニズムなど、(3)温室効果ガス排出を直接制限又は削減することを目的とした適用される法域の温室効果ガスに関する法令又はプログラムの対象となる、自身の「スコープ 1」の温室効果ガス総排出の割合を開示しなければならない。

~~企業は、過去の報告期間からの排出の変化について説明する場合がある。これには、変化が排出削減、ダイベストメント、買収、合併、アウトプットの変化又は計算方法の変更によるものかどうかを含める。~~

3.1 この割合は、温室効果ガス排出制限に関する法令又はプログラムの対象となる「スコープ１」の温室効果ガス総排出の総量を、「スコープ１」の温室効果ガス総排出の総量で除して計算しなければならない。

3.1.1 複数の排出制限の枠組みの対象となる排出について、企業は、これらの排出を一度だけしか計算に含めてはならない。

3.2 適用される法域における温室効果ガス排出制限に関する法令又はプログラムの範囲からは、自主的な排出制限の枠組み（例えば、自主的な取引システム）及び報告ベースの規制のみの対象となる排出は除外する。

~~4 現在の CDP 又は他の企業への GHG 排出の報告（例えば、国の規制上の開示プログラム）が、範囲及び使用した合算アプローチの点で異なる場合、企業はそれらの排出を開示することがある。ただし、主要な開示は前述のガイドラインに従わなければならない。~~

~~5 企業は、データが連続排出監視システム（CEMS）、エンジニアリング計算又は物質収支計算からのものであるかどうかなど、排出開示の計算方法について説明する場合がある。~~

FB-MP-110a.2. 「スコープ1」の温室効果ガス排出目標及び~~「スコープ1」の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びに~~それらの目標に対するパフォーマンスの分析についての記述説明

1 企業は、次の事項~~「スコープ 1」の温室効果ガス（GHG）排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画~~について開示説明しなければならない。

1.1 企業自身が設定した定性的及び定量的な「スコープ 1」の温室効果ガス排出目標、並びに法令により満たすことが要求される目標

~~「スコープ 1」の排出は、「世界資源研究所」（WRI）及び「持続可能な開発のための世界経済人会議」（WBCSD）によって公表された「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（GHG プロトコル）（2004 年 3 月改訂版）」において定義されており、ここに記載されている方法に従って計算しなければならない。~~

1.2 各目標を設定しレビューするための自身のアプローチ、及び各目標に対する進捗をモニタリングする方法に関する情報

~~GHG 排出の範囲には、「京都議定書」において対象とされる 7 種類の温室効果ガス（GHG）－二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF_6）及び三フッ化窒素（NF_3）－を含める。~~

1.3 各目標に対する自身のパフォーマンス及び企業のパフォーマンスの傾向又は変化の分析に関する情報

2 企業は、この開示を作成するにあたり、「スコープ 1」の温室効果ガス排出に関連する IFRS S2 号第 33 項から第 36 項の要求事項を適用しなければならない。

~~企業は、排出削減目標について説明し、目標に対するパフォーマンスを分析しなければならない。関連する場合は、次のものを含める。~~

~~2.1　排出削減目標の範囲（例えば、目標が適用される総排出の割合）~~

~~2.2　目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースの目標である場合は指標の分母~~

~~2.3　基準年に対する削減率。この基準年とは、目標の達成に向けて排出について評価する最初の年を表す。~~

~~2.4　削減活動の時間軸。これには開始年、目標年及び基準年を含める。~~

~~2.5　目標を達成するためのメカニズム~~

~~2.6　目標年の排出若しくは基準年の排出が遡及的に再計算された（若しくは再計算される場合がある）、又は目標年若しくは基準年が再設定された、すべての状況~~

3　企業は、自身の~~計画又は~~目標を達成するために必要な活動及び投資、並びにそれらの~~計画又は~~目標の達成に影響を与える（affect）場合があるリスク又は制限要因について開示~~説明~~しなければならない。

~~4　企業は、さまざまな事業単位、地域又は排出源に対して異なるように関係しているかどうかなど、その戦略、計画又は削減目標の範囲について説明しなければならない。~~

~~5　企業は、その戦略、計画又は削減目標が、地域、国、国際又はセクター別プログラムを含む、排出制限又は排出報告ベースのプログラム又は規制（例えば、「EU 域内排出量取引制度」、「ケベック州キャップアンドトレード制度」、「カリフォルニア州キャップアンドトレード・プログラム」）に関連している（related to）か又は関係している（associated with）かどうかについて説明しなければならない。~~

~~6　戦略、計画又は削減目標の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）であったか又は完了した活動に限定しなければならない。~~

エネルギー管理

トピックサマリー

「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する企業は、価値創造のための重要な（critical）インプットとして、購入した電気及び燃料に大きく依存している。企業の事業における電気及び化石燃料の使用は、間接的及び直接的な温室効果ガス~~（GHG）の~~排出をもたらし、気候変動及び汚染など環境にインパクトを与えている。購入した電気は、食肉、家禽及び乳製品企業にとって重大な（significant）事業コストである。購入した燃料及び電気は総製造コストの重大な（significant）部分を占めるため、この産業において競争上の優位性を維持するには、効率的なエネルギー使用が不可欠である。代替燃料の使用、再生可能エネルギー及びオンサイト発電若しくは電力系統からの電気の購入に関する意思決定は、エネルギー供給のコスト及び信頼性の両方、並びに直接的及び間接的な排出からの規制リスクの程度に影響を与える（influence）可能性がある。

指標

FB-MP-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)購入した電気の消費量並びに~~電力系統からの電気の割合及び~~(3)(a)自己生成及び(b)直接契約からの再生可能電力の消費量~~エネルギーの割合~~

1　企業は、(1)消費したエネルギーの総量をギガジュール（GJ）単位で~~集計して~~開示しなければならない。

1.1　エネルギー総消費量~~の範囲~~には、燃料、電気、温熱、冷熱及び蒸気~~外部の供給源から購入したエネルギー及び企業が自ら生産したエネルギー（自己生成）~~を含む、企業が使用したあらゆる形の~~すべての供給源からの~~エネルギーを含める。~~例えば、直接的な燃料の使用、購入した電気、並びに温熱、冷熱及び蒸気エネルギーはすべてエネルギー消費の範囲内に含まれる。~~

1.2　エネルギー総消費量には、企業が使用した、購入又は取得したエネルギー及び自己生成のエネルギーを含める。

~~エネルギー消費の範囲には、報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める。~~

1.2.1　購入又は取得したエネルギーは、購入したか、又はその他の方法で企業の境界内に持ち込まれたエネルギーである。

1.2.2　購入したエネルギーには、証書などのエネルギー属性が売却又は移転された、所有又は運営する発電施設からのエネルギーを含める。

1.2.3　自己生成エネルギーは、エネルギーを消費する企業が所有又は運営する発電である。

1.2.4　企業は、この開示を作成するにあたり、温室効果ガス排出を決定するために用いるものと同じ測定アプローチを用いて、所有又は支配を決定しなければならない。

1.2.5 エネルギー総消費量からは、企業が既に消費した燃料を用いて生成したエネルギーを除外する。すなわち、燃料を消費して自己生成した電気は、燃料消費量として一度だけカウントされる。例えば、企業が燃料を使用して発電するコージェネレーション設備を有しており、発電した電気を企業が消費する場合、当該エネルギーは燃料消費量として一度だけカウントされる。

1.2.6 企業がエネルギーを貯蔵する場合、当該エネルギーは、企業がエネルギーを消費して、もはや貯蔵されなくなったときにのみ、一度だけカウントされる。

1.3 ~~燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算するにあたり、~~企業は、燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算するために、正味~~直接測定したか、又は「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）から取得した、総~~発熱量~~（GCV）~~とも呼ばれる低位~~高位~~発熱量（LHV）~~（HHV）~~を使用しなければならない。企業は、これらの値を直接測定するか、又は 2006 年「IPCC 国家温室効果ガスインベントリに関するガイドライン」（「Table 1.2 Default Net Calorific Values (NCVs) and Lower and Upper Limit of the 95% Confidence Intervals, Volume 2: Energy, Chapter 1」）におけるデフォルトの正味発熱量を使用しなければならない。

1.3.1 当該発熱量を使用するという要求事項は、企業が、法域の当局又は企業が上場する取引所により、燃料を GJ に変換するために異なる発熱量を使用することが全部又は一部に対して要求されていない限り、適用される。例外に該当する場合、企業は、そのような法域の当局又は取引所により企業の当該部分に対して適用することが要求されている発熱量を、その要求事項が企業の当該部分に適用される限りにおいて、代わりに使用することが認められる。

1.3.2 企業が燃料を GJ に変換するにあたり LHV 以外の発熱量を使用する場合、企業は、使用した発熱量に関する情報を開示しなければならない。

2 企業は、(2)エネルギー総消費量として開示した量に含めた、自身が購入又は取得した電気の消費量（GJ 単位）~~した、電力系統から供給されたエネルギーの割合~~を開示しなければならない。

2.1 購入した電力には、電力、温熱、冷熱又は蒸気を含める。

~~この割合は、購入した電力系統からの電気の消費量を、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。~~

3 企業は、~~(3)~~自身が消費した再生可能エネルギー源からの電気の量（GJ 単位）を、(3a)自己生成及び(3b)直接契約に分解して再生可能~~エネルギーの割合を~~開示しなければならない。

3.1 再生可能エネルギー源は、地熱、風力、太陽光、水力及びバイオマスなど、生態系サイクル又は農業プロセスを通じて短期的に補充可能なエネルギー源~~それらの枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギー~~と定義される。

3.2 再生可能電力には、電力、温熱、冷熱又は蒸気を含める。

~~この割合は、再生可能エネルギー消費量を、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。~~

3.3 自己生成による再生可能電力は、同一の企業によって生産及び消費され、所有又は運営する設備から消費される電力に限定される。

~~再生可能エネルギーの範囲には、企業が消費した再生可能燃料、企業が直接生産した再生可能エネルギー、及び企業が購入した再生可能エネルギー（再生可能エネルギー証書（REC）若しくは「原産地保証」（GO）を明示的に含む再生可能電力購入契約（PPA）を通じて購入した場合、「Green-e エナジー認証」済みの電気事業者若しくはサプライヤー・プログラムを通じて購入した場合、又は、REC や GO を明示的に含むその他のグリーン電力製品、若しくは「Green-e エナジー認証」REC が電力系統からの電気と組み合わせられた他のグリーン電力製品を通じて購入した場合）を含める。~~

~~3.3.1 オンサイトで生成した再生可能な電気について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、当該企業の名において REC 及び GO を保持（retained）し（売却せず）、取り消し（retired）又は無効化（cancelled）しなければならない。~~

~~3.3.2 再生可能 PPA 及びグリーン電力製品について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、当該企業の名において REC 及び GO を保持（retained）又は交換（replaced）し、取り消し（retired）又は無効化（cancelled）する旨を、その契約に明示的に含めて伝えなければならない。~~

~~3.3.3 企業の支配又は影響（influence）の範囲外にある系統電力ミックスの再生可能部分は、再生可能エネルギーの範囲から除外する。~~

3.4 この開示の目的において、契約証書が企業により売却済みである場合、企業が締結した契約証書に関連する電気は、自己生成による再生可能電力から除外する。

~~この開示の目的において、バイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、第三者の基準（例えば、「森林管理協議会」（Forest Stewardship Council）、「持続可能な森林イニシアティブ」（Sustainable Forest Initiative）、「森林認証プログラム」（Programme for the Endorsement of Forest Certification）、又は「American Tree Farm System」）で認証された材料、「再生可能エネルギー認証のための Green-e フレームワークのバージョン 1.0（2017 年）」若しくは「Green-e」地域基準に従い対象となり得る（eligible）供給源とみなされる材料、又は適用される法域の再生可能エネルギー利用割合基準（renewable portfolio standard）において対象となり得る（eligible）材料に限定する。~~

3.5 直接契約には、発電電力が単一の企業に直接かつ限定して供給される場合など、直接送電線から供給される再生可能電力の消費を含める。また、直接契約には、企業が特定の発電事業者と交渉した、系統からの送電なしに企業に再生可能電力を供給するための契約に関連して消費される再生可能電力も含める。

3.6 企業がその他の契約証書を通じて再生可能電力を購入又は取得する場合、企業は、「スコープ 2」の排出に関連するものを含め、エネルギー消費関連のリスク及び機会を管理するためにさまざまなエネルギー源に関して企業が行った調達の意思決定について、一般目的財務諸表の利用者の理解に情報をもたらすために必要な、これらの契約証書に関する情報を提供しなければならない。

3.6.1 企業が契約証書を通じて再生可能電力を購入する場合、当該企業は、「温室効果ガスプロトコル」の「GHG Protocol Scope 2 Guidance: An amendment to the GHG Protocol Corporate Standard 」（2015 年）において定義される、「スコープ 2 品質基準（Quality Criteria）」を適用しなければならない。

3.7 企業がバイオマス源からの再生可能電力を消費する場合、その量（GJ 単位）を別個に開示しなければならない。

3.7.1 バイオマス源からの再生可能電力には、第三者の基準で認証された材料のみを含める。

3.7.2 企業は、当該材料が認証された第三者の基準を開示しなければならない。

~~4 企業は、燃料使用量（バイオ燃料を含む。）についての HHV の使用及びキロワット時（kWh）の GJ への変換（太陽光又は風力エネルギーからの電気を含むエネルギー・データの場合）など、この開示で報告するすべてのデータに対して、変換係数を一貫して適用しなければならない。~~

水管理

トピックサマリー

動物の飼育及び産業加工のような「食肉、家禽及び乳製品」産業の事業は、~~家畜の飼育及び産業加工の両方で~~水を大量に消費し、相当な（substantial）量の排水及び廃水を生み出すことが多い~~する。さらに、この産業の企業は通常、動物の生産活動及び加工工程の両方からを生み出す~~。人口増加、1 人当たりの消費量の増加、水管理の不備及び気候変動により、水ストレス~~水不足~~が重要な（importance）問題となっているため、~~この産業の~~企業は、~~生産減少につながる水不足又は規制により~~事業~~（operating~~ operational）~~コストの増加、生産能力の減少又は売上の喪失（revenue loss ~~lost revenue~~）に直面する場合がある。企業は、水ストレスの~~水不足~~リスクに関連する設備投資及び事業~~施設~~の場所の評価、事業効率の改善、並びに水へのアクセス及び排水管理に関連する規制当局及び地域社会とのパートナーシップを通じて、水関連のリスク及び機会を管理することができる。

指標

FB-MP-140a.1. (1)水源別の総取水量、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合~~及びそれらの「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域の割合~~

1　企業は、(1)すべての水源から引き出された水の量を、メガリットル~~千立方メートル~~単位で、水源ごとに分解して開示しなければならない。

1.1　取水量は~~水資源には~~、報告期間中にあらゆる用途のために、地表水~~（湿地、河川、湖及び海からの水を含む。）~~、地下水、海水、随伴水又は第三者から取水されたすべての水の合計と定義される~~企業が直接収集し貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水を含める~~。

1.2　水源には次のものを含める。

1.2.1　地表水。地球の表面に自然に生じる、氷床、氷帽、氷河、沼、池、湖、川及び小川における水と定義される。

1.2.2　地下水。地下構造に保持され、地下構造から回収可能な水と定義される。

1.2.3　海水。海又は海洋における水と定義される。

1.2.4　随伴水。採掘（例えば、原油）、処理（例えば、サトウキビの粉砕）又はあらゆる原材料の使用によって企業の境界に流入し、企業によって管理されなければならない水と定義される。

1.2.5　第三者の水。供給、輸送、処理、廃棄又は水の使用及び排水に伴う、地方自治体の水道供給者、地方自治体の排水処理工場、公的な又は民間の施設及びその他の組織によって排出される水と定義される。

~~2~~ ~~企業は、例えば、取水量の大部分（significant portions）が非淡水源からのものである場合、その供給を水源別に開示することがある。~~

~~2.1 淡水は、企業が事業を営む地域の法令に従い定義する場合がある。法令による定義が存在しない場合、淡水は、1,000ppm 未満の溶解固形物を含む水とみなさなければならない。~~

~~2.2 法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなすことができる。~~

2 ~~3~~ 企業は、(2)自身の直接事業で消費した水の量を、メガリットル~~千立方メートル~~単位で開示しなければならない。

2.1 水消費は、引き出され製品に組み込まれた水、農産物の生産に使用された水又は廃棄物として発生した水であり、蒸発、蒸散、人間若しくは家畜による消費、又は他の利用者が使用できないほど汚染され、地表水、地下水、海水若しくは第三者に排出されない、すべての水の合計と~~次のように~~定義される。 ~~3.1~~

2.1.1 水消費には、その後の報告期間において使用又は排出するために報告期間中に貯水された水を含める。

~~3.1.1 取水、使用及び排水中に蒸発する~~

~~3.1.2 企業の製品又はサービスに、直接的又は間接的に組み込まれる水~~

~~3.1.3 その他、取水源と同じ集水域に戻らない水（別の集水域又は海に戻る水など）~~

~~4 企業は、すべての事業における水リスクを分析し、「世界資源研究所」（WRI）の「水リスク・アトラス」（Water Risk Atlas）ツールである「Aqueduct」によって、「ベースライン水ストレス」が「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水し水消費する活動を識別しなければならない。~~

3 ~~5~~ 企業は、(3a)自社の~~「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」~~水ストレスのある場所から取水した水の量について、メガリットル単位で、総取水量に対する割合を開示しなければならない。

3.1 水ストレスは、人間又は生態系の水需要を満たす能力又はその欠如と定義され、水の入手可能性、水質又はアクセス可能性を指すことがある。

3.2 企業は、どのように水ストレスのある場所を識別しているかを開示しなければならない。例えば、次のいずれかのとおりである。

3.2.1 「世界資源研究所」の「Aqueduct Water Risk Atlas」を用いて、年間総取水量と年間に利用可能な再生可能水供給量の比率（ベースライン水ストレス）が高い（40～80%）又は極めて高い（>80%）のいずれであるかを評価する。

3.2.2 「世界自然保護基金」の「Water Risk Filter」を用いて、水の消費量と水の利用可能量（水の枯渇）の比率が中程度（乾季枯渇、少なくとも 10%の期間、月間枯渇率が 75%を超える。）、高い（季節枯渇、少なくとも年間平均 1 か月、

枯渇率が 75%を超える。）、又は非常に高い（継続的な枯渇、平均枯渇率が75%を超える。）のいずれであるかを評価する。

3.3 企業は、水ストレスのある場所を識別するために用いる内部評価についての情報を開示しなければならない。例えば、企業がより詳細な地域レベルのデータを考慮しているかどうかである。

4 ~~6~~ 企業は、(3b)水ストレスがある~~「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」~~場所で消費した水の量について、総消費水量に対する割合を開示しなければならない。

5 この開示のための情報が直接測定から入手されるのではなく、見積り又はモデル化されている場合、企業は、自身の見積方法を説明しなければならない。

FB-MP-140a.2. 水関連の管理リスク及び機会~~の記述~~並びにそれらを管理するための当該~~リスクを緩和するための~~戦略及び実務の記述説明（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）

1 企業は、取水、水消費並びに水又は廃水の排出に関連する自身の~~水管理~~リスクを記述しなければならない。

1.1 取水及び水消費に関連するリスクには、~~十分で清潔な~~水資源の入手可能性及び質に対するリスクを含める。これは次のものを含める。

1.1.1 環境上の制約 ― 水ストレス地域での事業、干ばつ、洪水、水生生物の閉込み又は巻込みの懸念、経年変動又は季節変動、インプットの時点で追加的な処理を必要とする水質、及び気候変動の影響（impact）によるリスクなど

1.1.2 規制及び財務上の制約 ― 水価格~~コスト~~の変動、取水に関連する利害関係者の認識及び懸念（例えば、地域社会、非政府組織及び規制当局が関与する~~からの~~もの）、他の水利用者との直接的な競合~~及びその行為からのインパクト~~（例えば、企業及び地方自治体の水利用者）、規制による取水制限、並びに水の利権又は許認可を取得し保持する企業の能力に対する制約など

1.2 排出された水又は廃水~~の排出~~に関連するリスクには、排出に関連する権利又は許認可を取得又は保持する能力、排出に関連する規制への準拠、排出に関する~~対する~~制約、排水の温度管理~~を維持する能力、義務、レピュテーション・リスク、~~並びに地域の生態系及び地域社会に対するインパクトから生じるリスクが含まれる~~、排水に関連する規制、利害関係者の認識及び懸念（例えば、地域社会、非政府組織及び規制当局からのもの）による事業コストの増加を含める~~。

2 企業は、次の事項によって、自身の水関連の~~管理~~リスクがどのように異なるかについて~~を~~記述しなければならない~~する場合がある~~。

2.1 ~~地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む。）、地下水、企業が直接収集し貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水を含む~~取水源~~によって、リスクがどのように異なる場合があるか~~

2.2　地表水、地下水、海水又は廃水処理施設を含む、排出先~~によって、リスクがどのように異なる場合があるか~~

2.3　新たな規制を含む、地域の規制

2.4　事業施設の所在地

3　企業は、水関連のリスクが集中している事業施設の所在地を開示しなければならない。

~~企業は、水管理リスクが自社の事業に対して有する場合がある潜在的な影響（effects）及びそのようなリスクが顕在化すると見込まれる時間軸について説明する場合がある。~~

~~3.1　影響（effects）には、コスト、売上、負債、事業の継続性及びレピュテーションに関連するものを含める。~~

4　企業は、水関連のリスク及び機会が、報告期間並びに短期、中期及び長期にわたり、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのように影響を与えた（affected）か、及びどのように影響を与える（affect）と予想される（anticipated）かについて、定量的及び定性的情報を開示しなければならない。

~~企業は、水管理リスクを緩和するための短期的及び長期的な戦略又は計画について説明しなければならない。これには次のものを含める。~~

~~4.1　戦略、計画、ゴール又は目標の範囲（さまざまな事業単位、地域又は水を消費する事業プロセスとどのように関連しているかなど）~~

~~4.2　優先する水管理のゴール又は目標、及び、それらのゴール又は目標に対するパフォーマンスの分析~~

~~4.2.1　ゴール及び目標には、取水量の削減、水消費量の削減、排水量の削減、水生生物の閉込みの軽減、排水の質の改善及び規制遵守に関連するものを含める。~~

~~4.3 計画、ゴール又は目標を達成するために必要な活動及び投資、並びに計画又は目標の達成に影響を与える（affect）場合があるリスク又は制限要因~~

~~4.4 戦略、計画、ゴール又は目標の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）であったか、又は完了した活動に限定しなければならない。~~

5　企業は、水関連の緩和若しくは適応又は水関連の機会の利用のために、企業が設定した目標及び法令により満たすことが要求されている目標を開示しなければならない。

5.1　この開示を作成するにあたり、企業は、企業の水関連の目標に適用される IFRS S1 号第 51 項から第 53 項の要求事項を適用しなければならない。

6　企業は、次の事項を含め、水関連のリスク及び機会を管理するための自身の戦略、及び水関連の目標を達成するための自身の戦略を開示しなければならない。

~~5　水管理の目標について、企業は追加で次のものを開示しなければならない。~~

~~5.1 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースである場合は指標の分母~~

~~5.2 水管理活動の時間軸（開始年、目標年及び基準年を含める。）~~

~~5.3 次のものを含む、目標を達成するためのメカニズム~~

6.1 ~~5.3.1~~ 水のリサイクル又は循環システムの使用などの、効率化に関する取組み（efforts）（例えば、水のリサイクル又は循環システムの使用）

6.2 ~~5.3.2~~ ~~必要な水の量を減らすための製品又はサービスの再設計などの、~~製品のイノベーション（例えば、必要な水の量を減らすための製品又はサービスの再設計）

6.3 ~~5.3.3~~ ~~水生生物の閉込み又は巻込みの軽減を可能にするような、~~プロセス及び機器のイノベーション（例えば、水生生物への閉込み又は巻込みの軽減）

6.4 ~~5.3.4~~ 水の使用、リスク及び機会を分析するためのツール及び技術の使用（例えば、「世界自然保護基金」の「Water Risk Filter」~~、「Global Water Tool」及び「Water Footprint Network Footprint Assessment Tool」~~）

6.5 ~~5.3.5~~ 地域又は他の組織との~~実施されている~~コラボレーション又はプログラム

~~5.4 基準年からの削減率又は改善率。基準年は、目標の達成に向けて、水管理の目標が評価される最初の年である。~~

7 ~~6~~ 企業は、自身の水管理の実務が、自身の組織内で~~追加的な~~ライフ・サイクルへの~~インパクト~~影響~~（effects）~~又はトレードオフをもたらすかどうかについて~~開示~~説明~~しなければならない。これは、土地利用、エネルギー生産及び温室効果ガス（GHG）排出のトレードオフを含む。また、~~そのような~~ライフ・サイクルの~~トレードオフにもかかわらず、企業がこれらの実務を選択した理由についても~~開示~~説明~~しなければならない。

~~FB-MP-140a.3. 水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）の件数~~

1 ~~企業は、技術ベースの基準への違反（violations）並びに水量ベース又は水質ベースの基準の超過を含め、違反事案（incidents of non-compliance）の総数を開示しなければならない。~~

2 ~~開示の範囲には、適用される法域の法的許認可及び規制が適用される事案（incidents）を含める。これには、危険物質の排出（discharge）、前処理要件への違反（violation）又は 1 日当たりの総最大負荷量（TMDL）の超過を含める。~~

3 ~~開示の範囲には、正式な執行措置をもたらした違反事案（incidents of non-compliance）のみを含めなければならない。~~

~~3.1 正式な執行措置は、水量又は水質に関する法令、政策又は命令への違反（violation）又は違反のおそれ（threatened violation）に対処する政府の措置と定義し、とりわけ、行政罰命令、行政命令及び司法措置をもたらす可能性がある。~~

4 ~~違反（violations）は、測定方法又は頻度にかかわらず、開示しなければならない。これには、次の違反（violations）を含める。~~

~~4.1 継続的な排出（discharges）、制限、基準及び禁止事項で、一般的に1日平均、週平均及び月平均の最大値で表されるもの~~

~~4.2 非継続的な排出（discharges）又は制限で、一般的に頻度、総質量、最大排出率及び特定の汚染物質の質量又は濃度の観点で表されるもの~~

FB-MP-140a.4. (1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量

1 企業は、(1)排出された水の総量をメガリットル単位で、排出先ごとに分解して開示しなければならない。

1.1 水の排出は、排水、使用された水、及び組織においてそれ以上の用途が存在せずに地表水、地下水、海水又は第三者に放出される未使用の水の合計と定義される。

1.1.1 地表水は、地球の表面に自然に生じる、氷床、氷帽、氷河、沼、池、湖、川及び小川における水と定義される。

1.1.2 地下水は、地下構造に保持され、地下構造から回収可能な水と定義される。

1.1.3 海水は、海又は海洋における水と定義される。

1.1.4 第三者の水は、供給、輸送、処理、廃棄又は水の使用及び排水に伴う、地方自治体の水道供給者、地方自治体の排水処理工場、公的な又は民間の施設及びその他の組織によって排出される水と定義される。

1.2 開示の範囲には、定義された排出地点において（点源排出）又は定義されていない方法で陸地に拡散し（非点源排出）、受水域に放出された水を含める。

2 企業は、(2)排出された水の総量を、メガリットル単位で処理レベルごとに分解して開示しなければならない。

2.1 水処理は、水及び排水から固形物、汚染物質及び有機物を除去することによって、水質を改善する、物理的、化学的又は生物学的プロセスと定義される。

2.2 処理レベルには、次の事項を含める。

2.2.1 沈殿する又は水面に浮遊する固形物質を除去することを目的とする第一処理

2.2.2 水中に残留している又は溶解若しくは懸濁している物質及び材料を除去することを目的とする第二処理

2.2.3 排出前に水をより高いレベル又は質に向上させる（upgrade）ことを目的とする第三処理（例えば、重金属、窒素及びリンの除去）

2.3 企業は、処理の必要はないと決定する水を排出する場合、関連する量をメガリットル単位で開示しなければならない。

2.4 排出地点における水又は排水の処理レベルは、企業によってオンサイトで処理されるか、処理のために第三者に送られるかにかかわらず、報告しなければならない。

2.5　企業は、排水の処理の適切なレベルをどのように決定するかを開示しなければならない。

土地利用及び生態系へのインパクト

トピックサマリー

農場を所有し事業を営む「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する企業は、自身のビジネスにおいて土地及び生態系に依存している。「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する企業は、増加する需要に対応するため、家畜及び飼料の生産のための土地利用の最適化において、より多くの課題に直面している。消費者の嗜好は、これまで以上に持続可能なかつ倫理的に生産されたタンパク源へシフトしている。一方で、生態系への圧力や気候変動は物理的リスクをもたらし、短期、中期及び長期にわたって、土壌の健全性並びに家畜及び飼料作物を支える土地の能力に影響を与える（impact）可能性がある。動物の飼育、土地の造成及び養分管理に伴う環境へのインパクトは、これらの問題をさらに悪化させ、企業が依存する土地、自然資源及び生態系サービスの劣化につながる可能性がある。これらの課題は、収容能力の低下、飼料コストの増加及び土地の評価減を招くとともに、規制リスク及びレピュテーション・リスクをもたらす可能性がある。持続可能な実務及び革新的技術を採用することにより、企業はこれらのリスクを効果的に管理することができる。企業は、消費者の期待を満たすことで、効率的に事業を営み収益を生む機会を実現することができる。

注記：本トピックに関連する指標は、直接的な畜産事業に関する情報を把握するために設計されている。「環境サプライ・チェーン管理」及び「社会サプライ・チェーン管理」の開示トピックに関連する指標は、この産業の企業が、サプライ・チェーンにおける同様のリスク及び機会にどのように対処しているかに関する情報を把握するために設計されている。

~~「食肉、家禽及び乳製品」産業の事業は、主に家畜を飼育するための重大な（significant）土地利用のニーズ、並びに動物の排泄物による空気、土地及び地下水の汚染により、さまざまな生態学的インパクトをもたらす。そのインパクトはさまざまであるが、伝統的な家畜飼養施設及び集中家畜飼養施設のいずれも重大な（significant）生態学的インパクトをもたらす場合がある。集中家畜飼養施設及び畜産物処理施設の主な懸念は、大量かつ集中的な廃棄物及び汚染物質の生成である。施設からの排水及び廃棄物の処理には、重大な（significant）コストがかかる。非集中家畜飼養施設は広い牧草地が必要であり、土地資源の物理的な劣化につながる場合がある。土地利用及び生態学的インパクトは、罰金、訴訟及び施設の拡張又は廃棄物排出の許可を得ることの困難さという形で法令上のリスクをもたらす。~~

指標

~~FB-MP-160a.1. 発生した動物の排泄物及び堆肥の量、養分管理計画により管理した割合~~

1 ~~企業は、施設で発生した動物の排泄物及び堆肥の総量をメートル・トン単位で開示しなければならない。~~

~~1.1 動物の排泄物及び堆肥の範囲には、固体及び液体の両方の排泄物及び堆肥を含める。~~

2 ~~企業は、養分管理計画を導入する施設から発生した動物の排泄物及び堆肥の割合を、発生した動物の排泄物及び堆肥の総量で除して開示しなければならない。~~

2.1　養分管理計画は、すべての堆肥の生成、収集、処理、保管及び農業利用に対処する文書化された管理実務と定義する。

2.2　養分管理計画は、少なくとも次の最低限の具体的な要素を満たしていなければならない。

2.2.1　背景及び現場情報

2.2.2　堆肥及び廃水の取扱い及び保管

2.2.3　農場の安全及びセキュリティ

2.2.4　土地処理の実務

2.2.5　土壌及びリスク評価分析

2.2.6　養分管理

2.2.7　記録管理

2.2.8　参照先

3　開示の範囲には、企業が所有し運営する施設、動物生産を委託している施設（例えば、独立した生産者）、及びその他の方法で企業に動物性タンパク質を供給する施設（例えば、企業による処理のため）を含める。

4　開示の範囲には、生産区域及び土地処理区域を含める。

4.1　生産区域には、動物の閉込区域、飼料及びその他の原材料の保管区域、動物死骸処理施設並びに堆肥処理の収容区域又は保管区域を含める。

4.2　土地処理区域には、所有しているか、レンタルしているか又はリースしているかに関係なく、堆肥又は処理廃水が、作物、干し草若しくは牧草の生産又はその他の用途に利用される、又は利用される場合がある、企業又はその契約サプライヤー（例えば、独立した生産者）の支配下にある土地を含める。

FB-MP-160a.2. 保全計画要件により管理している牧草地及び放牧地の割合

1　企業は、適用される法域の保全計画要件により管理している牧草地及び放牧地の割合を開示しなければならない。

1.1　この割合は、適用される保全計画要件により管理している牧草地及び放牧地の面積を、牧草地及び放牧地の総面積で除して計算しなければならない。

1.2　保全計画は、天然資源の持続可能な管理を促進することを目的とした法域の基準又は規制である。これには、土壌、水、大気、及び関連する動植物資源を含む場合がある。

2　開示の範囲には、放牧地として定義される土地を含める。放牧地は、歴史的な極相植物群落が主に草、草のような植物、草本又は低木である土地であり、その植生の日常的な管理が主に放牧の操作によって達成される場合、自然に又は人工的に再緑化される土地を含み、また放牧された森林、環境に対応した牧草地、放牧地、干し草地及び放牧されて干し草がかけられた農地を含める。

~~2.1 開示の範囲には、企業が所有し営む事業、企業が動物生産を契約する事業（例えば、独立した生産者）、及びその他の方法で企業に動物性タンパク質を供給する事業（例えば、企業による処理のため）からの土地を含める。~~

3 ~~企業は、計算に用いた法域の基準又は規制を開示しなければならない。~~

FB-MP-160a.4. ~~FB-MP-160a.3.~~ 集中家畜飼養事業からの動物性タンパク質生産の割合

1 企業は、集中家畜飼養事業からの動物タンパク質の生体重の割合生産量を~~メートル・トンで~~開示しなければならない。

1.1 集中家畜飼養事業は、密集した個体又は限られた場所における家畜飼養実務である~~と定義する~~。これは、家畜を最大限に生産するために、化学物質などの~~大量の資源~~インプットが必要で~~あり、汚染及び廃棄物などの環境インパクトにつながる可能性が~~ある。

1.1.1 集中家畜飼養事業は、集約畜産（intensive farming）、資源集約的畜産（resource-intensive animal production）又は高密度家畜飼養事業（concentrated animal feeding operations）と呼ばれることもある。

1.2 企業は、集中家畜飼養事業について法域の定義を用いる場合、用いる定義を開示しなければならない。

~~1.2 数量は、動物性タンパク質の枝肉（又は下ごしらえした肉）の重量として計算しなければならない。~~

~~1.2.1 殺された家畜の内臓を含むすべての部位と定義する。~~

~~1.3 企業は、集中家畜飼養事業について、適用される法域の定義を用いる場合がある。~~

~~1.3.1 企業が集中家畜飼養事業について法域の定義を用いる場合、企業は用いる定義を開示しなければならない。~~

2 この範囲~~に~~は、企業が所有し運営する事業~~、企業が動物生産を契約する事業（例えば、独立した生産者）、及びその他の方法で企業にタンパク質を供給する事業（例えば、企業による処理のため）~~からの動物性タンパク質に限定される~~を含める~~。

3 企業は、集中家畜飼養事業に関連するリスクを緩和するためのプロセス、統制及び手続に関する情報を開示しなければならない。

FB-MP-160a.5. (1)事業の空間フットプリント合計、(2)撹乱された地域及び(3)復元された地域

1 企業は、(1)報告日における自身の事業の空間フットプリント（面積）合計を、平方キロメートル単位（km^2）で開示しなければならない。

1.1 企業の事業の空間フットプリント合計には、現在及び過去の期間に自身の事業によって撹乱され、復元されていない累積面積を含める。

1.2 撹乱された地域は、当初の参照状態と比較して、地域の状態を変化させた人間活動の対象となった陸域の面積の集計と定義される。

1.2.1 人間活動とは、そのような活動以前からの陸上の生態系、淡水水生生物の生態系又は海洋の生態系の特性を物理的に分断させ、改変させ、変換させ、圧縮させ、移動させ、又はその他の方法で変化させてきた企業の活動及び事業と定義される。

1.2.2 企業の事業の空間フットプリント合計には、当期中に撹乱された面積が含まれ、撹乱された面積が復元されない限り、その後のすべての報告期間においても撹乱された面積として継続する。

1.2.3 水域について、撹乱された面積には、水面下の底又は海底を含める。

1.3 開示には、企業がリース、管理又は所有するあらゆる賃借権、コンセッション又は不動産、及びそれらに関連するライト・オブ・ウェイ（rights of way）又は地役権における、陸上の生態系、淡水水生生物の生態系又は海洋の生態系（陸地、湿地、河川、航行可能な水路、沿岸域又は海洋）における企業の空間フットプリントの測定面積の集計についての情報を含める。

1.4 この開示には、すべての稼働中のサイト、最近廃止され復元を待っているサイト、及び復元中のサイトを含める。

1.5 復元された地域とは、適用される法域の法令に従って復元された、過去に撹乱された面積と定義される。

1.6 企業が事業を営む法域に、過去に撹乱されたが復元された地域を定義する適用される法令がない場合、復元された地域は、劣化、損傷若しくは破壊された面積、又は生態系を当初の参照状態に近い状態に戻すために人為的介入の対象となった累積的な地理的な面積と定義される。

1.6.1 生態学的復元は、生態系の構成、構造及び機能を再構築することと定義され、通常はその当初（撹乱前）の状態又は当初に近い健全な状態に戻すことを指す。生態学的復元は、生物多様性の保全及び生態学的完全性（integrity）に焦点を当てる。

1.6.2 生態系の復元は、通常の範囲の環境ストレス及び撹乱に対するレジリエンスを示し、生物的及び非生物的フロー並びに文化的相互作用の観点から隣接する生態系と相互作用する、復元された面積と定義される。生態系は、それ自身を構造的及び機能的に維持するのに十分な生物的及び非生物的資源を含み、さらなる支援又は補助金なしにその開発を継続できる場合に復元している。

2 企業は、(2)当報告期間中に企業の事業により撹乱された面積を、km^2 単位で開示しなければならない。

3 企業は、(3)事業により過去に撹乱されたが報告期間中に復元された面積を km^2 単位で開示しなければならない。

3.1 適用される法域の法令で定義された、閉鎖後の復元及び修復の取組み（efforts）が完了した時点で（事後のモニタリングが必要な場合でも）、その面積はもはや企業の事業の空間フットプリントの一部ではない。

4　開示には、報告期間中に完了した買収、合併、ダイベストメント又は処分によりもたらされた、企業の事業の空間フットプリント、撹乱された面積又は復元された面積に対する調整についての情報を含める。

FB-MP-160a.6. 環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合

1　企業は、報告日における、環境に敏感な場所又はその周辺に所在する自身の事業施設の空間フットプリント（面積）合計の割合を開示しなければならない。

1.1　この割合は、環境に敏感な場所又はその周辺に所在する企業の事業の空間フットプリントの面積を、企業の事業の空間フットプリントの合計で除して、計算する。

1.1.1　企業の事業の空間フットプリントは、陸上、淡水及び海洋生態系における自身の事業上の物理的フットプリントの測定された面積と定義される。

1.2　開示には、企業がリース、管理又は所有するあらゆる賃借権、コンセッション又は不動産、及びそれらに関連するライト・オブ・ウェイ（rights of way）又は地役権における、湿地、小川、河川、湖、航行可能な水路及び沿岸又は海洋の環境などの土地及び水域を含める。

2　環境に敏感な場所は、企業の資産又は活動が生態学的に敏感とみなされる地域において自然と接する地域と定義される。このような場所は、次のいずれかと定義される。

2.1　生物多様性にとって重要である（important）。

2.2　高い生態系の完全性（integrity）を有する。

2.3　生態系の完全性（integrity）の急速な減少を示している。

2.4　生態系サービスの提供にとって重要である（important）。

3　環境に敏感な場所には、次を含める。

3.1　「自然の保全に関する国際同盟」（IUCN）の保護地域（カテゴリーI から VI）

3.2　「国際的に重要なラムサール湿地」

3.3　「国際連合教育科学文化機関」（UNESCO）の「世界遺産」

3.4　UNESCO の「人間と生物圏プログラム」の生物圏保存「コア・エリア」

3.5　「Natura 2000」のサイト

3.6　「Ocean+ Habitats」の「保護区」（海洋及び海岸）

3.7　自然及び関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、適用される法域の当局によって法令又はその他有効な方法により認められ、特定の目的のために用いられ、管理される、明確に境界が定められた地理的な地域（「世界保護地域データベース」においてリスト化され、「Protected Planet」ウェブサイトにマッピングされている保護地域など）

3.8 「絶滅危惧 IA 類（Critically Endangered）」又は「絶滅危惧 I 類（Endangered）」に分類されている「IUCN 絶滅危惧種レッド・リスト」上の種（species）が住んでいることが知られている絶滅危惧種の生息地

3.8.1 種（species）が住んでいる場合、繁殖期若しくは非繁殖期中に存在する場合、又は通り道のためにその地域を利用する場合、その種（species）はその地域に住んでいる。

3.8.2 開示の目的において、「通り道」は、自身の通常の移動ルートにおけるいずれかの時に、移動種が生息する、一時的に滞在する、行き交う、又は上空飛行する、すべての陸地又は水域の地域と定義される。

4 企業の事業の空間フットプリントの一部が環境に敏感な場所の境界内又は境界から 5 キロメートル以内にある場合、企業の事業は、環境に敏感な「場所又はその周辺」にあると定義される。

4.1 開示には、将来の事業が公式に発表され、施設の境界の計画変更が承認された拡張計画に含まれている事業施設についての情報を含める。

FB-MP-160a.7. 森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された家畜の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）

1 企業は、森林破壊又は転換がないと決定された自身の直接農場事業における自身の生産家畜の生体重の割合を開示しなければならない。

1.1 森林破壊は、一時的又は永続的な森林地帯の非森林地帯への人為的な転換と定義される。

1.2 転換は、自然の生態系を別の用途に変更すること、又は自然の生態系の種組成、構造若しくは機能の深刻な（profound）変化と定義される。

1.3 企業は、当該情報を家畜の種類ごとに分解しなければならない。

1.4 開示は、森林破壊又は転換の一因となることが分かっており、企業のビジネスにとって重要な（important）家畜に限定される。

2 企業は、家畜の生産が森林破壊又は転換がないと決定するために用いた評価方法を記述しなければならない。評価方法には、モニタリング、認証、近年において転換がないかごくわずかである低リスク法域からの調達、及び検証済みのサプライヤーからの調達を含める。

2.1 企業は、当該評価方法を選択した理由を開示し、自身の方法論における限界を識別しなければならない。

3 企業は、森林破壊又は転換に関連する自身の戦略的目標（goals）の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標、及び法令により達成することが要求されている目標に関する情報を開示しなければならない。

3.1 この開示を作成するにあたり、企業は、企業の森林破壊又は転換の目標に適用される IFRS S1 号第 51 項から第 53 項の要求事項を適用しなければならない。

3.2 企業は、自身の目標を達成するために必要な自身の実務の変更に関する情報を開示しなければならない。

FB-MP-160a.8. 自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品

1 企業は、自然及び気候に関連する物理的リスクに対して敏感な自身の直接農場事業からの優先製品を開示し、これらの自身の製品の生産がそのようなリスクによって、どのように影響を受ける（affected）と合理的に見込み得るかについて記述しなければならない。

1.1 優先製品は、企業の最大の収益源を構成する製品又は自身のビジネス・モデルに不可欠であると企業が識別した製品と定義される。

1.2 自然及び気候に関連する物理的リスクが、企業が短期、中期又は長期にわたり望ましい価格で又は希望数量で動物性タンパク製品を生産する能力に影響を与える（effect）と合理的に見込み得る場合、製品は当該リスクに対して敏感である。

1.3 関連性がある自然及び気候に関する物理的リスクには、気候変動、異常気象、干ばつ、洪水、水ストレス、暴風雨、土壌の健全性の劣化、生態系の変化又は生物多様性の喪失を含める場合がある。

2 企業は、それぞれの自然及び気候に関連する物理的リスクについて、自然及び気候に関連する物理的リスクの影響（effects）が生じると合理的に見込み得る時間軸（短期、中期又は長期）を特定しなければならない。

2.1 企業は、「短期」、「中期」及び「長期」をどのように定義し、これらの定義が戦略的意思決定に用いる計画期間とどのようにつながるかについて説明しなければならない。

3 企業は、自然及び気候に関連する物理的リスクに対して脆弱な優先製品に依存している自身の製品又は製品カテゴリーを開示しなければならない。

4 企業は、識別した自然及び気候に関連する物理的リスクを考慮して、環境関連の変化、進展及び不確実性に対する自身の戦略、ビジネス・モデル及びサプライ・チェーンのレジリエンスについて記述しなければならない。

5 企業は、自然及び気候に関連する物理的リスクを緩和するために用いる戦略について記述しなければならない。これは、堆肥及び養分管理のための研究開発への投資、並びに水効率技術の導入を含む場合がある。

FB-MP-160a.9. 文書化された養分管理計画を導入し維持する直接農場事業からの家畜生産の割合

1 企業は、企業が所有又は支配する農場のうち、報告期間中に文書化された養分管理計画を導入し維持する農場において生産された自身の家畜の生体重の割合を開示しなければならない。

1.1 養分管理計画とは、堆肥の生成、収集、処理、保管及び農業利用に対処する、文書化された管理実務をいう。

1.2 この割合は、文書化された養分管理計画を導入し維持する施設において生産された家畜の総生体重を、報告期間中に企業が生産した家畜の総生体重で除して計算する。

2 開示は、企業が所有又は支配する施設に限定される。

食品の安全性

トピックサマリー

食肉、家禽及び乳製品は、消費者に直接販売されるか（例えば、牛乳又は卵）又はさまざまな食品に加工される。病原体、化学物質又は腐敗による汚染は人間及び動物に深刻な（serious）健康リスクをもたらすため、製品の品質及び安全性を維持することは重要（crucial）である。企業のバリュー・チェーン内で起こるこの産業における食品安全の課題は、最終製品のリコール実務及び手続は厳しい検査及び監視の対象となることが多く、家畜の病気の発生は規制の強化をもたらす可能性場合がある。製品リコールはブランドのレピュテーションを落とし、売上高を減少させ、高額な罰金をもたらす可能性がある。製品リコールリコールは規制上の検査を強化させる可能性がもあり、取引制限をもたらす場合がある。食品の品質及び安全性の不適切な管理は、ブランド価値が毀損し、売上が減少し、リコール、罰金、在庫損失又は訴訟によるコストが増加する場合がある。食品安全認証を取得し、サプライヤー及び流通業者が食品安全ガイドラインを満たしているに従うことを確保することは、当該産業の企業がを製品の安全性をのリスクから守り、小売業者及び消費者に企業の製品の品質を伝えるに対する消費者の認識を改善するのに役立つ可能性場合がある。

指標

FB-MP-250a.1. 「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）による監査(1)不適合率並びに(2)(a)主要な不適合及び(b)軽微な不適合の関連する是正措置率

1 企業は、(1)自社施設の「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）認定の食品安全認証プログラムの不適合率を、(a)主要な不適合、及び別個に(b)軽微な不適合について、開示しなければならない。

1.1 主要な不適合は、関連するGFSI認定の認証プログラムによって定義され、監査人によるエスカレーションが要求される最も深刻さ（severity）が高い不適合を含む。主要な不適合は、食品の安全性に対する重大な（significant）リスク、関連する規制上の要求事項の不遵守又は軽微な不適合を是正しないことから生じる場合がある。主要な不適合は、監査を受けている関連するGFSI認定の認証プログラムに従い是正しなければならない。

1.2 軽微な不適合は、関連するGFSI認定の認証プログラムによって定義され、それ自体では全体的な問題を確認するものではない。

1.3 企業は、自社の施設において識別された不適合の数（それぞれのカテゴリーについて）を、監査を受けた施設の数で除して、不適合率を計算しなければならない。

1.4 開示の範囲には、企業が所有又は運営する施設からの監査結果を含める。

2 企業は、(2)自社施設の(a)主要な不適合、及び別個に(b)軽微な不適合に関連する是正措置率を開示しなければならない。

2.1 是正措置は、GFSI認定の認証プログラムによって定義された期限内に、検出された不適合の原因を除去するように設計されている措置（通常、「是正措置計画」で特定され

~~る。）を完了することと定義する。これには、あらゆる不適合を排除し、不適合の再発防止を確実にするための実務又はシステムの導入及びその措置が行われたことの検証を含める。~~

~~2.2 企業は、（それぞれのカテゴリーについて）不適合に対処する是正措置の数を、識別された（それぞれのカテゴリーについて）不適合の総数で除して、是正措置率を計算しなければならない。~~

~~3 企業は、自社の施設を監査するために用いられる、関連する GFSI 認定の認証プログラムを開示する場合がある。~~

~~FB-MP-250a.2.「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）認定の食品安全認証プログラムに認証されたサプライヤー施設の割合~~

~~1 企業は、「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）認定の認証プログラムに認証されたサプライヤー施設の割合を開示しなければならない。~~

~~1.1 この割合は、適用される GFSI 認定の認証プログラムに認証されたサプライヤー施設の数を、サプライヤーの施設の総数で除して計算しなければならない。~~

~~1.2 開示の範囲には、企業が動物生産を委託する企業（例えば、独立した生産者）によって運営される施設及びその他の方法で企業に動物性タンパク質を供給する施設（例えば、企業による処理のため）を含める。~~

~~2 開示の範囲から、包装資材又は動物性タンパク質ではないその他の財及びインプットのサプライヤーを除外する。~~

~~3 企業は、施設を監査するために使用する GFSI 認定の認証プログラムを開示する場合がある。~~

FB-MP-250a.3. (1)公表された食品安全上の理由によるリコールの記述数及び(2)リコールされた製品~~食品製品~~の総重量

1 企業は、(1)報告期間中に公表した食品安全関連のリコールのそれぞれについて記述~~総数を開示~~しなければならない。これは、自主的及び自主的ではない（involuntary）リコールを含む。

1.1 食品安全関連のリコールは、食品が消費者に害を及ぼす~~消費者の疾病の原因となる~~ことが合理的に信じられる場合、発生する市場販売製品の撤去と定義される。

1.2 それぞれのリコールの記述には、リコール問題の原因及びリコールが自主的なものであったか又は強制的なものであったかを含めなければならない。

1.2.1 ~~1.2~~ 強制的な~~自主的ではない（involuntary）~~リコールは、適用される法域の法令上の当局によって要請又は強制されるものであり、製品が規制上の食品安全基準に準拠していない場合、製品の食品安全関連の欠陥が識別された場合又は輸入拒否の事案において公表される。

1.2.2 ~~1.3~~ 自主的なリコールは、食品安全関連の懸念により、製品を市場から撤去するために企業によって開始されるものである。

1.3　企業は、それぞれのリコールの結果として開始された是正措置に関する情報を開示しなければならない。

1.4　企業は、リコールからのその他の重大な（significant）結果（例えば、法的手続や死亡）に関する情報を開示しなければならない。

1.5　企業は、リコール通知へのデジタル・リンクを提供しなければならない。

2　企業は、(2)リコールされた~~の対象である~~食品製品の総重量を、メートル・トン単位で開示しなければならない。

~~3　企業は、(a)自主的なリコール及び(b)自主的ではない（involuntary）リコールの割合を開示する場合がある。~~

~~FB-MP-250a.3 に関する注記~~

~~1　企業は、相当数（a significant number）の製品に影響を与えた（affected）もの、又は潜在的な若しくは実際の深刻な（serious）疾病若しくは死亡に関連したものなど、重大な（notable）リコールについての説明を提供しなければならない。~~

~~1.1　リコールは、定期的な法域のリコール報告書において言及されている場合、重大である（notable）であるとみなされる場合がある。~~

~~2　このようなリコールの場合、企業は次のものを提供する場合がある。~~

~~2.1　リコール問題の記述及び原因~~

~~2.2　リコールされた製品の総重量~~

~~2.3　問題を修復するためのコスト~~

~~2.4　リコールが自主的な又は自主的ではない（involuntary）ものかどうか~~

~~2.5　是正措置~~

~~2.6　その他の重大な（significant）結果（例えば、法的手続又は消費者の死亡）~~

FB-MP-250a.4. 企業の製品の輸入を制限、禁止又は一時停止している市場に関する情報~~についての説明~~

1　企業は、衛生植物検疫（SPS）措置を理由に、企業の製品の輸入を制限、禁止又は一時停止している法域のリストを開示しなければならない。

1.1　SPS 措置は、「世界貿易機関」（WTO）の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」に従って、人間、動物若しくは植物の生命又は健康を保護するために政府によって制定された、食品、動物及び植物の安全性並びに健康の基準及び規制である。

1.2　開示の範囲には、SPS 措置によらない理由で実施されている輸入禁止、通商停止又は制限を除外する。

2　企業は、それぞれの禁止に関して、次の事項について説明しなければならない。

2.1 影響を受ける（affected）動物性タンパク質製品

2.2 禁止が実施されている期間、又は解決するのに見込まれる時間軸

2.3 禁止について述べられた理由（例えば、牛海綿状脳症のリスク）

2.4 制限によって影響を受ける（affected）既存及び将来の在庫の管理計画

~~企業の経営成績及び財務状況への影響（effects）~~

3 企業は、当該規制が、報告期間並びに短期、中期及び長期にわたり、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのように影響を与えた affected）か、及びどのように影響を与える（affect）と予想される（anticipated）かについて、情報を開示しなければならない。

FB-MP-250a.5. (1)自社の事業及び(2)コパッキング事業について国際的に認知された食品安全基準によって認証されたサイトからの生産量の割合

1 企業は、(1)自社の事業及び(2)コパッキング事業について、国際的に認知された食品安全認証基準によって認証された施設からの自身の生産量の割合を、原材料コスト別に開示しなければならない。

1.1 関連性がある基準には、「世界食品安全イニシアチブ」（GFSI）、並びに「FSSC 22000」及び「BRCGS Global Standard Food Safety」などの GFSI によってベンチマークされた基準を含める。

1.2 企業は、用いた基準を開示しなければならない

2 開示の範囲には、包装資材又は食品若しくは原材料ではないその他の財及びインプットを除外する。

3 GFSI によってベンチマークされていない食品安全基準を用いて企業がサイトを認証する場合、企業は当該基準の自身の使用に関する情報を開示しなければならない。

FB-MP-250a.6. バリュー・チェーンを通じて食品の安全性を確保するためのプロセス、統制及び手続

1 企業は、自身のバリュー・チェーンを通じて食品の安全性をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるプロセス、統制及び手続について記述しなければならない。

2 企業は、自身の Tier 1 サプライヤーの事業における食品の安全性を評価する自身のアプローチを記述しなければならない。これは次の開示を含む。

2.1 自身の Tier 1 サプライヤーに対して監査又は検証を実施しているかどうか。

2.2 自身の Tier 1 サプライヤーが国際的に認知された食品安全基準（GFSI 又は同等）によって認証されているかどうか、また、企業がそのような認証を有することが契約上要求されているかどうか。

2.3 自身の Tier 1 サプライヤーとの対話プログラム又は研修プログラムを実施しているかどうか。

2.4　Tier 1 サプライヤーは、企業と直接取引するサプライヤーと定義される。

3　企業は、Tier 1 サプライヤー以外の自身のサプライヤーの事業又は自身の流通業者の事業における食品の安全性を評価するアプローチを有しているかどうか、また、有している場合は、これらのアプローチについて開示しなければならない。

動物生産における抗生物質の使用

トピックサマリー

家畜の生産においては、人間にも投与される抗生物質の幅広い使用は、抗生物質耐性をもたらし、細菌感染に対する治療の有効性を減少させることにより、人間の健康に重大な（serious）リスクをもたらすにより、抗生物質耐性のある細菌株の発生が促進される場合がある。動物の飼料又は水の供給に抗生物質を使用することにより、動物生産のアウトプットが改善され、工業的な農業環境における動物福祉が向上するものの、この産業の企業はこれらの便益と潜在的な公衆衛生上のリスクとのバランスを取らなければならない。動物生産における抗生物質の使用は、レピュテーション・リスク及び規制リスクをもたらし、これらの両方は、食肉、家禽及び乳製品の生産者についての需要及び市場シェアへの影響（effects）を通じて、長期的な収益性に影響を与える（affect）可能性がある。動物の種類によっては、この産業の企業は、この問題に対するさまざまな程度の統制及び管理アプローチを有している場合がある。企業は、通常、場合によっては自社の事業及び契約サプライヤーの事業における抗生物質の投与が管理する飼料及び医薬品に対する直接的なコントロールを有する。場合があるものの、サプライヤーに対してより広範に要求事項を設定する場合がある。これらの課題に積極的に対処するための頑健な手続及び統制を導入する企業は、リスクを緩和し、規制上の基準の遵守を確実にするうえで、より有利な立場にある。

指標

FB-MP-260a.1. 家畜動物の種類ごとの(1)医学的に重要な（important）抗生物質及び(2)医学的に重要（important）ではない抗生物質を受けた動物生産の割合

1　企業は、家畜動物の種類（例えば、豚肉、牛肉、鶏肉又は七面鳥）ごとに分解した、(1)医学的に重要な（important）抗生物質を受けた動物生産の生体重重量の割合を開示しなければならない。

1.1　医学的に重要な（important）抗生物質は、「世界保健機関」（WHO）の「Medically Important Antimicrobials for Human Medicine」（MIA）リストに含まれるすべての抗菌薬と定義される。

1.1.1　医学的に重要である（important）とみなされる抗生物質は、動物及び人間の薬品で使用されるものである。

1.1.2　WHO の MIA リストに含まれる医薬品のリストに加えられた更新は、この指標の更新を構成しなければならない。

1.2　企業は、動物の生涯のいずれかの段階で医学的に重要な（important）抗生物質を受けた動物性タンパク質の生体重枝肉（又は下ごしらえした肉）の重量を、報告期間中に生産された動物性タンパク質の枝肉（又は下ごしらえした肉）の総生体重重量で除して、この割合を計算しなければならない。

2　企業は、家畜動物の種類ごとに分解した、(2)医学的に重要（important）ではない抗生物質を受けた動物生産の生体重重量の割合を開示しなければならない。

2.1 医学的に重要（important）ではない抗生物質（又は「医学的に重要（important）ではない抗菌薬」）には、動物の生涯のいずれかの段階で投与される、WHO の MIA リストに従って定義された医学的に重要な（important）抗生物質を除く、その他のすべての抗生物質を含める。

2.1.1 医学的に重要（important）ではないとみなされる抗生物質は、人間の医薬品では使用されていないものである。

2.2 この割合は、動物の生涯のいずれかの段階で医学的に重要（important）ではない抗生物質を受けた動物性タンパク質の生体重~~枝肉（又は下ごしらえした肉）の重量~~を、報告期間中に生産された動物性タンパク質の~~枝肉（又は下ごしらえした肉）の~~総生体重~~重量~~で除して計算する。

3 医学的に重要な（important）及び重要（important）ではない抗生物質の両方を受けた動物は、両方の割合の計算に含めなければならない。

4 この範囲には、企業が所有し運営する事業、企業が動物生産を委託する事業（例えば、独立した生産者）、及びその他の方法で企業に動物性タンパク質を供給する事業（例えば、企業による処理のため）からの動物性タンパク質を含める。

5 企業は、サプライヤーとの対話を含め、バリュー・チェーンを通じて抗生物質に関連する自身のプロセス、統制及び手続に関する情報を開示しなければならない。

労働力（workforce）の健康及び安全

トピックサマリー

「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する企業は、工業用機械及び~~、~~化学薬品の広範な利用、並びに~~及び~~ペースが速く騒々しい作業環境により~~が広く行き渡っているため~~、~~他の産業と比較して相対的に~~傷病率が高い。このセクターに広がる~~共通する~~急性及び慢性の産業上の危険には、筋骨格系の障害、化学物質及び病原体への曝露並びに機械及び工具による外傷が含まれる。このような事案（incident）は~~労働者の傷病又は死亡は~~、従業員~~労働者~~の士気及び生産性にネガティブなインパクトを与える一方で~~の低下をもたらし~~、企業を~~に対して法外な~~法的リスク、財務的リスク及びレピュテーション・リスクにさらす可能性がある~~をもたらす場合がある~~。規制当局は~~労働者の~~健康及び安全基準への不遵守に対して~~企業に~~罰金を課す場合がある~~り、又は防止可能な事故を減らすために従業員研修を義務付ける場合がある~~。頑健な~~強固な~~安全文化を醸成し~~発展させ~~、従業員が危険な~~潜在的に有害な~~状況にさらされることを最小化~~軽減~~することは~~により~~、効果的に企業を~~は~~事故から守り~~を防ぎ~~、労働力（workforce）の健康及び安全を~~積極的に~~改善することができる。

指標

FB-MP-320a.1. (a)~~直接~~従業員及び(b)~~非従業員労働者~~契約社員についての(1)死亡の数、(2)総記録災害度数率~~（TRIR）~~並びに(3)~~死亡率~~健康、安全及び緊急対応研修の平均時間

1 企業は、(1)業務関連の傷病及び業務関連の疾病から生じる死亡の数を、(a)従業員及び(b)非従業員労働者について別個に開示しなければならない。

1.1 従業員は、企業に対して個人的なサービスを提供する個人と定義され、法律上又は税務上の目的で従業員とみなされる。従業員は、適用される法域の法令に従って、経済的依存などの指標を用いて企業と雇用関係にある。

1.1.1 従業員には、フルタイム従業員、正社員、臨時従業員、労働時間が保証されていない従業員及びパートタイム従業員を含める。

1.2 非従業員労働者は、企業に対して個人的なサービスを提供し、法律上及び税務上の目的で従業員とみなされる個人と同じ方法で、企業の指示のもとに働く個人と定義される。非従業員労働者は、企業が支配する業務を実施するが、適用される法域の法令に従った企業との雇用関係はない。

1.2.1 企業が、業務を指示し、業務を行う手段若しくは方法を支配し、又は業務が実施される職場を支配している場合、非従業員労働者により実施される業務を「支配」していると定義される。企業と労働者との間の契約関係の種類（例えば、職業紹介所又は請負業者）は、必ずしも企業が業務を支配しているかどうかを決定するものではない。

1.2.2 組織によって業務が支配されている非従業員労働者には、請負労働者、見習い労働者、請負業者、インターン、自営業者、下請業者及びボランティアを含める。

1.3 従業員及び非従業員労働者はあわせて、企業の「労働力（workforce）」又は「労働者」と定義される。

2 ~~1~~ 企業は、(a)従業員及び(b)非従業員労働者についての~~(1)~~(2)業務関連の傷病及び疾病について、自身の総記録災害度数率（TRIR）を別個に開示しなければならない。

2.1 企業は、記録災害及び非記録災害を定義するために、適用される法域の規準を用いなければならない。

2.1.1 企業が記録災害及び非記録災害を定義する複数の法域の法令の対象となる場合、企業は、これらの枠組みの間の差異が報告データに影響を与える（affect）かどうか、またどのように影響を与えるか（affect）を開示しなければならない。

2.1.2 ~~1.1~~ 傷病又は疾病は、典型的には、それが死亡、就業不能日数、就業制限若しくは別の職務への異動、応急処置を超えた治療又は意識喪失をもたらす場合、記録災害と定義される~~みなされる~~。さらに、医師又はその他の資格を有する医療専門家によって診断された重大な（significant）傷病又は疾病は、死亡、就業不能日数、就業制限若しくは職務異動、応急処置を超えた治療又は意識喪失をもたらさない場合でも、記録災害とみなされる。

2.1.3 ~~1.1.1~~ 応急処置は、典型的には、通常の治療~~医療処置~~を提供することができる前の、疾病者又は傷病者に対する緊急の手当又は処置と定義されるが、法域の定義により異なる場合がある。

~~1.1.2 企業は、応急処置など、記録災害及び非記録災害の定義についての、適用される法域の規準を用いる場合がある。企業は、これらの規準及び定義の情報源として使用される法令又は産業の枠組みを開示しなければならない。~~

2.2 TRIR は、（記録災害の数×1,000,000）/ 総労働時間数と定義される。

2.2.1 企業が労働時間数を直接計算できない場合、通常又は標準労働時間を用いて、有給休暇の期間（年次有給休暇、有給傷病休暇、祝日）の権利を考慮したうえでこの情報を見積り、開示において当該方法を説明しなければならない。

2.2.2 企業が労働時間数を直接計算できない又は見積ることができない場合、その理由を開示しなければならない。

3 開示には、場所又は雇用の種類にかかわらず、すべての労働者を含める。

~~2 企業は、(2)業務関連の死亡についての死亡率を開示しなければならない。~~

~~3 すべての開示される比率は、（統計数×200,000）/ 報告された年度におけるすべての従業員の労働時間の総数で計算しなければならない。~~

~~3.1 比率の計算における「200,000」は、100 人のフルタイムの労働者が週当たり 40 時間、年当たり 50 週働いた場合に、年間で提供することができる時間の総数を表す。~~

4 開示~~の範囲に~~は、死亡、業務関連の災害（incidents）及び業務関連の疾病に限定する。~~業務関連の災害のみを含める。~~

4.1 業務関連の災害は、労働環境における事象又はエクスポージャーから生じる労働力（workforce）の傷病及び疾病と定義される~~である~~。

4.1.1 ~~4.2~~ 労働環境とは、1人以上の労働者~~従業員~~が働いているか又は雇用の条件として存在している拠点及びその他の場所をいう。

4.1.2 ~~4.3~~ 労働環境には、物理的な場所だけでなく、~~従業員が~~業務中に使用する機器又は資材を含める。

4.2 ~~4.4~~ 労働者~~従業員~~が移動している間に発生する災害は、傷病又は疾病の時点で労働者~~従業員~~が雇用主の利益のための労働活動に従事していた場合、業務関連である。

4.3 ~~4.5~~ 業務関連の災害は、過去に記録された傷病又は疾病が更新されるものではなく、新たな事象でなければならない。

5 企業は、(3)健康、安全及び緊急事態への準備の管理研修のために自身の労働力（workforce）に提供した平均研修時間数を開示しなければならない。

5.1 研修には、労働力（workforce）が合理的にさらされる可能性がある職業上のリスク又は危険性、及び特定の職業上のリスク又は危険性に関連して、健康、安全又は緊急事態への準備などのトピックを含める。

5.1.1 研修には、職業上のリスク又は危険性に関連して、適用される法域の当局により要求される技術的な健康、安全及び緊急事態管理研修を含める。

5.2 健康、安全及び緊急対応研修の平均時間数は、労働力（workforce）に提供された適切な総研修時間を、労働力（workforce）の総数で除して計算する。

5.2.1 労働力（workforce）の総数は、報告日において企業が雇用している個々の従業員及び非従業員労働者の数と定義される。

6 労働力（workforce）の総数が報告期間中に著しく（significantly）異なる場合、企業は、それらの差異について説明しなければならない。

~~5 企業は、次のそれぞれの従業員のカテゴリーについての比率及び平均研修時間数を開示しなければならない。~~

~~5.1 フルタイム、短時間勤務、パートタイム、役員、労働、給与労働、季節労働、出稼労働又は時間給労働の従業員のいずれであるかにかかわらず、企業の給与台帳に載っている個人と定義する、直接従業員~~

~~5.2 企業の給与台帳に載っていないものの、企業が監督又は管理する個人と定義する契約社員。これには、独立請負業者及び第三者（例えば、派遣会社及び労働仲介業者）によって雇用される者を含める。~~

~~6 開示の範囲には、従業員の所在地又は雇用の種類にかかわらず、すべての従業員を含める。~~

FB-MP-320a.2. 急性及び慢性の~~呼吸器の~~健康状態を評価し、モニタリングし、緩和する

ための取組み（efforts）の記述

1　企業は、従業員及び非従業員労働者の急性及び慢性の~~呼吸器の~~健康状態を評価し、モニタリングし、緩和するための自身の取組み（efforts）に関する情報を開示~~について説明~~しなければならない。

1.1 急性及び慢性の状態とは、1年以上継続し、継続的な医療的対応を必要とする、又は日常の基本的生活活動を制限する、あるいはその両方に該当する状態をいう。

~~急性の呼吸器の状態には、化学熱傷、気道の炎症、急性又は亜急性気管支炎及び死亡を含める場合がある。~~

1.2 企業が慢性の健康状態について代替的な定義を用いる場合には、企業は、当該規制及び定義を開示しなければならない。

~~慢性の呼吸器の状態には、慢性気管支炎、慢性肺疾患（例えば、COPD）、肺機能の低下、有機性有毒粉じん症候群（organic toxic dust syndrome）及び粒子状物質への曝露からもたらされるその他の症状を含める場合がある。~~

1.3 急性及び慢性の状態には、呼吸器疾患、筋骨格系の障害及び感染症を含める。

~~説明すべき関連する取組み（efforts）には、管理計画、方針、リスク評価、長期的な健康調査への参加、健康及びウェルネス・モニタリング・プログラム、容易にアクセスできる個人用保護器具（PPE）並びに関連する労働者研修プログラムの導入を含める場合がある。~~

2　開示には、場所又は雇用の種類にかかわらず、すべての従業員及び非従業員労働者を含める。

3　説明すべき関連性がある取組み（efforts）には、次のものが含まれる場合がある。

3.1 管理計画又は方針

3.2 リスク評価

3.3 長期的な健康調査への参加

3.4 健康及びウェルネス・モニタリング・プログラム

3.5 容易にアクセスできる個人用保護器具

3.6 関連する労働者研修プログラムの導入

動物の健康飼育及び福祉

トピックサマリー

「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する企業は、動物の健康及び福祉に対する一般の認識に特に敏感である。不適切な家畜の飼育は病気のリスクを増大させ、感染流行時に供給不足又は一時的な販売禁止をもたらすため、管理実務はこれらの企業の見通しに直接影響を与える（impact）。厳しい監禁、痛みを伴う手続、劣悪な輸送条件、効果的でない気絶など、残酷とみなされる実務は、事業の中断、風評被害、規制当局の監視の強化、及び供給又は顧客との契約の喪失をもたらす可能性がある。効果的な動物の飼育及び福祉の実務は、バイオ・セキュリティにおいて重要な（crucial）役割を果たす。ストレスを軽減し、健康を改善することによって、これらの実務は病気の感染しやすさと感染の広がりを最小限に抑える。福祉の実務を積極的に導入し、信頼できる基準を支持するサプライヤーと連携する企業は、ブランド価値を強化し、規制リスク及び訴訟リスクを緩和し、競争上の優位性を得るのに役立つ。頑健な動物飼育の実務は、製品について認識される健康性及び品質を高めることもできる。企業は、ブランド価値の向上又はプレミアム製品の販売のために、これらの実務をマーケティングし、利益率を拡大したり、追加的な市場シェアを獲得したりする場合がある。

~~「食肉、家禽及び乳製品」産業の企業は、動物福祉に対する一般の認識の変化に特に敏感である。動物に対して不必要な虐待行為を行っていると認識される企業は、罰金、ブランドのレピュテーションの毀損及び工場閉鎖命令などの規制上の制約のリスクの増大に直面する場合がある。消費者及び支持団体からの圧力により、小さな囲いの使用を減らすなど産業の実務の変化を促す可能性がある。これらの傾向を効果的に予想又は適応する企業は、新たな市場が出現したときにそれを獲得するか、新たな規制を順守する最初の企業になることにより、市場シェアを拡大する場合がある。~~

指標

~~FB-MP-410a.1. 妊娠ストールを使用せずに生産した豚肉の割合~~

~~1　企業は、妊娠ストールを使用せずに生産した豚肉の重量の割合を開示しなければならない。~~

~~1.1　妊娠ストールは、その檻が動かない雌豚を収容することができるものの、振り返るなどの大きな動きを妨げるのに十分制限的である場合の、個別の繁殖雌豚を飼育するための檻と定義する。妊娠ストールは、典型的に、寝床はなく、コンクリートの床及び金属製の柵を有している。~~

~~1.2　この割合は、妊娠ストールを使用せずに生産した豚肉の重量を、生産した豚肉の総重量で除して計算しなければならない。~~

~~1.2.1　生産重量は、枝肉重量又は小売重量（企業が加工済みの豚肉又は豚肉製品を調達した場合）を使用して計算しなければならない。~~

~~2　開示の範囲には、企業が所有し運営する施設及び動物生産を委託している施設（例えば、独立した生産者）から生産された豚肉又は豚肉製品を含める。~~

~~3　企業は、関連する場合、次のことについて説明する場合がある。~~

~~3.1 該当ある場合、妊娠ストールの使用が生産者及び独立した農家との契約において、どのように記載されているか~~

~~3.2 妊娠ストールの使用に関する重要な（important）顧客の条件及び企業がそれらの条件をどのように満たすか~~

~~3.3 妊娠ストールの段階的な廃止に関して企業が設定する目標及びその目標に対する進捗~~

~~FB-MP-410a.2. ケージのない環境から生まれた殻付き卵の販売割合~~

~~1 企業は、ケージのない環境から生まれた殻付き卵の割合を開示しなければならない。~~

~~1.1 ケージのない環境から生まれた卵は、食品及び水への無制限のアクセスが許可されており、産卵周期中にその空間内を歩き回る自由を提供する空間で飼育された雌鶏によって生産されたものと定義する。~~

~~1.1.1 この範囲には、放し飼いの環境に由来する卵も含める。~~

~~1.2 この割合は、ケージのない環境から生まれた生産した殻付き卵の数を、生産した殻付き卵の総数で除して計算しなければならない。~~

~~2 開示の範囲には、企業が所有し運営する施設及び卵の生産を委託している施設（例えば、独立した生産者）からの卵、並びに、企業が再販のために購入する卵を含める。~~

FB-MP-410a.3. 家畜及び認証の種類別の第三者の動物福祉基準の認証を受けた製品の割合

1 企業は、独立の第三者の動物福祉基準に認証された動物性タンパク質生産の重量の割合を開示しなければならない。

1.1 直接事業については、この割合は、第三者の動物福祉基準の認証を受けた動物生産の生体重を、動物生産の総生体重で除して計算される。

1.2 企業は、加工済みの動物性タンパク質又は動物製品を調達する場合、製品の小売重量に基づく動物性タンパク質の製品の割合を開示しなければならない。

1.3 企業は、開示を家畜の種類別に分解しなければならない。

2 動物福祉基準は、典型的には動物生産について次の側面を評価する。

2.1 動物の処理及び取扱い

2.2 収容システム（特に、閉込ベースの生産システムの使用）

2.3 輸送条件

2.4 屠殺施設及び手続

~~1.1 動物福祉基準は、牛肉、豚肉又は家禽の生産における次の 1 つ以上の側面に関連する基準と定義する。~~

~~1.1.1 動物の処理及び取扱い~~

~~1.1.2 収容及び輸送条件~~

~~1.1.3 屠殺施設及び手順~~

~~1.1.4 抗生物質及びホルモンの使用~~

~~1.2 動物福祉基準には、「Animal Welfare Approved」、「Certified Humane Program」、「Food Alliance Certified」及び「Global Animal Partnership 5-Step Animal Welfare Rating Program」を含める場合がある。~~

~~1.3 この割合は、第三者の動物福祉基準の認証を受けた動物性タンパク質生産の重量を、動物性タンパク質生産の総重量で除して計算しなければならない。~~

~~1.3.1 生産の重量は、枝肉重量又は小売重量（企業が加工済みの動物又は動物製品を調達した場合）を用いて計算しなければならない。~~

3 企業は、自身の開示の作成のために用いられた認証を開示しなければならない。

3.1 関連性がある基準には、「Humane Farm Animal Care」、「Global Animal Partnership」、「A Greener World」、「RSPCA Assured」、「Better Animal Welfare」及び「Farm Animal Responsible Minimum Standards （FARMS Initiative）」によって推奨されるその他の認証プログラムを含める。

3.2 企業は、自身の事業又はサプライ・チェーンにおいて、第三者によって検証されていない動物福祉基準（例えば、企業、貿易団体又は顧客により執行されるもの）を用いる場合には、どの基準が用いられているかを特定しなければならない。

3.3 企業は、複数の認証を用いる場合、認証別に情報を分解しなければならない。

4 ~~2~~ 開示~~の範囲~~には、企業が販売のために提供するすべての動物性タンパク質生産が含まれる。これは、企業が所有し事業を営む施設、並びに企業が動物生産を委託している施設（例えば、独立した生産者）及びレンタルしている施設からの動物性タンパク質を含む。

~~3 企業は、生産が認証を受けている動物福祉基準を開示する場合がある。~~

~~4 企業は、その事業又はサプライ・チェーンで導入する、第三者による検証を受けていない追加的な動物福祉基準（例えば、企業、業界団体又は顧客によって執行されるもの）について説明する場合がある。~~

FB-MP-410a.4. 目標、手続及びバリュー・チェーンの統合を含む、動物福祉戦略の記述

1 企業は、自身の短期、中期及び長期の動物福祉戦略に関する情報、並びに自社が所有し契約する施設において種に適した福祉を確保するために用いる手続及び実務に関する情報を開示しなければならない。

1.1 企業は、動物福祉の懸念から生じるリスク及び機会に対してどのように識別し対応するかについて記述しなければならない。これは、次のようなものがある。

1.1.1 動物の動きを制限するケージやストールの使用又は高密度飼養

1.1.2 脚の障害、骨の脆弱化及び早期死亡などの健康課題につながる繁殖実務

1.1.3 効果的な疼痛管理なしで実施される身体的処置（例えば、去勢、断尾、くちばしの切除及び除角）

1.1.4 不適切な輸送条件又は長い移動時間による傷病又はストレス

1.1.5 苦痛を伴う、不安定な又は不十分な気絶処理を伴う屠殺方法

1.2 関連性がある手続及び実務の例には、次のものが含まれる可能性がある。

1.2.1 生産者又は供給者との契約における基準及び目標の使用

1.2.2 検証メカニズム（例えば、監査、自己評価又は第三者認証）

1.2.3 サプライヤーのパフォーマンスを改善させたり、移行を支援したりするためのエンゲージメント・メカニズム

2 企業は、動物の健康及び福祉に関連して設定した目標に関する情報を開示しなければならない。

2.1 開示を作成するにあたり、企業は、動物の健康と福祉に関する企業の目標に関連するIFRS S1 号第 51 項から第 53 項の要求事項を適用しなければならない。

FB-MP-410a.5. 疾病管理の戦略を含む、バイオセキュリティに関連するリスク及び機会の記述

1 企業は、バイオセキュリティに関連する自身のリスク及び機会を記述し、疾病管理の自身の戦略に関する情報を開示しなければならない。

1.1 関連性があるリスク及び機会は、現在又は潜在的な疾病の集団発生、企業の事業又は施設の種類又は構造、企業が事業を営む地域、及び適用される法域の法令に関連する場合がある。

1.2 関連性がある疾病管理の戦略には、疾病の集団発生を予防し制御するための方針、プログラム及び手続、サプライヤーとの対話、従業員の研修、並びに家畜の健康を維持するために行うその他の活動を含める。

2 企業は、バイオセキュリティに関連するリスクをどのようにモニタリングしているかに関する情報を開示しなければならない。これは、地域の規制又は「世界動物保健機関（World Organisation for Animal Health）」のリストに記載された疾病に従って届出対象疾病（notifiable disease）をモニタリングしているかを含む。

2.1 届出対象疾病（notifiable disease）は、企業が法域の当局に報告することが求められている疾病である。

3 報告期間中に疾病の集団発生があった場合、企業は、汚染がもたらした自身の製品の購入に対する制限、及び当該事案が報告期間において企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのような影響を与えた（affect）かを記述しなければならない。

3.1 影響（effects）には、修復コスト、生産損失、サプライ・チェーンの断絶（disruption）及びさらなる事案を防ぐために行った投資を含める場合がある。

製品イノベーション

トピックサマリー

多くの市場の消費者は、食品の環境及び社会へのインパクトにこれまで以上に懸念を高めており、温室効果ガス排出及び動物福祉などの問題に関連する懸念により食生活を変更している。「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する企業は、植物由来、発酵由来及び培養タンパク質を含む革新的な製品の開発又は投資をこれまで以上に行うようになっている。製品ポートフォリオを拡大する企業は、温室効果ガス排出、土地劣化及び水使用に関連するリスクを緩和することができる。また、代替タンパク質製品に対する需要の拡大は、企業にとって売上の増加又は市場シェアの確保及びブランドの評判の改善についての機会をもたらす。

指標

FB-MP-410b.1. サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための食品製品におけるイノベーションの使用

1 企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するために食品製品におけるイノベーションを用いる自身の戦略に関する情報を開示しなければならない。

1.1 食品製品におけるイノベーションには、原材料（raw materials）、原材料（ingredients）又は食品加工におけるイノベーションを含める。

1.2 関連性があるリスク又は機会は、消費者の嗜好、原材料（ingredients）の価格及び供給、又は温室効果ガス排出、動物福祉、資源枯渇、食品廃棄物並びにサプライ・チェーンにおける環境及び社会問題のような問題に関連する規制から生じる場合がある。

1.3 サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための食品製品におけるイノベーションの使用には、次の事項を含める。

1.3.1 植物由来、栽培由来、発酵由来又は昆虫由来のタンパク質製品など、革新的な製品の導入又は促進

1.3.2 既存製品の段階的な廃止、既存製品の代替又は生産における代替原材料（ingredients）の使用を含む、既存製品の組成変更

2 関連性がある戦略の側面には、次の事項を含める可能性がある。

2.1 新たな原材料（raw materials）、原材料（ingredients）又は包装のための研究開発への投資

2.2 企業の持続可能な製品の提供を拡大するための買収又はパートナーシップ

2.3 持続可能な又は代替的な原材料（ingredients）を識別するための、設計段階又は研究開発への投資

2.4　公益団体又は学術機関など、同業他社又はその他の組織とのパートナーシップ

3　企業は、自身の戦略を導入するために必要な活動及び投資を開示しなければならない。

アニマル・サプライ・チェーンの環境及び社会へのインパクト

トピックサマリー

「食肉、家禽及び乳製品」産業の企業は、さまざまな契約農家及びサプライヤーに依拠している。この産業のサプライ・チェーンにおける環境及び社会へのインパクトには、森林破壊、土地利用及び廃棄物管理、取水、動物福祉、抗生物質の使用並びに食品安全に関連するものが含まれる。アニマル・サプライ・チェーンに関連する環境及び社会リスクは、そのすべてが売上高及び市場シェアを減少させる場合があるが、企業によるその管理は、望ましい価格での動物の安定した調達を確保し、風評被害を防ぐために重要（critical）である。

指標

FB-MP-430a.1. 保全計画要件を実施しているサプライヤーからの家畜の割合

1　企業は、適用される法域の保全計画要件により牧草地及び放牧地を管理するサプライヤーから調達した家畜の重量の割合を開示しなければならない。

1.1　この割合は、適用される法域の保全計画要件を導入するサプライヤーから調達した家畜の生体重を、企業が調達した家畜の総生体重で除して計算しなければならない。

1.2　「保全計画」は、土壌、水、大気及び関連する動植物資源を含む、天然資源の持続可能な管理を促進することを意図した法域の基準又は規制と定義する。

2　開示の範囲には、生きた動物の在庫の変動を調整した、報告期間中に企業が購入した家畜を含める。

3　企業は、計算に使用した法域の基準又は規制を開示しなければならない。

FB-MP-430a.2. 動物福祉基準を満たすことが検証されたサプライヤー及び契約生産施設の割合

1　企業は、動物福祉基準に従って事業を営んでいることが検証されたサプライヤー及び契約生産施設の割合を開示しなければならない。

1.1　動物福祉基準は、牛肉、豚肉又は家禽の生産における次の1つ以上の側面に関連する基準と定義する。

1.1.1　動物の処理及び取扱い

1.1.2　収容及び輸送条件

1.1.3　屠殺施設及び手順

1.1.4　抗生物質及びホルモンの使用

~~1.2　動物福祉基準には、企業がそのサプライ・チェーンにおいて開発し執行するもの、業界団体によって開発され執行されるもの、又は第三者によって開発され執行されるものを含める。~~

~~1.3　第三者の動物福祉基準には、「Animal Welfare Approved」、「Certified Humane Program」、「Food Alliance」及び「Global Animal Partnership 5-Step Animal Welfare Rating Program」を含める場合がある。~~

~~1.4　この割合は、動物福祉基準に従って事業を営んでいることが検証されたサプライヤー施設の数を、サプライヤー施設の総数で除して計算しなければならない。~~

~~2　開示の範囲には、企業が動物生産を委託する企業（例えば、独立した生産者）によって運営される施設及びその他の動物性タンパク質を企業に供給する施設（例えば、企業による処理のため）を含める。~~

~~3　企業は、生産が認証を受けている動物福祉基準を開示する場合がある。~~

~~4　企業は、その事業又はサプライ・チェーンで導入する、第三者による検証を受けていない追加的な動物福祉基準（例えば、企業、業界団体又は顧客によって執行されるもの）について説明する場合がある。~~

環境サプライ・チェーン管理

トピックサマリー

「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する企業は、多くの原材料を長大なサプライ・チェーンにわたって国際的に調達している。特定の価格で原材料を調達する企業の能力は、供給の利用可用性によって変化する。供給の利用可用性は、気候変動、水ストレス、土壌の質、生物多様性、生態系サービスの利用可能性などの環境要因の影響を受ける（affected）可能性がある。これらのリスクの一部は、企業のサプライ・チェーンにおける事業のインパクトとより直接関連している。その一方で、本質的にグローバル又は地域的なものであるため、独立して存在しているものもある。環境へのインパクトは、規制の強化をもたらすか又は企業の評判及び事業の社会的なライセンスに影響を与える（affect）可能性がある。より広範な環境リスクは、収益性に影響を与える（affecting）原材料供給及びコストの変動をもたらす可能性がある。資源集約的又は環境に敏感な原材料は、将来的に継続的な価格変動及び供給の混乱の対象となり、一部のリスクを増幅（compound）させる場合がある。反対に、サプライヤー又は先住民族を含む地域社会と協力して、サプライ・チェーンにおける家畜の持続可能性を改善する企業は、そのようなリスクにより適応できる。

指標

FB-MP-430b.1. 森林破壊又は転換がないと決定された、調達した(1)家畜及び(2)家畜飼料の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）

1　企業は、森林破壊又は転換がないと決定された自身の調達した(1)家畜の生体重の割合を開示しなければならない。

1.1　森林破壊は、一時的又は永続的な森林地帯の非森林地帯への人為的な転換と定義される。

1.2　転換は、自然の生態系を別の用途に変更すること、又は自然の生態系の種組成、構造若しくは機能の深刻な（profound）変化と定義される。

1.3　開示は、森林破壊又は転換の一因となることが分かっており、企業のビジネスにとって重要な（important）家畜の種類に限定される。

1.4　企業は、家畜の種類別に情報を分解しなければならない。

2　企業は、森林破壊又は転換がないと決定された、自身の調達した(2)家畜飼料の重量の割合を開示しなければならない。

2.1　調達した家畜飼料には、トウモロコシ及び大豆など、家畜飼料を生産するために調達された農産物を含める。

2.2　企業は、製品の種類別に情報を分解しなければならない。

2.3 開示は、森林破壊又は転換の一因となることが分かっており、家畜飼料の生産における最大の費用項目を構成するもの、又は企業のビジネスにとって重要な（important）調達した製品に限定される。

3 企業は、自身の調達した家畜及び家畜飼料が、森林破壊又は転換がないと決定するために用いた評価方法を記述しなければならない。評価方法には、モニタリング、認証、近年において転換がないかごくわずかである低リスク法域からの調達、及び検証済みのサプライヤーからの調達を含める。

3.1 企業は、評価方法を選択した理由を開示し、自身の方法論における限界を識別しなければならない。

4 企業は、自身の評価において設定しているトレーサビリティのレベル（国、地域、地方、又は具体的な原産地）を開示しなければならない。

5 企業は、森林破壊又は転換に関連する自身の戦略的目標（goals）の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標、及び法令により達成することが要求されている目標に関する情報を開示しなければならない。

5.1 この開示を作成するにあたり、企業は、企業の森林破壊又は転換の目標に適用されるIFRS S1 号第 51 項から第 53 項の要求事項を適用しなければならない。

5.2 企業は、自身の目標を達成するために必要な自身の調達又は評価実務の変更に関する情報を開示しなければならない。

FB-MP-430b.2. サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される家畜及び家畜飼料

1 企業は、自然及び気候に関連する物理的リスクに対して敏感な自身の優先的に調達される家畜及び家畜飼料を開示し、これらのコモディティの自身の調達がそのようなリスクによって、どのように合理的に影響を受ける（affected）可能性があるかについて記述しなければならない。

1.1 優先的に調達される家畜及び家畜飼料は、第三者から購入し企業の最大の費用を構成する家畜及び家畜飼料又は自身のビジネス・モデルに不可欠であると企業が識別した家畜及び家畜飼料と定義される。

1.1.1 調達される家畜飼料には、トウモロコシ及び大豆など、家畜飼料を生産するために調達された農産物を含める。

1.2 自然及び気候に関連する物理的リスクが、企業が短期、中期又は長期にわたり望ましい価格で又は希望数量でコモディティを調達する能力に影響を与える（affect）と合理的に見込み得る場合、調達される家畜及び家畜飼料は当該リスクに対して敏感である。

1.3 関連性がある自然及び気候に関連する物理的リスクには、気候変動、異常気象、干ばつ、洪水、水ストレス、暴風雨、土壌の健全性の劣化、生態系の変化又は生物多様性の喪失を含める場合がある。

2 企業は、それぞれの環境リスクについて、自然及び気候に関連する物理的リスクの影響（effects）が生じると合理的に見込み得る時間軸（短期、中期又は長期）を特定しなければならない。

2.1 企業は、「短期」、「中期」及び「長期」をどのように定義し、これらの定義が戦略的意思決定に用いる計画期間とどのようにつながるかについて説明しなければならない。

3 企業は、自然及び気候に関連する物理的リスクに対して脆弱な優先される家畜及び家畜飼料に依存している自身の製品又は製品カテゴリーを開示しなければならない。

4 企業は、識別した環境リスクを考慮して、環境関連の変化、進展及び不確実性に対する自身の戦略、ビジネス・モデル及びサプライ・チェーンのレジリエンスについて記述しなければならない。

5 企業は、自然及び気候に関連する物理的リスクを緩和するために用いる戦略について記述しなければならない。これは、自身のサプライヤーの多様化、代替作物又は代用作物の研究開発への投資、及び代替製品又は製品配合の開発を含む場合がある。

FB-MP-430b.3. 文書化された養分管理計画を導入し維持する農場から調達した家畜の割合

1 企業は、文書化された養分管理計画を導入し維持する農場から発生する、自身の調達した家畜の生体重の割合を開示しなければならない。

1.1 養分管理計画とは、堆肥の生成、収集、処理、保管及び農業利用に対処する、文書化された管理実務をいう。

1.2 この割合は、文書された養分管理計画を導入し維持する農場から調達した家畜の総生体重を、報告期間中に企業が購入した家畜の総生体重で除して計算する。

2 開示の範囲は、契約に基づく動物生産（例えば、独立した生産者）及び企業に動物性タンパク質を供給する事業による動物性タンパク質に限定される。

FB-MP-430b.4. 集中家畜飼養事業から調達した動物性タンパク質の割合

1 企業は、集中家畜飼養事業から調達した動物性タンパク質の生体重の割合を開示しなければならない。

1.1 集中家畜飼養事業は、密集した又は限られた場所における家畜飼養実務と定義される。これは、家畜を最大限に生産するために、化学物質などのインプットが必要である。

1.1.1 集中家畜飼養事業は、集約畜産（intensive farming）、資源集約的畜産（resource-intensive animal production）、又は高密度家畜飼養事業（concentrated animal feeding operations）と呼ばれることもある。

1.2 企業は、集中家畜飼養事業について法域の定義を用いる場合、用いる定義を開示しなければならない。

1.3 当該割合は、集中家畜飼養事業を用いて第三者の農場から購入した動物性タンパク質の生体重を、第三者から購入した動物性タンパク質の総生体重で除して計算する。

2　この範囲は、契約に基づく動物生産（例えば、独立した生産者）、及びその他の方法で企業にタンパク質を供給する事業（例えば、企業による処理のため）からの動物性タンパク質に限定される。

3　企業は、集中家畜飼養事業に関連するリスクを緩和するために、自身のサプライヤー又は契約者とどのように関与しているかに関する情報を含めなければならない。

社会サプライ・チェーン管理

トピックサマリー

「食肉、家禽及び乳製品」産業に属する企業は、家畜及び飼料作物を含むさまざまな原材料を調達するため、グローバル・サプライ・チェーンを管理する。企業が社会的問題についてサプライヤーを選別しモニタリングし関与する方法は、企業が安定した供給を維持し、価格変動を管理する企業の能力に影響を与える（affects）。バリュー・チェーンにおける企業から比較的遠くにある問題であっても、労働条件、倫理、汚職、又は先住民族を含む地域社会へのインパクトに関連するサプライ・チェーン管理の問題は、事業を営むための企業の社会的ライセンスにダメージを与え、規制上の罰金又は長期的な事業コストの増加につながる場合がある。社会リスクの一部は、特定のコモディティ又は地域に特有である。その一方で、より一般的なものもある。地域の規制及び執行は法域によって大きく異なり、企業及びそのサプライヤーにとって追加のガバナンス上の課題を生む。食品サプライ・チェーンの複雑性により、企業はこれらのリスクを識別し評価するために、トレーサビリティ・システムに投資することが多い。企業はまた、新たな市場機会を獲得するために、認証（certification）を取得することもできる。企業は、労働慣行を改善し、サプライ・チェーンのレジリエンスを強化し、レピュテーション・リスクを緩和するために、サプライヤー及び農場コミュニティと対話することができる。

指標

FB-MP-430c.1. サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを管理するためのプロセス、統制及び手続（人権デュー・デリジェンスを含む。）

1 企業は、人権及び環境デュー・デリジェンスなど、次に関連するサプライ・チェーンにおける問題をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるプロセス、統制及び手続に関する情報を開示しなければならない。

1.1 労働条件、職場の安全、労働者の権利、強制労働、現代奴隷制及び児童労働

1.2 先住民族を含む地域社会へのネガティブなインパクト（汚染、移住及び資源の剥奪又は枯渇など）

1.3 汚職及び適用される法域の法令遵守

1.4 国際的に認知された枠組みにおいて定められた権利及び規範

2 サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトをモニタリングし、管理し、監督するためのプロセス、統制及び手続には、次のものを含める。

2.1 責任ある企業行動、並びに国際的に認知された権利及び規範の尊重を方針及び管理システムに組み込むもの

2.2 サプライ・チェーンの事業及び取引関係から生じる労働者、利害関係者及び地域社会への負の（adverse）インパクトを識別し、評価するもの

2.3 サプライ・チェーンにおける労働者及び社会への潜在的な又は実際の負の（adverse）インパクトを停止、防止又は緩和するもの

2.4 適用及び結果を追跡するもの

2.5 インパクトへの対処方法を伝達するもの

2.6 適切な場合は、修復を提供するか又は協力するもの

2.7 先住民族との対話にあたり、自由意志に基づく、事前の、十分な情報に基づく同意（又は協議）プロセスの利用を促進するもの

3 企業は、サプライ・チェーンにおける労働者及び社会への潜在的な又は実際の負の（adverse）インパクトの防止、緩和及び修復に対して、サプライヤーがインセンティブ及び報酬を受けているかどうかを開示しなければならない。

4 企業は、サプライ・チェーンにおける労働者による採用手数料の支払いを禁止する方針を有しているかどうかを開示し、有している場合は、当該方針が執行されるメカニズムを記述しなければならない。

5 企業は、次の事項を識別しなければならない。

5.1 サプライ・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトを監督する責任を負うガバナンス機関又は個人

5.2 ガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割。これは、当該役割が特定の経営者レベルの地位又は経営者レベルの委員会に委任されているかどうか、及びどのように監督が実施されているかについての情報を含む。

5.3 この開示を作成するにあたり、企業は、自身のバリュー・チェーンにおける労働条件及び地域社会へのインパクトのガバナンスに関連する IFRS S1 号第 26 項から第 27 項の要求事項を適用しなければならない。

FB-MP-430c.2. サプライ・チェーンにおける製品の経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、調達した家畜飼料の割合

1 企業は、サプライ・チェーンにおけるコモディティの経路を追跡する国際的に認知された基準によって認証された、自身の調達した家畜飼料の重量の割合を開示しなければならない。

1.1 企業は、それぞれのケースにおいて、用いた基準、及び当該基準に関連する種類が複数ある場合は、その認証の種類を識別しなければならない。

1.2 企業は、製品別に情報を分解しなければならない。

2 企業は、企業が用いる認証基準を選択した自身の根拠を説明しなければならない。

3 国際的に認知された基準の例には、次のものを含める。

3.1 「Bonsucro」

3.2 「Fairtrade International」

3.3 「持続可能なパーム油のための円卓会議」（RSPO）

3.4 「責任ある大豆に関する円卓会議」（RTRS）

3.5 「Rainforest Alliance」

3.6 「SA8000」

4 企業は、サプライ・チェーンにおいて製品の経路を追跡する国際的に認知された基準の認証をサプライヤーに取得させるための改善プロジェクトについて記述しなければならない。

FB-MP-430c.3. 過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述

1 企業は、報告日以前の 3 年間に少なくとも 1 回、独立した第三者による監査又は検証の対象となった自身の高リスク・サプライヤーの割合を開示しなければならない。

1.1 高リスク・サプライヤーとは、強制労働又は現代奴隷制、児童労働、国際的に認知された権利及び規範に対するその他の違反、先住民族を含む地域社会へのネガティブなインパクト、又は現地法若しくは企業のサプライヤー行動規範に対する深刻な（serious）違反のリスクが高まったレベルにあると企業が判断した、バリュー・チェーンを通じたサプライヤーと定義される。

1.1.1 企業は、高リスク・サプライヤーを識別する方法に関する情報を開示しなければならない。

1.2 独立した第三者による監査又は検証は、サプライヤーの施設が、関連性がある原則、方針及び規制を遵守していることを決定するために、独立した外部組織がサプライヤーの施設を訪問し、記録をレビューすることと定義される。

2 企業は、自身の監査又は検証の方法論及び規準（criteria）（例えば、経営システムの調査、労働者へのインタビュー、経営者へのインタビュー、文書レビュー及び観察）を開示しなければならない。

3 企業は、監査又は検証の遵守を測定した基準又は行動規範を開示しなければならない。

4 企業は、不適合及び是正措置に関する情報を開示しなければならない。これは、不適合が生じたサプライ・チェーンのレベル（Tier 1、Tier 2 若しくはその他、又は地域別）、優先度の高い不適合を解決するための時間軸、是正措置が成功したかどうかの評価、及びサプライ・チェーンの透明性を高め、サプライヤーの能力を構築するための取組み（efforts）の記述を含む場合がある。

4.1 優先度の高い不適合は、最も深刻さ（severity）が高い不適合と定義し、監査人又は検証人によるエスカレーションが要求される。優先度の高い不適合には、未成年の児童労働者、強制労働若しくは現代奴隷制、生命の危険又は重傷を直ちに引き起こす可能性がある健康上及び安全上の問題、又はコミュニティに深刻（serious）かつ即時の危害を引き

起こす可能性がある環境実務の存在を確認する。優先度の高い不適合には、規範の要求事項又は法令の重要性がある（material）違反若しくはシステム上の違反を含める。

動物及び飼料の調達

トピックサマリー

食肉、家禽及び乳製品企業は、動物種に応じて、さまざまなサプライヤーから動物及び動物飼料を調達している。この産業が望ましい価格で動物及び動物飼料を確実に調達できる能力は、気候変動、水不足、土地管理及びその他の資源不足の考慮事項によって影響を受ける（affected）場合がある。資源集約度が低く、気候変動及びその他の資源不足リスクへの適応を積極的に管理するサプライヤーを選択して協力する企業は、価格変動及び供給断絶を軽減できる場合がある。さらに、企業はブランドのレピュテーションを高め、新しい市場機会を開拓する場合がある。調達リスクを効果的に管理できなければ、資本コストが高くなり、マージンが減少し、売上成長率が抑制されることにつながる場合がある。

指標

FB-MP-440a.1. 「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域から調達した動物飼料の割合

1　企業は、「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域から調達した動物飼料の割合を開示しなければならない。

1.1　動物飼料には、大豆ミール、コーンミール及びその他の穀物、並びに家畜に提供するその他の飼料を含めるが、飼い葉は除外する。

2　開示の範囲には、企業が栽培した飼料又は製造した飼料及び企業が購入した飼料を含めなければならない。

3　この割合は、「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域から調達した動物飼料の重量を、企業が調達した動物飼料の総重量で除して計算しなければならない。

3.1　企業は、「世界資源研究所」（WRI）の「水リスク・アトラス」（Water Risk Atlas）ツールである「Aqueduct」によって、「ベースライン水ストレス」が「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所から調達した動物飼料を識別しなければならない。

FB-MP-440a.2. 「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域にいる生産者との契約の割合

1　企業は、「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域にいる生産者との契約の割合を開示しなければならない。

1.1　契約生産者（又は栽培者）は、企業が契約を締結している当事者であり、これに基づいて、当該当事者は通常、支払の見返りとして、企業が所有する家畜のための施設、労働力、設備及び世話を提供することに同意する。

2 この割合は、水ストレス地域にいる企業に関連する契約金額を、動物性タンパク質の契約生産に関連する契約総額で除して計算しなければならない。

2.1 企業は、「世界資源研究所」（WRI）「水リスク・アトラス」（Water Risk Atlas）ツールである「Aqueduct」によって、「ベースライン水ストレス」が「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水し水消費する契約生産者を識別しなければならない。

FB-MP-440a.3. 気候変動によって飼料調達及び家畜供給にもたらされる機会及びリスクを管理する戦略についての説明

1 企業は、気候変動シナリオによって飼料調達及び家畜供給にもたらされるリスク又は機会について説明しなければならない。

1.1 飼料調達のリスク及び機会には、動物飼料生産の栽培、製粉及びその他の処理、並びに輸送段階におけるものを含める。

1.2 家畜生産のリスク及び機会には、生きた動物及び処理された動物性タンパク質製品の繁殖、放牧、肥育場、屠殺、処理並びに流通及び輸送を含む、動物性タンパク質を市場に投入するすべてのライフ・サイクル段階に影響を与える（affecting）ものを含める。

2 企業は、気候変動によって生じるリスクを識別する場合がある。これには、水の入手可能性、放牧地の質の変化、病気の移動及びより頻繁に起こる異常気象を含める場合がある。

3 企業は、気候変動シナリオがどのように顕在化するか（例えば、それらが企業のサプライ・チェーンに影響を与える（affect）時点で）、それぞれの種類の飼料（例えば、大豆ミール、コーンミール及びその他の穀物、又は干し草）又は家畜（例えば、肉用牛、乳用牛、豚又は家禽）にどのように影響を与える（affected）場合があるか、及びその他の事業の状況（例えば、輸送及び物流又は物理的インフラ）にどのように影響を与える（affected）かについて説明する場合がある。

4 企業は、気候変動のインパクトを評価しモニタリングする取組み（efforts）、及びリスクに適応するか又は機会を認識するための関連戦略について説明しなければならない。

4.1 飼料について、戦略には、保険の利用、ヘッジ手段への投資、サプライ・チェーンの多様化、並びに生態系及び生物多様性の管理を含める場合がある。

4.1 家畜について、戦略には、保険の利用、ヘッジ手段への投資、サプライ・チェーンの多様化、生態系及び生物多様性の管理、並びに耐性のある家畜品種の開発を含める場合がある。

5 企業は、リスク及び機会が実現する蓋然性、財務的結果及び事業状況への影響（effect）の可能性がある規模、及びそのようなリスク及び機会が顕在化すると見込まれる時間軸について説明する場合がある。

6 企業は、気候変動シナリオを開発するために用いる方法又はモデルについての説明を含める場合がある。これには、グローバル・グリッド・クロップ・モデル（global gridded crop model）又は政府及び非政府組織によって提供される科学的研究（例えば、「気候変動に関する政府間パネル　気候シナリオ・プロセス」）の使用を含める。

7 ~~開示の範囲には、企業の事業に対する気候変動の影響（impact）を含めるが、企業の戦略並びに事業を通じて発生する温室効果ガス（GHG）排出の緩和に関連するリスク及び機会は除外する（FB-MP.110a.2 で対処されている。）~~

「電気事業者及び発電事業者」の「SASB スタンダード」に対する修正案

「SASBスタンダード」について

2022 年 8 月時点で、~~IFRS 財団の~~国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は「SASB スタンダード」についての責任を引き受けた。ISSB は、「SASB スタンダード」を維持し、~~、~~向上させ~~、進展させ~~ることを約束~~し、作成者及び投資者が「SASB スタンダード」を使用し続けることを奨励~~している。

IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」~~（IFRS S1 号）~~は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に、企業が「SASB スタンダード」における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することを要求している。同様に、IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関してどの情報を開示するかを決定する際に、企業が「SASB スタンダード」における指標を参照し、その適用可能性を考慮することを要求している。

2023 年 6 月に、ISSB は、IFRS S2 号「気候関連開示」に付属する産業別ガイダンスと整合させるために、「SASB スタンダード」における気候関連のトピック及び指標を修正した。2023 年 12 月に、ISSB は、「SASB スタンダードの国際的な適用可能性」プロジェクトの一環として~~に関連して~~、気候関連以外のトピック及び指標を修正した。

発効日

[20XX 年 XX 月]版の「SASB スタンダード」は、すべての企業について、[日付]に開始する報告期間より発効する。早期適用は認められる。

~~2023 年 12 月版の本スタンダードは、すべての企業について、2025 年 1 月 1 日以後に開始する年次期間より発効する。~~

~~早期適用は、すべての企業について認められる。~~

目　　次

はじめに…… 149
「SASB スタンダード」の全体像…… 149
「SASB スタンダード」~~基準~~の使用…… 150
産業の説明…… 151
サステナビリティ開示トピック及び指標…… 152
温室効果ガス排出及びエネルギー資源の計画…… 158
大気質…… 166
水管理…… 169
有害廃棄物~~石炭灰~~管理…… 176
生態系へのインパクト…… 182
コミュニティとの関係及び先住民族の権利…… 186
エネルギーの入手可能性（affordability）…… 190
労働力（workforce）の健康及び安全…… 196
従業員の採用、育成及び維持…… 200
デマンドサイド・マネジメント~~最終用途効率及び需要~~…… 203
サプライ・チェーン管理…… 209
重大な（critical）事案のリスク~~原子力安全及び危機~~管理…… 212
事業上の~~グリッドの~~レジリエンス及びシステムの信頼性…… 216

はじめに

「SASBスタンダード」の全体像

「SASB スタンダード」は、77 の産業固有の~~サステナビリティ会計~~基準（「SASB スタンダード」又は「産業別基準」）のセットであり、「Sustainable Industry Classification System®」（SICS®）に従ってカテゴリー分けされる。

「SASB スタンダード」には、次のものが含まれる。

1 **産業の説明**：当該説明は、ビジネス・モデル、活動及び当該産業への参加を特徴付ける（characterise）他の共通の特徴（features）を説明することにより、企業が適用される産業ガイダンスを識別することを支援することを意図している。

2 **開示トピック**：特定の産業内の企業によって行われる活動に関連する、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を記述している。

3 **指標**：開示トピックに付随し、個別に又はセットの一部として、特定の開示トピックについて企業のパフォーマンスに関する有用な情報を提供するように設計されている。

4 **技術的プロトコル**：定義、範囲、適用及び関連する指標の表示に関するガイダンスを提供する。

5 **活動指標**：企業による特定の活動又は事業の規模を定量化するものであり、データを正規化して比較を容易にするために、3 で参照される指標と組み合せて使用することを意図している。

~~「ISSB 基準」の導入の一部として「SASB スタンダード」を用いる企業は、関連する ISSB の適用ガイダンスを考慮すべきである。~~

~~「ISSB 基準」から独立して「SASB スタンダード」を用いる企業については、「SASB スタンダード適用ガイダンス」がすべての「産業別基準」の使用に適用されるガイダンスを設定しており、本スタンダードの一部とみなされる。「産業別基準」に含まれる技術的プロトコルにおいて異なるように示されていない限り、「SASB スタンダード適用ガイダンス」におけるガイダンスは、「産業別基準」における指標の定義、範囲、適用、調製及び表示に適用される。~~

~~歴史的に、「SASB 概念フレームワーク」は、サステナビリティ会計についての基準設定に対するアプローチにおいて SASB スタンダード審議会を導く基本的な概念、原則、定義及び目的を示した。~~

「SASBスタンダード」~~基準~~の使用

「SASB スタンダード」は、~~短期、中期又は長期にわたり、~~企業の見通し~~キャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コスト~~に影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を企業が開示するためのガイダンスの情報源となる~~ことを支援することを意図している~~。

適用される「産業別基準」、開示トピック及び指標の識別

企業は、どの「産業別基準」及びどの開示トピックが自身のビジネスに適用される~~と関連する~~か、並びに、どの関連する指標を報告するかを決定する。~~一般的に、企業は、SICS®において識別されるように、主要な産業に固有の「SASB スタンダード」を用いるべきである。しかしながら、~~複数の ~~SICS®~~産業において実質的なビジネス活動を有する企業は、複数の~~追加的な~~「SASB スタンダード」における開示トピック及び関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮すべきである。

「SASB スタンダード」の~~に含まれる~~開示トピック及び関連する指標は、一般目的財務報告書の利用者~~投資者~~に有用である可能性があるものとして識別された。したがって、「SASB スタンダード」は、利用者にとって重要性がある（material）情報を提供するサステナビリティ関連財務開示を、企業が作成することを支援する。しかしながら、重要性（materiality）は企業固有の評価であり、どのような事項について情報を提供すべきかを決定し、どのような開示が重要性がある（material）情報を構成するのかを評価する~~重要性（materiality）の判断及び決定を行う~~責任は報告企業にある。

ISSB は、「SASB スタンダード」の適用に関連する、次の教育的資料を公表している。

(a) サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」（2024 年）

(b) IFRS S1 号における要求事項を満たすための『SASB スタンダード』の使用」（2024 年）

(c) ISSB 基準』を適用する場合の ISSB 産業別ガイダンスの使用」（2025 年）

「ISSB 基準」から独立した「SASB スタンダード」の使用

「SASB スタンダード」は、IFRS S1 号を適用する際のガイダンスの情報源となるが、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用していない企業であっても、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を開示するために「SASB スタンダード」を使用することができる。

「SASB スタンダード」の一部の指標は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号への参照を含んでいる。これらの基準を適用していない作成者は、これらの参照を他の基準やフレームワークへの参照と同様に扱うべきである。

産業の説明

「電気事業者及び発電事業者」（IF-EU）産業に属する企業は、発電、送配電（T&D）設備の建設、所有及び運営、並びに電気の販売及び取引を行っている。この産業に属する企業は、多様な源泉から発電し、そのような源泉には、石炭、天然ガス、原子力、水力、太陽光及び風力が含まれる。企業が事業を営む際の規制及び競争の程度は、法域によって大きく異なる可能性がある。より多くの規制がある法域に属する企業は、より競争の少ない市場で事業を営むための社会的ライセンスを維持するために、企業の活動に対するより包括的な規制上の監督に直面する可能性がある。これには、例えば、価格決定メカニズム及び許容される株主資本利益率の監督が含まれる。そのような企業は、より競争が激しい法域の企業、例えば、卸売市場又は競争力のある小売業者に販売するために発電するが、T&D 関連の活動を行わない独立発電事業者と比較して、より垂直的に統合している可能性がある。また、企業は複数の法域で事業を営み、複数の種類の構造を有する可能性がある。この産業に属する企業は、安全な配送を確保し、環境パフォーマンスに関する消費者及び規制上の期待に応える一方で、信頼性があり、アクセス可能で、手ごろな価格の電気を供給するという複雑なタスクに関連する、事業の見通しに影響を与える（affecting）リスク及び機会に直面する。これらのリスク及び機会は、企業の構造、規制上の監督の種類、市場競争並びにエネルギー貯蔵及び分散型エネルギー資源に関連するものを含む使用される技術及び機器により異なる。

~~「電気事業者及び発電事業者」産業の企業は、発電、送配電（T&D）設備の建設、所有及び運営、並びに電気の販売を行っている。電気事業者は多くの異なる源泉から発電し、そのような源泉には、石炭、天然ガス、原子力、水力、太陽光、風力並びにその他の再生可能エネルギー源及び化石燃料のエネルギー源が含まれることが多い。この産業は、規制されたビジネス構造と規制されていないビジネス構造の両方で事業を営む企業により構成される。規制された電気事業者は、独占企業として事業を営むためのライセンスを維持するために、その他の種類の規制の中でもとりわけ、価格設定メカニズム及び許容される株主資本利益率について、規制当局からの包括的な監督に直面している。規制されていない企業又はマーチャント電力企業は、卸売市場（規制された電気購入者及びその他のエンド・ユーザーを含む。）に販売するために発電する独立系発電事業者（IPP）であることが多い。また、この産業の企業は、事業上のスパンによって、規制された電力市場と規制緩和された電力市場の両方で事業を営む場合がある。規制された市場は、典型的には、発電から小売配電までのすべてを所有及び運営する垂直統合型の電気事業者を含む。規制緩和された市場は、卸電力の発電競争を奨励するために、発電と配電とを分けることが多い。全体的に、人命と環境保護とのバランスをとりながら、信頼性があり、アクセス可能で、低コストの電気を提供するという複雑なタスクが依然として課題である。~~

注記：「電気事業者及び発電事業者」産業は、電気の供給のみに関連する（天然ガスの供給に関連しない。）事業を対象とする。一部の電気事業者は、電力市場及び天然ガス市場の両方で事業を営む場合がある。天然ガスの調達及び流通に関連する活動を行う事業者は、「ガス事業者及び流通業者（IF-GU）」産業におけるトピック及び指標も考慮すべきである。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
温室効果ガス排出及びエネルギー資源の計画	(1)~~グローバルでの~~「スコープ 1」の総排出~~,~~及び(2)排出制限規制の対象~~下における「スコープ 1」の総排出の割合及び(3)排出報告規制下における「スコープ 1」の総排出の~~となる割合	~~定量~~	CO_2 相当のメートル・トン、パーセンテージ(%)	IF-EU-110a.1
	~~電気供給に~~(1)送配電ロス及び(2)純購入電力に関連する温室効果ガス~~(GHG)~~排出	~~定量~~	CO_2 相当のメートル・トン	IF-EU-110a.2
	~~「スコープ 1」の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明~~	~~説明及び分析~~	~~該当なし~~	~~IF-EU-110a.3~~
	(1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された設備容量		メガワット(MW)	IF-EU-110a.5
	(1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された計画容量		メガワット(MW)	IF-EU-110a.6
	気候関連の移行リスク及び機会が資本戦略及び投資にどのように影響を与える（influence）かの記述		該当なし	IF-EU-110a.7
大気質	次の~~汚染物質の~~大気汚染物質の排出：(1)NO_X（N_2O を除く。）、(2)SO_X、(3)有害大気汚染物質及び(4)粒子状物質~~（PM_{10}）、(4)鉛（Pb）、(5)水銀（Hg）~~、並びに人口密集地域又はその周辺のそれぞれの割合	~~定量~~	メートル・トン(t)、パーセンテージ(%)	IF-EU-120a.1
水管理	(1)水源別の総取水量（withdrawal ~~withdrawn~~）、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合~~及びそれらの「ベースライン水ストレス」が~~	~~定量~~	メガリットル(ML)、~~千立方メートル(m^3)、~~パ	IF-EU-140a.1

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
	~~「高い」又は「極めて高い」地域の割合~~		ーセンテージ(%)	
	~~水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）の件数~~	~~定量~~	~~数~~	~~IF-EU-140a.2~~
	水関連の~~管理~~リスク及び機会~~の記述~~並びに~~それらを管理するための~~当該~~リスクを緩和するための~~戦略~~及び実務~~の記述~~説明~~（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）	~~説明及び分析~~	該当なし	IF-EU-140a.3
	(1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量		メガリットル(ML)	IF-EU-140a.4
	~~(1)石炭燃焼製品（CCP）の生成量、(2)リサイクルされた割合~~	~~定量~~	~~メートル・トン(t)、パーセンテージ(%)~~	~~IF-EU-150a.1~~
	~~アクティブ及びアクティブでない事業についての石炭燃焼製品（CCP）の管理方針及び手続の記述~~	~~説明及び分析~~	~~該当なし~~	~~IF-EU-150a.3~~
有害廃棄物~~石炭灰~~管理	(1)発生した有害廃棄物、(2)貯蔵された有害廃棄物及び(3)リサイクルした有害廃棄物		メートル・トン(t)、千立方メートル(m^3)	IF-EU-150a.4
	有害廃棄物管理に関連する重大な（significant）事案の数		数	IF-EU-150a.5
	アクティブな及びアクティブでない事業についての有害廃棄物の管理方針及び手続		該当なし	IF-EU-150a.6
生態系へのインパクト	(1)事業の空間フットプリント合計、(2)撹乱された地域及び(3)復元された地域		平方キロメートル(km^2)	IF-EU-160a.1
	環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合		パーセンテージ(%)	IF-EU-160a.2

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
	事業施設に関する環境管理方針及び実務の記述		該当なし	IF-EU-160a.3
コミュニティとの関係及び先住民族の権利	コミュニティの権利及び利益に関連するリスク及び機会を管理するために用いるプロセス		該当なし	IF-EU-210a.1
	(1)非技術的な遅延の数及び(2)総停止日数		数、日数	IF-EU-210a.2
	先住民族の土地又はその周辺の事業の割合		パーセンテージ(%)	IF-EU-210a.3
	先住民族の権利の支持に関連する、対話プロセス及びデュー・デリジェンスの実務についての記述		該当なし	IF-EU-210a.4
エネルギーの入手可能性（affordability）	~~(1)家庭用顧客、(2)商業用顧客及び(3)工業用顧客の平均小売電気料金~~	~~定量~~	~~比率~~	~~IF-EU-240a.1~~
	~~(1)未払による家庭用顧客の電気切断数、(2)30日以内に再接続した割合[7]~~	~~定量~~	~~数、パーセンテージ(%)~~	~~IF-EU-240a.3~~
	~~サービス地域の経済状況を含む、顧客の電気の入手可能性（affordability）に関する外部要因のインパクトについての説明~~	~~説明及び分析~~	~~該当なし~~	~~IF-EU-240a.4~~
	エネルギーの入手可能性（affordability）に関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述		該当なし	IF-EU-240a.5
	(a)家庭用、(b)商業用及び(c)工業用の参加者に分解された、エネルギーの入手可能性（affordability）に関連する活動又はプログラムへの(1)アクティブな参加者の数及び(2)適格参加者の数		数	IF-EU-240a.6

[7] ~~IF-EU-240a.3に関する注記　企業は、方針、プログラム及び規制が家庭用顧客の切断の数及び期間にどのようにインパクトを与えるかについて説明しなければならない。~~

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
労働力（workforce）の健康及び安全	(a)~~直接~~従業員及び(b)非従業員労働者~~契約社員~~についての(1)死亡の数、(2)総記録災害度数率~~（TRIR）~~、~~(2)~~死亡率、~~(3)~~ニアミス頻度率（NMFR）並びに(3)健康、安全及び緊急対応研修の平均時間	~~定量~~	数、比率、時間(h)	IF-EU-320a.1
	安全な労働環境を醸成するために用いる管理システムの記述		該当なし	IF-EU-320a.2
従業員の採用、育成及び維持	従業員の採用、育成及び維持に関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述		該当なし	IF-EU-330a.1
	(a)すべての従業員及び(b)スキル不足の職業カテゴリーについての(1)自主的な及び(2)自主的ではない（involuntary）従業員離職率		比率	IF-EU-330a.2
デマンドサイド・マネジメント~~最終用途効率及び需要~~	~~スマート・グリッド技術により供給する電力量の割合~~[8]	~~定量~~	~~メガワット時(MWh)のパーセンテージ(%)~~	~~IF-EU-420a.2~~
	~~市場ごとの効率化の取組み（measures）による、顧客の節電量~~[9]	~~定量~~	~~メガワット時(MWh)~~	~~IF-EU-420a.3~~
	デマンドサイド・マネジメントに関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）		該当なし	IF-EU-420a.4
	(1)(a)家庭用、(b)商業用及び(c)工業用の参加者に分解された、デマンドサイド・マネジメントに関連する活動又はプログラムへの(1)アクティブな参加者の数及び(2)適格参加者の数		数	IF-EU-420a.5

[8] ~~IF-EU-420a.2~~に関する注記 ― ~~企業は、スマート・グリッドの開発及び運営に関連する機会及び課題について説明しなければならない。~~

[9] ~~IF-EU-420a.3~~に関する注記 ― ~~企業は、自社が事業を営むそれぞれの市場に関連する、顧客におけるエネルギー効率規制について説明しなければならない。~~

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
	デマンドサイド・マネジメント戦略によるピーク需要の節約量		メガワット(MW)	IF-EU-420a.6
サプライ・チェーン管理	サステナビリティ関連の問題から生じるサプライ・チェーン・リスクの管理プロセスの記述		該当なし	IF-EU-430a.1
	過去 3 年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述		パーセンテージ(%)	IF-EU-430a.2
重大な（critical）事案のリスク~~原子力安全及び危機~~管理	直近の独立した国の規制上の安全審査の結果ごとに分解~~区分~~した、原子力発電ユニットの総数	~~定量~~	数	IF-EU-540a.1
	~~原子力安全及び緊急事態への準備を管理する取組み（efforts）の記述~~	~~説明及び分析~~	~~該当なし~~	~~IF-EU-540a.2~~
	深刻な（serious）事故を識別し軽減するために用いる管理システムの記述		該当なし	IF-EU-540a.3
事業上の~~グリッドの~~レジリエンス及びシステムの信頼性	~~物理的な又は~~電力システムの混乱に関連するサイバーセキュリティ・インシデント~~の基準又は規制の違反事案（incidents of non-compliance）~~の件数	~~定量~~	数	IF-EU-550a.1
	(1)「システム平均停電継続時間指標」（SAIDI）、(2)「システム平均停電回数指標」（SAIFI）及び(3)「顧客平均停電継続時間指標」（CAIDI）~~（いずれも重大事象日数（major event days）を含む。）~~[10]	~~定量~~	分、数	IF-EU-550a.2
	発電用の資産の平均利用可能係数		パーセンテージ(%)	IF-EU-550a.3
	産業用の資産の種類別及び気候関連の物理的リスク別に分解された、気候関連の物理的リスクに対して脆弱		表示通貨、パーセンテージ(%)	IF-EU-550a.4

[10] ~~IF-EU-550a.2に関する注記 企業は、著しい（notable）サービスの中断（相当数（a significant number）の顧客に影響を与える（affected）中断や長時間の中断など）について説明しなければならない。~~

トピック	指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
	な（vulnerable）資産の数値及び割合			
	事業上のレジリエンス及びシステムの信頼性に関連するリスク及び機会を管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）		該当なし	IF-EU-550a.5

表2. 活動指標

活動指標	~~カテゴリー~~	測定単位	コード
サービスを提供する(1)家庭用、(2)商業用及び(3)工業用の顧客の数[11]	~~定量~~	数	IF-EU-000.A
(1)家庭用、(2)商業用、(3)工業用、(4)その他すべての小売の顧客及び(5)卸売顧客に供給された総電力	~~定量~~	メガワット時(MWh)	IF-EU-000.B
送配電線の長さ[12]	~~定量~~	キロメートル(km)	IF-EU-000.C
総発電量、主要なエネルギー源ごとの割合~~、規制対象市場における割合~~[13]	~~定量~~	メガワット時(MWh)、パーセンテージ(%)	IF-EU-000.D
購入した卸電力の合計[14]	~~定量~~	メガワット時(MWh)	IF-EU-000.E
(1)従業員及び(2)非従業員労働者の総数		数	IF-EU-000.F
(1)従業員及び(2)非従業員労働者別に分解した総労働時間		数	IF-EU-000.G

[11] IF-EU-000.Aに関する注記 – それぞれのカテゴリーでサービスを提供する顧客の数は、家庭用、商業用及び工業用の顧客を対象に請求されるメーターの数とみなされなければならない。

[12] IF-EU-000.Cに関する注記 – 送配電線の長さは、回線キロメートル単位で計算しなければならない。ここでは、回線キロメートルは、回線に使用される導体を問わず、回線の全長と定義する。

[13] IF-EU-000.Dに関する注記 – 発電量は、次の主要エネルギー源ごとに開示されなければならない。すなわち、石炭、天然ガス、原子力、石油、水力、太陽光、風力、その他の再生可能エネルギー、及びその他のガスである。開示の範囲には、所有又は支配する~~運営する~~資産を含む。この開示の範囲には発電施設で消費される電気は除外される。

[14] IF-EU-000.Eに関する注記 – この開示の範囲には発電施設で消費される電気は除外される。

温室効果ガス排出及びエネルギー資源の計画

トピックサマリー

この産業に属する企業は、見通しに影響を与える（effects）気候関連の移行リスクに直面している。これらの移行リスクは、規制リスク、法的リスク及びレピュテーション・リスクの形式をとるだけでなく、エンドユーザーの需要の変化に関連する可能性がある。この産業に属する企業は、発電だけでなく、送配電活動及び関連するロスによる温室効果ガス排出についても規制の対象となる可能性がある。電気の売買も行うこの産業に属する企業にとって、規制リスク及び低炭素電気に対するエンドユーザーの需要は、企業の購買の意思決定に影響を与える（influence）可能性がある。温室効果ガス排出の少ない電気に対する規制又は顧客の需要に対応しようとする企業は、温室効果ガス排出を緩和するための事業コスト又は資本的支出の増加を負担することにより対応する場合がある。規制上の構造に応じて、企業はこれらのコストを顧客から完全に回収できない場合がある。エネルギー・ミックス及び適切な技術の導入に関する意思決定を含むエネルギー及びインフラ投資計画は、企業に競争上の優位性を生み出すことができ、予期しない規制コスト、許認可の遅延又は資産の減損を軽減するのに役立つ。当期又は将来における資産の減損を回避し、収益性を維持し、信用力を維持する（preserve）ための企業の能力は、自身の気候関連の移行リスク及び機会をどのように管理するかによって異なる。

~~発電は、世界最大の温室効果ガス（GHG）排出源である。これらの排出（主に、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素）の大部分が、化石燃料の燃焼の副産物である。この産業の送電又は配電（T&D）セグメントの排出量はごくわずかである。電気事業者は、環境規制がこれまで以上に厳しくなりつつあることから、GHG 排出を緩和するために多額の（significant）事業コスト及び資本的支出に直面する可能性がある。これらのコストの多くは電気事業者の顧客に転嫁する場合があるが、一部の発電事業者は、特に規制緩和された市場において、これらのコストを回収できない場合がある。企業は、規制が定める排出要件を充足できるようなエネルギー・ミックスの配給を確保することによって、及び産業をリードする技術及びプロセスを導入することによって、慎重なインフラ投資計画を通じて、発電事業からの GHG 排出を削減する場合がある。費用対効果の高い GHG 排出削減に積極的に取り組むことは、企業に競争上の優位性をもたらすとともに、予期しない規制遵守コストを軽減させる場合がある。資本的支出の必要性及び許認可コストを適切に見積ることができないこと、又は GHG 排出削減におけるその他の困難があることが、資産評価損、カーボン・クレジットの取得コスト、又は事業上の支出及び資本的支出の予期しない増加という形で、利益に重大な（significant）ネガティブな影響（effects）を与える場合がある。この問題に対する規制上の強調は、2015 年に開催された「第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議」で合意された国際的な排出削減に関する協定に例示されるように、今後数十年の間に拡大する場合がある。~~

指標

IF-EU-110a.1. (1)~~グローバルでの~~「スコープ1」の総排出~~、~~及び(2)排出制限規制の対象~~下における「スコープ1」の総排出の割合及び(3)排出報告規制下における「スコープ1」の総排出の~~となる割合

1　企業は、~~(1)「京都議定書」において対象とされる 7 種類の~~(1)温室効果ガス（GHG）－二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF6）及び三フッ化窒素（NF3）－のグローバル

~~での~~(1)自身の「スコープ 1」の温室効果ガス~~（GHG）の大気への~~総排出を、二酸化炭素相当（CO_2相当）メートル・トンで開示しなければならない。

1.1 企業は、この開示を作成するにあたり、「スコープ 1」の温室効果ガス排出に適用されるIFRS S2 号第 29 項(a)の測定及び開示についての要求事項を適用しなければならない。

~~すべての GHG 排出は、二酸化炭素相当（CO_2相当）メートル・トン単位で合算し、開示しなければならず、公開されている 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数（GWP）の数値に従い計算しなければならない。現時点での GWP 数値の推奨される情報源は、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書（2014 年）」である。~~

1.2 これらの排出には、定置式又は移動式の排出源からの「スコープ 1」の温室効果ガス排出を含める。これには、発電施設、機器及び車両を含める。

~~総排出は、オフセット、クレジット又はその他の類似した排出削減若しくは排出相殺のメカニズムを考慮する前の、大気中に排出された GHG である。~~

~~2 「スコープ 1」の排出は、「世界資源研究所」（WRI）及び「持続可能な開発のための世界経済人会議」（WBCSD）によって公表された「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（GHG プロトコル）（2004 年 3 月改訂版）」において定義されており、ここに記載されている方法に従って計算しなければならない。~~

~~2.1 これらの排出には、定置式又は移動式の排出源からの GHG の直接排出が含まれる（製造設備、オフィス・ビル、製品輸送（海上、道路及び鉄道）を含む。）。~~

~~2.2 認められる計算方法には、基礎的な参考文献として「GHG プロトコル」に従いつつ、産業固有又は地域固有のガイダンスなど追加的なガイダンスを提供するものを含める。例には次のものを含める。~~

~~2.2.1 「GHG Reporting Guidance for the Aerospace Industry」（「国際航空宇宙環境グループ」（IAEG）発行）~~

~~2.2.2 「Greenhouse Gas Inventory Guidance：定置式燃焼源からの直接排出」（「米国環境保護庁」（EPA）発行）~~

~~2.2.3 「India GHG Inventory Program」~~

~~2.2.4 ISO 14064-1~~

~~2.2.5 「Petroleum Industry Guidelines for reporting GHG emissions」（Ipieca 発行 第 2 版（2011 年））~~

~~2.2.6 「Protocol for the quantification of greenhouse gas emissions from waste management activities」（「Entreprises pour l'Environnement」（EpE）発行）~~

~~2.3 GHG 排出データは、企業が財務報告データを連結する方法に従って合算し、開示しなければならない。その方法は、一般的に、「GHG プロトコル」で定義する「財務支配」アプローチ及び「気候開示基準委員会」（CDSB）によって提供された「環境及び社会情報の報告のための CDSB フレームワーク」の REQ-07「組織の境界」に記述されているアプローチと整合している。~~

2 ~~3~~ 企業は、キャップアンドトレード・スキーム、炭素税又はカーボン・フィー・システム（carbon tax or fee ~~tax/fee~~ system）並びにその他の排出統制（例えば、コマンドアンドコントロール・アプローチ）及び許認可ベースのメカニズムなど、(2)温室効果ガス排出を直接制限又は削減することを目的とした、法域で適用される温室効果ガスに関する法令~~排出制限規制~~又はプログラムの対象となる（subject to ~~covered under~~）、~~グローバルでの~~自身の「スコープ 1」の温室効果ガス ~~GHG~~ 総排出の割合を開示しなければならない。

~~3.1 排出制限規制の例には、次のものを含める。~~

~~3.1.1 「カリフォルニア州キャップアンドトレード」（「カリフォルニア州地球温暖化対策法」）~~

~~3.1.2 「欧州連合排出量取引スキーム」（EU ETS）~~

~~3.1.3 「ケベック州キャップアンドトレード」（「ケベック州環境品質法」）~~

2.1 ~~3.2~~ この割合は、温室効果ガス排出制限に関する法令又はプログラム~~規制~~の対象となる（subject to ~~covered under~~）~~グローバルでの~~「スコープ 1」の温室効果ガス ~~GHG~~ 総排出 ~~（CO_2 相当）~~の総量（quantity ~~amount~~）を、~~グローバルでの~~「スコープ 1」の温室効果ガス ~~GHG~~ 排出の総量（quantity ~~amount~~）~~（CO_2 相当）~~で除して計算しなければならない。

2.1.1 ~~3.2.1~~ 複数の排出制限の枠組み~~規制~~の対象となる排出について、企業は、これらの排出を一度だけしか計算に含めてはならない。

2.2 ~~3.3~~ 適用される法域における温室効果ガス排出制限に関する法令又はプログラム~~規制~~の範囲からは、自主的な排出制限の枠組み~~規制~~（例えば、自主的な取引システム）及び報告ベースの規制のみの対象となる（subject to ~~covered under~~）排出は除外する。

~~4 企業は、(3)排出報告に基づく規制の対象となる、グローバルでの「スコープ 1」の GHG 総排出の割合を開示しなければならない。~~

~~4.1 排出報告に基づく規制は、GHG 排出データの規制当局又は一般市民（又はこの両方）への開示を要求するものの、生成される排出に係る制限、コスト、目標又は統制がない規制と定義する。~~

~~4.2 この割合は、排出報告に基づく規制の対象となるグローバルでの「スコープ 1」の GHG 総排出（CO2 相当）を、グローバルでの「スコープ 1」の GHG 総排出（CO2 相当）で除して計算しなければならない。~~

~~4.2.1 複数の排出報告に基づく規制の対象となる排出について、企業は、これらの排出を一度だけしか計算に含めてはならない。~~

~~4.3 排出報告に基づく規制の範囲からは、排出制限規制の対象となる排出を除外しない。~~

~~5 企業は、過去の報告期間からの排出の変化について説明する場合がある。これには、変化が排出削減、ダイベストメント、買収、合併、アウトプットの変化又は計算方法の変更によるものかどうかを含める。~~

~~6　現在の CDP 又は他の企業への GHG 排出の報告（例えば、国の規制上の開示プログラム）が、範囲及び使用した合算アプローチの点で異なる場合、企業はそれらの排出を開示することがある。ただし、主要な開示は前述のガイドラインに従わなければならない。~~

~~7　企業は、データが連続排出監視システム（CEMS）、エンジニアリング計算又は物質収支計算からのものであるかどうかなど、排出開示の計算方法について説明する場合がある。~~

IF-EU-110a.2. ~~電気供給に~~(1)送配電ロス及び(2)純購入電力に関連する温室効果ガス~~（GHG）~~排出

~~1~~　企業は、報告期間中の(1)送配電ロスに関連する自身の温室効果ガスの総排出を、二酸化炭素相当（CO_2 相当）メートル・トン単位で開示しなければならない。

~~企業は、自家発電及び購入する電気から生じる、小売顧客への電気供給に関連するグローバルでの温室効果ガス（GHG）総排出を開示しなければならない。~~

~~1.1~~　開示は、「スコープ 2」の温室効果ガス排出の企業の計算に含まれる排出に限定される。

~~GHG 排出は、「京都議定書」において対象とされる 7 種類の温室効果ガス（GHG）－二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF_6）及び三フッ化窒素（NF_3）－の大気への排出と定義する。~~

~~1.1.1　すべての GHG 排出は、二酸化炭素相当（CO_2 相当）メートル・トン単位で合算し、開示しなければならず、公開されている 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数（GWP）の数値に従い計算しなければならない。現時点での GWP 数値の推奨される情報源は、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書（2014 年）」である。~~

~~1.1.2　総排出は、オフセット又はクレジットを考慮する前の、大気中に排出された GHG である。~~

1.2　送配電ロス（T&D ロス）は、送配電中に消費される電気である。

2　企業は、自身の「スコープ 3」「カテゴリー3」の温室効果ガス排出の企業の計算と整合的に、(2)二酸化炭素相当（CO_2 相当）メートル・トン単位で純購入電力に関連する、自身の温室効果ガスの総排出を開示しなければならない。

~~小売顧客に供給する電気に関連する GHG 排出は、「The Climate Registry」が提供する「Electric Power Sector Protocol for the Voluntary Reporting Program　2009 年 6 月　バージョン 1.0」（2010 Updates 及び Clarifications（バージョン 1.0 において、「EPS Metric D-3: Retail Electric Deliveries」が誤って「EPS Metric D-1」と表記されていたことを明確化したもの）を含む。）に収載されている「EPS Metric D-3: Retail Electric Deliveries」の分子により設定された方法によって定義されており、これに従い計算しなければならない。~~

2.1　純購入電力は、所有又は支配している資産からの発電の総量から、エンドユーザーに供給された電気の総量を差し引いて計算される。

~~これらの排出は、一般的に、企業が所有する発電施設からの排出及び第三者から購入した電気からの排出の和から、卸売段階で再販売された電気からの排出を差し引いて計算する。~~

~~2.2 GHG 排出の範囲には、小売顧客に供給する電気に関連するすべての排出を含めなければならない。これには、送配電時の電気の損失に関連する排出を含める。~~

~~2.3 第三者から購入する電気に係る排出係数は、最も関連しており正確な方法に基づくが、購入する電気の種類に依存する。「Electric Power Sector Protocol for the Voluntary Reporting Program」では、潜在的な方法を設定している。~~

3 企業は、この開示を作成するにあたり、IFRS S2 号第 29 項(a)の測定及び開示についての要求事項を適用しなければならない。

~~開示は、「電力研究所（Electric Power Research Institute）」の「2018 年 Metrics to Benchmark Electric Power Company Sustainability Performance」における「電力供給における CO_2 総排出率」に収載されている指標の分子に対応する。ただし、「京都議定書」において対象とされる 7 種類のすべての GHG を含めた排出の範囲は除く。~~

~~IF-EU-110a.3.「スコープ1」の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明~~

~~1 企業は、「スコープ 1」の温室効果ガス（GHG）排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画について説明しなければならない。~~

~~1.1 「スコープ 1」の排出は、「世界資源研究所」（WRI）及び「持続可能な開発のための世界経済人会議」（WBCSD）によって公表された「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（GHG プロトコル）（2004 年 3 月改訂版）」において定義されており、ここに記載されている方法に従って計算しなければならない。~~

~~1.2 GHG 排出の範囲には、「京都議定書」において対象とされる 7 種類の温室効果ガス（GHG）－二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF_6）及び三フッ化窒素（NF_3）－を含める。~~

~~2 企業は、排出削減目標について説明し、目標に対するパフォーマンスを分析しなければならない。関連する場合は、次のものを含める。~~

~~2.1 排出削減目標の範囲（例えば、目標が適用される総排出の割合）~~

~~2.2 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースの目標である場合は指標の分母~~

~~2.3 基準年に対する削減率。この基準年とは、目標の達成に向けて排出について評価する最初の年を表す。~~

~~2.4 削減活動の時間軸。これには開始年、目標年及び基準年を含める。~~

~~2.5 目標を達成するためのメカニズム~~

~~2.6　目標年の排出若しくは基準年の排出が遡及的に再計算された（若しくは再計算される場合がある）、又は目標年若しくは基準年が再設定された、すべての状況~~

~~3　企業は、GHG 排出規制環境に関連するリスク及び機会を管理するための戦略について説明しなければならない。その説明には、次のものを含める場合がある。~~

~~3.1　自社の事業構造又はビジネス・モデルに対して行った、又は行う予定の変更内容~~

~~3.2　新たな技術又はサービスの開発~~

~~3.3　企業の事業上のプロセス、統制又は組織構造に加えた又は予定している変更内容~~

~~3.4　規制上又は立法上のプロセスとその結果に対する影響（influencing）（規制当局、規制機関、公益事業委員会、立法者及び政策立案者との協力を含める場合がある。）~~

~~4　企業は、サービス提供の対象となる顧客の数（顧客カテゴリーごと）及び該当する発電量を含めて、自社のグリーン電力市場への関与を説明する場合がある。~~

~~4.1　グリーン電力市場は、電気事業者による再生可能エネルギー技術への投資促進を支援する機会を顧客に与えるような、選択可能な電気事業サービスと定義する。~~

~~4.2　企業は、グリーン電力市場の提供が、州の再生可能エネルギー利用割合基準（renewable portfolio standards）によって義務付けられている事例を開示する場合がある。~~

~~5　企業は、計画又は目標を達成するために必要な活動及び投資、並びに計画又は目標の達成に影響を与える（affect）場合があるリスク又は制限要因について説明しなければならない。~~

~~6　企業は、さまざまな事業単位、地域又は排出源に対して異なるように関係しているかどうかなど、その戦略、計画又は削減目標の範囲について説明しなければならない。~~

~~7　企業は、その戦略、計画又は削減目標が、地域、国、国際又はセクター別プログラムを含む、排出制限又は排出報告ベースのプログラム又は規制（例えば、「EU 域内排出量取引制度」、「ケベック州キャップアンドトレード制度」、「カリフォルニア州キャップアンドトレード・プログラム」）に関連している（related to）か又は関係している（associated with）かどうかについて説明しなければならない。~~

~~8　戦略、計画又は削減目標の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）であったか又は完了した活動に限定しなければならない。~~

IF-EU-110a.5. (1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された設備容量

1　企業は、自身の設備容量をメガワット（MW）単位で開示しなければならない。

1.1　容量は、企業が発電できる最大電力量（MW 単位）である。

1.2　設備容量には、所有又は支配している資産を含める。

1.2.1　企業は、この開示を作成するにあたり、温室効果ガス排出を測定するために用いた連結範囲に含まれる資産を含めることによって、所有又は支配を決定しなければならない。

2　企業は、(1)自身の主要なエネルギー源のそれぞれ及び(2)エネルギー貯蔵容量ごとに、設備容量をメガワット（MW）単位で分解しなければならない。

2.1 主要なエネルギー源には、石炭、天然ガス、原子力、石油、水力、太陽光、風力、その他の再生可能エネルギー及びその他のガスを含める。

2.2 エネルギー貯蔵の種類には、電池、揚水発電、熱（溶融塩など）、機械（圧縮空気など）及び水素に関連するエネルギー貯蔵システムを含める。

IF-EU-110a.6. (1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された計画容量

1 企業は、自身の短期、中期及び長期にわたるメガワット（MW）単位の発電計画容量について、利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。

1.1 計画容量には、企業が契約上約束していない計画及び既存資産の再配置、再利用、性能向上又は廃棄の計画など、企業の投資及び処分計画を含める。

1.2 企業は、指標 IF-EU-110a.5.に従って作成した自身の設置容量の開示と整合するように、自身の計画容量についての情報を開示しなければならない。

1.3 企業は、IFRS S2 号第 10 項(d)と整合的に、企業がどのように「短期」、「中期」及び「長期」を定義し、これらの定義がどのように計画容量に関する戦略的意思決定に用いる計画期間とつながっているかを説明しなければならない。

2 企業は、(1)自身の主要なエネルギー源のそれぞれ及び(2)エネルギー貯蔵容量ごとに、メガワット（MW）単位の自身の計画容量についての情報を分解しなければならない。

2.1 主要なエネルギー源には、石炭、天然ガス、原子力、石油、水力、太陽光、風力その他の再生可能エネルギー及びその他のガスを含める。

2.2 エネルギー貯蔵の種類には、電池、揚水発電、熱（溶融塩など）、機械（圧縮空気など）及び水素に関連するエネルギー貯蔵システムを含める。

3 企業は、使用する主要なエネルギー源のいずれかを廃止するために、適用される法域の法令をどのように遵守する計画であるかについての情報を開示しなければならない。

IF-EU-110a.7. 気候関連の移行リスク及び機会が資本戦略及び投資にどのように影響を与える（influence）かの記述

1 企業は、気候関連の移行リスク及び機会が、自身の投資、維持及び処分計画にどのように影響を与える（influence）かを開示しなければならない。

1.1 IFRS S2 号第 16 項(c)(i)に従い、開示には、企業の資本的支出、主要な買収及びダイベストメント、共同支配企業、ビジネス変革、イノベーション、新たなビジネス領域並びに資産除却に関する計画についての情報を含める。

2 IFRS S2 号第 22 項に従い、開示には、企業の戦略についての情報、並びに自身の識別した気候関連のリスク及び機会を考慮したうえでの気候関連の移行リスク、進展及び不確実性に対する自身の戦略のレジリエンスについての情報を含める。具体的には、企業は次の事項を開示しなければならない。

2.1 短期、中期及び長期にわたる気候関連の移行リスクに対する、自身の戦略及びビジネス・モデルを調整又は適応する自身の能力の評価

2.2 小型モジュール式原子炉、再生可能エネルギー源、炭素回収及び貯蔵、又は水素の製造及びエネルギー源としての利用など、企業が潜在的な市場の移行の機会とみなす新たな投資の評価

2.3 自身の気候レジリエンスの評価において考慮された重大な（significant）不確実性の領域の評価

3 開示は、企業の気候関連の移行リスクに限定され、気候関連の物理的リスクは含めない。

4 開示には、企業の投資意思決定に影響を与える（influence）と合理的に見込み得る要因の記述を含める。これには次についての情報を含める。

4.1 具体的なエネルギー源又は技術への自身の投資に影響を与える（influence）可能性がある、法域又は産業の気候関連の規制

4.2 信頼性（reliability）、エネルギーの入手可能性（affordability）及び気候関連の物理的リスクに対するレジリエンスに関連するトレードオフ

4.3 規制当局、規制機関、公共事業委員会、立法者、政策立案者及び業界団体との交流

4.4 IFRS S2 号第 14 項(a)(iv)に従って気候関連の移行計画を有している場合の当該移行計画

4.5 IFRS S2 号第 33 項から第 36 項に従い、企業自身が設定した定性的及び定量的な温室効果ガス排出目標並びに法令により企業が満たすことが要求されている目標がある場合には当該目標

大気質

トピックサマリー

発電事業における燃料の燃焼は、有害な大気汚染物質を生成する。これらの大気汚染物質は重大（significant）かつ局所的な、環境上のリスク及び健康上のリスクを生み出す可能性がある。最も一般的で懸念がある~~インパクトが大きい~~ものは、窒素酸化物（一酸化二窒素を除く。）、硫黄酸化物、鉛、水銀及び粒子状物質（PM）~~、鉛及び水銀~~である。これらの局所的な大気汚染物質の排出は、厳しく規制されていることが多く、発電事業者に重大な（significant）コンプライアンス・リスクを生み出す。規制上のリスク及び法的なリスクは、大規模な地域社会の近くで事業を営む企業について、より大きく~~高く~~なる。有害な事業上の大気排出は、規制上の罰則、規制遵守コスト、法的責任及び資本的支出の増加（~~higher~~ increasing）~~及び管理技術の導入のための資本的支出~~をもたらす場合がある。場合によっては、そのような支出は継続する施設運営にとって法外なコストとなる場合がある。企業は、排出を削減することによるだけでなく、規制当局と協力し優先順位を設定し、短期及び長期の資本計画のリスクを管理することにより、大気質の懸念及び見通しに関連する影響（effects）を管理することができる~~場合がある~~。

指標

IF-EU-120a.1. 次の~~汚染物質の~~大気汚染物質の排出：(1)NO_x（N_2Oを除く。）、(2)SO_x、(3)有害大気汚染物質及び(4)粒子状物質~~（PM_{10}）、(4)鉛（Pb）、(5)水銀（Hg）~~、並びに人口密集地域又はその周辺のそれぞれの割合

1　企業は、~~大気に放出される~~自身の大気汚染物質の排出を、それぞれの汚染物質について~~ごとに~~メートル・トン単位で開示しなければならない。

1.1　開示~~の範囲~~には、企業の~~すべての~~事業活動及び排出源~~に起因する、企業の直接的な大気排出~~に関連する大気汚染物質を含める。この排出源には、定置式又は移動式の排出源~~、生産施設、オフィス・ビル及び輸送フリート~~を含める~~場合がある~~。

1.2　企業は、適用される法域の法令に従ってリスト化された、大気汚染物質の排出を定義しなければならない。

1.3　企業が、大気汚染物質の排出を定義する複数の法域の法令の対象となる場合、企業は、これらの枠組みの間の差異が報告データに影響を与える（affect）かどうか、また影響を与える（affect）場合には、どのように影響を与える（affect）かを開示しなければならない。

1.4　企業が、事業を営むすべての法域において適用される法令又は自主的な業界団体の枠組みにおける最も厳格なコンプライアンス・ガイドラインを用いて、自身の大気汚染物質の排出を定義し管理している場合、企業は、その事実を開示し、またその場合、どの枠組みを用いているかを開示しなければならない。

2　企業は、NO_xとして報告される(1)窒素酸化物（NO_x）の自身の排出を開示しなければならない。

2.1　NO_xの範囲には、NO及びNO_2を含めるが、亜酸化窒素であるN_2Oは除外する。

2.2 企業が事業を営む法域に NO_X 排出を定義する適用される法令が存在しない場合、企業は代わりに、「国際連合欧州経済委員会」（UNECE）の条約「Sofia Protocol concerning the Control of Emissions of Nitrogen Oxides or their Transboundary Fluxes, 1988」における NO_X 排出の定義を用いなければならない。

3 企業は、SO_X として報告される(2)硫黄酸化物（SO_X）の自身の排出を開示しなければならない。

3.1 SO_X の範囲には、SO_2 及び SO_3 を含める。

3.2 企業が事業を営む法域に SO_X 排出を定義する適用される法令が存在しない場合、企業は代わりに UNECE の条約、「Helsinki Protocol on the Reduction of Sulphur Emissions or their Transboundary Fluxes, 1985」における SO_X 排出の定義を用いなければならない。

4 企業は、(3)有害大気汚染物質（HAP）の自身の排出を開示しなければならない。

4.1 HAP は、健康又は環境に悪影響（adverse effects）を引き起こすものとして知られる汚染物質と定義される。

4.1.1 HAP には、一酸化炭素、塩化水素、硫化水素及び多環式芳香族炭化水素などのガス又はカドミウム、クロム、鉛、マンガン及び水銀などの金属を含める。

4.2 この開示の目的において、HAP からは NO_X、SO_X 及び粒子状物質を除外する。

5 4 企業は、~~PM_{10} として報告される、(4)(3)直径 10 マイクロメートル以下の~~粒子状物質（PM）~~（PM_{10}）~~の自身の排出を(a)PM10 及び(b)$PM_{2.5}$ に分解して別個に開示しなければならない。

5.1 PM_{10} は、空気動力学径が~~名目上~~ 10 マイクロメートル以下の、空中を浮遊する微細な~~分割された~~固体又は液体物質と定義される。

~~4.1~~

5.2 $PM_{2.5}$ は、空気動力学径が 2.5 マイクロメートル以下の、空中を浮遊する微細な固体又は液体物質と定義される。

~~5 企業は、Pb として報告される(4)鉛及び鉛化合物の排出を開示しなければならない。~~

~~6 企業は、Hg として報告される(5)水銀及び水銀化合物の排出を開示しなければならない。~~

6 ~~7~~ 企業は、~~現地の法域において市街化区域と定義する~~人口密集地域内又は周辺の~~に所在する~~自身の施設からの自身の NO_X、SO_X、HAP 及び PM~~PM_{10}、Pb 及び Hg~~ 排出の割合を開示しなければならない。

6.1 人口密集地域は、「欧州連合統計局」の「Degree of Urbanization」（DEGURBA）データ

~~7.1~~ ベースで識別される「都市中心部」と定義され、「Global Human Settlement Layer」のウェブサイト上で一般にアクセス可能である。

~~一般的に、市街化区域には、人口が 50,000 を超える、密集して開発された住宅地、商業地及びその他の非住宅地を含める。企業は、「国連統計部」の「2005 年人口統計年鑑 表 6」にある「都市」という用語のさまざまな国の定義のリストを参照する場合がある。~~

6.1.1 DEGURBA の対象とならない地域では、人口密集は、1 平方キロメートルあたりの住民が 1,500 を超える密度となる隣接する地域にある、人口が 50,000 を超える、開発された住宅地、商業地及びその他の非住宅地と定義される。

6.2 ~~7.2~~ 企業の施設は、施設の事業の空間フットプリント（施設の境界に関連する地理空間上の情報を定義するポリゴン・データ）の一部が、DEGURBA データベースで「都市中心部（市）」と識別されている市街化区域の中若しくは 49 キロメートル以内にある場合、又は 6.1.1 項で示される定義を用いて識別されている場合、人口密集地域の「中又はその周辺」にあると定義される。

~~開示の範囲には、市街化区域に所在する施設又は市街化区域から 49 キロメートル以内の境界にある施設を含める。これは、大気排出に接触する可能性がある、エクスポージャーを有する人口を構成する。~~

~~7.3 利用可能な又は正確な国勢調査データが存在しない場合、企業は、「NASA Socioeconomic Data and Applications Centre」（SEDAC）の「Gridded Population of the World」（GPW）から入手可能な世界の人口密度データを用いる場合がある。~~

7 ~~8~~ 企業は、データが次のいずれか~~、連続排出監視システム（CEMS）、エンジニアリング計算又は物質収支計算~~からのものかどうかなど、自身の排出開示の計算方法について開示しなければならない~~説明する場合がある~~。

7.1 排出の直接測定（オンライン分析機器など）

7.2 サイト固有のデータに基づく計算

7.3 公開されている排出係数に基づく計算

7.4 見積り

水管理

トピックサマリー

発電は、取水に関して、~~世界で~~最も水集約型の活動~~産業~~の１つである。サーマル発電プラント（典型的には、石炭、原子力及び天然ガス）は、冷却用に大量の水を使用し、その後に排出されて規制の対象となることが多い~~ている~~。この産業は、水に関する供給及び規制上のリスクの増大に直面しており、技術への資本投資が必要になる可能性があり、座礁資産を生み出す可能性さえある。多くの地域で水の供給が逼迫し、発電、農業、商業、工業及び地域社会での水供給の利用に係る競合が生じる中で、地域固有の水の制約により、発電所がフル稼働できない可能性、又は全く稼働できない可能性がこれまで以上に高まっている。水の入手可能性は、多くの発電用の資産の将来価値を決定する~~計算する~~にあたって、及び新しい発電源の提案を評価するためにも、考慮すべき重要な（important）要素である。特にベースラインの水ストレスが高い地域では、~~気候変動による~~消費量の増加や供給量の減少（decreasing ~~reduced~~）~~といった要因~~によって~~より頻繁で厳しい干ばつが生じるなど、~~水不足が深刻化することにより、企業が~~必要な量の~~水を取水する能力を規制当局により制限される可能性がある。さらに、冷却水及び廃水ついての排水規制の違反は、重大な（significant）罰則又はコンプライアンス・コストを通じて、企業に影響を与える（affect）可能性がある~~企業は、このような大量の取水によって生じる場合がある、重大な（significant）生物多様性に関するインパクトに関連する規制の拡大に対処しなければならない~~。これらのリスクを緩和するために、企業は、発電所のより効率的な水利用システムに投資し、エネルギー源についての意思決定を行う~~新たな発電所を建設する~~にあたっては、長期的な水の入手可能性を評価~~するとともに水関連の生物多様性リスクの評価~~に戦略的重点（priority）を置く可能性がある。

指標

IF-EU-140a.1. (1)水源別の総取水量（withdrawal ~~withdrawn~~）、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合~~及びそれらの「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域の割合~~

1　企業は、(1)すべての水源から引き出された水の量（quantity ~~amount~~）を、メガリットル~~千立方メートル~~単位で、水源ごとに分解して開示しなければならない。

1.1　取水量は~~水資源には~~、報告期間中にあらゆる用途のために、地表水~~（湿地、河川、湖及び海からの水を含む。）~~、地下水、海水、随伴水又は第三者から取水されたすべての水の合計と定義される~~企業が直接収集し貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水を含める~~。

1.2　水源には次のものを含める。

1.2.1　地表水。地球の表面に自然に生じる、氷床、氷帽、氷河、沼、池、湖、川及び小川における水と定義される。

1.2.2　地下水。地下構造に保持され、地下構造から回収可能な水と定義される。

1.2.3 海水。海又は海洋における水と定義される。

1.2.4 随伴水。あらゆる原材料の採掘（例えば、原油）、加工（例えば、サトウキビの加工）又は使用によって企業の境界に流入し、企業によって管理されなければならない水と定義される。

1.2.5 第三者の水。供給、輸送、処理、廃棄又は水の使用及び排水に伴う、地方自治体の水道供給者、地方自治体の排水処理工場、公的な又は民間の施設及びその他の組織によって供給される水と定義される。

~~2 企業は、例えば、取水量の大部分（significant portions）が非淡水源からのものである場合、その供給を水源別に開示することがある。~~

~~2.1 淡水は、企業が事業を営む地域の法令に従い定義する場合がある。法令による定義が存在しない場合、淡水は、1,000ppm 未満の溶解固形物を含む水とみなさなければならない。~~

~~2.2 法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなすことができる。~~

2 ~~3~~ 企業は、(2)自身の直接事業で消費した水の量（volume ~~amount~~）を、メガリットル~~千立方メートル~~単位で開示しなければならない。

2.1 水消費は、引き出され、製品に組み込まれた水、作物の生産に使用された水又は廃棄物として
~~3.1~~ て発生した水であり、蒸発、蒸散、人間若しくは家畜による消費、又は他の利用者が利用できないほど汚染され、地表水、地下水、海水若しくは第三者に排出されない、すべての水の合計と~~次のように~~定義される。

2.1.1 水消費には、その後の報告期間において使用又は排出するために報告期間中に貯水された水を含める。

~~3.1.1 取水、使用及び排水中に蒸発する水~~

~~3.1.2 企業の製品又はサービスに、直接的又は間接的に組み込まれる水~~

~~3.1.3 その他、取水源と同じ集水域に戻らない水（別の集水域又は海に戻る水など）~~

~~4 企業は、すべての事業における水リスクを分析し、「世界資源研究所」（WRI）の「水リスク・アトラス」（Water Risk Atlas）ツールである「Aqueduct」によって、「ベースライン水ストレス」が「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水し水消費する活動を識別しなければならない。~~

3 ~~5~~ 企業は、(3a)~~自社の「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」~~水ストレスのある場所から取水した水の量について、メガリットル単位で、総取水量に対する割合で開示しなければならない。

3.1 水ストレスは、人間又は生態系の水需要を満たす能力又はその欠如と定義され、水の入手可能性、水質又はアクセス可能性を指すことがある。

3.2 企業は、どのように水ストレスのある場所を識別しているかを開示しなければならない。例えば、次のいずれかのとおりである。

3.2.1 「世界資源研究所」の「Aqueduct Water Risk Atlas」を用いて、年間総取水量と年間に利用可能な再生可能水供給量の比率（ベースライン水ストレス）が高い（40～80%）又は極めて高い（>80%）のいずれであるかを評価する。

3.2.2 「世界自然保護基金」の「Water Risk Filter」を用いて、水の消費量と水の利用可能量（水の枯渇）の比率が中程度（乾季枯渇、少なくとも 10%の期間、月間枯渇率が 75%を超える。）、高い（季節枯渇、少なくとも年間平均1か月、枯渇率が 75%を超える。）、又は非常に高い（継続的な枯渇、平均枯渇率が 75%を超える。）のいずれであるかを評価する。

3.3 企業は、水ストレスのある場所を識別するために用いる内部評価についての情報を開示しなければならない。例えば、企業がより詳細な地域レベルのデータを考慮しているかどうかである。

4 ~~6~~ 企業は、(3b)水ストレスがある~~「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」~~場所で消費した水の量について、総消費水量に対する割合で開示しなければならない。

5 この開示のための情報が直接測定から入手されるのではなく、見積り又はモデル化されている場合、企業は自身の見積方法を説明しなければならない。

~~IF-EU-140a.2. 水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）の件数~~

~~1 企業は、技術ベースの基準への違反（violations）並びに水量ベース又は水質ベースの基準の超過を含め、違反事案（incidents of non-compliance）の総数を開示しなければならない。~~

~~2 開示の範囲には、適用される法域の法的許認可及び規制が適用される事案（incidents）を含める。これには、危険物質の排出（discharge）、前処理要件への違反（violation）又は 1 日当たりの総最大負荷量（TMDL）の超過を含める。~~

~~3 開示の範囲には、正式な執行措置をもたらした違反事案（incidents of non-compliance）のみを含めなければならない。~~

~~3.1 正式な執行措置は、水量又は水質に関する法令、政策又は命令への違反（violation）又は違反のおそれ（threatened violation）に対処する政府の措置と定義し、とりわけ、行政罰命令、行政命令及び司法措置をもたらす可能性がある。~~

~~4 違反（violations）は、測定方法又は頻度にかかわらず、開示しなければならない。これには、次の違反（violations）を含める。~~

~~4.1 継続的な排出（discharges）、制限、基準及び禁止事項で、一般的に 1 日平均、週平均及び月平均の最大値で表されるもの~~

~~4.2 非継続的な排出（discharges）又は制限で、一般的に頻度、総質量、最大排出率及び特定の汚染物質の質量又は濃度の観点で表されるもの~~

IF-EU-140a.3. 水関連の管理リスク及び機会~~の~~記述並びにそれらを管理するため当該リスク~~を緩和するための~~戦略及び実務の記述説明（進捗をモニタリングするために設定された目標を

含む。）

1　企業は、取水、水消費並びに水又は廃水の排出に関連する自身の~~水管理~~リスクを記述しなければならない。

1.1　取水及び水消費に関連するリスクには、~~十分で清潔な~~水資源の入手可能性及び質に対するリスクを含める。これには次のものを含める。

1.1.1　環境上の制約 ― 水ストレス地域での事業、干ばつ、洪水、水生生物の閉込み又は巻込みの懸念、経年変動又は季節変動、インプットの時点で追加的な処理を必要とする水質、及び気候変動の影響（impact）によるリスクなど

1.1.2　規制及び財務上の制約 ― 水価格~~コスト~~の変動、取水に関連する利害関係者の認識及び懸念（例えば、地域社会、非政府組織及び規制当局が関与する~~からの~~もの）、他の水利用者との直接的な競合~~及びその行為からのインパクト~~（例えば、企業及び地方自治体の水利用者）、規制による取水制限、並びに水の利権又は許認可を取得し保持する企業の能力に対する制約など

1.2　排出された水又は廃水~~の排出~~に関連するリスクには、排出に関連する権利又は許認可を取得又は保持する能力、排出に関連する規制への準拠、排出に関する~~対する~~制約、排水の温度管理~~を維持する能力、義務、レピュテーション・リスク、~~並びに地域の生態系及び地域社会に対するインパクトから生じるリスクが含まれる~~、排水に関連する規制、利害関係者の認識及び懸念（例えば、地域社会、非政府組織及び規制当局からのもの）による事業コストの増加を含める~~。

2　企業は、次の事項によって、自身の水関連の管理リスクがどのように異なるかについて~~を~~記述しなければならない~~する場合がある~~。

2.1　~~地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む。）、地下水、企業が直接収集し貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水を含む~~取水源~~によって、リスクがどのように異なる場合があるか~~

2.2　地表水、地下水、海水又は廃水処理施設を含む排出先~~によって、リスクがどのように異なる場合があるか~~

2.3　新たな規制を含む、地域の規制

2.4　事業施設の所在地

3　企業は、水関連のリスクが集中している事業施設の所在地を開示しなければならない。

~~企業は、水管理リスクが自社の事業に対して有する場合がある潜在的な影響（effects）及びそのようなリスクが顕在化すると見込まれる時間軸について説明する場合がある。~~

~~3.1　影響（effects）には、コスト、売上、負債、事業の継続性及びレピュテーションに関連するものを含める。~~

4　企業は、水関連のリスク及び機会が、報告期間並びに短期、中期及び長期にわたり、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのように影響を与えた（affected）か、及びどのように影響を与える（affect）と予想される（anticipated）かについて、定量的及び定性的情報を開示しなければならない。

~~企業は、水管理リスクを緩和するための短期的及び長期的な戦略又は計画について説明しなければならない。これには次のものを含める。~~

~~4.1　戦略、計画、ゴール又は目標の範囲（さまざまな事業単位、地域又は水を消費する事業プロセスとどのように関連しているかなど）~~

~~4.2　優先する水管理のゴール又は目標、及び、それらのゴール又は目標に対するパフォーマンスの分析~~

~~4.2.1　ゴール及び目標には、取水量の削減、水消費量の削減、排水量の削減、水生生物の閉込みの軽減、排水の質の改善及び規制遵守に関連するものを含める。~~

~~4.3　計画、ゴール又は目標を達成するために必要な活動及び投資、並びに計画又は目標の達成に影響を与える（affect）場合があるリスク又は制限要因~~

~~4.4　戦略、計画、ゴール又は目標の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）であったか、又は完了した活動に限定しなければならない。~~

5　企業は、水関連のリスクの緩和若しくは適応又は水関連の機会の利用のために、企業が設定した目標及び法令により企業が満たすことが要求されている目標を開示しなければならない。

5.1　企業は、この開示を作成するにあたり、企業の水関連の目標に適用される IFRS S1 号第 51 項から第 53 項の要求事項を適用しなければならない。

6　企業は、次の事項を含め、水関連のリスク及び機会を管理するための自身の戦略、及び水関連の目標を達成するための自身の戦略を開示しなければならない。

~~5　水管理の目標について、企業は追加で次のものを開示しなければならない。~~

~~5.1　目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースである場合は指標の分母~~

~~5.2　水管理活動の時間軸（開始年、目標年及び基準年を含める。）~~

~~5.3　次のものを含む、目標を達成するためのメカニズム~~

6.1　~~水のリサイクル又は循環システムの使用などの、~~効率化に関する取組み（efforts）（例えば、~~5.3.1~~　水のリサイクル又は循環システムの使用）

6.2　~~必要な水の量を減らすための製品又はサービスの再設計などの、~~製品のイノベーション（例~~5.3.2~~　えば、必要な水の量を減らすための製品又はサービスの再設計）

6.3　~~水生生物の閉込み又は巻込みの軽減を可能にするような、~~プロセス及び機器のイノベーション~~5.3.3~~　（例えば、水生生物への閉込み又は巻込みの軽減）

6.4 水の使用、リスク及び機会を分析するためのツール及び技術の使用（例えば、「世界自然保
~~5.3.4~~ 護基金」の「Water Risk Filter」~~、「Global Water Tool」及び「Water Footprint Network Footprint Assessment Tool」~~）

6.5 地域又は他の組織との~~実施されている~~コラボレーション又はプログラム

~~5.3.5~~

~~5.4 基準年からの削減率又は改善率。基準年は、目標の達成に向けて、水管理の目標が評価される最初の年である。~~

7 ~~6~~ 企業は、自身の水管理の実務が、自身の組織内で~~追加的な~~ライフサイクルへのインパクト又はトレードオフをもたらす（resulted ~~result~~）かどうかについて開示~~説明~~しなければならない。これには、土地利用、エネルギー生産及び温室効果ガス~~（GHG）~~排出のトレードオフを含む。また、そのような~~ライフサイクルの~~トレードオフにもかかわらず、企業がこれらの実務を選択した理由についても開示~~説明~~しなければならない。

IF-EU-140a.4. (1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量

1 企業は、(1)排出された水の総量をメガリットル単位で、排出先ごとに分解して開示しなければならない。

1.1 水の排出は、組織においてそれ以上の使途が存在せず、地表水、地下水、海水又は第三者に放出される排水、使用された水、及び用途に未使用の水の合計と定義される。

1.1.1 地表水は、地球の表面に自然に生じる、氷床、氷帽、氷河、沼、池、湖、川及び小川における水と定義される。

1.1.2 地下水は、地下構造に保持され、地下構造から回収可能な水と定義される。

1.1.3 海水は、海又は海洋における水と定義される。

1.1.4 第三者の水は、供給、輸送、処理、廃棄又は水の使用及び排水に伴う、地方自治体の水道供給者、地方自治体の排水処理工場、公的な又は民間の施設及びその他の組織によって排出される水と定義される。

1.2 開示の範囲には、定義された排出地点において（点源排出）又は定義されていない方法で陸地に拡散し（非点源排出）、受水域に放出された水を含める。

2 企業は、(2)排出された水の総量を、メガリットル単位で処理レベルごとに分解して開示しなければならない。

2.1 水処理は、水及び排水から固形物、汚染物質及び有機物を除去することによって、水質を改善する、物理的、化学的又は生物学的プロセスと定義される。

2.2 処理レベルには、次の事項を含める。

2.2.1 沈殿する又は水面に浮遊する固形物質を除去することを目的とする第一処理

2.2.2 水中に残留している又は溶解若しくは懸濁している物質及び材料を除去することを目的とする第二処理

2.2.3　排出前に水をより高いレベル又は質に向上させる（upgrade）ことを目的とする第三処理（例えば、重金属、窒素及びリンの除去）

2.3　企業は、処理の必要はないと決定する水を排出する場合、関連する量をメガリットル単位で開示しなければならない。

2.4　排出地点における水又は排水の処理レベルは、企業によってオンサイトで処理されるか、処理のために第三者に送られるかにかかわらず、報告しなければならない。

2.5　企業は、排水の処理の適切なレベルをどのように決定するかを開示しなければならない。

有害廃棄物~~石炭灰~~管理

トピックサマリー

「電気事業者及び発電事業者」産業に属する企業は、石炭灰、使用済核燃料及びポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む、発電、送電及び配電活動に関連するさまざまな種類の有害廃棄物を生成し、取り扱う。石炭火力発電による有害廃棄物の一形態である石炭灰は、不適切に管理した場合、地下水に浸出する可能性のある重金属汚染物質を含む。使用済核燃料は、長期的な廃棄施設が開発されている間、中間貯蔵施設に貯蔵されることが多く、不適切に貯蔵された場合、規制遵守リスク及び訴訟リスクをもたらす可能性がある。一部の有害廃棄物は、フライ・アッシュ・コンクリート又は壁板の作成に使用される石炭灰など、リサイクル又は再利用する場合に有益な用途を有する可能性があり、収益の機会を生み出す。有害廃棄物の貯蔵又は廃棄事案は、重大な（significant）訴訟及び修復コストをもたらす可能性がある。企業は、規制遵守コストを削減し、罰則を回避し、又は収益を生み出すための戦略を採用することができる。これらの戦略には、有害廃棄物を安全に取り扱うこと、人命又は環境への潜在的な危害を最小限に抑えるために貯蔵及び廃棄施設を配置すること、廃棄物の効果的なモニタリング及び封じ込め並びに有益な用途のための廃棄物の販売が含まれる。

~~発電事業者は事業の有害副産物を安全に廃棄しなければならない。石炭火力発電は、石炭灰により有害廃棄物の主要な（major）発生源となっている。石炭灰は産業の発電セグメントにおける企業価値に重大な（significant）影響（effect）がある可能性がある。この問題は、企業が石炭から発電する程度によって、企業に異なるように影響を与える（affect）であろう。石炭灰は世界最大の産業廃棄物の流れ（streams）の一つである。特に地下水に浸出する場合にがん及びその他の深刻な（serious）疾病に関連する、重金属汚染物質が含まれる。石炭灰はフライ・アッシュ・コンクリート又は壁板の作成など、リサイクル又は再利用する場合に有益な用途を有する可能性があり、電気事業者にとっての収益機会を生み出す。石炭灰の安全な取扱い、人命又は環境への潜在的な危害を最小限に抑えるための石炭灰の貯蔵場所の配置、石炭灰の効果的なモニタリング及び封込め並びに有益な用途のための石炭灰の販売は、規制遵守コストだけでなく、違反による罰則を軽減するための重要な（important）戦略である。石炭灰の周辺環境への浸出は、重大な（significant）訴訟及び修復コストをもたらす可能性がある。~~

指標

~~IF-EU-150a.1. (1)石炭燃焼製品（CCP）の生成量、(2)リサイクルされた割合~~

~~1　企業は、(1)事業から生成される石炭燃焼製品（CCP）の重量を、メートル・トン単位で開示しなければならない。~~

~~1.1　CCP は、主に石炭の燃焼から生じる、フライ・アッシュ、ボトム・アッシュ、ボイラー・スラグ、流動床燃焼灰又は排ガス脱硫物質を含む[15]。~~

~~2　企業は、(2)リサイクルした CCP の重量の割合を開示しなければならない。~~

~~2.1　企業は、適用される法域の定義に基づいてリサイクルした CCP を定義しなければならない。~~

[15] 「World Wide Coal Combustion Products Network」の石炭燃焼製品の定義から当てはめている。

2.2 CCP は通常、新しい材料及び物に変換される場合、リサイクルされたとみなされる。リサイクルは、再利用又は廃棄物を防ぐためのその他の循環的な取組み（measures）のために第三者に CCP を販売することを含む。

2.3 この割合は、再利用又は再生された CCP の重量に、企業によって（処理又は加工を通じて）リサイクルされた重量を加算し、さらなるリサイクルのために外部に送られた重量を加算したものを、事業から生成された CCP の総重量で除して計算しなければならない。

2.4 企業は、リサイクルした CCP を定義するために用いた適用される法域の法令を開示しなければならない。

IF-EU-150a.3. アクティブ及びアクティブでない事業についての石炭燃焼製品（CCP）の管理方針及び手続の記述

1 企業は、石炭燃焼製品（CCP）の管理戦略によって定められた方針及び手続を記述しなければならない。

1.1 開示の範囲には、企業のアクティブ及びアクティブでない事業についての方針及び手続を含めなければならない。

1.2 CCP は、主に石炭の燃焼から生じるフライ・アッシュ、ボトム・アッシュ、ボイラー・スラグ、流動床燃焼灰又は排ガス脱硫物質を含む[16]。

2 企業は、自社の方針及び手続が、企業に適用される現地の法域によって要求されるものとどのように比較されるかを記述しなければならない。

2.1 企業は、自社の方針及び手続が現地の法域の要求事項を超えているかどうか、また超えている場合、どのように超えているかについて説明しなければならない。

2.2 企業は、自社の方針及び手続が地域ごとにどのように異なるかについて説明しなければならない。

3 企業は、製品ライフサイクル全体を通じた CCP 管理に対する自社のアプローチを記述しなければならない。

3.1 開示の範囲には、企業の次のものについての説明を含めなければならない。

3.1.1 CCP に関連する潜在的な環境インパクトの評価に対するアプローチ

3.1.2 CCP 廃棄物回避に関連する方針及び手続

3.1.3 管理戦略としての CCP のリサイクル、再利用及び再目的化（repurposing）の識別、評価及び適用に対するアプローチ

3.1.4 CCP の廃棄に関する方針及び手続

3.1.5 CCP の誤った取扱いに関連する事案の環境又は社会インパクトの修復に関する方針及び手続

[16] 「World Wide Coal Combustion Products Network」の石炭燃焼製品の定義から当てはめている。

~~3.1.6　CCP 廃棄施設の廃止に対するアプローチ~~

~~4　企業は、CCP 管理の取組み（efforts）がビジネス・パートナー（例えば、請負業者及び下請業者）の間でどのように調整されるかの記述を含めなければならない。~~

~~5　企業は、CCP 管理の方針及び手続への準拠及び適合をどのように確保するかを記述しなければならない。~~

IF-EU-150a.4. (1)発生した有害廃棄物、(2)貯蔵された有害廃棄物及び(3)リサイクルした有害廃棄物

1　企業は、(1)企業が発生した有害廃棄物の総質量を、メートル・トン単位で開示しなければならない。

1.1　有害廃棄物は、当該廃棄物が発生した法域で適用される法令に従って定義される。

1.1.1　有害廃棄物からは、ガス状の廃棄物及び廃水を除外する。

1.2　企業が事業を営む法域が有害廃棄物を定義するための適用される法令を有しない場合、企業は、有害廃棄物を定義するために、「国際連合環境計画」（UNEP）の「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（「バーゼル条約」）を用いなければならない。

1.3　企業が放射性廃棄物を発生する場合、企業は、その量（立法メートル単位）を別個に開示し、(1)発生した有害廃棄物の総重量からその量を除外しなければならない。

1.4　企業が石炭燃焼製品（CCP）を発生する場合、企業は、その質量をメートル・トン単位で別個に開示しなければならない。

1.4.1　CCP は、主に石炭の燃焼から生じる、フライ・アッシュ、ボトム・アッシュ、ボイラー・スラグ、流動床燃焼灰又は排ガス脱硫物質を含む。

2　企業は、(2)オンサイトで貯蔵又は処分した有害廃棄物の質量を、メートル・トン単位で開示しなければならない。

2.1　企業がオンサイトで放射性廃棄物を貯蔵又は処分する場合、企業は、その量（立法メートル単位）を別個に開示し、(2)オンサイトで貯蔵又は処分する有害廃棄物の質量からその量を除外しなければならない。

3　企業は、再利用、再生又は再製造によりリサイクルされた有害廃棄物の質量として、(3)リサイクルした有害廃棄物の質量を、メートル・トン単位で開示しなければならない。

3.1　企業が放射性廃棄物をリサイクルする場合、企業は、立法メートル単位でその情報を別個に開示し、(3)リサイクルした有害廃棄物の質量からその質量を除外しなければならない。

3.2　企業が CCP をリサイクルする場合、その情報を別個に開示しなければならない。

3.3　リサイクルした有害廃棄物の質量は、再利用した有害廃棄物の質量に、企業がリサイクル又は再製造（処理又は加工により）した質量を加え、さらなるリサイクルのために外部に移送された質量を加えた値と定義される。ここでは次のようにする。

3.3.1 再利用した材料は、回収した製品又は製品のコンポーネントのうち、それらが考案された目的と同じ目的で使用されるものと定義される。

3.3.2 リサイクルし再製造した材料は、生産又は製造工程を通じて再処理（reprocessed）又は処理（treated）され、最終製品となったか又は製品に統合するためのコンポーネントとなった廃棄物と定義される。

3.3.3 リサイクルし再製造した製品には、主要なリサイクルした材料、連産品（主要なリサイクルした材料と同等の価値のアウトプット）及び副産物（主要なリサイクルした材料よりも価値の低いアウトプット）を含める。

3.3.4 製品及び材料のうち埋立地に処分される部分は、リサイクルとして適切ではない。

3.3.5 リサイクルした廃棄物は、新たな製品、連産品又は副産物に直接使用される製品の部分のみを含める。

3.3.6 さらなるリサイクルのために移送された材料には、再利用、リサイクル又は改修の目的で第三者に移転されたものを含める。

3.4 エネルギー回収を含め、焼却した資材は、リサイクルされた材料から除外する。

3.4.1 エネルギー回収とは、可燃廃棄物を、他の廃棄物との混合の有無にかかわらず、熱の回収を伴う直接的な焼却を通じてエネルギーを生成するために使用すること定義される。

4 企業は、有害廃棄物及びリサイクルした廃棄物を定義する複数の法域の法令の対象となる場合、企業は、これらの枠組み間の差異が報告データに影響を与える（affect）かどうか、また影響を与える（affect）場合には、どのように影響を与える（affect）かを開示しなければならない。

4.1 企業が、事業を営むすべての法域において適用される法令又は自主的な業界団体の枠組みから、最も厳格なコンプライアンス・ガイドラインを用いて、自身の有害廃棄物及びリサイクルした有害廃棄物を定義し管理する場合、企業は、その事実を開示し、またその場合、どの枠組みを用いるかを開示しなければならない。

IF-EU-150a.5. 有害廃棄物管理に関連する重大な（significant）事案の数

1 企業は、発生する有害廃棄物の取扱い、貯蔵、輸送又は廃棄に関連する、重大な（significant）事案の総数を開示しなければならない。

1.1 開示には、有害物質の誤った取扱い及び不適切な廃棄の事案を含める。そのような事案は、有意な濃度の有害廃棄物を含む施設からの浸透（seepage）若しくは浸出、又は、環境、労働力（workforce）若しくは周辺コミュニティにインパクトを与えた有害廃棄物の取扱い、貯蔵、輸送若しくは廃棄の間に発生した主要な流出若しくは放出を含める。

1.1.1 有意な濃度は、適用される法域の法令又は産業内で受け入れられている規範の制限を超える濃度と定義される。

1.1.2 環境、労働力（workforce）又は周辺コミュニティへのインパクトには、地表水、地下水及び土壌の汚染のうち、対応及び修復が必要となった、生物多様性を減少させ

た、又は労働力（workforce）若しくはコミュニティのメンバーにおける傷病若しくは死亡を引き起こしたものを含める。

1.2 重大な（significant）事案は、有害廃棄物の環境への放出のうち、適用される法域の法令若しくは産業内で受け入れられている規範の量及び濃度の制限を超過しているか、又はこれらの規準のいずれも満たしていないものの、企業により重大である（significant）と判断されるものと定義される。

1.2.1 開示には、企業が重大な（significant）事案とみなす程度を超える量及び濃度の閾値を設定するために、企業が自身の規準を開発しているかどうかについての情報を含める。

1.3 企業は、有害廃棄物が発生した法域で適用される法令に従って、有害廃棄物を識別しなければならない。

1.3.1 企業が事業を営む法域が有害廃棄物を定義するために適用される法令を有しない場合、企業は、有害廃棄物を定義するために、「国際連合環境計画」の「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約）を用いなければならない。

2 企業が有害廃棄物を定義する複数の法域の法令の対象となる場合、企業は、これらの枠組みの間の差異が報告データに影響を与える（affect）かどうか、また影響を与える（affect）場合には、どのように影響を与える（affect）かを開示しなければならない。

2.1 企業が、事業を営むすべての法域において適用される法令又は自主的な業界団体の枠組みにおける最も厳格なコンプライアンス・ガイドラインを用いて、自身の有害廃棄物を定義し管理している場合、企業は、その事実を開示し、またその場合、どの枠組みを用いているかを開示しなければならない。

IF-EU-150a.6. アクティブな及びアクティブでない事業についての有害廃棄物の管理方針及び手続

1 企業は、自身の有害廃棄物の管理戦略において用いる方針及び手続を記述しなければならない。

1.1 開示には、企業のアクティブな及びアクティブでない事業についての方針及び手続を含める。

1.2 有害廃棄物は、当該廃棄物が発生した法域で適用される法令に従って定義される。

1.2.1 企業が事業を営む法域が有害廃棄物を定義するために適用される法令を有しない場合、企業は、有害廃棄物を定義するために、「国際連合環境計画」の「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約）を用いなければならない。

2 企業は、自身の方針及び手続が、適用される法域の法令のもとで要求されるものとどのように比較されるのかを記述しなければならない。

2.1 企業は、自身の方針及び手続が、現地の法域の要求事項を超えているかどうか、また超えている場合には、どのように超えているかについて開示しなければならない。

2.2 企業は、自身の方針及び手続が地域ごとに異なるかどうか、また異なる場合には、どのように異なるのかについて説明しなければならない。

2.3 企業は、自身の方針及び手続が、放射性廃棄物及びCCPを含む有害廃棄物ストリームによって異なるかどうか、また異なる場合には、どのように異なるのかを説明しなければならない。

3 企業は、有害廃棄物をどのように管理しているかを記述しなければならない。これには次のものを含める。

3.1 有害廃棄物ストリームに関連する、潜在的な環境インパクトのリスク評価に対するアプローチ

3.2 有害廃棄物回避に関連する方針及び手続

3.3 有害廃棄物管理戦略として、リサイクル、再利用及び再目的化（repurposing）の識別、評価及び適用に対するアプローチ。これには、企業が CCP を生成する場合には、CCP に関連する機会を含める。

3.4 有害廃棄物の処分又は焼却に関連する方針及び手続。これには次のものを含める。

3.4.1 どのように企業が放射性廃棄物の貯蔵に対する自身のアプローチを決定するか。

3.5 有害廃棄物の誤った取扱いに関連する事案の、環境的又は社会的インパクトの修復に関する方針及び手続

3.6 有害廃棄物施設の廃止に対するアプローチ

4 企業は、自身の有害廃棄物の管理の取組み（efforts）がビジネス・パートナー（例えば、請負業者及び下請業者）の間でどのように調整されるかについての情報を開示しなければならない。

5 企業は、自身の有害廃棄物の管理方針及び手続への準拠及び適合をどのように確保するかについての情報を開示しなければならない。

生態系へのインパクト

トピックサマリー

発電、送配電活動（並びに関連する廃炉及び修復活動）のための電気インフラの開発及び運営は、景観、植生及び野生生物の生息地に対して幅広い生態系へのインパクトを与える可能性があり、企業にとって規制リスク及びレピュテーション・リスクを伴う。これらの生態系へのインパクトは、電気インフラの種類及び所在地により異なり、具体的には、発電及び送配電に使用されるエネルギー源により異なる。これらのインパクトは、事業コストの増加、環境規制の違反に対する罰金又は罰則及び風評被害をもたらす可能性がある。プロジェクト開発は環境上の許認可の確保に依存することが多いため、環境に敏感な地域又はその周辺に中規模又は大規模のプロジェクトの立地選定を行うことは、環境上の許認可を受けることが、より困難になる又はコストがかかる場合がある。潜在的な天然資源へのインパクトをめぐる規制活動又はプロジェクトへのコミュニティの反対もまた、プロジェクト開発に影響を与える（affect）場合がある。これらの要因は、開発プロセスを遅延又は中断させる場合があり、コストの上昇、収益の喪失又はプロジェクトの遅延をもたらす可能性がある。効果的な環境管理計画を有する企業は、コンプライアンス・コスト及び法的責任を低減し、プロジェクトの開発及び完了における困難の軽減をもたらす一方で、事業を営むための社会的ライセンスを向上させる可能性がある。

指標

IF-EU-160a.1. (1)事業の空間フットプリント合計、(2)撹乱された地域及び(3)復元された地域

1　企業は、(1)報告日における自身の事業の空間フットプリント（面積）合計を、平方キロメートル単位（km^2）で開示しなければならない。

1.1　企業の事業の空間フットプリント合計には、現在及び過去の期間に自身の事業によって撹乱され、復元されていない累積面積を含める。

1.2　撹乱された地域は、当初の参照状態と比較して、地域の状態を変化させた人間活動の対象となった陸域の面積の集計と定義される。

1.2.1　人間活動とは、そのような活動以前からの陸上の生態系、淡水水生生物の生態系又は海洋の生態系の特性を物理的に分断させ、改変させ、変換させ、圧縮させ、移動させ、又はその他の方法で変化させてきた企業の活動及び事業と定義される。

1.2.2　企業の事業の空間フットプリント合計には、当期中に撹乱された面積が含まれ、撹乱された面積が復元されない限り、その後のすべての報告期間においても撹乱された面積として継続する。

1.2.3　水域について、撹乱された面積には、水面下の底又は海底を含める。

1.3　開示には、企業がリース、管理又は所有するあらゆる賃借権、コンセッション又は不動産、及びそれらに関連するライト・オブ・ウェイ（rights of way）又は地役権における、陸上の生態系、淡水水生生物の生態系又は海洋の生態系（陸地、湿地、河川、航行可能な水路、沿

岸域又は海洋）における企業の空間フットプリントの測定面積の集計についての情報を含める。

1.4 この開示には、企業の稼働中の施設、最近廃止され復元を待っている施設、及び復元中の施設が含まれる。

1.5 復元された地域は、適用される法域の法令に従って復元された、過去に撹乱された面積と定義される。

1.6 企業が事業を営む法域に、過去に撹乱されたが復元された地域を定義する適用される法令がない場合、復元された地域とは、劣化、損傷若しくは破壊された面積、又は生態系を当初の参照状態に近い状態に戻すために人為的介入の対象となった累積的な地理的な面積と定義される。

1.6.1 生態学的復元は、生態系の構成、構造及び機能を再構築することと定義され、通常はその当初の状態（撹乱前）の状態又は当初に近い健全な状態に戻すことを指す。生態学的復元は、生物多様性の保全及び生態学的完全性（integrity）に焦点を当てる。

1.6.2 生態系の復元は、通常の範囲の環境ストレス及び撹乱に対するレジリエンスを示し、生物的及び非生物的フロー並びに文化的相互作用の観点から隣接する生態系と相互作用する、復元された面積と定義される。生態系は、それ自身を構造的及び機能的に維持するのに十分な生物的及び非生物的資源を含み、さらなる支援又は補助金なしにその開発を継続できる場合に復元している。

2 企業は、(2)当報告期間中に企業の事業により撹乱された面積を、km^2 単位で開示しなければならない。

3 企業は、(3)事業により過去に撹乱されたが報告期間中に復元された面積を km^2 単位で開示しなければならない。

3.1 適用される法域の法令で定義された、閉鎖後の復元及び修復の取組み（efforts）が完了した時点で（事後のモニタリングが必要な場合でも）、その面積はもはや企業の事業の空間フットプリントの一部ではない。

4 開示には、報告期間中に完了した買収、合併、ダイベストメント又は処分によりもたらされた、企業の事業の空間フットプリント、撹乱された面積又は復元された面積に対する調整についての情報を含める。

IF-EU-160a.2. 環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合

1 企業は、報告日における、環境に敏感な場所又はその周辺に所在する自身の事業施設の空間フットプリント（面積）合計の割合を開示しなければならない。

1.1 この割合は、環境に敏感な場所又はその周辺に所在する企業の事業施設の空間フットプリントの面積を、企業の事業の空間フットプリントの合計で除して計算する。

1.1.1 企業の事業の空間フットプリントは、陸上、淡水及び海洋生態系における自身の事業上の物理的なフットプリントの測定された面積と定義される。

1.2 開示には、企業がリース、管理又は所有するあらゆる賃借権、コンセッション又は不動産、及びそれらに関連するライト・オブ・ウェイ（rights of way）又は地役権における、湿地、小川、河川、湖、航行可能水路及び沿岸域又は海洋環境などの土地及び水域を含める。

2 企業の事業施設の地域は、企業がリース、管理又は所有するあらゆる賃借権、コンセッション又は不動産、及びそれらに関連するライト・オブ・ウェイ（rights of way）又は地役権における、事業施設の空間フットプリント（撹乱された地域の境界に関連する地理空間上の情報を定義するポリゴン・データ）により定義される。

2.1 開示には、将来の事業が公式に発表され、施設の境界の計画変更が承認済の拡張計画に含まれている事業施設についての情報を含める。

3 環境に敏感な場所は、企業の資産又は活動が生態学的に敏感とみなされる地域において自然と接する地域と定義される。このような場所は、次のいずれかと定義される。

3.1 生物多様性にとって重要である（important）。

3.2 高い生態系の完全性（integrity）を有する。

3.3 生態系の完全性（integrity）の急速な減少を示している。

3.4 生態系サービスの提供にとって重要である（important）。

4 環境に敏感な場所には、次を含める。

4.1 「自然の保全に関する国際同盟」（IUCN）の保護地域（カテゴリーI から VI）

4.2 「国際的に重要なラムサール湿地」

4.3 「国際連合教育科学文化機関」（UNESCO）の「世界遺産」

4.4 UNESCO の「人間と生物圏プログラム」の生物圏保存「コア・エリア」

4.5 「Natura 2000」のサイト

4.6 「Ocean+ Habitats」の「保護区」（海洋及び海岸）

4.7 自然及び関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、適用される法域の当局によって法令又はその他有効な方法により認められ、特定の目的のために用いられ、管理される、明確に境界が定められた地理的な地域（「世界保護地域データベース」においてリスト化され、「Protected Planet」ウェブサイトにマッピングされている保護地域など）

4.8 「絶滅危惧 IA 類（Critically Endangered）」又は「絶滅危惧 I 類（Endangered）に分類されている「IUCN 絶滅危惧種レッド・リスト」上の種（species）が住んでいることが知られている絶滅危惧種の生息地

4.8.1 種（species）が住んでいる場合、繁殖期若しくは非繁殖期中に存在する場合、又は通り道のためにその地域を利用する場合、その種（species）はその地域に住んでいる。

4.8.2 開示の目的において、「通り道」は、自身の通常の移動ルートにおけるいずれかの時に、移動種が生息する、一時的に滞在する、行き交う、又は上空飛行する、すべての陸地又は水域の地域と定義される。

5 事業施設の空間フットプリントの一部が環境に敏感な場所の境界内又は境界から 5 キロメートル以内にある場合、企業の事業施設は、環境に敏感な「場所又はその周辺」にあると定義される。

IF-EU-160a.3. 事業施設に関する環境管理方針及び実務の記述

1 企業は、事業施設で導入された自身の環境管理方針及び実務についての情報を開示しなければならない。これには、次のことを含める。

1.1 土地取得及び測量、開発及び建設、再緑化、操業、閉鎖、サイトの廃止、除去並びに復元などの、計画が適用されるライフ・サイクルの段階

1.2 生態学的及び生物多様性へのインパクト、廃棄物の発生、騒音、大気への排出、水への排出、流出防止、天然資源の消費及び有害化学物質の使用などの、計画に含まれる生態系へのインパクトの種類

1.3 企業が、「Science Based Targets Network」の 2020 年「Initial Guidance for Business AR3T Action Framework」を用いることなど、環境緩和ヒエラルキーを自身のプロジェクト開発及び事業に統合しているかどうか。

1.4 自身の計画についての基礎となる定義及び参照先。これには、それらが規範、ガイドライン、基準又は規制に起因しているかどうかを含める。

1.5 企業、業界団体、第三者組織（例えば、非政府組織）、政府機関、又はこれらのグループのいくつかの組合せが環境管理方針及び実務を開発したかどうか。

2 環境管理方針及び実務が、活動、所在地又は事業の種類によって著しく（significantly）異なる場合、企業は、その違いを記述しなければならない。

3 環境管理方針及び実務が企業のすべての事業施設に適用されない場合、企業は、報告日においてそれらが適用された自身の事業の空間フットプリント（面積）合計の割合を開示しなければならない。

4 企業は、自身の方針及び実務が国際金融公社（IFC）の「Performance Standards on Environmental and Social Sustainability（2012 年）」と整合するかどうかを説明しなければならない。これには、次のものを含める。

4.1 「IFC Performance Standard 1, Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impacts」

4.2 「IFC Performance Standard 3, Resource Efficiency and Pollution Prevention」

4.3 「IFC Performance Standard 4, Community Health, Safety, and Security」

4.4 「IFC Performance Standard 6, Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources」

コミュニティとの関係及び先住民族の権利

トピックサマリー

発電及び送配電のためのインフラの開発及び運営は、地域社会に対して幅広い影響（effects）を与える可能性があり、企業にとっては関連する事業リスクを伴う。地域社会の支持を得ている企業は、新たなインフラの立地決定、予定通りのプロジェクト開発及び既存のインフラの運営を行う能力が向上する場合がある。コミュニティとの対話をプロジェクトの各段階に統合するなど、効果的なコミュニティとの対話戦略を採用する企業は、混乱を避け、善意（goodwill）を培い、ポジティブなレピュテーションを築き、自身の見通しを向上させる可能性がある。コミュニティの支援は、企業のエネルギー生成源の選択に依存する場合があり、人間の健康、周辺の景観又は不動産の価値に地域的なインパクトを与える場合がある。企業は、先住民族の土地又はその周辺の地域で事業を営む場合、コミュニティとの関係の不適切な管理が、事業を中断させる抗議又は法的措置をもたらす可能性があるため、リスクの増加に直面する可能性がある。コミュニティ及び先住民族の権利を考慮しない。

企業は、罰金及び罰則、補償及び和解金の支払い、事業の中断並びにレピュテーション・リスクに直面する可能性がある。企業は、コミュニティとの対話を促進し、現地の法令を遵守し、先住民族から、自由意志に基づく、事前の、十分な情報に基づく同意を得るなどの国際的なガイドラインに従うことにより、これらのリスクを低減することができる。

指標

IF-EU-210a.1. コミュニティの権利及び利益に関連するリスク及び機会を管理するために用いるプロセス

1 企業は、企業が事業を営む地域におけるコミュニティの権利及び利益に関連する、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように管理しているかについての情報を開示しなければならない。これらには、次のものなど、経済的、環境的、社会的及び文化的要因に関連する権利及び利益を含める。

- 1.1 雇用、公正な賃金、支払の透明性、天然資源のガバナンス並びにインフラ及び農地についての尊重
- 1.2 清潔な空気及び水だけでなく、廃棄物の安全な処分
- 1.3 適切な医療、教育及び住居
- 1.4 文化的重大性（significance）のある場所（例えば、聖地又は埋葬地）の保護及び保全

2 企業は次についての情報を開示しなければならない。

- 2.1 開発前（企業がプロジェクトを検討している場合）、用地開発、操業、閉鎖、廃止及び復元などの、自身のプロセスが適用されるライフ・サイクルの段階
- 2.2 企業のプロセスにより具体的に対処される、コミュニティの権利及び利益

2.3 企業が、コミュニティの権利及び利益に関連するリスク及び機会をどのように識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングしているか。これには、これらのプロセスが企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され情報をもたらすかどうか、また統合され情報をもたらす場合には、どのように統合され情報をもたらすかを含める。

2.4 自身のプロセスについて基礎となる定義及び参照先。これには、それらが規範、ガイドライン、基準又は規制であるかどうかを含める。

2.5 企業、業界団体、第三者組織（例えば、非政府組織）、政府機関、又はこれらのグループの一部の組合せが、当該プロセスを開発したかどうかを含める。

3 コミュニティ関連のリスク及び機会には、汚職、非技術的な遅延、法令の複雑性、地域社会の雇用、スキルを有する労働の利用可能性、地域の財及びサービスの購入、地域の財及びサービスの利用可能性、十分なインフラの品質及びアクセス（例えば、港、道路、橋又は配送チャネル）、土地への再定住（resettlement）及びアクセス、並びに事業を営むための社会的ライセンスを含める。

4 企業は、自身のプロセスが「国際金融公社」（IFC）の「Performance Standards on Environmental and Social Sustainability（2012年）」と整合するかどうかを開示しなければならない。これには、次のものを含める。

4.1 「IFC Performance Standard 4, Community Health, Safety, and Security」

4.2 「IFC Performance Standard 5, Land Acquisition and Involuntary Resettlement」

4.3 「IFC Performance Standard 8, Cultural Heritage」

5 開示には、請負業者、下請業者、サプライヤー及び共同支配の取決め（joint arrangement）のパートナーなど、ビジネス・パートナーに企業のプロセスがどのように適用されるかについての情報を含める。

6 開示には、コミュニティのリスクを除去若しくは軽減する又はコミュニティの懸念に対処するための取組み（efforts）についての情報を含める。これには、次のことを含める。

6.1 リスクを評価し管理し軽減する、社会インパクト評価の使用

6.2 利害関係者と対話し、コンセンサスを形成し、コミュニティと協働するための取組み（efforts）

6.3 コミュニティとの対話の頻度

6.4 コミュニティとの対話プログラムに投資された金額

6.5 定量化可能な便益をコミュニティ及び企業に提供する、「共有される」又は「複合的な」価値プロジェクト

7 企業は、コミュニティ関連のリスクへの自身のエクスポージャーを特徴付ける（characterise）ために、企業がリスクがあると見積った価値など、関連性がある定量的な情報を開示しなければならない。

7.1 リスクがある価値は、コミュニティ関連のリスクを考慮しないプロジェクトの価値と、それらのリスクを調整したプロジェクトの価値との間の価値の差異として定義される。

7.1.1　これらのリスクは、法域及びプロジェクトごとに異なる可能性がある。

IF-EU-210a.2. (1)非技術的な遅延の数及び(2)総停止日数

1　企業は、(1)非技術的な遅延の総数を開示しなければならない。

1.1　非技術的な遅延は、規制上の許認可の保留、又は抗議活動などのコミュニティ関連のリスクから生じるその他の遅延から生じる、停止及びプロジェクトの遅延と定義される。

2　企業は、(2)非技術的な遅延から生じる総停止日数を開示しなければならない。

2.1　「停止日数」は、非技術的な遅延から生じた失われた労働日数と定義される。

2.2　総停止日数は、それぞれの非技術的な遅延のための停止日数の総和として計算する。

2.2.1　企業が異なる場所で同時にサイトの停止又はプロジェクトの遅延を経験した場合、重複期間は1回のみカウントする。

3　開示から、組織化された労働の集団行動（ストライキ）、雇用主の行動（ロックアウト）及びコミュニティ関連のリスクに関連しない技術的状況（遅延許可）から生じる遅延を除外する。

4　企業は、関連するコスト、それぞれの非技術的な遅延の根本原因、生産への影響（effect）、継続中の非技術的な遅延の状況及び講じられた是正措置を含む、遅延についての情報を提供しなければならない。

IF-EU-210a.3. 先住民族の土地又はその周辺の事業の割合

1　企業は、報告日における、先住民族の土地又はその周辺に所在する自身の事業の割合を、開示しなければならない。

1.1　当該割合は、先住民族の土地又はその周辺に所在する企業の事業施設の面積を、企業の事業施設の総面積で除して計算する。

2　企業の事業施設の面積は、企業がリース、管理、又は所有する賃借権、コンセッション又は不動産、及びそれらに関連するライト・オブ・ウェイ（rights of way）又は地役権における、当該施設の事業の空間フットプリント（撹乱された面積の境界に関連する地理空間情報を定義するポリゴン・データ）によって定義される。

2.1　開示には、将来の事業が公式に発表され、施設の境界の計画変更が承認済の拡張計画に含まれている事業施設についての情報を含める。

3　先住民族の土地は、2007 年「先住民族の権利に関する国連宣言第 33 条」及び「国際労働機関」の 1989 年「原住民及び種族民条約」（第 169 号）により決定されるとおり、先住民族が占有する地域と定義される。「国際連合」が採択した作業上の定義に基づき、先住民族は次のうち 1 つ以上の特性を有する。

3.1　植民地以前又は入植以前の社会との歴史的連続性

3.2　領土及び周囲の天然資源との強固なつながり

3.3　それぞれに識別される（distinct）社会的、経済的、又は政治的システム

3.4 それぞれに識別される（distinct）言語、文化及び信条

3.5 社会の非支配的なグループの形成

3.6 それぞれに識別される（distinct）人々及びコミュニティとして、先祖代々の環境及びシステムを維持し再生産するという決意

4 企業の事業施設は、その施設の事業の空間フットプリントの一部が先住民族の土地と認識された境界内又はその境界から 5 キロメートル以内にある場合、先住民族の「土地又はその周辺」にあると定義される。

IF-EU-210a.4. 先住民族の権利の支持に関連する、対話プロセス及びデュー・デリジェンスの実務についての記述

1 企業は、事業を営んでいる又は事業を営む意図を有する地域の先住民族の権利支持に関連する自身の対話プロセス及びデュー・デリジェンスの実務についての情報を開示しなければならない。これには、次のものを含める。

1.1 「国際労働機関」の 1989 年「原住民民及び種族民条約」（第 169 号）及び 2007 年「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の原則を支持するかどうか。

1.2 自由意志に基づく、事前の、十分な情報に基づく同意（又は協議）のプロセスを用いるかどうか。

1.3 パートナーシップ及び共同の意思決定メカニズムを開発するかどうか。

1.4 プロジェクトの苦情（grievance）手続を設定するかどうか。

1.5 正式なコミュニティの同意を実行するかどうか。

2 企業は、プロジェクト開発中に採用する対話プロセス及びデュー・デリジェンスの実務についての情報（検討対象となる現地又は地域の要因及び従業員のコンプライアンスをモニタリングするための自身のガバナンス・メカニズムなど）を含めなければならない。

3 企業は、これらのプロセス及び実務が、請負業者、下請業者、サプライヤー及び共同支配の取決め（joint arrangement）のパートナーなど、自身のビジネス・パートナーに適用されるかどうか、また適用される場合はどのように適用されるかを記述しなければならない。

エネルギーの入手可能性（affordability）

トピックサマリー

エンドユーザーの経済性、電気料金、価格体系はそれぞれ、電気がエンドユーザーにとって手ごろな価格であるかどうかを決定する役割を果たす。企業が気候関連の物理的リスク及び移行リスクの増大に直面するにつれて、信頼性を確保しつつこれらのリスクを軽減するための投資は、事業コスト及び資本的支出に追加される可能性がある。これらの支出の増加は、エンドユーザーのコストの上昇をもたらす可能性があり、より多くのエンドユーザーが期限内に電気料金を支払うことができなくなる可能性がある。その結果、エンドユーザーが支払いをできないことは、投資回収の低下及び自身の戦略的取組み（initiatives）への投資の減少を通じて、企業の見通しに影響を与える（affect）可能性がある。規制の厳しい法域においては、規制上の介入は、例えば、企業に課される価格統制を通じて、入手可能性（affordability）を改善することを目的とする場合がある。競争の激しい市場においては、エンドユーザーがより手頃な価格である他のプロバイダーに切り替えた場合、手頃な価格でない料金が収益に影響を与える可能性がある。他の戦略目標とともに入手可能性（affordability）とそれに関連するコスト及び便益を管理するには、包括的な長期戦略を用いて効率的なビジネスを運営し、料金体系及び入手可能性（affordability）の支援プログラムについて、エンドユーザー、規制当局及び政策立案者と効果的に協力することが必要である。このような取組みは、企業が顧客基盤を維持及び拡大し、収益を改善し、投資及びリターンの機会を創出することを支援する可能性がある。

~~規制された電気事業者の目的は、信頼性が高く、手ごろな価格で持続可能な電気を提供することである。この産業の企業は、顧客及び規制当局との良好な関係を維持し、最終的には株主にとっての適切なリターンを獲得するために、これらの潜在的に競合する優先事項を管理する。エネルギーの入手可能性（affordability）は、その他の核になる目的と競合することが多いため、企業がバランスをとることは特に困難である。公共エネルギー料金は、一般的に、低所得の顧客にとって、これまで以上に手ごろな価格ではないと認識されている（入手可能性（affordability）は、エネルギー料金の正味コスト及び根底にある顧客の経済状態の両方によって決定される。）。公共料金が手ごろな価格であることを確保することは、規制当局及び顧客との信頼（無形資産価値）の構築に取り組む電気事業者にとって重要（crucial）である。規制上の関係は電気事業者にとって重要な（important）価値の原動力であり、投資アナリストによって綿密に分析される問題の1つである。料金申請、料金体系の変更、コスト回収及び許容される利益を付与するための規制当局の意欲が、財務業績及び投資リスクを決定する。入手可能性（affordability）を効果的に管理することは、電気事業者がより多くの資本を投資し、料金体系を有利に改定し、許容されるリターンを増加できるようにする場合がある。さらに、入手可能性（affordability）を効果的に管理していない電気事業者は、分散型エネルギー資源を導入するか又はその他の代替エネルギー源（例えば、工業用顧客の熱及び電気の併用）を追求することによって、顧客が電力系統から離脱する（又は電力系統への依存度を下げる）ことにこれまで以上にさらされている。入手可能性（affordability）を管理することは、包括的かつ長期的な戦略により効率的なビジネスを運営することだけでなく、料金体系並びに潜在的な料金補助プログラムに関して規制当局及び公共政策立案者と緊密に連携することを伴う。電気事業者のビジネス・モデル及び料金体系が財務的影響（effects）の正確な性質をおおむね決定するが、入手可能性（affordability）は、顧客基盤を管理し維持し拡大し、無形資産価値を構築し、投資及びリターンの機会を創出し、最終的には株主に対するリターンをもたらす電気事業者にとって、重要な（critical）ビジネス上の問題である。~~

指標

~~IF-EU-240a.1. (1)家庭用顧客、(2)商業用顧客及び(3)工業用顧客の平均小売電気料金~~

~~1　企業は、小売顧客に供給される電気のキロワット時（kWh）当たりの平均小売電気料金を開示しなければならない。~~

~~1.1　企業は、小売顧客に供給される電気から直接生じる総売上高を、対応する供給電気量（kWh単位）で除して、平均小売電気料金を計算しなければならない。~~

~~2　企業は、(1)家庭用顧客、(2)商業用顧客及び(3)工業用顧客に分類されたそれぞれの顧客の種類について、別個に平均小売電気料金を開示しなければならない。~~

~~2.1　それぞれの顧客の種類の範囲は、企業の財務報告と整合していなければならない。~~

~~2.2　それぞれの顧客の種類は、それぞれの顧客の種類におけるすべての顧客の集計として開示しなければならない。~~

~~2.2.1　企業の財務報告が商業用顧客及び工業用顧客を 1 つのカテゴリーにまとめている場合、企業は商業用顧客及び工業用顧客の種類をまとめる場合がある。~~

~~2.2.2　企業は、顧客の種類の下位分類を開示する場合がある。例えば、商業用顧客についての平均小売電気料金に加えて、企業は、小規模商業用顧客及び大規模商業用顧客ごとに追加的な開示を提供する場合がある。~~

~~3　企業は、上述の顧客の種類の範囲外に顧客の種類が存在する場合には、そのような追加的な顧客の種類を開示する場合がある。例えば、企業は、農業用顧客又は公共街路灯についての平均電気料金を追加的に開示する場合がある。~~

~~IF-EU-240a.3. (1)未払による家庭用顧客の電気切断数、(2)30日以内に再接続した割合~~

~~1　企業は(1)未払から生じる報告期間中の家庭用顧客の電気切断の総数を開示しなければならない。~~

~~1.1　切断は、企業又はそのサービス・プロバイダーが顧客の電気へのアクセスを意図的に終了させることと定義する。~~

~~1.2　複数の理由で発生した切断は、未払（又は支払不足）が当該切断の一因である場合、含めなければならない。~~

~~2　企業は、(2)30 日以内に再接続した切断の割合を開示しなければならない。~~

~~2.1　この割合は、過去に切断され、切断の日から 30 日以内に再接続した家庭用顧客の数を、未払の結果として報告期間中に切断された家庭用顧客の総数で除して計算しなければならない。~~

~~2.2　再接続は、企業又はそのサービス・プロバイダーが、過去に切断された顧客の電気へのアクセスを意図的に回復することと定義する。~~

~~2.2.1　再接続は、請求書の支払、請求書の支払計画の設定又は料金補助プログラムの使用を含む理由で発生する場合がある。~~

2.3 開示の範囲には、報告期間の末日後に発生する再接続を含める場合があるが、企業は、複数の別個の報告期間についての再接続を二重にカウントしてはならない。

IF-EU-240a.3 に関する注記

1 企業は、方針、プログラム及び規制が家庭用顧客の切断の数及び期間にどのように影響を与える（affect）かについて説明しなければならない。

1.1 方針には、企業が家庭用顧客を切断する場合がある（又はしない場合がある）条件を定める企業レベルの方針を含める。

1.2 プログラムには、家庭用顧客の電気の入手可能性（affordability）を改善するか、又は家庭用顧客の切断の数若しくは期間を低減するために設計された、法域、公共料金委員会又は企業によって実施されるものを含める。

1.3 規制には、家庭用顧客の電気の入手可能性（affordability）を改善するか、又は家庭用顧客の切断の数若しくは期間を低減するために設計された、法域、公共料金委員会又は企業によって執行されるものを含める。

IF-EU-240a.4. サービス地域の経済状況を含む、顧客の電気の入手可能性（affordability）に関する外部要因のインパクトについての説明

1 企業は、企業の小売顧客の間で電気の入手可能性（affordability）に重大な（significant）な変化を引き起こすか、又は引き起こす可能性が合理的に高い、外部要因を記述しなければならない。

1.1 外部要因は、企業の直接的な支配の範囲外にある影響（influences）と定義する。

1.2 外部要因の範囲には、現在若しくは将来の電気料金に直接影響を与える（affect）要因か、又は（電気料金に直接の影響（effect）がないものの）顧客の現在若しくは将来の電気料金の支払能力に影響を与える（affect）要因を含める。

1.3 外部要因には、そのような要因が直接的に入手可能性（affordability）に関連するかどうかにかかわらず、地理、気候、気象、規制、公共政策及び公共目的のプログラムを含める場合がある。

1.4 外部要因には、少なくとも、サービス地域における一般的な経済状況を含めなければならない。

1.4.1 企業は、世帯収入の中央値、貧困率、雇用率又はサービス地域の経済状況を表すその他の定量的若しくは定性的データを開示する場合がある。

2 それぞれの外部要因について、当該要因の記述に加えて、企業は次のことを簡潔に記述しなければならない。

2.1 その要因が企業の顧客にとっての電気の入手可能性（affordability）に影響を与える（affects）頻度及び規模

2.2 その要因が企業の顧客にとっての電気の入手可能性（affordability）にどのような影響を与える（affects）かのトレンド

3 企業は、外部要因から生じる場合があるリスク及び機会を記述しなければならない。

~~3.1　リスクには、顧客の電気料金の未払、コスト回収の不確実性、レピュテーション上の価値及び負の財務上の影響（consequences）を生み出す場合がある規制、公共政策又は公共目的のプログラムを含める場合がある。~~

~~3.2　機会には、顧客の成長、資本投資の機会、レピュテーション上の価値及びポジティブな財務的影響（effects）を生み出す場合がある規制、公共政策又は公共目的のプログラムを含める場合がある。~~

~~4　開示の範囲には、企業のサービス領域内のすべての小売顧客に対する電気の入手可能性（affordability）を含める。これには、家庭用、商業用、工業用及び農業用顧客を含める場合がある。~~

~~4.1　企業は、開示において低所得の家庭用顧客を優先する場合がある。~~

~~5　企業は、平均料金、平均請求額又は顧客の切断が、産業の他の電気事業者とどのように比較されるかを記述する場合がある。~~

IF-EU-240a.5. エネルギーの入手可能性（affordability）に関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述

1　企業は、短期、中期及び長期にわたり自身の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るエネルギーの入手可能性（affordability）に関連するリスク及び機会を記述しなければならない。

1.1　エネルギーの入手可能性（affordability）に関連するリスク及び機会には、次のものを含める。

1.1.1　支払期日にエンドユーザーの支払を回収する能力

1.1.2　エンドユーザーの電力サプライヤー又は電力源の変化（例えば、分散型発電など）

1.1.3　発電コストの変化（例えば、さまざまなエネルギー源のコストの変化など）

1.1.4　エネルギーの入手可能性（affordability）及びエネルギーの入手可能性（affordability）に関連する自身の戦略的計画を実行する企業の能力に影響を与える（influence）可能性がある気候関連リスク

1.1.5　エネルギーの入手可能性（affordability）及びエネルギーの入手可能性（affordability）に関連する法令遵守に影響を与える（affect）、適用される法域の法令

2　企業は、現地の規制によるものを含め、自身のエネルギーの入手可能性（affordability）に関連するリスク及び機会が場所によってどのように異なるかを記述しなければならない。

3　企業は、エネルギーの入手可能性（affordability）に関連するリスク及び機会を管理するための自身の戦略についての情報を開示しなければならない。これには、次のものを含める。

3.1　報告期間中に用いられたエネルギーの入手可能性（affordability）に関連する活動又はプログラム。例えば、次のとおりである。

3.1.1　金銭的支援プログラム

3.1.2 請求額の減額（bill credit）

3.1.3 所得応分型支払プラン

3.1.4 延払契約

3.1.5 電気料金又は料金体系

3.1.6 電気供給の切断

3.1.7 電気供給量の削減

3.2 スマート・メーター、家庭用エネルギー管理システム及びエンドユーザー・アプリケーションなど、エンドユーザーの入手可能性（affordability）の管理を支援するために用いられた技術

3.3 エンドユーザーに対して、電力使用を節約できる方法についての情報をもたらすためのコミュニケーション

3.4 規制当局、規制機関、公益事業委員会、立法者及び政策立案者との交流、又は代表的な業界団体を通じた、企業の規制又は立法プロセスへの参加

3.5 信頼性、エネルギーの入手可能性（affordability）、気候関連の物理的リスクに対するレジリエンス、及び自身の活動に関連するその他の要因に関連するトレードオフ

3.6 エネルギーの入手可能性（affordability）に関連するリスク及び機会を管理するために用いられた戦略から識別された定量的及び定性的結果（例えば、エンドユーザーの支払い延滞件数の変化など）

4 企業は、自身の戦略を支援するために必要な活動及び投資を開示しなければならない。これには、自身の計画された資金源及びそれらの戦略に関連する制限要因を含む。

4.1 資金源には、内部資源、外部資金、及び政府又は他の第三者からの助成金又はその他の形態の援助を含める。

4.2 制限要因には、エネルギーの入手可能性（affordability）に影響を与える外部要因、例えば、世帯収入の中央値、貧困率、雇用率、又はエンドユーザーの経済状況を記述するその他の定量的若しくは定性的データを含める。

IF-EU-240a.6. (a)家庭用、(b)商業用及び(c)工業用の参加者に分解された、エネルギーの入手可能性（affordability）に関連する活動又はプログラムへの(1)アクティブな参加者の数及び(2)適格参加者の数

1 企業は、エネルギーの入手可能性（affordability）に関連する活動又は計画の種類別に、(1)活動又はプログラムへのアクティブな参加者の数及び(2)活動又はプログラムへの適格参加者の数を開示しなければならない。

1.1 企業は、(a)家庭用、(b)商業用及び(c)工業用の参加者別に開示を分解しなければならない。

1.2 エネルギーの入手可能性（affordability）に関連する活動又はプログラムの種類には、次のものを含める。

1.2.1 金銭的支援プログラム

1.2.2 請求額の減額（bill credit）

1.2.3 所得応分型支払プラン

1.2.4 延払契約

1.2.5 電気料金又は料金体系

1.2.6 電気供給の切断

1.2.7 電気供給量の削減

2 アクティブな参加者の数は、報告期間中に少なくとも 1 つの関連する行動又はプログラムに参加したことが文書化されている、企業のエネルギーの入手可能性（affordability）に関連する活動又はプログラムへの固有の（unique）アクティブな参加者の数である。

2.1 企業は、例えば、報告期間中に請求額の減額（bill credit）の発行又は電気供給の切断などによって、報告期間中のアクティブな参加を記録することができる、進行中の活動又はプログラムへの参加者を含めなければならない。

3 適格参加者の数は、報告期間中に企業のエネルギー入手可能性（affordability）に関連する活動又はプログラムに参加するのに適格な固有の（unique）参加者の数である。

4 表 3 は、当該情報の表示方法の一例を示している。

表 3：エネルギーの入手可能性（affordability）に関連する活動又はプログラム

活動又はプログラム	参加者の種類	参加者の数	適格な参加者
（例：請求額の減額（bill credit））	（家庭用、商業用又は工業用）	（固有のアクティブな参加者の数）	（固有の適格参加者の数）

労働力（workforce）の健康及び安全

トピックサマリー

「電気事業者及び発電事業者」産業の労働者は、送配電線の建設及び保守並びに発電において多くの危険に直面する。多くの労働者は、高所で長時間働き、重機を操作し、感電のリスクに直面する。不適切な健康及び安全の記録は、罰金及び罰則、増加する規制遵守コスト並びにより厳格な監督をもたらす可能性がある。労働者に対する適切な労働条件を確保するために安全文化を維持する企業は、事故を防止し、コストを軽減し、事業停止時間を低減し、生産性を向上させることができる。

~~「電気事業者及び発電事業者」産業の企業の従業員は、送配電線の建設及び保守だけでなく、発電のさまざまな手段において多くの危険に直面する。これらの従業員の多くは、高所で長時間働き、重機を操作し、感電のリスクに直面する。産業の安全性の改善において重大な（significant）進歩を遂げてきたが、さらなる改善の機会とともに重大な（significant）リスクが残っている。現代の生活及び経済に必要であり、一般的に法的に認められた独占であるこの産業の性質は、企業の活動が重大な（significant）公的及び規制上の監督を受けることを意味する。企業は、労働者に対する適切な労働条件や強力な事業上の生産性を確保し、規制当局の観点からポジティブな見解を維持し、規制上の罰則の潜在的なリスクを管理するために、安全文化を維持しなければならない。~~

指標

IF-EU-320a.1. (a)~~直接従業員及び~~(b)非従業員労働者~~契約社員~~についての(1)死亡の数、(2)総記録災害度数率~~（TRIR）、(2)死亡率、(3)ニアミス頻度率（NMFR）~~並びに(3)健康、安全及び緊急対応研修の平均時間

1 企業は、(1)業務関連の傷病及び業務関連の疾病から生じる死亡の数を、(a)従業員及び(b)非従業員労働者について別個に開示しなければならない。

1.1 従業員は、企業に対して個人的なサービスを提供する個人と定義され、法律上又は税務上の目的で従業員とみなされる。従業員は、適用される法域の法令に従って、経済的依存などの指標を用いて企業と雇用関係にある。

1.1.1 従業員には、フルタイム従業員、正社員、臨時従業員、労働時間が保証されていない従業員及びパートタイム従業員を含める。

1.2 非従業員労働者は、企業に対して個人的なサービスを提供し、法律上及び税務上の目的で従業員とみなされる個人と同じ方法で、企業の指示のもとに働く個人と定義される。非従業員労働者は、企業が支配する業務を実施するが、適用される法域の法令に従った企業との雇用関係はない。

1.2.1 企業が、業務を指示し、業務を行う手段若しくは方法を支配し、又は業務が実施される職場を支配している場合、非従業員労働者により実施される業務を「支配」していると定義される。企業と労働者との間の契約関係の種類（例えば、職業紹介所又は請負業者）は、必ずしも企業が業務を支配しているかどうかを決定するものではない。

1.2.2 組織によって業務が支配されている非従業員労働者には、請負労働者、見習い労働者、請負業者、インターン、自営業者、下請業者及びボランティアを含める。

1.3 従業員及び非従業員労働者はあわせて、企業の「労働力（workforce）」又は「労働者」と定義される。

2 ~~1~~ 企業は、(a)従業員及び(b)非従業員労働者についての~~(1)~~(2)業務関連の傷病及び疾病について、自身の総記録災害度数率（TRIR）を別個に開示しなければならない。

2.1 企業は、記録災害及び非記録災害を定義するために、適用される法域の規準を用いなければならない。

2.1.1 企業が記録災害及び非記録災害を定義する複数の法域の法令の対象となる場合、企業は、これらの枠組みの間の差異が報告データに影響を与える（affect）かどうか、またどのように影響を与えるか（affect）を開示しなければならない。

2.1.2 ~~1.1~~ 傷病又は疾病は、典型的には、それが死亡、就業不能日数、就業制限若しくは別の職務への異動、応急処置を超えた治療又は意識喪失をもたらす場合、記録災害と定義される~~みなされる~~。さらに、医師又はその他の資格を有する医療専門家によって診断された重大な（significant）傷病又は疾病は、死亡、就業不能日数、就業制限若しくは職務異動、応急処置を超えた治療又は意識喪失をもたらさない場合でも、記録災害とみなされる。

2.1.3 ~~1.1.1~~ 応急処置は、典型的には、通常の治療~~医療処置~~を提供することができる前の、疾病者又は傷病者に対する緊急の手当又は処置と定義されるが、法域の定義により異なる場合がある。

~~1.1.2 企業は、応急処置など、記録災害及び非記録災害の定義についての、適用される法域の規準を用いる場合がある。企業は、これらの規準及び定義の情報源として使用される法令又は産業の枠組みを開示しなければならない。~~

2.2 TRIR は、（記録災害の数×1,000,000）/ 総労働時間数と定義される。

2.2.1 企業が労働時間数を直接計算できない場合、通常又は標準労働時間を用いて、有給休暇の期間（年次有給休暇、有給傷病休暇、祝日）の権利を考慮したうえでこの情報を見積り、開示において当該方法を説明しなければならない。

2.2.2 企業が労働時間数を直接計算できない又は見積もることができない場合、その理由を開示しなければならない。

3 開示には、場所又は雇用の形態にかかわらず、すべての労働者を含める。

~~2 企業は、(2)業務関連の死亡についての死亡率を開示しなければならない。~~

~~3 企業は、(3)業務関連のニアミスについてのニアミス頻度率（NMFR）を開示しなければならない。~~

~~3.1 ニアミスは、記録対象の傷病、疾病、物理的損害又は環境上の損害をもたらさなかったものの、他の状況ではそうなる可能性があった、計画外又は制御不能な事象又は一連の事象と定義する。~~

~~3.2　企業は、ニアミスを分類し識別し報告するためのプロセスを開示する場合がある。~~

~~4　すべての開示される比率は、（統計数×200,000）／報告された年度におけるすべての従業員の労働時間の総数で計算しなければならない。~~

~~4.1　比率の計算における「200,000」は、100 人のフルタイムの労働者が週当たり 40 時間、年当たり 50 週働いた場合に、年間で提供することができる時間の総数を表す。~~

4 ~~5~~ 開示~~の範囲に~~は、死亡、業務関連の災害（incidents）及び業務関連の疾病に限定する。~~業務関連の災害のみを含める。~~

4.1 ~~5.1~~ 業務関連の災害は、労働環境における事象又はエクスポージャーから生じる労働力（workforce）の傷病及び疾病と定義される~~である~~。

4.1.1 ~~5.2~~ 労働環境とは、1 人以上の労働者~~従業員~~が働いているか又は雇用の条件として存在している拠点及びその他の場所をいう。

4.1.2 ~~5.3~~ 労働環境には、物理的な場所だけでなく、~~従業員が~~勤務中に使用する機器又は資材を含める。

4.2 ~~5.4~~ 労働者~~従業員~~が移動している間に発生する災害は、傷病又は疾病の時点で労働者~~従業員~~が雇用主の利益のための労働活動に従事していた場合、業務関連である。

4.3 ~~5.5~~ 業務関連の災害は、過去に記録された傷病又は疾病が更新されるものではなく、新たな事象でなければならない。

5 企業は、(3)健康、安全及び緊急事態への準備の管理研修のために自身の労働力（workforce）に提供した平均研修時間数を開示しなければならない。

5.1 研修には、労働力（workforce）が合理的にさらされる可能性がある職業上のリスク又は危険性、及び特定の職業上のリスク又は危険性に関連して、健康、安全又は緊急事態への準備などのトピックを含める。

5.1.1 研修には、職業上のリスク又は危険性に関連して、適用される法域の当局により要求される技術的な健康、安全及び緊急事態管理研修を含める。

5.2 健康、安全及び緊急対応研修の平均時間数は、労働力（workforce）に提供された適切な総研修時間を、労働力（workforce）の総数で除して計算する。

5.2.1 労働力（workforce）の総数は、報告日において企業が雇用している個々の従業員及び非従業員労働者の数と定義される。

6 労働力（workforce）の総数が報告期間中に著しく（significantly）異なる場合、企業は、それらの差異について説明しなければならない。

~~企業は、次のそれぞれの従業員のカテゴリーについての比率及び平均研修時間数を開示しなければならない。~~

~~6.1　フルタイム、短時間勤務、パートタイム、役員、労働、給与労働、季節労働、出稼労働又は時間給労働の従業員のいずれであるかにかかわらず、企業の給与台帳に載っている個人と定義する、直接従業員~~

~~6.2　企業の給与台帳に載っていないものの、企業が監督又は管理する個人と定義する契約社員。これには、独立請負業者及び第三者（例えば、派遣会社及び労働仲介業者）によって雇用される者を含める。~~

~~7　開示の範囲には、従業員の所在地又は雇用の種類にかかわらず、すべての従業員を含める。~~

IF-EU-320a.2. 安全な労働環境を醸成するために用いる管理システムの記述

1　企業は、次に関する情報を開示しなければならない。

1.1　自身の事業を通じて安全な労働環境を獲得し、事故を回避し、自身の労働力（workforce）の健康リスクを最小限にする方法

1.2　技術、研修、企業文化、規則及びガイドラインの執行、並びに規制遵守などを通じて、自身のバリュー・チェーンを通じた安全を管理し、緊急事態への準備を調整する方法

1.3　個人用保護器具の使用、検査及びモニタリングなどを通じて、事業に関連する健康リスクを管理する方法

1.4　事案、死亡及び疾病の防止を含む、企業が安全な労働環境を維持するために用いる安全管理システム

1.5　ニアミス報告、労働力（workforce）との対話プログラム、危険軽減、緊急訓練又は安全関連の遵守率など、安全性に関するパフォーマンスをモニタリングし、管理し、又は改善するために企業が開発した先行指標

1.6　安全性及び健康に関するパフォーマンスの追跡、並びにシステムの有効性についての第三者検証の取得に向けた進捗を含む、これらの安全管理システムの適用

2　企業は、ビジネス・パートナー（例えば、請負業者及び下請業者）の間で労働力（workforce）の安全管理がどのように調整されているかを記述しなければならない。

従業員の採用、育成及び維持

トピックサマリー

「電気事業者及び発電事業者」産業に属する企業は、エンジニア、重要インフラのフィールド・スタッフ並びにデジタル及びサイバーセキュリティ・スタッフなど、企業の見通しにとって重要な（important）職業における労働力（labour）及びスキル不足に直面する可能性がある。これらの役割を担う従業員は、専門的なスキル、精神的な鋭敏性又は身体的な準備を必要とする複雑な業務を行うことが要求される場合がある。高度なスキルを有する労働力（workforce）を採用し、維持することは、顧客への信頼性のある電気供給を維持し、拡大計画及び気候関連の移行計画を実施するために不可欠である。スタッフ不足は、電気需要の増大を満たすことに関連する労働力（labour）需要の増加、並びに産業内及び他の産業からの人材に対する高い競争から生じる場合がある。労働力（labour）及びスキルの不足は、高い欠員率をもたらす可能性があり、採用コストの増加だけでなく、インフラの障害、サイバーセキュリティ・リスク、供給の断絶及びプロジェクトの遅延など、企業に事業リスクをもたらす可能性がある。これらの役割に必要な研修は、正式な指導及び実地の経験の両方が含まれ、修了までに何年もかかることが多く、欠員を埋めることが困難になっている。労働力（workforce）の高齢化が進む市場は、組織の知識に対する追加的なリスクに直面する。さらに、望ましいスキルは、将来の電気需要を満たし、スマート・グリッド、再生可能エネルギー源及びエネルギー貯蔵などの新たな技術を導入するために、時間の経過とともに進化することが見込まれる。企業は、研修及び開発プログラムを通じて戦略的地位を向上させることができる。これには、労働力（workforce）の能力（capabilities）を拡大し、既存の知識及び専門知識活用するために、キャリア初期のアウトリーチ並びにリスキリング及びアップスキリングを含めることがある。労働力（labour）及びスキル不足を識別し、十分に活用されてこなかった人材プールを含む従業員を効果的に採用、維持及び育成するための戦略的な労働力（workforce）計画は、事業の継続性並びに成長及び移行計画の実行に必要なスキルを有する労働力（workforce）へのアクセスを確保するのに役立つ可能性がある。

指標

IF-EU-330a.1. 従業員の採用、育成及び維持に関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述

1　企業は、スキル不足のそれぞれの職業カテゴリーについてのものを含め、従業員の採用、育成及び維持に関連する自身のリスク及び機会を記述しなければならない。

1.1　従業員は、企業に個人的なサービスを提供する個人と定義され、法律上又は税務上の目的で従業員とみなされる。彼らは、適用される法域の法令に従って、経済的依存などの指標を用いて企業と雇用関係にある。

1.1.1　従業員には、フルタイム従業員、正社員、臨時従業員、労働時間が保証されていない従業員及びパートタイム従業員を含める。

2　職業カテゴリーにおいて必要とされるよりも少ない従業員を有することにより、企業の見通しに影響を与える（affected）と合理的に見込み得る場合、その職業カテゴリーはスキル不足である。

2.1 企業は、スキル不足の職業カテゴリーを決定するために用いた評価方法についての情報を開示しなければならない。

2.2 企業が職業カテゴリーを定義するにあたり、職業分類基準を参照する場合、企業は用いた基準についての情報を開示しなければならない。

3 従業員の採用、育成及び維持に関連するリスク及び機会には次にものを含める。

3.1 人員不足による事業の中断又は企業の計画した活動若しくはビジネス戦略の実行不能性

3.2 職業に必要な具体的なスキルを有する個人の利用可能性及び採用する能力。これには、年齢及びジェンダー分布など、労働力（workforce）の人口統計の変化による影響（effects）を含む。

3.3 組織の知識の喪失を通じたものを含む、従業員の採用、育成及び維持に関連する事業コストの増加

3.4 従業員のリスキリング及びアップスキリングを含む、成長及び拡大計画を支援する機会

4 企業は、そのようなリスク及び機会が所在地によってどのように異なるかを記述しなければならない。

5 従業員の採用、育成及び維持に関連するリスク及び機会のそれぞれについて、企業はこれらのリスク及び機会の影響（effects）が発生すると合理的に見込み得る短期、中期又は長期の時間軸を特定しなければならない。

5.1 企業は、どのように「短期」、「中期」及び「長期」を定義し、これらの定義がどのように企業の戦略的意思決定に用いる計画期間とつながっているかを説明しなければならない。

6 企業は、発電にどのエネルギー源を使用するかをどのように決定するかなど、これらのリスク及び機会が自身の戦略及び意思決定に与える影響（effects）についての情報を開示しなければならない。

7 企業は、従業員の採用及び維持に関連するリスク及び機会を管理するための自身の戦略的取組みについての情報を開示しなければならない。これには次の事項を含む。

7.1 キャリア初期のアウトリーチ及び育成プログラム（例えば、奨学金、見習い制度及び教育機関又は技術機関とのパートナーシップ）

7.2 十分に活用されてこなかった人材プール（例えば、企業があまり採用を行ってこなかった特定のグループ）からの採用

7.3 給与、福利厚生及び労働条件（例えば、健康及び福祉プログラム、育児休暇、柔軟な勤務、退職及び年金制度、保険並びにワークライフ・バランス）

7.4 対話の取組み（例えば、調査、フォーカス・グループ及びインタビュー）

8 企業は、これらの戦略的取組みを支援するために必要な活動及び投資、並びにこれらの戦略的取組みに関連する制限要因を開示しなければならない。

9 企業は、従業員の能力開発に関連するリスク及び機会を管理するための自身の戦略的取組みについての情報を開示しなければならない。これには次の事項を含む。

9.1 研修及び育成の道筋（例えば、産業で認識された資格につながる役割別のプログラム）

9.2 スキル開発の機会（例えば、デジタル及び情報通信技術研修）

9.3 企業の事業上の要求事項を満たすための既存の及び新たな技術に関するアップスキリング・プログラム及びリスキリング・プログラム（例えば、スマート・グリッド及び再生可能エネルギー源などの新たな技術に関連する事業活動への従業員の再配置を支援するための研修）

10 企業は、これらの戦略的取組みを支援するために必要な活動及び投資、並びにこれらの戦略的取組みに関連する制限要因を開示しなければならない。

IF-EU-330a.2. (a)すべての従業員及び(b)スキル不足の職業カテゴリーについての(1)自主的な及び(2)自主的ではない（involuntary）従業員離職率

1 企業は、報告期間中の(1)自主的な及び(2)自主的ではない（involuntary）従業員の離職率を、(a)すべての従業員及び(b)スキル不足の職業カテゴリーについての割合として、別個に開示しなければならない。

1.1 従業員は、企業に個人的なサービスを提供する個人と定義され、法律上又は税務上の目的で従業員とみなされる。彼らは、適用される法域の法令に従って、経済的依存などの指標を用いて企業と雇用関係にある。

1.1.1 従業員には、フルタイム従業員、正社員、臨時従業員、労働時間が保証されていない従業員及びパートタイム従業員を含める。

2 職業カテゴリーにおいて必要とされるよりも少ない従業員を有することにより、企業の見通しに影響を与える（affected）と合理的に見込み得る場合、その職業カテゴリーはスキル不足である。

2.1 企業は、スキル不足の職業カテゴリーを決定するために用いた評価方法についての情報を開示しなければならない。

2.2 企業が職業カテゴリーを定義するにあたり、職業分類基準を参照する場合、企業は用いた基準についての情報を開示しなければならない。

3 自主的な離職率は、報告期間中に従業員によって開始された離職（separations）（例えば、辞職（resignation）又は退職（retirement））の数を、報告期間中の従業員の平均数で除したものである。

4 自主的ではない（involuntary）離職率は、報告期間中に企業によって開始された離職（separations）（例えば、役割の余剰又は従業員の行動による解雇）の数を、報告期間中の従業員の平均数で除したものである。

デマンドサイド・マネジメント~~最終用途効率及び需要~~

トピックサマリー

デマンドサイド・マネジメントは、産業の企業が電気のピーク需要を低減し、電気の需要及び供給を効果的に管理するのに役立ち、発電能力を拡大したり、他の企業から高価な電気を購入したりすることなく、事業コスト及び資本的支出を削減する可能性がある。変動する電気の出力を有する再生可能エネルギー源に依存する企業は、電気の需要及び供給のバランスをとり、供給の信頼性を確保する上で課題に直面する可能性がある。ピーク時間帯からの電気需要の削減又はシフトは、最終使用効率、デマンド・レスポンス、負荷管理、動的価格設定、エンドユーザーの行動又は技術を中心とするものなど、様々な活動又はプログラムを通じて達成される可能性がある。例えば、企業は、エネルギー効率の高い機器に対してリベートを提供し、顧客の家を断熱し、省エネルギーの方法についてエンドユーザーを教育することによって、エンドユーザーの間でエネルギー効率及び省エネルギーを奨励する可能性がある。企業はまた、ピーク需要の時に電気使用を削減するためのインセンティブを提供したり、電気使用のモニタリングに役立つ可能性があるスマート・メーターなどの技術に投資したりする可能性がある。これらの取組み（effort）は、エンドユーザーのコスト削減をもたらす可能性があり、また、エネルギーの入手可能性（affordability）に関連するリスク及び機会の企業の管理を支援する可能性がある。電気需要の削減はまた、関連する温室効果ガス排出の削減を通じて、気候関連の移行リスクを管理するうえで、企業を支援する可能性がある。最終的に、デマンドサイド・マネジメント戦略は、企業が電気の需要及び供給の変動性（variability）を低減し、自身の資源を効果的に管理するのに役立つ可能性があり、その結果、企業の見通しにポジティブな効果をもたらす場合がある。

~~エネルギー効率は、同じ最終用途のエネルギー・サービスを提供するために生成する必要がある電気が少なくて済むことから、温室効果ガス（GHG）排出を削減するためのライフサイクルコストが低い方法といえる。電気事業者は、その顧客におけるエネルギーの効率化及び節約を促進することができる。そのような戦略には、エネルギー効率が高い機器に対するリベートの提供、顧客住宅の耐気候構造化、顧客への省エネルギーの方法に関する教育、ピーク需要の時間帯の電気使用を抑制する（「デマンド・レスポンス」）ための顧客へのインセンティブの提供、又は顧客がエネルギー使用量を追跡できるスマート・メーターなどの技術への投資が含まれる場合がある。これらの取組み（efforts）は、消費者の出費を節約する一方で、ピーク需要を低減することによって電気事業者の事業コストを減少させる場合もある。さらに、電気事業者に対する規制上の枠組みによっては、現地の法域で新規建設を許可する前に、企業に対してエネルギー効率計画の策定を義務付ける場合がある。需要変動によるダウンサイド・リスクの軽減に対し有効な戦略を有する企業は、必要な投資から十分かつ適時のリターンを得る場合がある。さらに、効率化の取組みを通じたコスト削減は、より高い長期的なリスク調整後リターンを得る場合がある。~~

指標

~~IF-EU-420a.2. スマート・グリッド技術により供給する電力量の割合~~

~~1　企業は、スマート・グリッド技術により供給する電力量（メガワット時単位）の割合を開示しなければならない。~~

1.1 スマート・グリッド技術により供給する電力量は、消費者の電気の需要を満たすためにスマート・グリッド技術の使用を組み込んだ、企業の顧客に供給された電気の量と定義する。

1.2 スマート・グリッドは、「国際エネルギー機関」（IEA）の定義と整合的に、デジタル技術及びその他の高度な技術を用いて、すべての発電源からの電気輸送をモニタリングして管理し、エンド・ユーザーのさまざまな電気需要を満たす電気ネットワークと定義する。スマート・グリッドは、すべての発電事業者、電力系統事業者、エンド・ユーザー及び電力市場の利害関係者のニーズ及び能力を調整し、システムの信頼性（reliability）、レジリエンス及び安定性を最大化しながら、コスト及び環境インパクトを最小限に抑え、システムのすべての部分を可能な限り効率的に運営している。

1.3 電力量は、当該技術が、IEA が定義する特徴的な特性のうち 1 つ以上を可能にする場合、スマート・グリッド技術により供給されているとみなされる。

1.3.1 顧客からの情報提供を可能にする。

1.3.2 すべての発電及び蓄電方法に対応する。

1.3.3 新たな製品、サービス及び市場を実現する。

1.3.4 さまざまなニーズに対応する電気の品質を提供する。

1.3.5 資産の活用及び事業効率を最適化する。

1.3.6 障害、攻撃及び自然災害に対するレジリエンスを提供する。

1.4 スマート・グリッド技術の例には、広域モニタリング及び制御、情報通信技術の統合、再生可能及び分散型発電の統合、送電強化、配電網管理、高度計測インフラ、電気自動車充電インフラ、並びに顧客側のシステムを含める場合がある。

2 スマート・グリッド技術により供給した電力量の割合は、スマート・グリッド技術により供給したエネルギー量（メガワット時単位）を、エネルギー量の総量（メガワット時単位）で除して計算しなければならない。

3 企業は、電力量を供給するスマート・グリッド技術の種類、当該技術を使用している顧客の種類（例えば、家庭用、商業用又は工業用）、当該技術が電気事業者又は顧客のいずれによって所有されているか、及びスマート・グリッド機能のさらなる統合のための計画について説明する場合がある。

IF-EU-420a.2 に関する注記

1 企業は、スマート・グリッドの開発及び事業に関連する機会及び課題について説明しなければならない。これには、関連する場合、次のものを含める。

1.1 デマンドレスポンス及びエンドユーザーの効率化の機会（例えば、需要曲線の平準化、費用対効果の高い発電の拡大、分散型発電の導入の改善、並びに発電効率及び送電効率の向上）

1.2 政策上及び展開上の課題（例えば、スマート・グリッド開発への反対、技術開発の程度の違い、及び経済的阻害要因（disincentives））

IF-EU-420a.3. 市場ごとの効率化の取組み（measures）による、顧客の節電量

1　企業は、自社のそれぞれの市場について、報告期間中にエネルギー効率化の取組み（measures）から顧客にもたらされた節電量の総量を、メガワット時単位で開示しなければならない。

1.1　市場は、明確な公共事業の規制監督の対象となる事業と定義する。

1.2　節電量は、総量削減アプローチに従い、参加の理由にかかわらず、効率化プログラムの参加者が行ったプログラム関連の行為の結果として生じた、エネルギーの消費又は需要の変化と定義する。

1.2.1　企業は、純節電量ベースで節電量を報告する市場をリスト化する場合があるため、ここで開示する数値と異なる場合がある。純節電量は、具体的にエネルギー効率化プログラムに貢献でき、かつ当該プログラムが存在していなければ生じなかったであろう消費量の変化と定義する。

2　節電量は、総量ベースで計算しなければならないが、そのような節電が生じる適用される法域の評価、測定及び検証（EM&V）規制において定める方法と整合していなければならない。

3　効率化の取組み（measures）からの節電量の範囲には、企業が直接提供する節電量、及び規制が提供する場合は、効率節約クレジット（efficiency savings credits）の購入を通じて裏付けられた節電量を含める。

3.1　企業が直接提供する効率化の取組み（measures）からの節電量について、企業が提供した節電量であると主張するためには、当該企業の名において効率節約クレジット（efficiency savings credits）を保持（retained）し（売却せず）、取り消し（retired）又は無効化（cancelled）しなければならない。

3.2　購入した効率節約クレジット（efficiency savings credits）について、企業がそれらを主張するためには、当該企業の名においてクレジットを保持（retained）し取り消す（retired）旨を、その契約に明示的に含めて伝えなければならない。

IF-EU-420a.3 に関する注記

1　企業は、自社が関連するそれぞれの市場について、顧客効率化の取組み（measures）に関連する規制について説明しなければならない。これには、次のものを含める。

1.1　それぞれの市場について、規制が要求する効率化の取組み（measures）からの節電量又は節電率

1.2　節電義務の違反事例（instances of non-compliance）

1.3　そのような事例において、企業は、提供した節電量と規制が要求する量との差異を開示しなければならない。

1.4　提供する節電量のうち、規制が要求する節電量を上回り、その結果、企業がエネルギー効率パフォーマンス・インセンティブを受け取ることになったもの（そのようなインセンティブの額を含む。）

~~2　企業は、エネルギーの効率化を可能にするか又は動機付けする方針について、それぞれの市場ごとに説明しなければならない。これには、そのような規制に関連する便益、課題及び財務的影響（effects）についての説明を含める。~~

~~3　説明すべき関連する方針のメカニズムには、次のものを含める場合がある。~~

~~3.1　繰延デカップリング（deferral decoupling）~~

~~3.2　当期のデカップリング（current period decoupling）~~

~~3.3　単一の固定変動料金~~

~~3.4　逸失売上調整~~

~~3.5　エネルギー効率フィーベート（feebates）~~

~~4　エネルギー効率化を可能にするか又は動機付けする規制がない市場について、企業は、そのような規制に関連するリスク及び機会に対する自社の姿勢、並びに当該リスク及び機会を管理するための自社の取組み（efforts）について説明しなければならない。~~

~~5　企業は、顧客が最終利用効率を改善するように企業が開発したインセンティブを通じて規制を満たすための取組み（efforts）について説明する場合がある。これには、顧客のエネルギー効率化を助成するための動的価格設定、エネルギー効率リベート及びその他の取組み（measures）を含める。~~

IF-EU-420a.4. デマンドサイド・マネジメントに関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）

1　企業は、短期、中期及び長期にわたり、自身の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るデマンドサイド・マネジメントに関連する自身のリスク及び機会を記述しなければならない。

1.1　デマンドサイド・マネジメントに関連するリスク及び機会には、次のものを含める。

1.1.1　需要及び供給のバランスをとることの困難さによる電気サービスの信頼性に関連する事業リスク

1.1.2　デマンドサイド・マネジメントに関連する法域の法令による規制リスク

1.1.3　提供されるサービスの変化又はデマンドサイド・マネジメント関連の資産管理計画に関連するリスク及び機会であって、事業コスト及び資本的支出に影響を与える（affecting）もの

1.1.4　エネルギー入手可能性（affordability）又は気候関連の移行リスク及び機会におけるデマンドサイド・マネジメントの影響（influence）に関連するリスク及び機会

1.1.5　デマンドサイド・マネジメントのための技術に関連するリスク及び機会

2　企業は、自身のデマンドサイド・マネジメント関連のリスク及び機会が、現地の規制によるものを含め、場所によってどのように異なるかを記述しなければならない。

3　企業は、デマンドサイド・マネジメントのために企業が設定した目標、及び法令により企業が満たすことが求められている目標がある場合には、当該目標を開示しなければならない。

3.1 企業は、この開示を作成するにあたり、当該目標に適用される IFRS S2 号第 33 項から第 36 項の要求事項を適用しなければならない。

4 企業は、デマンドサイド・マネジメント関連のリスク及び機会を管理するための自身の戦略についての情報、並びに自身の戦略のいずれかが法令によって要求されているかどうかについての情報を開示しなければならない。これには、次のものを含める。

4.1 報告期間中に用いられたデマンドサイド・マネジメント関連の行動又はプログラムで、次のものを含める。

4.1.1 エネルギー効率化プログラム

4.1.2 需要対応プログラム

4.1.3 負荷量管理プログラム

4.1.4 動的価格設定プログラム

4.1.5 エンドユーザー行動プログラム

4.1.6 エンドユーザーの電気使用量モニタリング・サービス

4.2 スマート・メーター、分散型発電統合、配電系統管理など、利用されている技術

4.3 規制当局、規制機関、公益事業委員会、立法者及び政策立案者との交流、又は代表的な業界団体を通じた、関連する規制又は立法プロセスへの企業の参加

5 企業は、自身の戦略を支援するために必要な活動及び投資を開示しなければならない。これには、自身の計画された資金源及びそれらの戦略に関連する制限要因を含む。

5.1 資金源には、内部資源、外部資金、政府又は他の第三者からの助成金又はその他の形態の援助を含める。

IF-EU-420a.5. (a)家庭用、(b)商業用及び(c)工業用の参加者に分解された、デマンドサイド・マネジメントに関連する活動又はプログラムへの(1)アクティブな参加者の数及び(2)適格参加者の数

1 企業は、デマンドサイド・マネジメント関連の活動又はプログラムの種類別に、(1)活動又はプログラムへのアクティブな参加者の数及び(2)活動又はプログラムへの適格参加者の数を開示しなければならない。

1.1 企業は、(a)家庭用、(b)商業用及び(c)工業用の参加者別に開示を分解しなければならない。

1.2 デマンドサイド・マネジメント関連の活動又はプログラムの種類には、次のものを含める。

1.2.1 エネルギー効率化プログラム

1.2.2 需要対応プログラム

1.2.3 負荷量管理プログラム

1.2.4 動的価格設定プログラム

1.2.5 エンドユーザー行動プログラム

2 アクティブな参加者の数は、報告期間中に少なくとも 1 つの関連する活動又はプログラムに参加したことが記録されている、企業のデマンドサイド・マネジメントに関連する行動又はプログラムへの固有の（unique）アクティブな参加者の数である。

2.1 企業は、報告期間中の時間帯別に設定された電気料金などによって、報告期間中にアクティブな参加を記録することができる、継続的な活動又はプログラムへの参加者を含めなければならない。

3 適格参加者の数は、報告期間中に企業のデマンドサイド・マネジメントに関連する活動又はプログラムに参加するのに適格な固有の（unique）参加者の数である。

4 表 4 は、当該情報の表示方法の一例を示している。

表 4：デマンドサイド・マネジメントに関連する活動又はプログラム

活動又はプログラム	参加者の種類	参加者の数	適格参加者
（例：エネルギー効率化）	（家庭用、商業用又は工業用）	（固有のアクティブな参加者の数）	（固有の適格参加者の数）

IF-EU-420a.6. デマンドサイド・マネジメント戦略によるピーク需要の節約量

1 企業は、企業の戦略による報告期間中のピーク需要の節約量を、メガワット（MW）単位で、自身のデマンドサイド・マネジメント関連の活動又はプログラムの種類別に開示しなければならない。

1.1 デマンドサイド・マネジメント関連の活動又はプログラムの種類には、次のものを含める。

1.1.1 エネルギー効率化プログラム

1.1.2 需要対応プログラム

1.1.3 負荷量管理プログラム

1.1.4 動的価格設定プログラム

1.1.5 エンドユーザー行動プログラム

1.2 ピーク需要の節約量とは、報告期間中の電気需要の最も高いレベルにおける削減をいう。

2 企業は、自身のデマンドサイド・マネジメント戦略によるピーク需要の節約量をどのように計算したのかを開示しなければならない。

2.1 企業は、ピーク需要の節約量の計算に用いた法域の法令、プロトコル、フレームワーク又はガイダンスを開示しなければならない。

サプライ・チェーン管理

トピックサマリー

「電気事業者及び発電事業者」産業に属する企業は、増加する電気の需要を満たすため、さまざまな及び新たな技術の展開を含め、インフラのフットプリントを維持し、拡大し、重要な（critical）材料及びサービスを調達するにあたり、サプライ・チェーンのリスクに直面する。レアアース鉱物、ニッケル、リチウム、コバルト、アルミニウム及び銅などの重要な（critical）材料の限定的なグローバルの資源、並びに相対的に限定的なガバナンス及び規制の構造を有する可能性がある国又は地政学的緊張の対象となる国への集中により、企業は、サプライチェーンの断絶（disruptions）及びインプット価格の上昇又は変動のリスクにさらされている。これらのリスクは、他のセクターからのグローバルな需要の増大による重要な（critical）材料に対する競争の高まりによってさらに悪化している。これらのリスクは、最終的には産業の継続的な移行に参加する企業の計画の遅延をもたらす可能性がある。この産業に属する企業は、強制労働又は児童労働の事例、自然関連の依存関係及びインパクト、並びにさまざまなエネルギー源、並びに機器及びその他の材料に関連するサプライ・チェーンにおける倫理及び腐敗など、労働実務から生じるリスクにも直面する。これらの問題は、供給断絶（disruptions）及び企業のサプライヤーの変更に関連する事業コストの増加をもたらす場合がある。効果的なサプライ・チェーン管理の実務（資源不足に適応し、ビジネスに不可欠な材料の供給を確保する能力を含む。）を有する企業は、供給断絶（disruptions）、変動するインプット価格並びにレピュテーション及び規制上のリスクによる潜在的な財務的影響（effects）を軽減する場合ある。企業が、サプライヤーが企業の見通しに影響を与え（affect）得る違法又は有害な実務に関与していないことを確実にするために、サプライヤーをどのようにスクリーニングし、モニタリングし、関与するかは、企業が適用される規制をよりよく遵守し、事業を維持し、拡大するのに役立つ可能性がある。

指標

IF-EU-430a.1. サステナビリティ関連の問題から生じるサプライ・チェーン・リスクの管理プロセスの記述

1　企業は、自身のサプライ・チェーンにおけるサステナビリティ関連リスクを管理するための自身の方針及び手続についての情報を開示しなければならない。

1.1　開示には、材料、機器及びサービスの調達に関連する現在の又は見込まれるリスク、制約又は機会に関する情報を含める。これには、供給制限若しくは制約に関しての競争、地政学的不確実性、現地の労働条件、自然災害、気候変動の影響（effects）又は適用される法域の法令の変更に関連するものを含める。

1.2　開示には、自身の機器における重要な（critical）材料の使用に関連するリスクを、企業がどのように管理しているかについての情報を含める。これには、利用可能性及びアクセスに関する物理的制限、価格変動、並びに規制リスク及びレピュテーション・リスクを含める。

1.2.1　重要な（critical）材料とは、使用が不可欠で、かつ供給制限のリスクの対象である材料をいう。

1.3 開示には、自身のサプライヤーのスクリーニング、行動規範、監査及び認証など、サプライ・チェーンにおけるサステナビリティ関連のリスクを管理するために企業が用いるプロセスの記述を含める。

2 企業は、自身の調達した材料、機器及びサービスのうち、サステナビリティ課題に関連する第三者検証のサプライ・チェーン認証によって認証又は認定されているものの（コストの）割合を開示しなければならない。

2.1 企業は、この開示を作成するために企業が用いた持続可能なサプライ・チェーン認証及び認定を開示しなければならない。

3 企業がこれらのリスクを管理するためにサプライヤー監査を用いる場合、企業は、監査が内部監査（当事者）なのか、独立監査（第三者）なのか又は同業者（例えば、業界団体）が実施しているのかを開示しなければならない。

IF-EU-430a.2. 過去3年間に独立した第三者による監査又は検証の対象となった高リスク・サプライヤーの割合、並びに不適合及び是正措置の記述

1 企業は、報告日以前の 3 年間に少なくとも 1 回、独立した第三者による監査又は検証の対象となった自身の高リスク・サプライヤーの割合を開示しなければならない。

1.1 高リスク・サプライヤーとは、強制労働又は現代奴隷制、児童労働、国際的に認知された権利及び規範に対するその他の違反、先住民族を含む地域社会へのネガティブなインパクト、又は現地法若しくは企業のサプライヤー行動規範に対する深刻な（serious）違反のリスクが高まったレベルにあると企業が判断した、バリュー・チェーンを通じたサプライヤーと定義される。

1.1.1 企業は、高リスク・サプライヤーを識別する方法についての情報を開示しなければならない。

1.2 独立した第三者による監査又は検証は、サプライヤーの施設が、関連性がある原則、方針及び規制を遵守していることを決定するために、独立した外部組織がサプライヤーの施設を訪問し、記録をレビューすることと定義される。

2 企業は、自身の監査又は検証の方法論及び規準（criteria）（例えば、経営システムの調査、労働者へのインタビュー、経営者へのインタビュー、文書レビュー及び観察）を開示しなければならない。

3 企業は、監査又は検証の遵守を測定した基準又は行動規範を開示しなければならない。

4 企業は、不適合及び是正措置についての情報を開示しなければならない。これには、不適合が生じたサプライ・チェーンのレベル（Tier 1、Tier 2 若しくはその他、又は地域別）、優先度の高い不適合を解決するための時間軸、是正措置が成功したかどうかの評価、及びサプライ・チェーンの透明性を高め、サプライヤーの能力を構築するための取組み（efforts）の記述を含める場合がある。

4.1 優先度の高い不適合は、最も深刻さ（severity）が高い不適合と定義し、監査人又は検証人によるエスカレーションが要求される。優先度の高い不適合には、未成年の児童労働者、強制労働若しくは現代奴隷制、生命の危険又は重傷を直ちに引き起こす可能性がある健康上及

び安全上の問題、又はコミュニティに深刻（serious）かつ即時の危害を引き起こす可能性がある環境実務の存在を確認する。優先度の高い不適合には、規則の要求事項又は法令の重要性がある（material）違反若しくはシステム上の違反を含める。

重大な（critical）事案のリスク~~原子力安全及び危機~~管理

トピックサマリー

「電気事業者及び発電事業者」の産業に属する企業は、企業が所有し支配する多様な発電方式や広範な送電線及び配電線を通じて、さまざまな重大な（critical）事案のリスクにさらされている。稀だが、産業のインフラに関連する重大な（critical）事案は、特に深刻（severe）であり、人の健康及び環境に重大な（significant）影響（consequences）をもたらす可能性がある。これらの事案には、原子力事故、水力発電ダムの決壊、山火事などが含まれる場合がある。例えば、多くの地域の原子力発電所の所有者は公共の安全に関わる重大な（major）事案を発生させることなく数十年間運営してきたが、頻繁ではないものの大規模な事案が世界のどこかで発生した場合、原子力産業全体に重大な（major）影響（effects）を与える可能性がある。このような稀だが重大な（critical）事案を経験した企業は、操業に対する社会的ライセンスを失う可能性があるほか、保険に加入しており、一定の法的責任から保護されていたとしても、多くの財務的影響（consequences）に直面する可能性がある。安全規制への不遵守は高額なコストを伴う可能性があり、極端な場合には、発電所の継続運転が経済的に成り立たなくなることもある。企業の見通しは、自身の安全文化、安全規制遵守への取組み、自身のスタッフに対する自身の緊急時対応訓練の質によって影響を受ける（affected）可能性がある。これらの取組み（measures）は、事故の発生可能性を低減し、事案の効果的な検知及び対応を可能にする可能性がある。

~~原子力事故は稀なことではあるが、その深刻さ（severity）ゆえに、人の健康と環境に重大な（significant）結果を招く可能性がある。多くの地域の原子力発電所の所有者は公共の安全に関わる重大な（major）事案を発生させることなく数十年間運営してきたが、頻繁ではないものの大規模な事案が世界のどこかで発生した場合、原子力産業全体に重大な（major）影響（effects）を与える可能性がある。原子力発電所を所有し運営する企業は、保険に加入しており、特定の賠償責任に対する法的保護を有する場合もあるが、事故が発生した場合、運営に係るライセンスの喪失のみならず、その他多数の財務上の影響（consequences）に直面する場合がある。安全規制違反は、原子力事業者にとって高コストになる可能性があり、極端な状況では、当該違反により、プラントのオペレーションの継続が経済的ではなくなる場合がある。継続的な安全遵守とテール・リスク事案の両方に起因する重大な（significant）財務的影響（repercussions）の可能性に直面するため、原子力発電所を所有し運転する企業は、自社の施設の安全遵守、ベスト・プラクティス及び性能向上（upgrades）において注意深くなければならない。さらに、自社の職員を対象とする緊急事態への強固な備えに関する訓練及び強力な安全文化も維持しなければならない。これらの取組み（measures）は、事故が発生する確率を低減し、企業がそのような事案を効果的に検出し対応することを可能にする。~~

指標

IF-EU-540a.1. 直近の独立した国の規制上の安全審査の結果ごとに分解~~区分~~した、原子力発電ユニットの総数

1　企業は、企業が所有又は支配~~運転~~する原子力発電ユニットの総数を開示しなければならない。

1.1 原子力発電ユニットは、発電のために必要な原子炉及び関連設備と定義する。これには、公衆の健康及び安全に対する過大なリスクなしで当該施設を運転できることの合理的な保証を提供するために必要な構造、システム及びコンポーネントを含める。

2 企業は、所有又は支配~~運転~~する原子力発電ユニットについての情報を~~の内訳について~~、直近の独立した国の規制上の安全審査の結果ごとに分解~~提供~~しなければならない。

2.1 規制上の安全審査は、権威ある国の規制当局により行われる評価である。~~原子力発電ユニットの設計又は運転に直接関与しておらず、かつ直接関与したことのない第三者が行う場合、独立したものとみなす。~~

~~2.2 適用される法域について、企業は、規制当局による審査及びピア・レビューの両方について、直近の独立した安全審査の結果を開示しなければならない。~~

2.2 企業は、安全審査が実施された際の、適用される法域の規制、ガイドライン又は基準を開示
~~2.3~~ しなければならない。

~~IF-EU-540a.2. 原子力安全及び緊急事態への準備を管理する取組み（efforts）の記述~~

~~1 企業は、原子力安全及び緊急事態への準備を管理するための自社の取組み（efforts）を記述しなければならない。これには、原子力安全及び緊急事態への準備に関連する起因事象及び事象結果を識別し報告し評価するための自社の取組み（efforts）を含める。~~

~~1.1 起因事象は、事象結果を引き起こす、自然の又は人為的な事象と定義する。~~

~~1.2 事象結果は、個人の放射線曝露に潜在的につながる可能性がある、地層処分場作業区域の天然及び人工のコンポーネント内における一連の行為又は出来事と定義する。事象結果には、1つ以上の起因事象及びそれに伴う貯蔵施設のシステム・コンポーネントの不具合の組み合わせ（運転要員の作為又は不作為によって生じるものを含む。）を含める。~~

~~1.3 開示は、原子力安全及び緊急事態管理システムに広く焦点を当てる場合があるが、人の健康、地域社会及び環境に対する壊滅的なインパクトを有する可能性がある起因事象、事故、緊急事態及び災害を回避し管理するために実施されているシステムを具体的に扱わなければならない。~~

~~2 企業は、訓練、規則及びガイドライン（及びその執行）、緊急時計画の適用並びに技術の使用を通じたものなど、原子力安全及び緊急事態への準備をどのように管理しているかについて説明しなければならない。~~

~~3 企業は、原子力安全及び緊急事態への準備の文化を醸成し維持するための取組み（efforts）について、ポジティブな安全文化の特徴を制定するための取組み（efforts）を含め、説明しなければならない。ポジティブな安全文化の特徴には、次のものを含める。~~

~~3.1 リーダーシップの安全に関する価値観及び行為~~

~~3.2 問題の識別及び解決~~

~~3.3 個人の説明責任~~

~~3.4 作業プロセス~~

~~3.5　継続的な学習~~

~~3.6　懸念を表明できる環境~~

~~3.7　効果的な安全コミュニケーション~~

~~3.8　相互を尊重する労働環境~~

~~3.9　疑問を投げかけることができる姿勢~~

~~4　企業は、「原子力発電運転協会」（INPO）の「Principles for a Strong Nuclear Safety Culture」又は「国際原子力機関」（IAEA）の「Best Practices in the Utilization and Dissemination of Operating Experience at Nuclear Power Plants」の適用について説明する場合がある。~~

IF-EU-540a.3. 深刻な（serious）事故を識別し軽減するために用いる管理システムの記述

1　企業は、人間の健康、地域社会及び環境に壊滅的な影響（effects）を有する可能性がある、深刻な（serious）事故及び緊急事態を識別し軽減するために用いる管理システムについての情報を開示しなければならない。

1.1　開示する情報には、労働力（workforce）の研修、作業手順の使用、安全性レビュー、機械的完全性（integrity）プログラム、変更の管理、事案の調査、緊急時の計画及び対応、監査、並びにその他の管理システムに関する文脈を含める。

2　企業は、ビジネス・パートナー（例えば、請負業者及び下請業者）の間で、重大な（critical）リスクの管理がどのように調整されているかを記述しなければならない。

3　企業が原子力発電ユニットを所有又は支配している場合、原子力安全及び緊急事態への準備を管理する自身の取組み（effort）について情報を開示しなければならない。これには、原子力安全及び緊急事態への準備に関連する起因事象及び事象結果の識別、報告及び評価に関する自身の取組み（effort）が含まれる。

3.1　原子力発電ユニットとは、発電のために必要な原子炉及び関連設備であり、これには、公衆の健康及び安全に対して過大なリスクなしで当該施設を運転できることの合理的な保証を提供するために必要な構造、システム及びコンポーネントを含む。

3.2　起因事象とは、事象結果を引き起こす、自然又は人為的な事象である。

3.3　事象結果とは、個人の放射線曝露に潜在的につながる可能性がある、原子力発電所の天然及び人工のコンポーネント内における一連の行為又は出来事である。事象結果には、1 つ以上の起因事象及びそれに伴う貯蔵施設のシステム・コンポーネントの不具合の組合せ（運転要員の作為又は不作為によって生じるものを含む。）を含める。

3.4　企業は、人の健康、地域社会及び環境に対する壊滅的なインパクトを有する可能性がある起因事象、事故、緊急事態及び事案を回避し管理するために導入されているシステムについての情報を開示しなければならない。

3.5　企業は、訓練、規則及びガイドライン（及びその執行）、緊急事計画（各国の原子力規制に整合したもの）の適用、及び技術の使用を通じたものなど、原子力安全及び緊急事態への準備をどのように管理しているかについての情報を開示しなければならない。

3.6　企業は、原子力安全及び緊急事態への準備の文化を醸成し維持するための自身の取組み（effort）を記述しなければならない。これには、ポジティブな安全文化の特徴を組織内に根付かせるための自身の取組み（effort）が含まれる。ポジティブな安全文化の特徴には、「世界原子力発電事業者協会」（WANO）の「健全な原子力安全文化の特性（2013 年）」が含まれる。

事業上のグリッドのレジリエンス及びシステムの信頼性

トピックサマリー

電気は現代生活の機能に不可欠であり、継続的な供給への社会の信頼を生み出している。中断は、高い社会的コストをもたらす場合があり、収益の喪失及び追加的な営業費用並びに資本的支出を通じて、企業の見通しに影響を与える（affect）可能性がある。中断は、異常気象、自然災害又はサイバー攻撃などの事象によって引き起こされる可能性がある。気候関連の物理的リスクの頻度及び深刻さ（severity）が増すにつれて、企業は、電気の信頼できる供給に対するリスクの増大に直面することになる。修理又は改善には追加費用が必要となる場合があり、その一部は規制当局によって要求される場合がある。電気資産は、通常、耐用年数が長く、数十年にわたる計画耐用期間を有するため、計画には数十年先のリスクを前もって考慮することが含まれる。例えば、日々の気温、風速及び降水量に関する仮定は、それぞれ資産の技術的及び経済的な実行可能性（viability）に影響を与える（affect）。導入後に資産を変更する際は、柔軟性に制約があり、高いコストを伴うため、企業は、計画策定時に将来のリスク及び適応オプションの実施順序を考慮する必要がある。企業は、極端な気象現象に対する電力システムのレジリエンスをより高めることを含め、事業上のレジリエンスと信頼性に関連するリスクを軽減するのに役立つスマート・グリッドやその他の技術を開発してきた。しかし、これらの技術は、電力システムをサイバー攻撃に対してより脆弱に（vulnerable）する場合がある。企業は、気候関連の物理的リスク及びサイバーセキュリティ・リスクによる影響（effects）の発生可能性及び規模を最小化し、インフラの信頼性、レジリエンス及び質を改善する戦略を遂行する可能性がある。

~~電気は、医療から金融まで、現代生活の多くの要素の機能を継続させるために不可欠（critical）であり、継続的なサービスに対する社会的依存を生み出している。電気インフラに大規模な中断が生じた場合、社会的コストは高くなる場合がある。中断は、異常気象、自然災害及びサイバー攻撃によって引き起こされる可能性がある。気候変動に関連する異常気象の頻度及び深刻さ（severity）が継続的に高まるにつれて、電気事業者のすべてのセグメント（特に主要な送配電（T&D）の運営）が、自社のインフラに対する物理的脅威の増大に直面するであろう。異常気象によって、頻繁又は重大な（significant）サービスの中断、停電、及び損傷した又は欠陥のある機器の性能向上（upgrade）又は修理の必要性が生じる可能性がある。これらはすべて、多大なコストを追加する場合があり、また規制当局及び顧客からのブランドのレピュテーションを損なう場合がある。スマート・グリッド技術の利用拡大には、異常気象に対するグリッドのレジリエンス強化を含む、いくつかの利点がある。ただし、この技術は、ハッカーがインフラ・システムに侵入する経路を増やすため、グリッドがサイバー攻撃に対してより脆弱に（vulnerable）なる場合がある。企業は、異常気象及びサイバー攻撃によるインパクトの可能性及び程度を最小化する戦略を実施しなければならない。増大し続ける外部との競争に直面しながらも競争力を維持するために、企業は、自社のインフラの信頼性（reliability）、レジリエンス及び品質を改善しなければならない。~~

指標

IF-EU-550a.1. ~~物理的な又は~~電力システムの混乱に関連するサイバーセキュリティ・インシ

デントの基準又は規制の違反事案（incidents of non-compliance）の件数

1　企業は、報告期間中に企業の電気供給の中断を引き起こす自社が所有するか又は運用する電気インフラに適用される物理的な又はサイバーセキュリティ・インシデントの基準又は規制の違反事例（instances of non-compliance）の総数を開示しなければならない。

1.1　サイバーセキュリティ・インシデントとは、ネットワーク及び情報システムを通じて企業が提供若しくは利用可能とするサービスを損なう又は中断させる事象をいう。

物理的な又はサイバーセキュリティの基準又は規制の範囲には、電力系統を含む電気インフラの信頼性又はレジリエンスに関連する物理的なリスク又はサイバーセキュリティのリスクを緩和することを意図した、義務付けられた法的強制力のある基準及び規制を含める。

1.1.1　企業の全部又は一部が事業を行う法域において、サイバーセキュリティ・インシデントの特定の定義の適用が要求される場合、企業は、当該定義を用いることが容認される。

企業は、物理的な又はサイバーセキュリティの任意の（voluntary）基準又は規制の違反事例（instances of non-compliance）を開示する場合がある。

2　企業は、報告期間中に発生したサイバーセキュリティ・インシデントへの対応として実施した是正措置についての情報を開示しなければならない。これには、事業、管理、プロセス、取引先、研修又は技術の変更などが含まれる。

IF-EU-550a.2. (1)「システム平均停電継続時間指標」（SAIDI）、(2)「システム平均停電回数指標」（SAIFI）及び(3)「顧客平均停電継続時間指標」（CAIDI）（いずれも重大事象日数（major event days）を含む。）

1　企業は、報告期間中の自身の(1)「システム平均停電継続時間指標」（SAIDI）を分単位で開示しなければならない。

1.1　SAIDI は、報告対象期間中の平均的な顧客についての停電の総継続時間と定義する。

1.2　企業は、自身の SAIDI について、停電の対象となった顧客の数に停電の継続時間（復旧時間）を乗じた値の総和を、サービス対象顧客の総数で除して計算しなければならない。この計算は次の式で表される。$\sum(r_i \times N_i)/N_T$

1.2.1　Σ=総和関数

1.2.2　r_i=復旧時間（分単位）

1.2.3　N_i=停電の対象となった顧客の総数

1.2.4　N_T=サービス対象顧客の総数

2　企業は、報告期間中の自身の(2)「システム平均停電回数指標」（SAIFI）を開示しなければならない。

2.1　SAIFI は、あるシステム顧客が報告期間中に停電を経験する回数の平均値と定義する。

2.2　企業は、自身の SAIFI について、停電の対象となった顧客の総数を、サービス対象顧客の総数で除して計算しなければならない。この計算は次の式で表される。$\sum(N_i)/N_T$

2.2.1　Σ=総和関数

2.2.2　N_i=停電の対象となった顧客の総数

2.2.3　N_T=サービス対象顧客の総数

3　企業は、報告期間中の自身の(3)「顧客平均停電継続時間指標」（CAIDI）を開示しなければならない。

3.1　CAIDI は、停電が発生した後の、サービス復旧に要する平均時間と定義する。

3.2　企業は、自身の CAIDI について、停電の対象となった顧客の数に停電の継続時間（復旧時間（分単位））を乗じた値の総和を、停電の対象となった顧客の総数で除して計算しなければならない。この計算は次の式で表される。$\sum(N_i \times r_i)/\sum(N_i)$

3.2.1　Σ=総和関数

3.2.2　r_i=復旧時間（分単位）

3.2.3　N_i=停電の対象となった顧客の総数

4　企業は、(a)重大事象日数を含むもの及び(b)重大事象日数を含むものを除外して、自身の SAIDI、SAIFI 及び CAIDI を別個に開示しなければならない。

4.1　重大事象日数は、IEEE Std 1366 に従い、1 日の SAIDI が閾値T_{MED}を超える日数と定義する。ここで、T_{MED}は、次のように計算する。

4.1.1　企業は、直近の完全な報告期間の最終日に終了する連続した 5 年間における、日々の SAIDI の値を収集すべきである。入手可能な過去のデータの期間が 5 年未満の場合、入手可能なすべての過去のデータを使用する。

4.1.2　データ・セットにおけるいずれかの日の SAIDI 値がゼロの場合、それをゼロ以外の最小の SAIDI 値に置き換える。これにより、毎日の対数を得ることができる。

4.1.3　データ・セットにおける日々の SAIDI 値の自然対数（ln）を得る。

4.1.4　データ・セットの対数（log-average ともいう。）の平均である α（アルファ）を求める。

4.1.5　データ・セットの対数（log-average ともいう。）の標準偏差である β（ベータ）を求める。

4.1.6　次の式を用いて、重大事象日の閾値、T_{MED}を計算する。$T_{MED} = e^{(\alpha+\beta)}$

4.1.7　その後の報告期間中に生じる、日々の SAIDI 値が閾値T_{MED}を超えるすべての日が重大事象日である。

~~IF-EU-550a.2 に関する注記~~

~~1　企業は、相当数（a significant number）の顧客に影響を与えた（affected）中断又は長時間の中断など、重大な（notable）サービスの中断について説明しなければならない。~~

~~2　そのような中断について、企業は次のことを提供すべきである。~~

~~2.1　サービスの中断の記述及び原因~~

~~2.2　総発電容量又は総送電容量（メガワット単位）及び当該中断の影響を受けた（affected）人口~~

~~2.3　サービスの中断に関連するコスト~~

~~2.4　将来のサービスの中断（service interruptions）の可能性を軽減するために講じられた措置~~

~~2.5　その他の重大な（significant）結果（例えば、法的手続又は関連する死亡事故）~~

IF-EU-550a.3. 発電用の資産の平均利用可能係数

1　企業は、主要なエネルギー源に分解された、報告期間中の自身の発電用の資産の平均利用可能係数を割合で開示しなければならない。

1.2　主要なエネルギー源には、石炭、天然ガス、原子力、石油、水力、太陽光、風力、その他の再生可能エネルギー、及びその他のガスを含める。

2　当該割合は、報告期間中に発電用の資産が発電に利用可能であった合計時間数を、報告期間中の計画操業時間数の合計で除したものとして計算されなければならない。

IF-EU-550a.4. 産業用の資産の種類別及び気候関連の物理的リスク別に分解された、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な（vulnerable）資産の数値及び割合

1　企業は、IFRS S2 号第 29 項(c)に従って、発電、送電又は配電資産として定義される産業資産の種類別及び気候関連の物理的リスク別に分解された、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な（vulnerable）自身の資産の数値（amount）及び割合を開示しなければならない。

1.1　気候関連の物理的リスクは、IFRS S2 号付録 A に定義されているとおり、企業が識別した(a)急性の物理的リスク及び(b)慢性の物理的リスクの種類別に分解しなければならない。

1.1.1　発電用の資産の急性の物理的リスクの例には、暴風雨、洪水、干ばつ及び熱波が含まれる。

1.1.2　送電又は配電用の資産の急性の物理的リスクの例には、山火事又は暴風雨が含まれる。

1.1.3　発電用の資産の慢性の物理的リスクの例としては、風速の変化、海面上昇や水の利用可能性の低下をもたらす可能性がある降水量や気温の変化などが含まれる。

1.1.4　送電又は配電用の資産の慢性の物理的リスクの例には、気象パターンの極端な変動が含まれる。

2　企業は、自身の資産が気候関連の物理的リスクに対して脆弱（vulnerable）であるかどうか、脆弱である場合、どのように脆弱（vulnerable）か、また、その脆弱性（vulnerability）が場所によって異なるかどうか、異なる場合、どのように異なるかを記述しなければならない。

2.1 企業は、資産が気候関連の物理的リスクに対して脆弱（vulnerable）であるかどうかをどのように決定するかについての情報を開示しなければならない。

2.2 企業は、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な（vulnerable）資産を識別するために使用する内部評価についての情報を開示しなければならない。これには、企業がより具体的な地域レベルのデータを考慮するかどうかが含まれる。

2.3 企業は、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な（vulnerable）資産の所在地であって、当該リスクが集中している場所を開示しなければならない。

2.3.1 資産の所在地の開示には、所在する国が含まれる。

3 企業は、急性の又は慢性の気候関連の物理的リスクのそれぞれの種類ごとに、これらのリスクが発生すると合理的に見込み得る時間軸（短期、中期又は長期）を特定しなければならない。

3.1 企業は、どのように「短期」、「中期」及び「長期」を定義し、これらの定義がどのように企業の戦略的意思決定に用いる計画期間とつながっているかを説明しなければならない。

4 企業は、IFRS S2 号第 10 項及び第 29 項(c)に従って、この開示を作成しなければならない。

5 表 5 は、当該情報の表示方法の一例を示している。

表 5：気候関連の物理的リスクに対して脆弱な（vulnerable）資産の数値及び割合

識別されたリスク	リスクの種類	資産の種類	場所	資産の額	資産の割合	時間軸
（例：洪水）	（慢性又は急性）	（発電用）	（例：南アフリカ）	（金額）	（パーセンテージ）	（短期、中期又は長期）

IF-EU-550a.5. 事業上のレジリエンス及びシステムの信頼性に関連するリスク及び機会を管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）

1 企業は、事業上のレジリエンス及びシステムの信頼性に関連するリスク及び機会を管理するための自身の戦略についての情報を開示しなければならない。これには、次のものを含む。

1.1 発電機又はグリッドの強化の取り組み（efforts）。例えば、送電線及び配電線の地中化又は物理的障壁の設置

1.2 利用されている技術及びそのような技術の利用の程度。例えば、分散型エネルギー資源、エネルギー貯蔵、グリッド・センサー又は先進的な配電管理システム

1.3 相互接続の使用

1.4 発電の系統接続待ち又は出力抑制（又はこの両方）の影響（effects）

1.5 サイバーセキュリティ・リスク管理の方針及び実務。例えば、従業員の研修、システム・テスト、システム監査、又は第三者の基準若しくはフレームワークの使用

2 企業は、事業上のレジリエンス及びシステムの信頼性を管理するために企業が設定した目標、並びに法令により企業が満たすことが要求されている目標についての情報を開示しなければならない。

2.1 企業は、この開示を作成するにあたり、自身の事業上のレジリエンス及びシステムの信頼性に関する目標に適用される IFRS S1 号第 51 項から第 53 項の要求事項を適用しなければならない。また、気候関連の目標についての情報は、自身の事業上のレジリエンス及びシステムの信頼性に関する目標に適用される IFRS S2 号第 33 項から第 36 項の要求事項を適用しなければならない。

3 企業は、これらの戦略を支援するために必要な活動及び投資（資本的支出を含む。）並びにこれらの戦略に関連する制限要因を開示しなければならない。

4 企業は、相当な（substantial）数の顧客に影響を与えた（affect）ような電気供給の重大な（notable）中断又は長期にわたる中断についての情報を開示しなければならない。これには次のものを含む。

4.1 サービス中断の記述及び原因

4.2 中断の影響を受けた総発電容量、総送電容量又は総配電容量（メガワット（MW））、並びに影響を受けた（affected）人口

4.3 中断に関連するコスト

4.4 将来のサービス中断の発生可能性を軽減するために計画された活動

4.5 その他の重大な（significant）結果（例えば、法的手続き又は関連する死亡）

「SASB スタンダード」の修正案により生じる「IFRS S2 号産業別ガイダンス」に対する結果的修正案

ISSBは、「SASBスタンダード」との整合性を維持するために、「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」（「IFRS S2号産業別ガイダンス」）における産業の説明、開示トピック及び関連する指標に対して結果的修正を行うことを提案している。

結果的修正は、ISSBが優先順位が高いとした3産業の「SASBスタンダード」における気候関連の内容の修正案を反映することを提案しており、本公開草案で詳しく記載されている。

(a) 農産物

(b) 食肉、家禽及び乳製品

(c) 電力事業者及び発電事業者

「付録A」は、結果的修正により影響を受けることになる指標を示している。

ISSB による公開草案「『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する修正案」（2026 年 3 月公表）の承認

公開草案「『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する修正案」は、国際サステナビリティ基準審議会の 12 名のメンバーのうち 11 名により、承認（ratification）が認められた（approved）。リチャード・バーカー博士は、その承認（ratification）に反対票を投じた。同氏の代替的見解は、「結論の根拠」の後に記載されている。

エマニュエル・ファベール	議長
ジンドン・ファ	副議長
スザンヌ・ロイド	副会長

リチャード・バーカー

ジェニー・ボフィンガー=シュスター

ベリティ・チェガー

ジェフリー・ヘイルズ

小森　博司

ビン・レン

ンディディ・ンノリ=エドジエン

ベロニカ・ポンチェバ

エリザベス・シーガー

付録 A－ISSB が結果的修正の対象とすることを提案する「IFRS S2 号産業別ガイダンス」における指標

表 A1－第 20 巻における指標－農産物

現行の指標	提案されている指標
FB-AG-110a.1. グローバルでの「スコープ1」の総排出	FB-AG-110a.1. (1)「スコープ1」の総排出及び(2)排出制限規制の対象となる割合
FB-AG-110a.2. 「スコープ1」の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	FB-AG-110a.2. 「スコープ1」の温室効果ガス排出目標及びそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての記述
FB-AG-110a.3. フリートの燃料消費量、再生可能燃料の割合	FB-AG-110a.3. (1)フリートの燃料総消費量及び(2)再生可能燃料の消費量
FB-AG-130a.1. (1)事業によるエネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合	FB-AG-130a.1 (1)エネルギー総消費量、(2)購入した電気の消費量並びに(3)(a)自己生成及び(b)直接契約からの再生可能電力の消費量
FB-AG-140a.1. (1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域の割合	FB-AG-140a.1. (1)水源別の総取水量、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合
FB-AG-140a.2. 水管理リスクの記述並びに当該リスクを緩和するための戦略及び実務の説明	FB-AG-140a.2. 水関連のリスク及び機会、並びにそれらを管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）
FB-AG-140a.3. 水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）の件数	[該当なし―指標の削除を提案]
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-AG-140a.4. (1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-AG-150a.1 (1)発生した食品ロスの総量及び(2)転用した量
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-AG-150a.2 バリュー・チェーンを通じた、食品ロス及び食品廃棄物に関連する機会に対処するための戦略の記述
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-AG-160a.1. (1)事業の空間フットプリント合計、(2)撹乱された地域及び(3)復元された地域
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-AG-160a.2. 環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-AG-160a.3持続可能な方法で管理されている土地の製品別の総面積
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-AG-160a.4. 森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）

[該当なし―新たな指標を提案]	FB-AG-160a.5 自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-AG-160a.6. 直接農場事業において環境資源を管理し持続可能な農業実務を導入するための戦略の記述
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-AG-430c.1. 森林破壊又は転換がないと決定された、調達した農産物の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-AG-430c.2. サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される農産物
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-AG-430c.3. サプライ・チェーンにおいて環境資源を管理し持続可能な農業の実務を導入するための戦略の記述
FB-AG-440a.1. 主要作物の識別及び気候変動によってもたらされるリスク及び機会の記述	[該当なし―指標の削除を提案]
FB-AG-440a.2. 「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域から調達した農産物の割合	[該当なし―指標の削除を提案]
FB-AG-000.A. 主要作物別生産量	FB-AG-000.A. 優先製品別の(a)直接農場事業から生産された農産物及び(b)第三者から調達した農産物
FB-AG-000.C. 現在生産中の土地総面積	[該当なし―指標の削除を提案]
FB-AG-000.D. 外部から調達した農産物のコスト	[該当なし―指標の削除を提案]
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-AG-000.E. (1)従業員及び(2)非従業員労働者の総数
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-AG-000.F. (1)従業員及び(2)非従業員労働者別に分解した総労働時間

表 A2－第 23 巻における指標－食肉、家禽及び乳製品

現行の指標	提案されている指標
FB-MP-110a.1. グローバルでの「スコープ1」の総排出	FB-MP-110a.1. (1)「スコープ1」の総排出、(2)メタンの割合及び(3)排出制限規制の対象となる割合
FB-MP-110a.2. 「スコープ1」の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	FB-MP-110a.2. 「スコープ１」の温室効果ガス排出目標及びそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての記述
FB-MP-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電気の割合及び(3)再生可能エネルギーの割合	FB-MP-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)購入した電気の消費量並びに(3)(a)自己生成及び(b)直接契約からの再生可能電力の消費量
FB-MP-140a.1. (1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域の割合	FB-MP-140a.1. (1)水源別の総取水量、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合
FB-MP-140a.2. 水管理リスクの記述並びに当該リスクを緩和するための戦略及び実務の説明	FB-MP-140a.2. 水関連のリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）
FB-MP-140a.3. 水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）の件数	[該当なし―指標の削除を提案]
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-MP-140a.4. (1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量
FB-MP-160a.1. 発生した動物の排泄物及び堆肥の量、養分管理計画により管理した割合	[該当なし―指標の削除を提案]
FB-MP-160a.2. 保全計画要件により管理している牧草地及び放牧地の割合	[該当なし―指標の削除を提案]
FB-MP-160a.3. 集中家畜飼養事業からの動物性タンパク質生産	[該当なし―指標の削除を提案]
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-MP-160a.4 集中家畜飼養事業からの動物性タンパク質生産の割合
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-MP-160a.5. (1)事業の空間フットプリント合計、(2)撹乱された地域及び(3)復元された地域
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-MP-160a.6. 環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-MP-160a.7. 森林破壊又は転換がないと決定された直接農場事業から生産された家畜の割合（進捗をモニタリングするために設定した目標を含む。）
[該当なし―新たな指標を提案]	FB-MP-160a.8. 自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な直接農場事業からの優先製品

[該当なし—新たな指標を提案]	FB-MP-160a.9. 文書化された養分管理計画を導入し維持する直接農場事業からの家畜生産の割合
[該当なし—新たな指標を提案]	FB-MP-410b.1. サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための食品製品におけるイノベーションの使用
[該当なし—新たな指標を提案]	FB-MP-430b.1. 森林破壊又は転換がないと決定された、調達した(1)家畜及び(2) 家畜飼料の割合（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）
[該当なし—新たな指標を提案]	FB-MP-430b.2. サプライ・チェーンにおける自然及び気候に関連する物理的リスクに敏感な、優先的に調達される家畜及び家畜飼料
[該当なし—新たな指標を提案]	FB-MP-430b.3. 文書化された養分管理計画を導入し維持する農場から調達した家畜の割合
[該当なし—新たな指標を提案]	FB-MP-430b.4. 集中家畜飼養事業から調達した動物性タンパク質の割合
FB-MP-440a.1. 「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域から調達した動物飼料の割合	[該当なし—指標の削除を提案]
FB-MP-440a.2. 「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域にいる生産者との契約の割合	[該当なし—指標の削除を提案]
FB-MP-440a.3. 気候変動によって飼料調達及び家畜供給にもたらされる機会及びリスクを管理する戦略についての説明	[該当なし—指標の削除を提案]
FB-MP-000.B. カテゴリー別の動物性タンパク質生産、外部委託の割合	FB-MP-000.B. カテゴリー別の動物性タンパク質生産、第三者から調達した割合
[該当なし—新たな指標を提案]	FB-MP-000.C. (1)従業員及び(2)非従業員労働者の総数
[該当なし—新たな指標を提案]	FB-MP-000.D. (1)従業員及び(2)非従業員労働者別に分解した総労働時間

表 A3－第 32 巻における指標－電気事業者及び発電事業者

現行の指標	提案されている指標
IF-EU-110a.1. (1)グローバルでの「スコープ1」の総排出、(2)排出制限規制下における「スコープ1」の総排出の割合及び(3)排出報告規制下における「スコープ1」の総排出の割合	IF-EU-110a.1. (1)「スコープ1」の総排出及び(2)排出制限規制の対象となる割合
IF-EU-110a.2. 電気供給に関連する温室効果ガス（GHG）排出	IF-EU-110a.2. (1)送配電ロス及び(2)純購入電力に関連する温室効果ガス排出
IF-EU-110a.3. 「スコープ1」の排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	[該当なし―指標の削除を提案]
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-110a.5. (1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された設備容量
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-110a.6. (1)主要なエネルギー源及び(2)エネルギー貯蔵ごとに分解された計画容量
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-110a.7. 気候関連の移行リスク及び機会が資本戦略及び投資にどのように影響を与える（influence）かの記述
IF-EU-140a.1. (1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらの「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域の割合	IF-EU-140a.1. (1)水源別の総取水量、(2)総消費水量並びに(3)水ストレスのある場所からの(a)取水量及び(b)消費水量の割合
IF-EU-140a.2. 水質の許認可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）の件数	[該当なし―指標の削除を提案]
IF-EU-140a.3. 水管理リスクの記述並びに当該リスクを緩和するための戦略及び実務の説明	IF-EU-140a.3. 水関連のリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-140a.4. (1)排出先及び(2)処理レベルごとの排出された水の総量
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-160a.1. (1)事業の空間フットプリント合計、(2) 撹乱された地域及び(3)復元された地域
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-160a.2. 環境に敏感な場所又はその周辺の事業の空間フットプリント合計の割合
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-160a.3. 事業施設に関する環境管理方針及び実務の記述
IF-EU-420a.2. スマート・グリッド技術により供給する電力量の割合	[該当なし―指標の削除を提案]
IF-EU-420a.3. 市場ごとの効率化の取組み（measures）による、顧客の節電量	[該当なし―指標の削除を提案]
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-420a.4. デマンドサイド・マネジメントに関連するリスク及び機会並びにそれらを管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）

[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-420a.5. (a)家庭用、(b)商業用及び(c)工業用の参加者に分解された、デマンドサイド・マネジメントに関連する活動又はプログラムへの(1)アクティブな参加者の数及び(2)適格参加者の数
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-420a.6. デマンドサイド・マネジメント戦略によるピーク需要の節約量
IF-EU-540a.1. 直近の独立した安全審査の結果ごとに区分した、原子力発電ユニットの総数	IF-EU-540a.1. 直近の独立した国の規制上の安全審査の結果ごとに分解した、原子力発電ユニットの総数
IF-EU-540a.2. 原子力安全及び緊急事態への準備を管理する取組み（efforts）の記述	[該当なし―指標の削除を提案]
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-540a.3. 深刻な（serious）事故を識別し軽減するために用いる管理システムの記述
IF-EU-550a.1. 物理的な又はサイバーセキュリティの基準又は規制の違反事案（incidents of non-compliance）の件数	IF-EU-550a.1. 電力システムの混乱に関連するサイバーセキュリティ・インシデントの件数
IF-EU-550a.2. (1)「システム平均停電継続時間指標」（SAIDI）、(2)「システム平均停電回数指標」（SAIFI）及び(3)「顧客平均停電継続時間指標」（CAIDI）（いずれも重大事象日数（major event days）を含む。）	IF-EU-550a.2. (1)「システム平均停電継続時間指標」（SAIDI）、(2)「システム平均停電回数指標」（SAIFI）及び(3)「顧客平均停電継続時間指標」（CAIDI）
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-550a.3. 発電用の資産の平均利用可能係数
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-550a.4. 産業用の資産の種類別及び気候関連の物理的リスク別に分解された、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な（vulnerable）資産の数値及び割合
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-550a.5. 事業上のレジリエンス及びシステムの信頼性に関連するリスク及び機会を管理するための戦略の記述（進捗をモニタリングするために設定された目標を含む。）
IF-EU-000.D. 総発電量、主要なエネルギー源ごとの割合、規制対象市場における割合	IF-EU-000.D. 総発電量、主要なエネルギー源ごとの割合
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-000.F. (1)従業員及び(2)非従業員労働者の総数
[該当なし―新たな指標を提案]	IF-EU-000.G. (1)従業員及び(2)非従業員労働者別に分類した総労働時間

IFRS Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**
Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including ‘FSA®’, ‘IASB®’, ‘IFRS®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘ISSB®’, and ‘SASB®’. For a full list of our registered trade marks, visit www.ifrs.org.